

# 舞鶴市地域防災計画 一般災害対策編

昭和38年	3月31日	制定	平成3年	3月15日	修正
昭和49年	5月4日	修正	平成4年	2月7日	修正
昭和50年	4月17日	修正	平成5年	2月4日	修正
昭和51年	4月20日	修正	平成6年	2月16日	修正
昭和55年	9月18日	修正	平成10年	1月14日	修正
昭和56年	9月8日	修正	平成14年	3月20日	修正
昭和58年	2月3日	修正	平成18年	3月24日	修正
昭和59年	4月18日	修正	平成25年	3月13日	修正
昭和60年	2月14日	修正	平成27年	3月18日	修正
昭和61年	4月14日	修正	平成30年	3月23日	修正
昭和62年	1月23日	修正	平成31年	3月19日	修正
平成元年	2月2日	修正	令和2年	3月31日	修正
平成2年	2月6日	修正	令和4年	3月31日	修正

舞鶴市防災会議



# 目 次

---

## 第1編 総 則

---

### 第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の理念	1
第3節 計画の構成及び内容	1
第4節 諸法令等に基づく計画との関係	2
第5節 計画の修正	2
第6節 計画の周知徹底	2
第7節 計画の運用	2

### 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第3章 舞鶴市の災害環境

第1節 舞鶴市の地勢	9
第2節 舞鶴市の気象	9
第3節 舞鶴市の災害履歴	11

---

## 第2編 災害予防計画

---

### 第1章 災害に強いまちづくり計画

第1節 道路・橋りょうの整備計画	12
第2節 鉄道施設防災計画	13
第3節 防災空間の整備計画	15
第4節 市街地の災害予防計画	15
第5節 建築物災害予防計画	16
第6節 社会福祉施設防災計画	18
第7節 ライフライン施設等災害予防計画	18
第8節 港湾海岸施設防災計画	24
第9節 文化財災害予防計画	25
第10節 農林水産災害予防計画	25

## 第2章 災害に強いひとづくり計画

第1節	防災知識普及計画	29
第2節	防災訓練計画	32
第3節	自主防災組織の育成計画	33
第4節	ボランティアの育成計画	35
第5節	企業等防災計画	36
第6節	要配慮者等防災計画	36
第7節	学校等の防災計画	40
第8節	地区防災計画	42

## 第3章 災害に強いシステムづくり計画

第1節	防災組織の整備計画	45
第2節	行政機能維持対策計画	46
第3節	気象予警報等の収集・伝達	47
第4節	災害情報通信施設整備計画	65
第5節	広域支援体制の整備計画	69
第6節	救急救助・集団救急体制の整備計画	69
第7節	避難体制の整備計画	71
第8節	給水体制の整備計画	78
第9節	物資確保計画	79
第10節	資機材等整備計画	81
第11節	交通対策及び輸送計画	81
第12節	観光客保護・帰宅困難者対策計画	83
第13節	廃棄物処理等に係る防災体制の整備	84

## 第4章 災害の抑制と被害の軽減計画

第1節	防災調査計画	86
第2節	水災予防計画	86
第3節	土砂災害等予防計画	89
第4節	集中豪雨対策に関する計画	94
第5節	雪害対策計画	95
第6節	消防整備計画	96
第7節	大規模市街地火災予防計画	97
第8節	危険物等保安計画	99

---

# 第3編 災害応急対策計画

---

## 第1章 組織計画

第1節 組織及び配備	101
第2節 本部体制	102
第3節 配備体制	115
第4節 現地災害対策本部	117

## 第2章 情報収集・伝達計画

第1節 災害規模の早期把握のための活動	118
第2節 災害情報、被害状況等の収集伝達	118
第3節 災害通信計画	119
第4節 気象予警報等収集伝達計画	120
第5節 災害情報収集伝達計画	121
第6節 京都府及び防災関係機関等に対する報告、伝達計画	122

## 第3章 広報・広聴活動計画

第1節 広報活動計画	125
第2節 広聴活動計画	126

## 第4章 避難に関する計画

第1節 応急避難計画	128
第2節 警戒区域の設定	132
第3節 避難の誘導及び移設等	133
第4節 避難所の開設・運営	133
第5節 広域避難	136
第6節 広域一時滞在	137
第7節 被災者への情報伝達活動	137
第8節 駅における避難計画	138
第9節 車中泊避難計画	139

## 第5章 救急・救助計画

第1節 救出救助活動計画	140
第2節 医療、助産及び救護計画	141
第3節 傷病者搬送体制	143

## 第6章 災害救助法の適用計画

第1節 災害救助法の適用基準	144
----------------	-----

第2節	災害救助法の適用手続き	145
第3節	災害救助法による救助の内容等	145
第4節	救助業務の実施者	146
<b>第7章 応援要請・受援計画</b>		
第1節	京都府に対する応援要請計画	147
第2節	防災関係機関に対する応援要請計画	148
第3節	自衛隊への災害派遣要請計画	149
第4節	他の市町村に対する応援要請計画	151
第5節	受援計画	152
<b>第8章 防除計画</b>		
第1節	水防活動計画	153
第2節	消防活動計画	157
第3節	危険物等応急対策計画	162
第4節	雪害対策計画	164
<b>第9章 道路・交通輸送計画</b>		
第1節	道路・交通応急対策計画	166
第2節	緊急輸送計画	170
<b>第10章 食料・飲料水、生活必需品等供給計画</b>		
第1節	給水計画	180
第2節	食料の供給計画	182
第3節	生活必需品等の供給計画	183
第4節	地域内輸送拠点開設計画	184
<b>第11章 保健・衛生計画及び遺体処理等活動計画</b>		
第1節	防疫及び保健衛生計画	186
第2節	清掃計画	187
第3節	遺体の搜索・遺体の埋葬計画	189
<b>第12章 災害警備計画</b>		
<b>第13章 労務供給計画</b>		
<b>第14章 公共公益施設の応急対策計画</b>		
第1節	ライフライン施設応急対策計画	194
第2節	道路・橋りょう応急対策計画	199

第3節	河川・内排水施設応急対策計画	200
第4節	鉄道施設応急対策計画	200
第5節	建築物・住宅応急対策計画	200
第6節	その他公共施設応急対策計画	202
<b>第15章 農林水産関係応急対策計画</b>		
第1節	農業関係応急対策計画	203
第2節	水産業関係応急対策計画	203
第3節	林業関係応急対策計画	204
<b>第16章 応急教育・応急保育計画</b>		
第1節	計画の方針	205
第2節	情報の収集・伝達	205
第3節	施設・設備の緊急点検等	205
第4節	学校等における安全対策	206
第5節	応急教育	206
第6節	応急保育	208
第7節	学校等における保健衛生及び危険物等の保安	208
第8節	被災者の救護活動への連携・協力	208
<b>第17章 ボランティア支援計画</b>		
第1節	舞鶴災害ボランティアセンターへの支援	209
第2節	避難所等におけるボランティアの受け入れ	209
<b>第18章 要配慮者等に係る支援対策計画</b>		
第1節	要配慮者等に係る支援対策	211
第2節	観光客保護・帰宅困難者対策	212
第3節	社会福祉施設応急対策計画	212
<b>第19章 義援金品受付配分計画</b>		
<b>第20章 環境保全に関する計画</b>		
<b>第21章 社会秩序の維持に関する計画</b>		
<b>第22章 文化財等の応急対策</b>		

---

## 第4編 災害復旧・復興計画

---

### 第1章 市民生活安定のための緊急措置

第1節 被災者の生活再建等の支援	218
第2節 中小企業等への融資	224
第3節 相談窓口の設置	224
第4節 風評被害対策	224

### 第2章 災害復旧事業の推進

第1節 公共土木施設災害復旧事業	225
第2節 農林水産施設災害復旧事業	225
第3節 都市災害復旧事業	225
第4節 上水道・下水道災害復旧事業	225
第5節 公共用地災害復旧事業	225
第6節 住宅災害復旧事業	225
第7節 社会福祉施設災害復旧事業	225
第8節 公立医療施設、病院等の災害復旧事業	226
第9節 学校教育施設災害復旧事業	226
第10節 社会教育施設災害復旧事業	226
第11節 文化財等の復旧計画	226
第12節 災害復旧事業に係る舞鶴市の財政措置	226
第13節 その他の災害復旧事業	226

### 第3章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害の指定	227
第2節 その他の法律による財政援助	228

### 第4章 災害復興対策計画

# 第1編 総 則

## 第1章 計画の目的等

### 第1節 計画の目的

舞鶴市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、舞鶴市防災会議が作成する計画であって、舞鶴市の市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めて、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域及び市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の理念

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対処が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えをもとに、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災体制の整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「備え」が重要であり、各種施設・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、日頃から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。また、事前の行動計画作成、防災意識の啓発等、住民目線のソフト対策により、住民自らが「命を守る」ため、リスクを察知し主体的に避難できるよう実効性のあるソフト対策への取り組みを進める。
- 6 2011年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 舞鶴市、京都府だけでは対応することが困難な災害については、京都府を通じて、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づき対応する。
- 8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

### 第3節 計画の構成及び内容

舞鶴市地域防災計画は、一般災害対策編を基本として次のとおり構成する。

## 1 舞鶴市地域防災計画の構成

(1) 一般災害対策編

風水害、土砂災害等

(2) 震災対策編

地震災害、津波災害

(3) 原子力災害対策編

関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所における事故及び核燃料物質の輸送中における事故による災害

(4) 事故対策計画編

海難事故、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、広域停電事故及び石油類流出事故による災害

## 2 一般災害対策編の構成

(1) 総 則

(2) 災害予防計画

(3) 災害応急対策計画

(4) 災害復旧・復興計画

## 第4節 諸法令等に基づく計画との関係

舞鶴市地域防災計画は、舞鶴市における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。従って、災害対策基本法第42条に規定される防災業務計画、京都府地域防災計画はもとより、防災基本計画、京都府水防計画、舞鶴市水防計画と矛盾し、又は抵触することのないようその整合を図るものとする。

## 第5節 計画の修正

舞鶴市地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

## 第6節 計画の周知徹底

舞鶴市地域防災計画は、関係機関に周知徹底するものとする。また、特に必要と認めるものについては、市民にも周知するものとする。

## 第7節 計画の運用

舞鶴市及び防災関係機関においては、必要に応じ細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、これに基づくものとする。

## 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
舞 鶴 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 舞鶴市防災会議及び舞鶴市災害対策本部に関する事務</li> <li>2 防災に関する施設、組織の整備と訓練</li> <li>3 災害に関する予警報の連絡</li> <li>4 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報</li> <li>5 防災思想の普及及び防災訓練の実施</li> <li>6 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進</li> <li>7 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</li> <li>8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</li> <li>9 災害の防除と拡大の防止</li> <li>10 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、疾病者、外国人等特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置</li> <li>11 避難所における良好な生活環境の確保</li> <li>12 災害応急対策及び復旧資材等の確保</li> <li>13 被災企業等に対する融資等の対策</li> <li>14 市管理施設の応急対策</li> <li>15 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保</li> <li>16 災害時における文教対策</li> <li>17 災害対策要員等の動員</li> <li>18 災害時における交通、輸送の確保</li> <li>19 被災施設の復旧</li> <li>20 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整</li> <li>21 被災者の援護を図るための措置</li> </ol>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
京 都 府	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項</li> <li>2 防災に関する施設、組織の整備</li> <li>3 災害に関する予警報の連絡</li> <li>4 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供</li> <li>5 防災思想の普及及び防災訓練の実施</li> <li>6 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進</li> <li>7 避難指示等の対象地域、半断時期等に係る助言</li> <li>8 災害の防除と拡大の防止</li> <li>9 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置</li> <li>10 災害応急対策及び復旧資材等の確保</li> <li>11 被災企業等に対する融資等の対策</li> <li>12 被災府営施設の応急対策</li> <li>13 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保</li> <li>14 災害時における文教対策</li> <li>15 災害時における公安の維持</li> <li>16 災害対策要員の動員</li> <li>17 災害時における交通、輸送の確保</li> <li>18 被災施設の復旧</li> <li>19 舞鶴市、その他の防災関係機関等との連絡調整、指示、あっ旋等</li> <li>20 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結</li> </ol>

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
京 都 府 各 機 関	中丹広域振興局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する組織（京都府中丹広域災害警戒・対策支部）の整備</li> <li>2 災害情報の収集と伝達</li> <li>3 災害による被害の調査報告とその他関連情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供</li> <li>4 関係機関に対する要請</li> <li>5 舞鶴市、その他の防災関係機関等との連絡調整、指示、あつ旋等</li> <li>6 被災企業等に対する融資等の対策</li> </ol>
	中丹東土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集と伝達</li> <li>2 河川、道路、橋りょう等の被害状況調査及び報告</li> <li>3 水防、その他の応急措置</li> <li>4 災害の防除と拡大の防止</li> <li>5 災害応急対策、復旧資材等の確保</li> <li>6 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保</li> <li>7 被災施設の復旧</li> </ol>
	中丹東保健所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水支援の要請、医薬品等の供給</li> <li>2 医療機関の被害状況調査及び応急対策</li> <li>3 医療救護及び防疫対策</li> <li>4 社会福祉施設の被害状況調査及び応急対策</li> <li>5 救援物資及び応急復旧資材の確保及び輸送</li> <li>6 救助、防疫等被害者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な対策</li> </ol>
	港湾局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設等の被害状況調査及び報告</li> <li>2 港湾施設等の応急対策及び資材等の確保</li> <li>3 港湾施設等の被災施設の復旧</li> </ol>
	水産事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港施設等の被害状況調査及び報告</li> <li>2 漁港施設等の応急対策、資材等の確保</li> <li>3 漁港施設等の被災施設の復旧</li> </ol>
	舞鶴警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の救出救助、避難指導</li> <li>2 被災地等及びその周辺地域における交通規制</li> <li>3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙</li> </ol>
指 定 地 方 行 政 機 関	第八管区海上保安本部 （舞鶴海上保安部）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難救助、海上警備、海上の安全確保</li> <li>2 航路標識等の保全</li> <li>3 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</li> </ol>
	大阪管区气象台 （京都地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol>

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱			
指定地方行政機関	近畿地方整備局 (福知山河川国道事務所) (舞鶴港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること</li> <li>2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること</li> <li>3 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること</li> <li>4 由良川の洪水予報、水防警報の発表及び伝達に関すること</li> <li>5 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること</li> <li>6 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること</li> <li>7 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導</li> <li>8 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること</li> <li>9 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導</li> <li>10 災害時の海上の流出油に対する防除措置</li> <li>11 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること</li> </ol>			
	近畿運輸局 (京都運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する交通施設及び設備の整備についての指導</li> <li>2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> <li>3 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整</li> <li>4 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請</li> <li>5 特に必要があると認める場合の輸送命令</li> <li>6 災害時における交通機関利用者への情報の提供</li> </ol>			
	近畿農政局 (消費・安全部地域第二課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成</li> <li>2 農業関係被害状況の収集報告</li> <li>3 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導</li> <li>4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導</li> <li>5 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧</li> <li>6 土地改良機械の緊急貸付け</li> <li>7 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策</li> <li>8 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整</li> </ol>			
	近畿財務局 (京都財務事務所舞鶴出張所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木等被災施設の査定 の立会</li> <li>2 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>3 国有財産の無償貸付等</li> <li>4 災害時における金融機関の緊急措置の指示</li> </ol>			
	京都労働局 (舞鶴労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業災害予防対策</li> <li>2 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施</li> <li>3 災害応急対策に必要な労働力の確保</li> </ol>			
	自衛隊	<table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊 第七普通科連隊</td> <td>1 災害の予防及び災害応急対策の支援</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 舞鶴地方総監部</td> <td>1 災害の予防及び災害応急対策の支援</td> </tr> </table>	陸上自衛隊 第七普通科連隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援	海上自衛隊 舞鶴地方総監部
陸上自衛隊 第七普通科連隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援				
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	1 災害の予防及び災害応急対策の支援				
指定公共機関	<table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 (京都支店) KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築</li> <li>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。</li> <li>3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保</li> <li>4 災害を受けた通信設備の早期復旧</li> <li>5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携</li> </ol> </td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社 (京都支店) KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築</li> <li>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。</li> <li>3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保</li> <li>4 災害を受けた通信設備の早期復旧</li> <li>5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携</li> </ol>		
西日本電信電話株式会社 (京都支店) KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築</li> <li>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。</li> <li>3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保</li> <li>4 災害を受けた通信設備の早期復旧</li> <li>5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携</li> </ol>				

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本赤十字社 (京都府支部)	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2 災害時における被災者の救護保護 3 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 4 義援金の募集及び義援品の募集・配分
	西日本旅客鉄道株式会社 (福知山支社)	1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送 3 JR通信施設の確保と通信連絡の協力
	日本放送協会 (京都放送局)	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分
	関西電力株式会社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
	関西電力送配電株式会社	1 電力供給施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
	西日本高速道路株式会社関西支社 (福知山高速道路事務所)	1 高速道路の保全 2 高速道路の応急対策及び災害復旧
	日本通運株式会社(舞鶴支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
	日本郵便株式会社 (東舞鶴郵便局・西舞鶴郵便局)	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除 5 郵便局の窓口業務の維持
指定地方公共機関	株式会社京都放送	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分
	一般社団法人京都府医師会	1 災害時における医療救護の実施
	北近畿タンゴ鉄道株式会社 WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)	1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送 3 通信施設の確保と通信連絡の協力
	株式会社エフエム京都	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
	一般社団法人京都府バス協会	1 協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府トラック協会	1 協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府LPGガス協会	1 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保 2 災害時における液化石油ガスの供給確保 3 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
	京都府道路公社	1 京都縦貫自動車道の保全 2 京都縦貫自動車道の応急対策及び災害復旧
	公益社団法人京都府看護協会	1 災害時における医療救護の実施 2 避難所における避難者の健康対策
指定地方公共機関	一般社団法人京都府薬剤師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理
	一般社団法人京都府歯科医師会	1 避難所における避難者の健康対策 2 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧 3 たん水の防排除施設の整備と運用
	ガス会社	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給 3 被害施設の応急対策及び復旧
	自動車運送機関	1 安全輸送の確保 2 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
	報道機関	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分
	農業協同組合・漁業協同組合・森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又はあつ旋 3 生産資材等の確保又はあつ旋
	一般社団法人舞鶴医師会	1 災害時における医療救護の実施
	病院等経営者	1 避難施設の整備と避難の訓練 2 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産・救護
	金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
	学校法人	1 避難施設の整備と避難の訓練 2 災害時における応急教育対策 3 被災施設の復旧
	液化石油ガス取扱機関	1 液化石油ガスの防災管理 2 災害時における液化石油ガスの供給

## 第3章 舞鶴市の災害環境

### 第1節 舞鶴市の地勢

舞鶴市は京都府の北東部に位置し、東部は福井県、南部は綾部市、西部は福知山市及び宮津市に接し、この三方には青葉山、三国岳、弥仙山、赤岩山、由良ヶ岳等の山岳がちなっている。これらの山々に源を発する志楽川、祖母谷川及び与保呂川が東市街地を、榎川が中市街地を、高野川及び伊佐津川が西市街地を、また由良川が加佐地域を貫流している。北部は日本海に面し、風光明媚なりアス式海岸になっており、その深く湾入したところが舞鶴湾となっている。

### 第2節 舞鶴市の気象

#### 1 舞鶴市の気候概況

舞鶴市は、日本海側気候であるが、寒候期の北西季節風が丹後半島に遮られる位置的条件から、日本海側特有の「しぐれ」や降雪等気象現象の現れ方がやや弱い。気温は沿岸部のため寒暖の差がやや小さい。

#### 2 季節の特性

##### (1) 冬季(12月～2月)

この期間の降水量の平均値は490.8mm、ほとんどが日本海側特有の「しぐれ」や降雪によるものであるが、その量は少なめである。天候は曇りや雨・雪の日が多く、降雪量は、市街地と山間部で局地的な差がある。

##### (2) 春季(3月～5月)

この期間の降水量の平均値は399.9mm、「しぐれ」は残るものの、低気圧と高気圧が交互に日本付近を通り、天気は周期的に変化する。5月の下旬頃には「梅雨の走り」が現れる。気温の変化が最も大きい時期で、移動性高気圧に覆われると、放射冷却による農作物への晩霜害が発生する。

##### (3) 夏季(6月～8月)

この期間の降水量の平均値は497.1mm、梅雨と梅雨明け後の盛夏季と大きく天気が変わる。概して大気が不安定になりやすく雷の発生が最も多い。落雷・降ひょうに注意が必要である。

##### 〔梅雨期〕

梅雨入りの平年日は6月6日頃、明けは7月21日頃である。梅雨の末期は前線の活動が活発となり、局地的大雨の発生するおそれがある。

##### 〔盛夏期〕

梅雨が明けると太平洋の高気圧に覆われる。南西の季節風のため太平洋側に比べ乾燥し、蒸し暑さは少ない。潮位が高い時期でもあり、低気圧や台風の接近等で、小規模ながら高潮災害が発生する。

##### (4) 秋季(9月～11月)

この期間の降水量の平均値は550.7mm、初秋は秋雨前線が南岸に停滞し、ぐずついた天気が続く。この時台風が接近

すると大雨になる。由良川の洪水は台風が舞鶴市の東を通った時に多く発生している。10月半ば頃には、低気圧と高気圧が交互に日本付近を通るようになり、天気は周期的に変化する。冬型気圧配置が現れ始めるのもこの頃である。晩秋になると「しぐれ」の日が次第に多くなる。

※各計の降水量は1991-2020年の平年値を使用

● 舞鶴の気候表

1 平年値〔統計期間（1991-2020年）〕

要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
降水量 mm		183.4	146.6	140.5	116.6	142.8	154.9	192.6	149.6	238.3	179.9	132.5	163.6	1,941.2
平均気温 ℃		3.7	4.1	7.4	12.7	17.8	21.6	25.9	27.1	22.9	17.0	11.3	6.2	14.8
日照時間 h		72.1	82.5	123.0	165.3	182.9	136.0	151.2	194.7	134.5	128.6	101.3	80.4	1,552.4
相対湿度 %		82	79	74	71	71	77	78	76	79	79	80	82	77
不 照 日 数		5.4	4.5	5.2	4.9	4.7	5.2	4.5	1.7	4.6	5.3	4.2	4.3	54.5
雷 日 数(※)		1.2	0.9	0.9	1.0	1.6	1.8	4.0	4.1	2.2	1.0	0.7	2.1	21.8
霧 日 数(※)		1.2	1.3	1.7	1.0	1.6	1.0	0.4	0.2	1.1	2.7	3.0	1.9	17.3
降 雪 日 数(※)		15.7	13.7	6.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	7.5	43.3

(※) 統計期間 1991-2013

2 極 値 〔統計期間 観測開始 1947年4月～2022年1月〕

極 値	最高気温：38.8℃(2018年7月22日) 最低気温：-8.8℃(1977年2月16日) 日降水量：445.5mm(1953年9月25日) 最深積雪：87cm(2012年2月2日) 最大風速風向：36.5m/s 北北東(1959年9月26日) 最大瞬間風速風向：51.9m/s 北(2004年10月20日)
-----	---

注：上記データは舞鶴特別地域気象観測所（旧：舞鶴海洋気象台）で観測したものである。

（舞鶴特別地域気象観測所（旧：舞鶴海洋気象台）は、1974〔昭和49〕年7月に東舞鶴地区から西舞鶴地区に移転。）

### 第3節 舞鶴市の災害履歴

近年における舞鶴市の災害は、昭和20～30年代に我国を襲った台風による風水害が中心であるが、平成16年の台風23号は51年ぶりの大災害となった。その他主な火災、豪雨、雪害等は次のとおりである。

舞鶴市の記録によると、被害が著しい台風は、昭和20年代では昭和28年の台風13号、昭和30年代では、昭和34年の伊勢湾台風（台風15号）、昭和36年の第2室戸台風（台風18号）、同年の台風26号、昭和39年の台風20号、昭和40年代では、昭和40年の台風24号、昭和47年の台風20号等があげられる。また、平成16年の台風23号では6名の犠牲者を出し、平成25年の台風18号では、大雨特別警報が同年8月の導入以来初めて発表、平成29年の台風21号では、人的被害はなかったものの、災害救助法の適用や激甚災害の指定を受けるなど、多数の住家被害や農地への冠水等市内全域に著しい被害をもたらした。

その他、著しい被害をもたらした台風は記録されていないが、比較的被害の大きかったものとして、昭和54年の台風16号、昭和57年の台風10号、平成2年の台風19号があげられる。

台風以外の豪雨としては、昭和38年の6月豪雨、昭和47年の7月豪雨、平成30年の7月豪雨があげられ、それぞれ大きな被害をもたらしている。特に、平成30年の7月豪雨では、2度目となる大雨特別警報が発表され、犠牲者1名をだすなど大きな被害をもたらした。

大雪としては、昭和50年、昭和56年、昭和57年、昭和59年等に観測され、近年では平成7年、平成12年、平成17年、平成24年に記録的な積雪が観測されている。

大火としては、昭和26年の野原大火、昭和45年の岸谷大火、昭和49年の白滝大火、平成19年の紡績工場火災等があげられる。

このほかにも、舞鶴市特有の災害として高潮災害が記録されており、昭和55年10月、昭和56年、昭和60年、平成24年には、床上浸水を記録するなど大きな被害をもたらしているほか、昭和58年（日本海中部地震）と平成5年（北海道南西沖地震）には、津波による被害も記録されている。

## 第2編 災害予防計画

### 第1章 災害に強いまちづくり計画

道路・橋りょう、公園、公共建築物、ライフライン、港湾等の公共施設の整備を図るとともに、市街地又はその周辺の農地、林地等のもつ防災機能の保全に努め、災害に強いまちづくりを目指すものとする。また、土地区画整理事業等市街地開発事業を行うにあたっては、都市基盤施設を一体的に整備するなかで防災性の向上に努めるものとする。

#### 第1節 道路・橋りょうの整備計画

道路・橋りょうは、平常時における人や物資の交通基盤であるだけでなく、災害時には、避難、救援・救護、消防活動等災害に対処するための緊急道路となり、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有している。従って、これらの整備にあたっては、防災面に十分配慮した施策の推進に努めるものとする。

##### 1 主要道路・橋りょうの整備

国道、府道、1級及び2級の市道を主要道路として位置付ける。

- (1) 災害時における避難路及び災害応急対策のための消防・救急・医療等の緊急車両・輸送車両等が通行する緊急幹線道路の有効な幅員を確保し、構造の必要な改善を図る。
- (2) 道路・橋りょう等に必要な措置を施して、安全性の確保を図る。
- (3) がけ崩れ、土石流等からの保全に努める。
- (4) 防災上の観点から、舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道へのアクセス道路の整備及び臨港道路の推進を図り、大災害時の緊急幹線道路の確保に努める。
- (5) 路側に防火樹等を植栽し、延焼遮断効果を高めるものとする。
- (6) 路上駐車・放置自転車に対処するため、主要道路周辺に、駐車場、駐輪場を検討する。
- (7) 橋りょうは、防災対策上安全性に配慮し、重要性の高いものから架替え・改良を推進する。
- (8) 1級及び2級の市道については、災害時における避難路とするため、緊急車両・輸送車両等が通行できる有効な幅員を確保する。

##### 2 生活道路の整備

生活道路は、一時的な避難路であり、避難路に接続する道路であるだけでなく、生活道路沿いに発生した災害に対処するための緊急道路でもあり、次の対策を推進する。

- (1) 防災対策や安全対策等に配慮し、狹隘道路の解消に努める。
- (2) 避難しやすく、安全性を確保した構造の道路として整備する。
- (3) 橋りょうは、耐震点検を定期的に行い、老朽化の著しい、また、桁下余裕高が明らかに不足している橋りょうにつ

いては、架替えを推進する。

### 3 道路・橋りょうの点検体制の確立

- (1) 災害に備えた道路・橋りょう全般についての点検を定期的に行い、問題のある箇所は、重要性の高いものから、早急な改善を施すものとする。
- (2) 災害発生時に被災しやすく、交通上重要と思われる調査箇所をあらかじめ定めておく。

### 4 防災拠点の整備

災害時の被害拡大の防止や迅速な復旧のため、資機材の備蓄や、大型機械が待機できる防災拠点の整備に努める。

## 第2節 鉄道施設防災計画

鉄道施設の被災は、直接人命に危険を及ぼすだけでなく、公共交通網の途絶等、市民生活に重大な影響を与えるおそれがある。

このため、鉄道会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒態勢をあらかじめ策定しておく。

### 1 計画の内容

- (1) 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建築物の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- (10) 危険及び不良箇所の点検整備
- (11) 落石、倒木警報装置の点検整備
- (12) 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (13) その他防災上必要なもの

### 2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

- (1) 気象異常時における取扱い

ア 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。

イ 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

(2) 降雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

(3) 強風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

(4) 地震

地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

(5) 落石、地すべり及びびなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

(6) その他

ア 治山・治水事業との連携した保安度の向上

イ 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

### 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

(1) 降雨に対する対策

降雨により災害の発生する恐れがある場合は、的確な情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により防災対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

(2) 風速20m/s以上の強風に対する対策

強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、その状況により、列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ち着きを待って列車運転を再開する。

(3) 降積雪に対する対策

降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により防災対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

### 4 緊急時措置訓練

緊急時措置の迅速、確実に万全を期するため、平日昼間及び休日・夜間の被災を想定し、参集、情報の収集・伝達、列車の運行に伴う緊急措置、応急復旧等を含む訓練を実施する。

### 第3節 防災空間の整備計画

避難場所・避難路及び延焼遮断帯、もしくは防災緩衝帯の機能をもつ公園、緑地、緑道、広場等のオープンスペースの確保に努める。

地域における防災性の向上を図るため、公園・空地等の確保を図るとともに、市街地内又は、その周辺の農地、林地のもつ防災機能の保全に努める。これらの開発にあたって、都市再開発事業、土地区画整理事業等により、社会基盤の整備や河川環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

公園には、家屋の近接する箇所は防火樹等の樹木の植栽を施し、避難広場としての機能を高める。

#### 1 都市公園等の整備

公園は、住民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほか、大規模市街地火災等の場合における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上重要な役割を担っている。このため、公園については、その配置と規模、特に市街地大火によるふく射熱から安全な有効面積を確保する等、防災効果の高い公園の整備を推進するとともに、緑道等によりそのネットワーク化を図る。

(1) 都市公園等の現況は次のとおりである。

種 別		箇所数	面 積 (㎡)
住区基幹公園	街区公園	23	72,012
	近隣公園	3	45,699
	地区公園	2	82,241
都市基幹公園	総合公園	5	453,517
特殊公園	風致公園	6	605,137
	歴史公園	1	42,217
緑地 （明倫、おひつら、安泰、西町前）		4	11,500
広場 （加左運動場、市場運動場）		2	17,300
合 計		46	1,329,623

(平成30年2月1日現在)

(2) 防災都市としての整備を充実させるため、市街地中心部及びその周辺に立地する都市公園等、重要性の高いものから防災上の観点を考慮した整備について検討する。

#### 2 農地・林地の保全

市街地及びその周辺の農地・林地の持つ防災機能の保全に努める。また、これらの開発にあたっては乱開発を抑制し、区画整理事業等によって道路・公園等の都市施設を整備し、防災機能の保持に努める。

水源涵養及び自然災害防止機能を有する山地についてもその保全を図る。

### 第4節 市街地の災害予防計画

市街地において木造家屋が無秩序に密集している地域、城下町特有の道路の狭い地区、公共施設が不足している地域等、災害に対し構造的に脆弱な地域については、都市防災の観点から、建築物の耐震化・不燃化の促進や道路、公園、上下水

道、広場等の都市基盤施設を計画的に配置することにより、災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

## 1 現況

舞鶴市では、戦前から道路整備が進み、東舞鶴駅・西舞鶴駅周辺における都市開発事業は一定終了している。また、市街地及び周辺部では、既に土地区画整理事業が随所に行われてきた。これらは、木造老朽密集住宅地に比べて、はるかに防災都市としての価値を備えるものである。

市街地の防災性を向上させるためには、公園・広場・農地等の空地、防災の根幹施設としての道路、市民生活の根幹施設であるライフライン等の公共施設の整備を防災的見地から計画的に進めながら、土地利用の適正な誘導を図る必要がある。そのためには、都市計画マスタープラン等の全市的な基本計画と防災とをからめつつ、災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

## 2 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質や公共施設の新設、変更等を行い、健全な市街地の造成を図ることを目的とした事業であると同時に、防災面からも有効なものであるため、災害に対し構造的な課題を抱える地域については、事業化を検討するものとする。

## 3 防火地域・準防火地域の指定

都市防災性の強化を図るため、中心市街地において、火災時の延焼の危険を避けるため、容積率、建ぺい率の高い地域を中心に、防火地域又は準防火地域に指定する。

また、災害時における避難の安全を図るため、避難所の周辺地域についても、防火地域又は準防火地域の指定に努める。

## 4 計画

今後、防災的要素をより多く取り入れて、道路・公園・上下水道・消防水利等の都市基盤整備を行いつつ、建築物については、防災的な立場から建築指導に努める。また、都市施設については、防災機能の向上に努め、安全で快適な魅力ある市街地の形成を目指すものとする。

- (1) 耐震・耐火建築物の普及
- (2) 防災道路・避難路の整備
- (3) 防災公園の整備

## 第5節 建築物災害予防計画

風水害、大火災、地震等による建築物災害を予防するため、建築物の耐火、耐震化を図るとともに、防災施設の整備等の指導、奨励を行い、個々の建造物の防災性の向上に努める。

また、既存木造建築物については、舞鶴市建築物耐震改修促進計画に耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

## 1 公共建築物の防災対策

庁舎、学校、公民館、病院等の公的建築物は、災害時に防災拠点や避難救護施設としての役割も担うため、適宜防災診断を実施し、適切な維持、保全対策を行うとともに、速やかに耐震・耐火性能の向上を図るとともに、非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、優先順位を付け、数値目標を設定する等、計画的な実施を図る。

また、これらの施設の整備にあたっては、防災機能の向上を目指し、次の対策を促進する。

- (1) 既存の木造建築物の不燃化・堅牢化
- (2) 新築、増改築時の耐震・耐火建築物の建設促進
- (3) 停電時に備えた自家発電設備等の設置
- (4) 自動火災報知器、消火設備等の消防用設備の整備
- (5) 避難救護施設としての使用時に備えた要配慮者等のためのバリアフリーの推進
- (6) 既存不適格建築物の改修計画の策定
- (7) ブロック塀の点検、撤去又は改修

## 2 一般建築物に対する指導等

一般建築物の耐震・耐火性の促進については、都市計画法、建築基準法等に基づき次の施策を促進する。

- (1) 一般住宅に対する防災知識の普及啓発

災害発生に備え、関係機関と連携し、ポスターや印刷物の作成、広報、講習会の開催等により、一般住民に対し建築物に関する災害知識の普及啓発の徹底を図る。

- (2) 建築物の耐震診断の実施及び指導

関係団体と協力して、個々の建築物の耐震診断を実施し、その結果に基づき、補修、改築等の指導を行う。

- (3) 消防設備関係法令の普及

京都市中丹東土木事務所の協力を得て、建築士事務所協会、建設業協会等関係団体に対し、消防法並びに建築基準法等に規定する消防設備者法令の説明会等を行い、法令の規定を確実に履行させる。

- (4) ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除去の促進
- (5) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

## 3 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

## 4 宅地防災への対応

大地震又は豪雨等により、宅地(擁壁・法面等を含む。)が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次的災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成に協力するとともに、京都府及び京都府内市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を図る。

## 第6節 社会福祉施設防災計画

### 1 現状

社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所管消防署の指導のもとに防火管理者及び施設入所者の火災予防指導にあたり、消防計画を策定し、所管消防署に届出を行っている。

また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、舞鶴市地域防災計画に記載された社会福祉施設等は、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

舞鶴市は、避難確保計画作成を支援するため作成例を示して助言をし、訓練等を通じて実行を図る。

### 2 予防対策

- (1) 老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。
- (2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備を図るものとする。
- (3) 非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。
- (4) 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。
- (5) 舞鶴市は、社会福祉施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、施設管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

## 第7節 ライフライン施設等災害予防計画

上水道、下水道、電気、電話等電気通信、都市ガス、液化石油ガス等のライフラインは、生命の維持と健康で文化的な生活を支える基盤であるため、災害に強い施設整備に努めるものとする。

### 1 上水道施設整備計画

災害による水道施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、日頃から施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な更新、整備を計画的に進めるとともに応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

- (1) 水道施設の整備

「舞鶴市水道ビジョン」及び日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づいて施設の整備を図るとともに、特に次の事項を推進する。

- ア 経年管については耐震化を図り積極的に布設替えを進める。
- イ 取水場、浄水場、ポンプ所、配水池等の施設の更新及び維持管理に努める。
- ウ 薬品、石油等の危険物については、災害等による危険を防止するため、巡視点検等必要な措置を講じる。
- エ 水道管事故に伴う断水に即応できるよう、日頃から管路図の整備に努める。
- オ 配水池及び導水管、送水管等の施設については、定期的な点検を行うとともに、配水池における給水量及び水位を監視（記録）し、事故の未然防止と、早期発見に努める。
- カ 貯水量の増大と応急用の飲料水の確保を目的とした、配水池の整備推進に努める。

#### (2) 給水車の整備点検等

災害時における水道施設の被災により一時的に給水不能となった場合や、飲料水の汚染等により飲料水を供給することができなくなった場合に備え、日頃から給水用資機材を整備するとともに、関係機関の資機材を活用できるよう、あらかじめ検討しておく。

#### (3) 復旧資機材等の整備

災害により被災した施設の迅速な応急復旧ができるよう、復旧資機材の備蓄や管理図の整備に努める。

#### (4) 緊急時措置訓練

緊急時の措置に万全を期すため、平日昼間及び休日・夜間の被災を想定し、参集、情報の収集・伝達、供給に関する緊急操作、応急措置、広報等を含む訓練を実施する。

また、市民に対し、飲料水の備蓄について、自主的に取り組むよう啓発に努める。

#### (5) 防災計画

- ア 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- イ 防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- ウ 施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。
- エ 施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
- オ 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- カ 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- キ 舞鶴市及び京都府は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協体制度を確保するものとする。また、被災時における確かな対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- ク 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な

連携体制を確保するものとする。

ケ 舞鶴市及び京都府は、飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

## 2 下水道施設整備計画

下水道施設は市民の快適で衛生的な生活環境の確保に欠かせぬものである。このため災害時対応マニュアルを整備し、下水道施設の点検・調査を行い、その保全に努め、地震時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

(1) 処理場、ポンプ場及び管渠の建設は、舞鶴市水洗化総合計画に基づいて推進し、「下水道施設耐震対策指針」等に基づき、災害対策を検討し、防災・減災対策を進める。

### (2) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、大型車両の通行による振動や、災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異状の早期発見と迅速な修理、災害応急対策を講じることができるよう、その体制づくりに努める。

### (3) ポンプ場・処理場の整備

ア ポンプ場、処理場施設については、防災・減災対策を進め、その機能確保に万全を期す。

イ 停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備、燃料、冷却水の確保に万全を期すとともに、日頃からその体制づくりに努める。

ウ ポンプ場、処理場施設の迅速な応急復旧ができるよう、日頃から一定量の復旧資機材を備蓄しておく。

### (4) 緊急時措置訓練

緊急時の措置に万全を期すため、平日昼間及び休日・夜間の被災を想定し、参集、情報の収集・伝達、ポンプ場、処理場等の緊急操作、応急措置、広報等を含む訓練を実施する。

### (5) 資機材の備蓄等

施設が被災した場合に、早期復旧を図るため、資機材の備蓄や関係図面・図書の整備等に努める。

## 3 電力供給施設整備計画

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、電気施設の防災については、平常時から保安の規程類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

さらに、電力の安定供給を図るため、「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」も踏まえた措置を講ずる。

### (1) 水害対策

#### ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予測に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダ

クト閉鎖等)を実施する。

イ 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的事業のかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

イ 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

ウ 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

エ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

#### 4 電話等電気通信施設整備計画

電話等電気通信施設に災害による障害が発生すると、市民生活に重大な影響を及ぼすだけでなく、防災関係機関の応急対策に重大な影響を与える。従って、電話等電気通信設備の復旧を迅速かつ的確に行うための対策を実施する。

##### (1) 電気通信施設の整備

- ア 主要な電気通信設備及主要な電気通信設備が設置されている局舎建物等については、あらゆる災害に備え耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化を行う。
- イ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置する。

##### (2) 伝送路の整備

- ア 主要な伝送路は、ルートの複数化やループ構成とする。
- イ 主要な伝送路は、有線及び無線による2ルート化を実施する。

##### (3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- ア 回線の切替措置方法
- イ 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

#### 5 都市ガス供給施設整備計画

市民の生活を支える都市ガス供給施設は、災害発生時に同時多発火災の原因となり、火災による被害を拡大する要因にもなっている。また、施設の被災は、市民のエネルギー供給を停止して、市民生活に重大な影響を与えることにもなる。従って、災害に強い都市ガス供給施設の整備推進に努める。

##### (1) 都市ガス施設の整備等

###### ア 導管及び付属設備

導管、整圧器、バルブ等の付属設備については、法令等に定められた方法で設置し、定期的に巡回点検し維持管理を行う。

###### イ 漏洩調査

ボーリング調査、嗅覚調査、橋りょう調査、地下埋設物調査等を定期的を実施するほか、漏洩多発箇所等について重点的に調査を実施する。

###### ウ 事故発生に対する準備体制

平日昼間及び休日・夜間の事故発生に備え、即時出勤体制をとり得るよう体制を整備する。

###### エ 検知、警報設備

災害発生時において速やかに状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

- (7) 地震計
- (イ) ガス漏れ警報設備
- (ウ) 圧力計、流量計

オ 連絡、通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(2) 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(3) 教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(4) 広報活動

ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

## 6 液化石油ガス対策

市民生活に深く係わる液化石油ガスについては、特に管内における充填所、スタンド等の大量貯蔵取扱所、並びに一般家庭用の販売消費過程における事故発生を防止するため、次の対策を講じる。

(1) 以下の予防規定規範の遵守について、当該充填所等関係機関に周知徹底する。

ア 液化石油ガス充填所危険予防規定規範

イ 液化石油ガススタンド危険予防規定規範

(2) 関係機関との緊密な連絡の徹底

(3) 「消防法第4条」に基づく、事業所内等への立入り検査の実施

(4) 事業者の遵法精神の高揚

(5) 従業員の防災教育、災害時措置訓練の実施

(6) 戸別供給設備の耐震性の向上

(7) 消費者教育の実施

(8) 平常時・災害時の広報

広報車、ラジオ、テレビ、チラシ等の利用、広報文例の作成等

## 第8節 港湾海岸施設防災計画

港湾、防波堤等の整備を進め、高潮・津波・波浪による災害の防止と被害の軽減に努めるとともに、津波連絡体制や監視体制の強化を図る。

### 1 海岸保全

海岸保全の必要のある地域を海岸保全区域として拡大し、耐震性と津波対策を考慮に入れた施設の整備を図る。  
海水による浸入又は浸食を防止するため、海岸保全区域内の堤防、突堤、護岸その他諸施設の整備充実を図る。

### 2 港湾整備

港湾区域並びに臨港地区内にある水域、外かく、けい留等の港湾諸施設について、その耐震化を港湾管理者に要望する。

### 3 漁港整備

舞鶴市域にある漁港（別表）のうち、第三種漁港については、管理者に水域、外かく、けい留等基本施設の耐震化を要望し、第一種、第二種漁港については、防波堤、護岸、物揚場等の諸施設の耐震化等、整備充実を図る。

### 4 貯木場対策

舞鶴市域にある貯木場（別表）については、各管理者において流失防止等の措置を講じる。

#### ●漁港一覧表

漁港名	所在地	種別	管理者
水ヶ浦漁港	田井 水ヶ浦	第一種漁港	舞鶴市
成生漁港	成 生	〃	〃
瀬崎漁港	瀬 崎	〃	〃
西大浦漁港	大丹生 千 歳	〃	〃
神崎漁港	神 崎	〃	〃
田井漁港	田 井	第二種漁港	〃
野原漁港	野 原	〃	〃
竜宮浜漁港	三 浜 小 橋	〃	〃
舞鶴漁港	下安久 東吉原 西吉原 北田辺	第三種漁港	京都府

#### ●貯木場一覧表

名 称	管理者
喜多貯木場	京都府
大君貯木場	京都府

### 5 地形、施設等の調査

高潮、津波及び波浪による災害を防止するため、沿岸施設の高さ及び強度、地形等について調査し必要な措置を講じる。

## 第9節 文化財災害予防計画

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害による棄損、逸失、焼失を防止することが不可欠である。従って、文化財そのものやそれを収蔵する施設等の耐震性等、防災性の向上を図り、文化財の保護・保全に努めるものとする。

### 1 建造物

防火・防災設備について、その整備充実の徹底を図るとともに、既設の防火・防災設備の定期的な点検等を行う。また、自動火災報知設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備を所有者の協力のもと、その整備推進に努める。

なお、これら防火・防災設備の設置にあたっては、歴史的景観等を損なうことのないよう十分に配慮するとともに、必要に応じて補助金等の交付を検討し、その環境整備に努める。

### 2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

美術工芸品等を収蔵する施設の防火・防災設備について、その整備充実の徹底を図るとともに、既設の防火・防災設備については、定期的な点検等を行う。また、環境整備（危険木除去、排水、擁壁、換気、除湿）、棄物処理（蟻、虫害、カビ害予防）等を行い、保全に努める。

社寺等については、歴史的景観等を損なうことのないよう外見、位置にも十分に配慮するとともに、収蔵庫の設置が適当でないような事情（信仰上、景観上、用地上）がある場合には、耐火建築物としての整備を行うなど、状況に応じた措置を検討する。

有形民俗文化財については、上述に準じて実施する。

### 3 史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物については、建造物に準じて実施する。

### 4 文化財保護対策

- (1) 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- (2) 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- (3) 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- (4) 文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

## 第10節 農林水産災害予防計画

災害による被害のなかで、農林水産関係被害の占める割合が大きいため、農林水産施設の改修及び整備を図るとともに、被害予防措置等の指導を積極的に行うものとする。

## 1 農業対策

### (1) 農業用施設関係

災害の未然防止を図るため、舞鶴市及び施設管理者は農業用施設の防災対策を計画する。

改修を要するため池については、ため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施を推進する。

また、決壊した場合（以下「一次災害」という。）人家や公共施設等への被害（以下「二次災害」という。）が予想されるため池については、ハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を順次進めていくとともに、京都府と協力して気象情報をもとに決壊等の危険性を予測し、関係者に情報提供する等、ため池洪水対策の充実を図る。

併せてため池については、平成29年台風21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、ため池の施設整備を実施する。

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路や避難場所等の情報が地図上に示されている。

#### ア 農業用施設台帳整備と定期点検等

農業用施設の防災計画に役立てるため、舞鶴市は、整備する各種農業用施設台帳を備え付けるとともに、定期点検調査を行う。

特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、舞鶴市及びため池管理者は、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるとともに、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。

#### イ ハザードマップ（安心・安全マップ）等

大雨等の災害により決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を図る。

なお、作成したハザードマップの下流の人家等への配布により危険情報を共有する等公表に努める。

また、舞鶴市は京都府と協力し、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測した情報を関係者に提供するとともに、京都府及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。

#### ウ 人身事故防止対策

舞鶴市及びため池管理者等は、農業用施設における人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な処置を講じ、京都府及び地域住民と連絡を密にし、事故防止の積極的な協力を行う。

#### エ 大雨、洪水対策

集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業用施設の一次災害を防止するための日常的な対応措置をとること。

#### (ア) た め 池

- ① 巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木除去の励行
- ② 斜樋底樋の点検整備
- ③ 堤体の応急補強と通行規制
- ④ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- ⑤ 不用貯水の排除及び事前放流の徹底
- ⑥ 農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管
- ⑦ 未利用ため池の廃止

(イ) 頭首工

- ① 洪水流下を阻害しないように取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習
- ② 取水ゲートからの河水流入防止措置

(ロ) 用排水路

- ① しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- ② 水路中の各種ゲートの整備点検、操作

(ハ) 用排水機場（ポンプ）

- ① 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転
- ② ディーゼル機関の燃料の確保、保管
- ③ 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
- ④ 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(ニ) 農道

路面の補修、側溝、暗きよ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

(ホ) 工事中の施設

仮締切の点検

オ 雪害対策

- (ア) 融雪による洪水に対しては大雨、洪水の対策と全く同じとする。
- (イ) 降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとること。

カ 地震対策

- (ア) 農地や農業用施設の一次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておくこと。
- (イ) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に二次災害を与える恐れのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討すること。

(2) 農作物

気象情報に留意して常に予防の措置を講じるとともに、時期別、作物別の技術的な予防措置並びに対策について指導する。また海岸部等においては、塩害の防止に対する適正な措置を指導する。

(3) 家畜

畜産施設、特に家畜舎の補強整備を推進する。

## 2 林業対策

(1) 林業施設

林道については、側溝、暗きよ等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置を講じる。

(2) 林産物

林産物については、その種類及び災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

## 3 水産業対策

(1) 漁港施設・海岸保全施設

漁村の中核的施設である漁港施設及び海岸保全施設の整備を図り、それらの施設の機能を維持するために計画的に修繕等を実施する。

(2) 共同利用施設

荷捌所、倉庫、冷蔵庫等共同利用施設の点検を定期的に行い、補修や補強など適正な措置を講ずるよう指導する。

(3) 漁船施設

漁船の被害防止のため、避難、流失、衝突、座礁防止等の措置を講じるよう注意喚起を行う。

(4) 漁具施設・養殖施設

台風、冬季風浪、急潮、強風、大雪、高潮、津波対策として、気象警報や京都府の発する急潮情報に留意し、定置網の破網や養殖施設の流出防止等の措置を講じるよう漁業者に対し、注意喚起を行う。

## 第2章 災害に強いひとづくり計画

災害に強いひとづくりを行うにあたっては、市民に対する防災知識の普及啓発に努め、災害から、「自分の命は自分で守る」、「家族の命は家族で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚のもと、自主防災組織の組織化とその普及を図り、住民を交えた各種防災訓練を計画的に実施することに加えて、日頃から、ボランティアの育成に努めることが必要である。

従って、防災関係機関のみならず、市民一人ひとりの防災対応力を組織的に向上させることを目指しながら、災害に強いひとづくりの実現に努めるものとする。その際、要配慮者の対応や避難者のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。

### 第1節 防災知識普及計画

災害対策は、舞鶴市と防災関係機関の努力だけでは実効をあげることは極めて難しい。市民それぞれが、「自分の命は自分で守る」、「家族の命は家族で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを自覚しながら、防災意識及び知識と技術を身につけるとともに、市民相互あるいは舞鶴市及び防災関係機関と相互に緊密な連携を保ち、災害に備えることが地域防災の基本である。

従って、各種防災知識の普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の高揚と市民の災害対応力の向上を図り、災害時に迅速、的確な災害対策活動がとれるよう指導と育成に努めるものとする。

また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

なお、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

#### 1 市民の防災意識の高揚

- (1) 地域の防災に関する広報活動を積極的にを行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 自治会（区）、事業所、その他各種組織に働きかけて、自主防災組織の一層の育成に努める。
- (3) 防災関係機関の協力を得て、市民の防災意識の高揚に努める。

#### 2 市民に対する防災知識の普及啓発

あらゆる機会を通じて、防災関係機関の協力を得ながら市民に対する防災知識の普及啓発に努めるものとする。

##### (1) 普及の機会

###### ア 講習会等による普及

舞鶴市は、単独又は他機関と共同して、次に掲げる催しを行い、啓発に努める。

- (ア) 講習会
- (イ) 説明会
- (ウ) 座談会
- (エ) 研究会

- (ホ) 施設見学会
- (コ) 展覧会
- イ 社会教育等を通じての普及
  - (ア) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
  - (イ) PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
  - (ロ) その他の関係団体の諸活動を通じての普及
- (2) 普及啓発すべき防災知識の内容
  - ア 災害に関する一般的知識
    - (ア) 災害の種類・特質等
    - (イ) 気象予警報の種類
    - (ロ) 災害の発生に備えた準備
    - (ハ) 避難と避難誘導
    - (ニ) 適切に避難行動をするためのタイムライン（避難指し画）の作成
    - (ホ) 要配慮者等対策
    - (ヘ) 情報の入手方法
  - イ 日常普段の減災に向けた取組
    - (ア) 住宅、家屋の整理点検
    - (イ) 防火対策
    - (ロ) 非常食料、非常持出品の準備
    - (ハ) 避難地、避難場所、避難経路等の確認
    - (ニ) 京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握
    - (ホ) 救助・救急
    - (ヘ) 物資の備蓄、住宅耐震性の向上等安全への投資
    - (コ) コミュニティの形成
  - ウ 災害発生時における的確な行動
    - (ア) 場所別、状況別
    - (イ) 出火防止及び初期消火
    - (ロ) 避難の心得
    - (ハ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保
    - (ニ) 帰宅困難者支援ステーションの活用
    - (ホ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
    - (ヘ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
    - (コ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
  - エ 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役

立てる。

- オ 緊急地震速報の普及・啓発
- カ 地震保険、火災保険の加入の必要性
- キ バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者など要配慮者へ啓発を行うことを勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

### (3) 防災知識の普及啓発の方法

次の方法を用いて防災知識の普及啓発に努める。特に、事前登録メールについては、防災の知識・意識の向上のため、積極的に活用する。

- ア ハザードマップ、防災ガイドブック、その他広報紙の利用
- イ インターネット
- ウ 防災パンフレット・チラシ・ポスター
- エ DVD
- オ 新聞・テレビ
- カ 講演会、出前講座等の開催
- キ 防災イベント
- ク メール
- ケ 防災センターの活用

地震、風水害、火災等に対する防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、消防機関や自主防災組織等と連携し、防災センターを積極的に活用し啓発事業を進める。

※防災センター：「体験」・「学習」・「行動」をテーマに、来訪者一人ひとりが、災害に対する事前の備えを知り、災害が起こった時の行動力を高めて、地域の安全を守ることを目的に、平成16年に整備された。

- コ その他

## 3 学校等における防災教育

各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。

### (1) 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、各学校においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、当該学生等を支援するよう努める。

(2) 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の醸成及び応急手当等の技能の向上を図る。

#### 4 職員に対する防災教育

舞鶴市職員をはじめ、防災関係機関職員の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- (1) 災害の発生に備えて、防災に関する総合的な知識の習熟を目的とした研修や訓練を実施する。
- (2) 災害対策活動の具体的手法や、平常業務にない活動等について、専門的な知識の習熟を目的とした研修や訓練を実施する。
- (3) 職員自らが防災知識の熟知に努め、市民の防災リーダーとしての自覚が持てるよう研修を実施する。また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。
- (4) 舞鶴市地域防災計画が的確・有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

## 第2節 防災訓練計画

舞鶴市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期することを目的として、要配慮者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得て、各種災害に関するより実践的な訓練を実施する。

その際、避難者のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、地域住民及び事業所は、地域の実情にあった地域及び事業所単位での訓練を実施する。

### 1 総合防災訓練

舞鶴市は、風水害、火災、土砂災害、地震等の災害の発生に備えて、防災関係機関の相互連携のもと、陸上及び海上において、次のような方法で市民参加の実践的な訓練を定期的実施する。特に実施訓練には、様々な複合災害を想定した訓練を実施するとともに、極力住民が多数参加するよう配慮する。

ア 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関による連絡会議を開催し、気象、雨量状況、震度、震度状況等を設定する。

ウ 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

エ その他細部については協議のうえ決定する。

## 2 図上訓練

様々な複合災害を想定した図上訓練（D I G）を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

※図上訓練（D I G）：防災訓練のうち、現場での実動訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレーイング方式（経験したことのない災害をイメージして地域の課題を発見する）等により行う訓練をいう。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整能力を高めることができる。

## 3 防災関係機関の訓練

舞鶴市、京都府、その他の防災関係機関は、災害発生時に処理すべき業務に対応するため、機関独自の防災訓練を実施し、その能力向上に努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練、条件付与を明示しない訓練の実施にも努める。

## 4 個別訓練

保育所（園）・幼稚園・認定こども園や小・中学校、福祉施設等は、避難訓練、初期消火訓練等を中心とした、施設の実情にあった防災訓練を実施する。

## 5 市民、事業所等の訓練

舞鶴市地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）を災害時に活用できるよう、また、災害発生直後の応急体制の確立を目的として、自治会（区）、自主防災組織、事業所等は、避難訓練、初期消火訓練等を中心とした、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

# 第3節 自主防災組織の育成計画

自主防災を確立するための基本は、「自分の命は自分で守る」、「家族の命は家族で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」であり、そのためには、地域住民自身の「まち意識」、「仲間意識」の向上と、これを基盤とした防災意識の高揚を図ることが重要である。その最も有効な方法が、自主防災組織の整備であり、これによって、地域住民と防災関係機関との連携を促進し、地域の災害対応力を飛躍的に向上させることが可能となる。

従って、自主防災組織の結成及び育成を推進するほか、その活動に対する支援を図り、災害に強い社会の形成を目指すものとする。また、その際、女性の参画の促進に努める。

## 1 自主防災組織等の活動内容

(1) 平常時の活動（災害予防対策活動）

- ア 「自分の命は自分で守る」、「家族の命は家族で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚の形成
  - イ 防災知識・技術の習得
  - ウ 地域住民に対する防災知識や防災情報の入手方法に関する普及啓発及び技術の習得
  - エ 災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の頒布あつ旋、家具の安全確認・固定、建物や塀の耐震診断等）
  - オ 舞鶴市が行う防災活動への参加と協力
  - カ 地域住民が行う防災活動への参加・協力・指導
  - キ 防災訓練の実施と積極的な参加
  - ク 災害時の具体的な役割と活動指針の整備
  - ケ 防災マップの作成・危険箇所の把握及び安全点検の実施
  - コ 避難の目安の設定と避難行動を時系列で示したタイムライン（避難計画）の作成
  - サ 指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定
  - シ 自主防災組織相互間の連携
  - ス 防災用資機材の整備・点検
  - セ 防災に関する調査研究
  - ソ 地区防災計画の作成
  - タ 要配慮者の把握
  - チ その他災害予防に関すること
- (2) 災害時の活動（災害応急対策活動）
- ア 災害に対する警戒活動
  - イ 出火防止・初期消火活動
  - ウ 浸水の排除
  - エ 地域内の災害情報・被害情報の収集、伝達の協力及び安否の確認
  - オ 負傷者の救出・救護、応急手当、搬送
  - カ 避難勧告等の伝達、避難誘導、避難後の確認等
  - キ 避難所の開設と運営
  - ク 避難所に収容されていない被災者への救済活動
  - ケ 食料、給水、生活必需品等、救助物資の分配に対する支援
  - コ 要配慮者の安全確保
  - サ その他災害応急対策活動に関すること

## 2 住民組織の必要性の啓発

舞鶴市は、自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計

画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求める。

### 3 自主防災組織に対する育成支援

舞鶴市及び防災関係機関は、自主防災リーダーの養成を目的とした研修の実施に努めるとともに、機会あるごとに、防災活動の技術的指導・助言を行うなど、自主防災組織の活動について各種支援を行うものとする。

### 4 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

## 第4節 ボランティアの育成計画

災害発生時における被災者の救援、避難所の開設・運営等において、ボランティアが果たす役割は極めて大きい。従って、日頃からボランティアに協力を求める事項を明らかにするとともに、その育成に努める。

### 1 ボランティアに協力を求める主な内容

#### (1) 一般労力提供型ボランティア

- ア 救急救護活動
- イ 地域内輸送拠点支援
- ウ 給水活動支援
- エ 自宅避難者等への支援
- オ 避難所の支援
- カ 要配慮者等の支援
- キ 清掃等の衛生管理
- ク 安否情報、生活情報の収集伝達
- ケ その他

#### (2) 専門技術提供型ボランティア

- ア ボランティアに関する助言、指導（災害支援ボランティア講習修了者）
- イ アマチュア無線従事者
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築物の応急危険度判定士、土砂災害の危険度判定技術者
- オ 通訳（外国語、手話）

### 2 ボランティアの育成

- (1) 防災への理解を深めるとともに技能の向上を図るため、防災知識・人命救助等についての情報提供や講習を行う。
- (2) 社会福祉協議会との連携のもと、各ボランティア団体との協力関係を強化する。

- (3) ボランティアコーディネーター及びボランティアリーダーの養成を図る。
- (4) 舞鶴市外からのボランティアの受入れ体制を整備する。
- (5) 自治会（区）等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行い、災害時におけるボランティア活動への参加を促す。

### 3 災害ボランティアセンターの設置

常設型ボランティアセンターの設置

- ・京都府…平成17年5月29日「京都府災害ボランティアセンター」設置
- ・舞鶴市…平成26年5月15日「舞鶴災害ボランティアセンター」設置

## 第5節 企業等防災計画

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の企業の果たす役割（従業員及び顧客の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、災害時行動マニュアルの作成、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなど従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

※事業継続計画（BCP）：被災時に、企業等の事業や行政の業務が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。一般的に「Business continuity plan」と呼ばれ、企業等の事業では「事業継続計画」、行政の業務では「業務継続計画」といわれる。

## 第6節 要配慮者等防災計画

自力で気象・避難情報を収集し、危険を予知したり避難したりすることが困難な高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、災害直後の避難所生活においても支障をきたすことが予想される。

従って、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これら要配慮者に対して必要な支援が円滑に実施される

よう、あらかじめ必要な措置を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人や、地理に不案内な旅行者が、発災時に迅速、的確な行動がとれる環境づくりに努めるとともに、さまざまな機会を通じて防災対策の周知を図る。

## 1 要配慮者対策

### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

舞鶴市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を特定するため、市有情報等から所在を把握し、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として舞鶴市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等への避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めよう努める。

#### ア 名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ・療育手帳Aを所持する者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・上記以外で支援が必要な者

#### イ 名簿に掲げる事項

名簿には、アに該当する者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### ウ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

舞鶴市は、名簿を作成するに当たり、アに該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を活用する。

また、必要に応じ、京都府等に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

#### エ 名簿に掲げた事項の更新

舞鶴市は、住民の転入・転出・死亡、要介護認定、障害認定等の事務を通じて名簿を定期的に更新

し、名簿に掲げた事項を最新の状態に保つよう努める。

また、自治会や民生児童委員等の協力を得ながら、地域の実態に合わせて情報の更新を行うものとする。

オ 名簿情報の適切な管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 避難支援等関係者

ア 避難支援等関係者への情報提供

舞鶴市は、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15第2項の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報及び個別避難計画を提供するものとする。ただし、名簿情報及び個別避難計画を提供することについて本人（及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ 避難支援等関係者となる者

- ・消防機関
- ・舞鶴警察署
- ・社会福祉協議会
- ・自治会（区）
- ・自主防災組織
- ・民生児童委員
- ・その他避難支援等の実施に携わる関係者

ウ 名簿情報及び個別避難計画の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

- ・当該要配慮者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ・名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ・名簿及び個別避難計画の提供先が団体である場合、団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に関しては、避難支援等関係者本人及び家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

(3) 個別避難計画の策定

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努める。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施するものに理解を求めよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が策定されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### (4) 協力体制の整備

平素から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、福祉事業者、福祉団体の福祉関係者及び自治会や地域の自主防災組織等との協力体制の整備に努める。

#### (5) 病院等施設在在者の避難誘導体制の整備

病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所・認定こども園その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、消防計画等を活用した避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

#### (6) 要配慮者の生活確保

要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム(DWAT)又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

※災害派遣福祉チーム(DWAT)：災害時の避難所において、避難生活を送る上で想定される要配慮者の体調や心身状況の悪化などの二次被害を防ぐため、福祉専門職等で構成するチームであり、チーム員は、災害時には避難所で福祉的な目線で現地の方々に寄り添った支援を行うほか、平常時から災害時に備えた活動を行う。

※福祉避難サポーター及び福祉避難サポートリーダー：福祉避難サポーターとは、福祉的な知識だけでなく、避難所運営や関係団体との連携知識なども兼ね備え、市が設置・運営する避難所において要配慮者が快適に避難生活を送れるよう支援できる人(ボランティア)のことで、そのサポーターの指導の役割を担う人を福祉避難サポートリーダーという。

## 2 外国人対策

- (1) 自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語による防災啓発パンフレット等を作成・配布し、多言語による防災知識の普及啓発に努める。
- (2) 避難所、案内標識、避難誘導標識、道路標識等の災害に関する表示板について、多言語化やシンボルマークの活用な

ど図式化を推進する。

- (3) 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。
- (4) 防災訓練への外国人の参加を推進する。
- (5) 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- (6) 災害時の通訳、翻訳ボランティアの事前登録や協力的体制づくりに努める。

## 第7節 学校等の防災計画

災害時においては、学校その他の教育機関並びに保育所・認定こども園（以下「学校等」という。）は、第一に、乳幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）や教職員等の安全確保が重要であり、そのため施設の耐震性の確保及び非構造部材等の安全対策を実施し、災害に強い施設づくりを進める。また、学校施設等は、避難所等としての役割を担っていることから、必要な耐震性の確保に加え、避難生活に必要な諸機能の充実を図るなど、施設の整備面、運営面における防災機能の向上を図る。

### 1 防災体制の整備

各学校等においては、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、適切な防災体制の整備に努め、災害発生時には、児童生徒等の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるよう、対応マニュアル等を作成し、その内容の徹底を図る。

また、学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、舞鶴市の災害対策担当部局や地域の自主防災組織等と連携し、具体的な計画を策定する。

#### (1) 学校等における防災体制

学校等の防災計画に基づき、教職員の安全意識を高め、適切に安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校等が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、福祉担当部局、防災担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方法を周知しておく。

#### (2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

##### ア 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時（在園時、在所時）
- ・ 学校等外の諸活動時
- ・ 登下校時（通園・通学時等を含む）
- ・ 夜間・休日等

##### イ 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方法

ウ 施設・設備の被災状況の点検等

(3) 避難所としての運営方法等

さまざまな災害、発生時間等を想定した避難所における業務・運営体制及び具体的な対応方策について定める。

また、避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

## 2 施設・設備等の災害予防対策

(1) 施設の点検及び補修等の実施

電気・給排水設備等のライフライン及び天井、照明器具、内・外装等の非構造部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修、固定等の予防措置を講じる。

(2) 防災機能の整備

ア 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯をはじめとする消防設備の定期的な点検を行うとともに、必要な施設・設備等の整備に努める。

イ 避難所としての機能整備

学校等の施設は、地域防災計画において避難所として指定されていることから、必要に応じた防災機能の整備・充実を図る。

また、避難所として指定されていない施設においても、災害発生時には周辺に居住する住民が避難場所として活用される可能性も考慮し、機能の充実に努める。

ウ 避難所として施設に必要な諸機能の確保

要配慮者にも配慮した体育館等におけるトイレの洋式化、バリアフリー化等を推し進める。また、ライフラインが被災した場合に備え、トイレ、電気、水、ガス、情報伝達手段等の機能保持をするための対策を検討する。

## 3 防災教育・訓練の実施

学校等における防災教育は、第2章第1節3「学校等における防災教育」による。

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等を実施する。

## 4 教育活動への配慮

(1) 避難所としての活用

舞鶴市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとす

る。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

## (2) 敷地の活用

舞鶴市及び京都府は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

## 第8節 地区防災計画

舞鶴市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として舞鶴市防災会議に提案するなど、舞鶴市と連携して防災活動を行う。

舞鶴市は、舞鶴市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、舞鶴市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 1 地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、舞鶴市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

また、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることを目的とする。

### 2 地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができるものとする。

(計画内容の例)

- (1) 計画の名称
- (2) 計画の対象範囲（位置・区域）
- (3) 基本方針（目的）
- (4) 防災訓練
- (5) 物資及び資材の備蓄
- (6) 地区居住者等の相互の支援
- (7) 活動目標（指標等）
- (8) 長期的な活動予定
- (9) その他地区の特性に応じて必要な事項等

### 3 計画提案の手続き

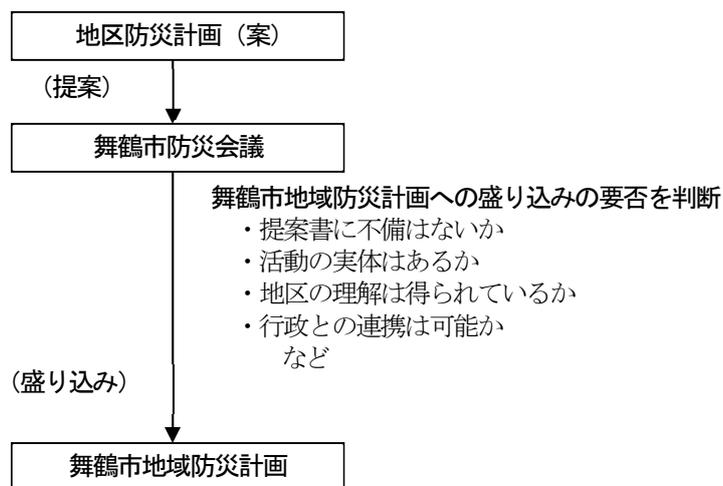
(1) 舞鶴市地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法は、以下のとおりとする。

- ア 舞鶴市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として舞鶴市地域防災計画に規定する。
- イ 地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、舞鶴市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて舞鶴市防災会議が、舞鶴市地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 計画提案の流れ

- ア 計画提案を行うためには、当該地区において防災活動を行う地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、地区防災計画の素案とともに舞鶴市防災会議に提案する。計画提案にあたっては、以下の点に留意することが必要である。
  - (ア) 地区防災計画では、実際に活動体制が機能し、活動の実効性があがるよう努めることが必要。
  - (イ) 計画提案にあたっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等が必要（災害対策基本法施行規則第1条）。
  - (ウ) 自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことが可能。
- イ 計画提案が行われた場合には、舞鶴市防災会議が、当該計画を舞鶴市地域防災計画に規定する必要があるか否かを判断する。必要と判断した場合には、速やかに舞鶴市地域防災計画に当該地区防災計画を盛り込むものとする。
- ウ 舞鶴市防災会議において、舞鶴市地域防災計画に規定することが必要でないとは判断した場合は、その理由を提案者に通知しなければならない。



### 4 地区防災計画策定にあたっての留意点

地区居住者等は、地区防災計画策定にあたっては、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣

府)を参考にし、地区防災計画の策定についての全体像の把握、活動を行う人や活動を行う団体の活動内容やレベル、地区の特性等に応じて、地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、地域コミュニティの地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動の実践や見直しを行っていくものとする。

また、計画作成に当たっては、早期に行政関係者、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを求めるよう努めるものとする。

## 第3章 災害に強いシステムづくり計画

舞鶴市、防災関係機関及び事業所は、防災組織の整備推進に努めるとともに、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の結成・育成促進を図るなど、災害に強いシステムづくりに努めるものとする。

### 第1節 防災組織の整備計画

#### 1 舞鶴市

舞鶴市は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。

各組織の構成員は、その機能が十分発揮できるよう、各々の職務内容・手順の把握に努めるものとする。

##### (1) 舞鶴市防災会議

###### ア 設置の根拠等

舞鶴市防災会議は、災害対策基本法第16条を根拠として設置し、その内容は、舞鶴市防災会議条例に定めている。

###### イ 所掌事務

- (ア) 地域防災計画及び水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (イ) 舞鶴市長の諮問に応じて舞鶴市域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (ウ) (イ)に規定する重要事項に関し、舞鶴市長に意見を述べること。
- (エ) その他法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する事務。

###### ウ 組織

舞鶴市防災会議は、資料（一般災害対策編）の「舞鶴市防災会議条例」のとおり組織する。

##### (2) 舞鶴市災害対策本部及び災害警戒本部

###### ア 設置の根拠等

舞鶴市災害対策本部等は、災害対策基本法第23条の2を根拠として設置し、その内容は、舞鶴市災害対策本部条例等に定めている。

また、災害対策本部設置以前の体制として災害警戒本部を設置する。

###### イ 所掌事務

舞鶴市地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防及び応急対策を実施する。

###### ウ 組織

舞鶴市災害対策本部及び災害警戒本部の組織については、「第3編 災害応急対策計画 第1章 組織計画」に定める。

#### 2 防災関係機関

市域を所管する、又は市内に所在する京都府の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の規定及び舞鶴市地域防災計画

に基づき、災害予防及び応急対策を的確かつ円滑に実施する。

### 3 市民の防災意識の高揚と自主防災組織の結成・育成促進

#### (1) 市民の防災意識の高揚

舞鶴市は、自治会（区）、自主防災組織と協力し、地域住民の自助努力による防災意識の高揚を図る。

また、市民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット・ポスター等の作成及び講演会・出前講座等の開催に積極的に取り組む。

#### (2) 自主防災組織の結成・育成促進

舞鶴市は、市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

## 第2節 行政機能維持対策計画

### 1 業務継続性の確保

舞鶴市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

特に舞鶴市及び京都府は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

### 2 防災中枢機能等の確保、充実

各機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星

携帯電話の整備や国等への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

### 3 各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

## 第3節 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等に関係機関相互の間において迅速かつ確実に収集・伝達し、的確な災害予防対策又は災害応急対策の実施に資するための計画を定め、あらかじめ周知徹底を図るものとする。

### 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

### 2 気象予警報等の種類及び発表基準

#### (1) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。気象業務法に基づき京都地方気象台が発表する。

種 類	内 容
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

※ 地面現象及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

(2) 警 報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。気象業務法に基づき京都地方気象台が発表する。

種 類	内 容
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる 警戒レベル3に相当
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

※ 地面現象及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。

なお、舞鶴市における注意報、警報の発表基準値は、おおむね別表のとおりである。

(3) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。気象業務法に基づき京都地方気象台が発表する。

種類	内 容
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

※地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

●舞鶴市の注意報、警報の発表基準値

舞鶴市	府県予報区		京都府		
	一時細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		舞鶴・綾部		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	121	
	洪水	流域雨量指数基準	八戸地川流域=5.2、久田美川流域=6.7、岡田川流域=8.8、桧川流域=11.1、平川流域=4.9、滝川流域=6、池内川流域=13.1、河辺川流域=8.8、志楽川流域=8.2、祖母谷川流域=7.7、与保呂川流域=9.6、伊左津川流域=18.5、高野川流域=5.8、福井川流域=4.7、野原川流域=7、米田川流域=4.1 宇谷川流域=4.1		
		複合基準※1	由良川流域= (7, 38.5)、志楽川流域= (7, 8.2)、祖母谷川流域= (7, 6.4)、与保呂川流域= (7, 8.6)、伊左津川流域= (11, 16)、高野川流域= (13, 4.7) 岡田川流域= (7, 8.2)、平川流域= (7, 3.7) 宇谷川流域= (7, 3.6)、米田川流域= (7, 3.7)		
		指定河川洪水予報による基準	由良川下流 [福知山]		
	暴風	平均風速	陸 上	20m/s	
			海 上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸 上	20m/s雪を伴う	
			海 上	25m/s雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平 地	12時間降雪の深さ35cm	
			山 地	12時間降雪の深さ45cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.0m		
	注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8	
			土壌雨量指数基準	86	
洪水		流域雨量指数基準	八戸地川流域=4.1、久田美川流域=5.3、岡田川流域=7、桧川流域=8.8、平川流域=3.7、滝川流域=4.8、池内川流域=10.4、河辺川流域=7、志楽川流域=6.3、祖母谷川流域=6.1、与保呂川流域=7.6、伊左津川流域=14.8、高野川流域=4.6、福井川流域=3.7、野原川流域=5.6、宇谷川流域=3.2 米田川流域=3.2		
		複合基準※1	由良川流域= (5, 24.3)、八戸地川流域= (7, 3.3)、久田美川流域= (7, 4.2)、岡田川流域= (5, 6.5)、桧川流域= (7, 7)、平川流域= (7, 2.6)、滝川流域= (7, 3.8)、池内川流域= (5, 10.4)、河辺川流域= (5, 4.8)、志楽川流域= (5, 6.3)、祖母谷川流域= (5, 5.7)、与保呂川流域= (5, 7.6)、伊左津川流域= (5, 14.3)、高野川流域= (5, 4.2)、福井川流域= (5, 3.6)、野原川流域= (7, 4.5) 宇谷川流域= (7, 2.6)、米田川流域= (5, 3.2)		
		指定河川洪水予報による基準	由良川下流 [福知山]		
強風		平均風速	陸 上	12m/s	
			海 上	15m/s	
風雪		平均風速	陸 上	12m/s雪を伴う	
			海 上	15m/s雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	平 地	12時間降雪の深さ15cm	
			山 地	12時間降雪の深さ20cm	
波浪		有義波高	3.0m		
高潮		潮位	0.7m		
雷		落雷等により被害が予想される場合			

	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度70%	
	なだれ	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨※2	
	低温	最低気温-4℃以下※3	
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が4℃以下になると予想される場合	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：30cm以上 気温：0℃～3℃	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm

発表官署 京都地方気象台（令和3年6月8日現在）

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

※3 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

※ 大雨警報・洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 欄中、大雨注意報の表面雨量指数基準は、市域内において単一の値をとる。

(2) 土壌雨量指数基準値は、約1km四方毎に設定しているが、欄中の基準値は舞鶴市内における基準値の最低値である。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

### ●舞鶴市の特別警報の発表基準値

○指数を用いた大雨特別警報（土砂災害）の基準値：

舞鶴市 土壌雨量指数基準 291 （令和2年7月30日現在）

（注）大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

○確率値を用いた大雨特別警報（浸水害）の50年に一度の値：

舞鶴市 48時間降水量 400mm、3時間降水量 133mm、土壌雨量指数 235（令和3年3月25日現在）

（注1）50年に一度の値は、各市町村にかかる5km格子の値の平均値をとったものである。

（注2）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

（注3）50年に一度の値を用いた大雨特別警報は、50年に一度の値以上となる5km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害がすでに発生しているおそれが高い市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値以上となる5km格子が出現することのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

○台風等を要因とする指標：

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa以下又は最大風速 50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧

（注1）台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想

される地域（予報円がかかる地域）に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

（注2）温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の50年に一度の積雪深の値：

舞鶴 82cm、京都 18cm\*、峰山 127cm、美山 77cm （令和3年10月28日現在）

（注1）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

（注2）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

（注3）“\*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

(4) 気象情報

内 容	発表機関又は 伝達機関	例
注意報若しくは警報発表の前の段階として 又は発表後の補足説明として一般の便に供 するために報ずるもの	京都地方気象台	台風情報 大雨（雪）情報
	気象庁	記録的短時間大雨情報※ 竜巻注意情報
大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及 ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくな い状況になったときに、京都府と気象台が 共同で発表するもの	京都府 京都地方気象台	土砂災害警戒情報
関係機関相互の間又は市民に対して行う異 常気象等の状況報告	関係機関	水防法に基づく水位の状況通報 等

※記録的短時間大雨情報 1時間雨量 90mm

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の 危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※ 「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(6) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府北部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) 火災警報

京都地方気象台の発表する火災気象通報(注)を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、消防法の規定に基づき、火災警報を市長が市域に発令することができる。

市長は、火災警報を発令したときは、火災予防上必要な措置をとるものとする。

[発表基準]

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹くとき。

- イ 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため、火災の予防上危険であると認めるとき。
- ウ 降雨、降雪が予想される場合は発表しないこともある。

(注) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに京都地方気象台が京都府知事に対して通報し、京都府を通じて伝達される。

a 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

b 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

(8) 火災注意報

気象状況等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、舞鶴市消防長が市民に対し、火災に対する注意をうながす必要があると認められたときに発表し、その必要がなくなったときに解除する。

- ア 乾燥注意報が発表され、かつ長期間にわたり続く見込みのとき。
- イ 強風注意報が発表されているとき。
- ウ 炎上火災が連続しているとき。
- エ 放火事件が多発しているとき。
- オ その他

(9) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

洪水により災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川について水防法の規定に基づき通知するとともに、一般に周知する。(水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項)

- ア 舞鶴市域に關係する洪水予報は、由良川下流洪水予報であり、福知山河川国道事務所長と京都地方気象台長が共同で発表し、福知山河川国道事務所から京都府河川課・砂防課及び舞鶴市長に通知する。
- イ 京都府河川課・砂防課は、洪水予報の通知を受けた場合、京都地方気象台及び福知山河川国道事務所等から提供される情報を、京都府雨量水位観測システムにより、直ちに舞鶴市長に通知する。

●対象河川、区域等(舞鶴市関連)

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者
由良川下流	左岸 福知山市前田地先 右岸 福知山市猪崎地先 } から海まで	福知山	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 京都地方気象台

●洪水予報基準点(舞鶴市関連)

水系名	河川名	基準点	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	計画高水位
由良川	由良川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74

●洪水予報の種類と発表基準（舞鶴市関連）

種類	発表基準	警戒レベル相当情報
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2相当情報
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	警戒レベル3相当情報
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき。	警戒レベル4相当情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5相当情報

(10) 水防警報及び水位情報の通知及び周知

ア 水防警報

指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたととき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。（水防法第16条）

① 警報事項等

1) 警報事項

準備	水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
出動	水防団員の出動の必要性を示すもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

2) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

② 水防警報の発表時期

水防警報 (準備)	水防団待機水位（指定水位）に達したとき
水防警報 (出動)	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
水防警報 (解除)	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要性がなくなったとき ※水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき ※気象予警報の解除により、県土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(ア) 水防警報は由良川に関しては福知山河川国道事務所が、伊佐津川等の府が管理する河川に関しては京都府中丹東土木事務所が通知する。

(イ) 由良川水防警報は、福知山河川国道事務所から京都府河川課・砂防課に通知され、京都府河川課・砂防課は舞鶴市長に水防警報を通知する。

イ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

京都府知事は、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険（特別警戒）水位を定め、水位がこれに到達したときは、水防法第13条第2項の規定に基づき、関係する水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

また、舞鶴市長は、京都府知事が指定した河川について通知した京都府知事から、避難のための立退きの指示の判断に資するための事項の通知を受けるものとする。

氾濫危険（特別警戒）水位到達情報は、伊佐津川及び志楽川において発表され、京都府中丹東土木事務所から舞鶴市に通知される。

また、京都府は、その他の河川についても、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、舞鶴市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

京都府は、舞鶴市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、舞鶴市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

なお、氾濫危険（特別警戒）水位については、水位情報周知河川について順次指定を行う。

浸水想定区域については、水防法の規定により指定した河川のほかにすべての京都府管理河川について順次設定する。

●対象河川、区域等（舞鶴市関連）

河川名	区域		対象水位観測所		発表者
			名称	所在地	
伊佐津川	起点	池内川合流点	二ツ橋	舞鶴市大内	京都府 中丹東 土木 事務所長
	終点	終点（海）			
志楽川	起点	鹿原川合流点	志楽川	舞鶴市字宇田中町50地先	
	終点	終点（海）			

●洪水予報基準点（舞鶴市関連）

河川名	水防団待機 （指定）水位	氾濫注意 （警戒）水位	避難判断 水位	氾濫危険 （特別警戒） 水位	堤防高
伊佐津川	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29
志楽川	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02

(11) 浸水想定区域の指定・公表

国土交通大臣又は京都府知事は、洪水予報河川と水位情報周知河川について、水防法の規定に基づき浸水想定区域を指定するとともに、指定された区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、舞鶴市長に通知する。

なお、水防法に基づき、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保させるため、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

ア 洪水予報等の伝達方法

伝達方法は、電話・FAX・メール、その他あらゆる手段を用いる。

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(7) 避難所については、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水

時の指定避難所、指定緊急避難場所を指定し、ハザードマップに記載する。

(イ) 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会（区）や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(ウ) 浸水想定区域内の次に掲げる施設は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する。

- ・地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）
- ・要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- ・大規模工場等（「舞鶴市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」平成26年条例第3号）

なお、地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について舞鶴市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置を行い、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について舞鶴市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置を行い、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について舞鶴市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練を実施する。

※大規模工場の定義：大規模な工場その他の施設の用途及び規模は、工場作業場又は倉庫で、延べ面積が10,000平方メートル以上であることとする。

## (12) 津波警報等

大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う警報及び注意報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する。

ア 京都府は、全域が1つの津波予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

### イ 種類

大津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき

津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき

津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき

津波予報 : 津波による災害のおそれがないと予想される時

●津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が到達し浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

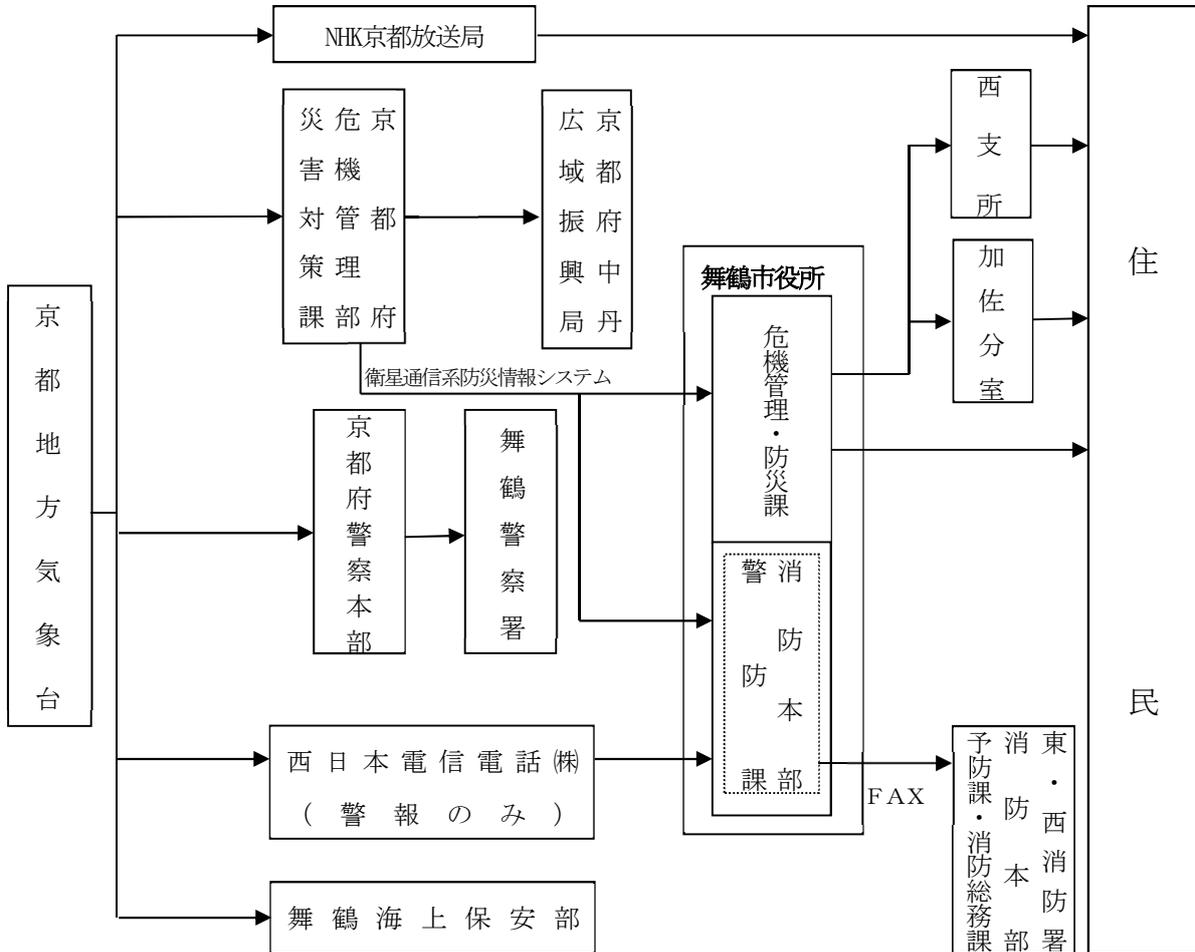
※1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかった場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

●津波予報の発表基準と発表内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報も含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ったり釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

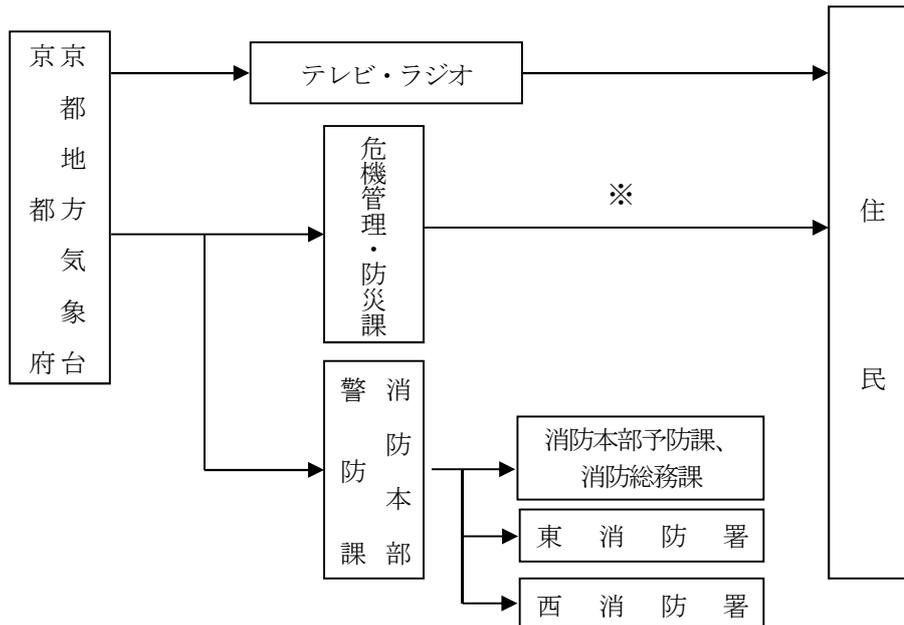
### 3 気象予警報等伝達系統図

(1) 気象予警報・気象情報等



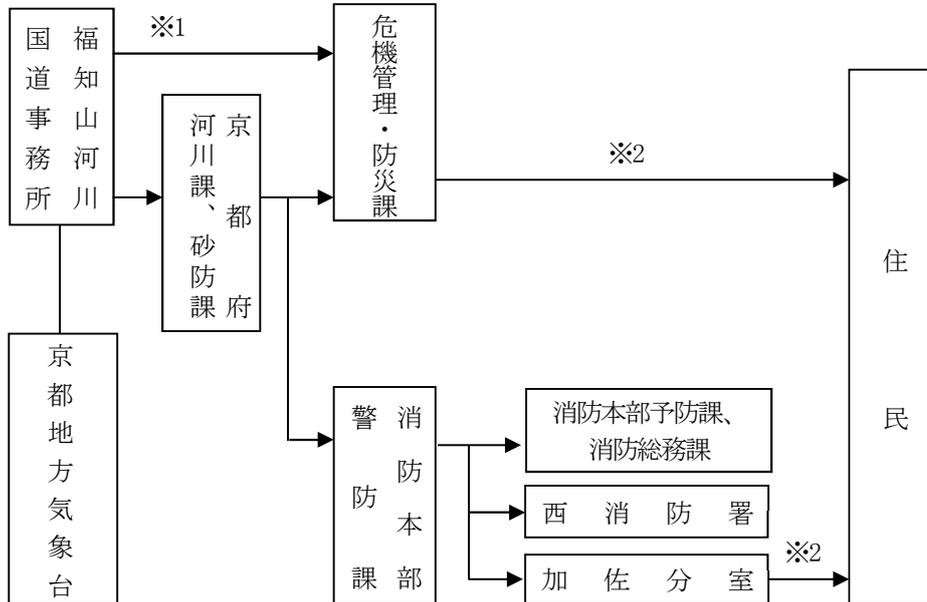
※ 津波警報等における伝達系統図については、別途震災対策編に定める

(2) 土砂災害警戒情報の伝達



※ 住民への情報伝達については災害発生のおそれのある場合に行う

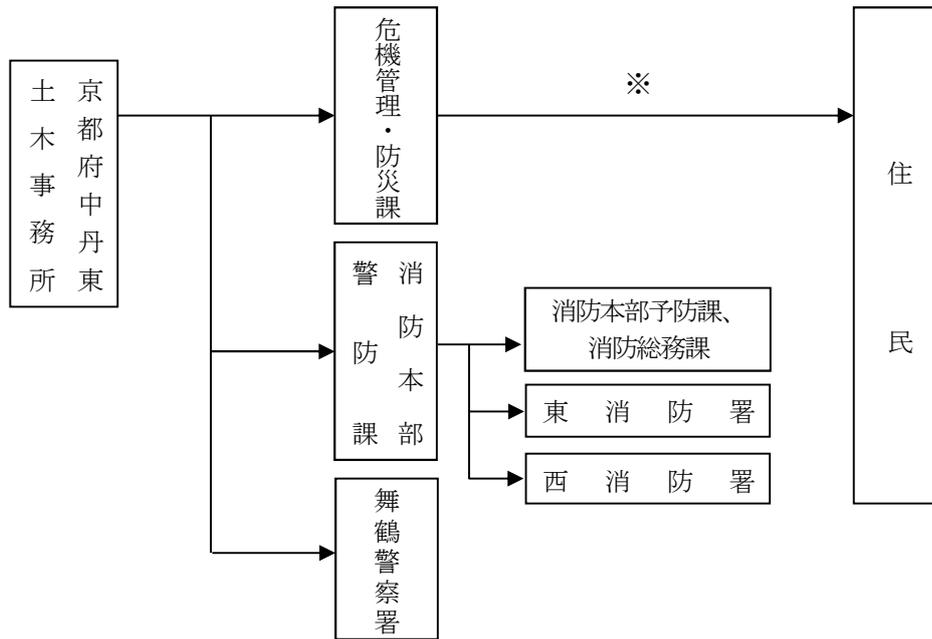
(3) 由良川洪水予報及び由良川水防警報



※1 洪水予報のみ

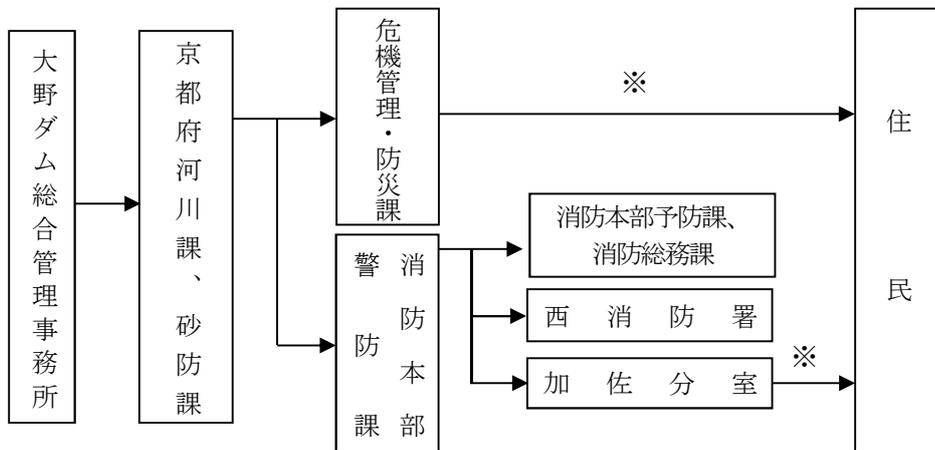
※2 住民への情報伝達については災害発生のおそれのある場合に行う

(4) 伊佐津川・志染川水防警報・水位情報／与保呂川・米田川水防警報



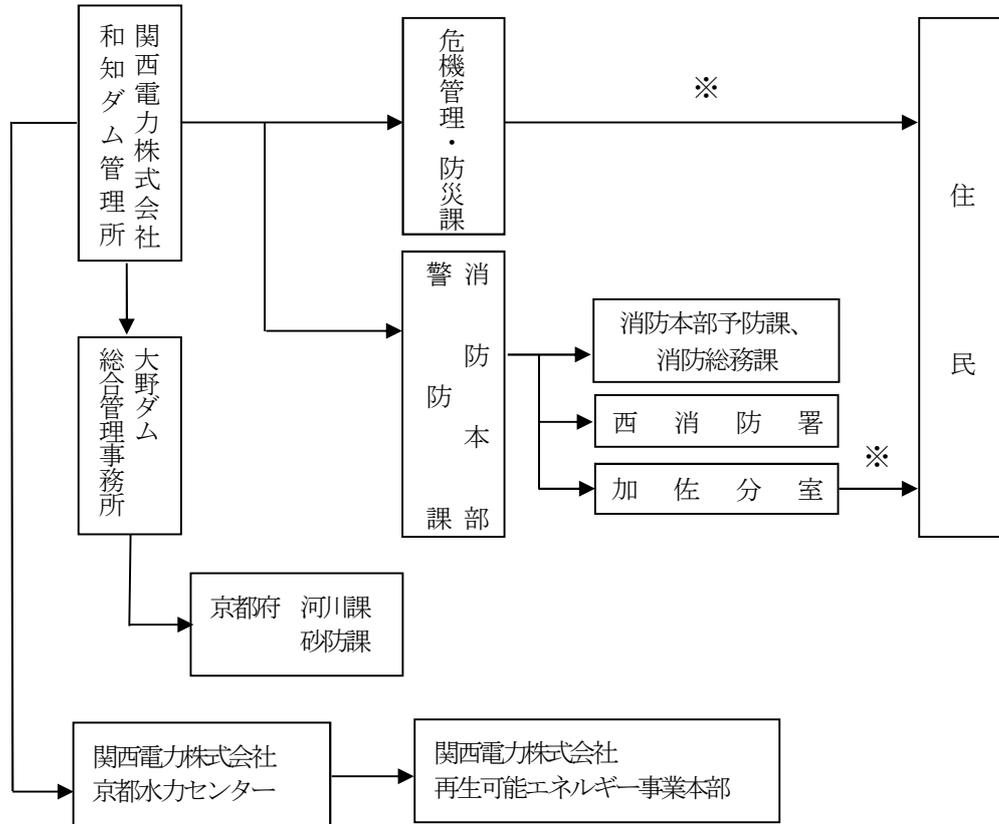
※ 住民への情報伝達については災害発生のおそれのある場合に行う

(5) 大野ダム放流連絡



※ 住民への情報伝達については災害発生のおそれのある場合に行う

(6) 和知ダム放流連絡



※ 住民への情報伝達については災害発生のおそれのある場合に行う

4 舞鶴市が行う情報収集・伝達方法

(1) 気象予警報等の収集

- ア 舞鶴市における担当は、危機管理・防災課とする。
- イ 気象台が発表する気象予警報を速やかに収集する。

(2) その他の予警報、情報の収集

水防法に基づく水位の状況等の収集は、水防計画の定めるところによる。

(3) 市民等への伝達方法

被害の軽減を図るため市民等に的確な情報提供を行うため次のとおり実施する。

- ア 舞鶴市は、必要と認める気象予警報等のほか、予想される事態及びこれに対してとるべき措置も併せて周知するものとする。
- イ 防災情報等は、必要に応じて次の方法により周知するものとする。
  - (ア) 防災関係組織の協力
  - (イ) 広報車等の利用
  - (ウ) 防災行政無線（戸別受信機を含む）の利用
  - (エ) 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用

- (d) ラジオ、テレビ放送等メディアの利用
- (e) Lアラート（災害情報共有システム）の活用
- (f) 有線放送の利用
- (g) 電話、ファクシミリ、口頭等による個別の通知
- (h) 市ホームページ、市消防本部ホームページ等の活用
- (i) メール等の活用（まいづるメール配信サービス、舞鶴市総合モニタリング情報配信システム、携帯電話各社の緊急速報メール、京都府の防災・防犯情報メール配信システム、ヤフー防災アプリ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等）

※まいづるメール配信サービス：舞鶴市の行政情報をメールで届ける無料のサービス。現在では、市民の安心・安全を図るため、「まいづるメール配信サービス」と全国瞬時警報システム「J-ALERT（ジェイ・アラート）」を連動させ、気象警報をはじめ、国民保護情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を配信している。

※舞鶴市総合モニタリング情報配信システム：市内の国・府管理河川及び市管理河川の水位をWEB上で確認でき、河川の水位を避難情報と連動させることで、より安全な避難行動に繋がるシステムを開発中。現在、市内全域の河川水位を一つの画面上に表示し、水位の変化を視覚的に確認できるシステムを公開。

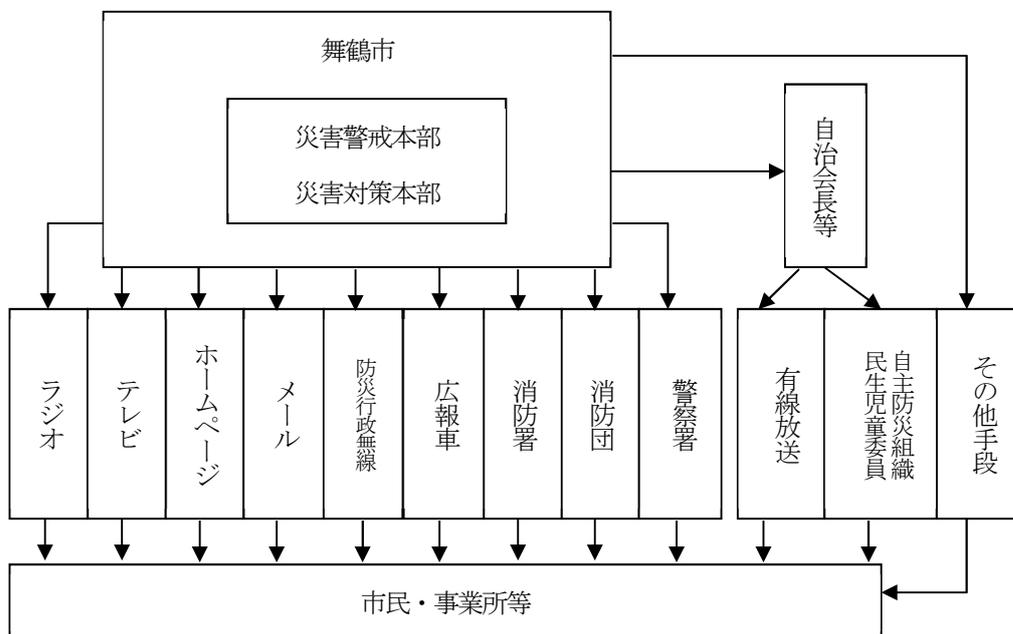
- (j) 自動起動ラジオ（防災ラジオ）による通知

※自動起動ラジオ：舞鶴市が実施する緊急告知放送によって自動起動するラジオ。電源を切っている場合でも緊急情報に関する放送が流れる。

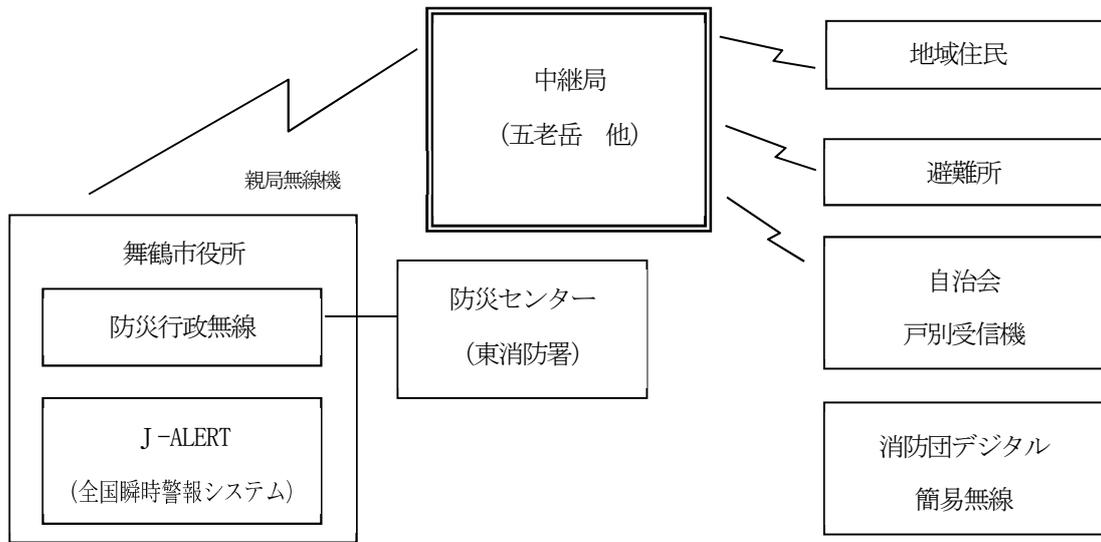
(4) 通信手段の多重化・多様化

市民への情報伝達手段の充実が重要視されるなか、多様な通信手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

●情報伝達のフロー図



●防災行政無線



●市民への情報発信

NO.	発信情報	防災行政無線	まいづるメール配信サービス	緊急速報メール	自動起動ラジオ	市HP
1	弾道ミサイル情報	○	○		○	○
2	航空攻撃情報	○	○		○	○
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	○		○	○
4	大規模テロ情報	○	○		○	○
5	その他の国民保護情報	○	○		○	○
6	緊急地震速報	○	○	○	○	○
7	津波警報 (大津波)	○	○	○	○	○
8	津波警報 (津波)	○	○	○	○	○
9	気象特別警報	○	○	○	○	○
10	震度速報					○
11	津波注意報	○	○		○	○
12	気象警報	○	○			○
13	記録的短時間大雨情報		○			○
14	土砂災害警戒情報	○	○		○	○
15	避難勧告	○	○	○	○	○
16	原子力発電所事故に関する情報 (屋内退避、避難指示等)	○	○	○	○	○

## 5 異常事象発見時における措置

### (1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な事象を発見した者が、次の方法により関係機関に通報するよう、平素から市民に周知徹底しておく。

ア 地震発生後の海面状態の異常事象を発見した者は、舞鶴市又は舞鶴警察署若しくは舞鶴海上保安部に通報するものとする。

イ 水防に関する異常事象を発見した者は、水防機関（水防管理者又は水防関係者）に通報するものとする。

ウ 火災に関する異常事象を発見した者は、消防機関に通報するものとする。

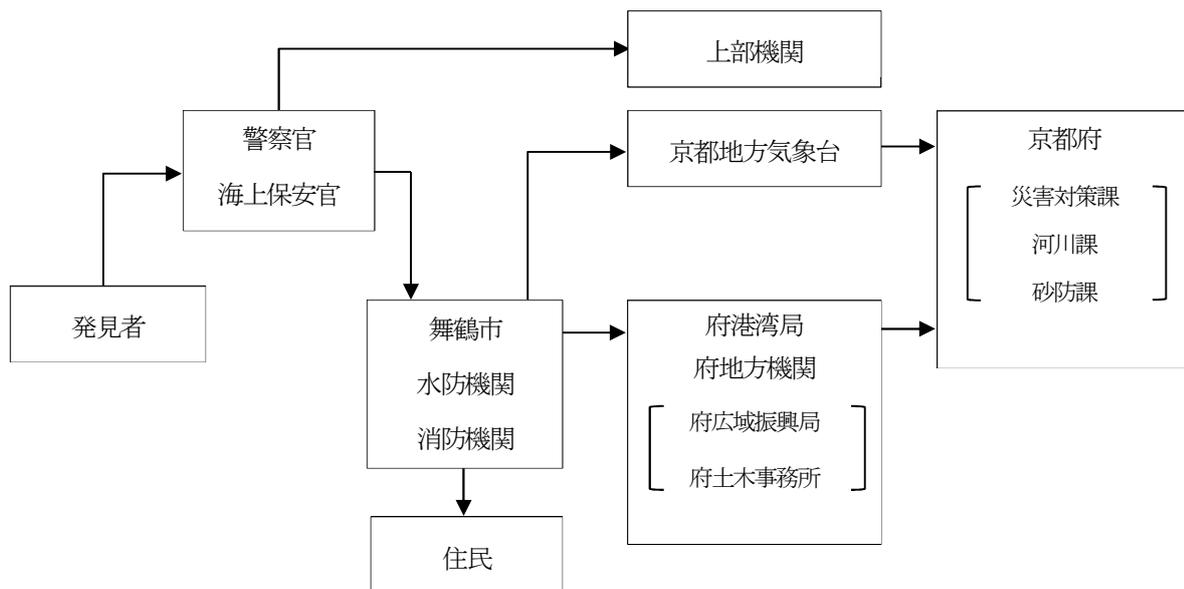
エ その他異常事象を発見した者は、舞鶴市又は舞鶴警察署若しくは舞鶴海上保安部に通報するものとする。

### (2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに舞鶴市及び上部機関に通報するものとする。

### (3) 舞鶴市の連絡

(1)、(2)により通報を受けた舞鶴市は、必要に応じ関係機関に連絡するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。



## 第4節 災害情報通信施設整備計画

災害予防及び災害応急対策に関する通信連絡の迅速かつ円滑化を図るため、防災行政無線、消防無線、その他の通信施設の整備に努め、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図る。また、有線通信手段が途絶した事態においても、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するために災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

災害通信網は、一般加入電話による通信を原則とするが、有線通信施設が使用できなくなった場合は、防災行政無線、消防、警察等の無線施設を利用する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

## 1 通信施設の整備

### (1) 有線通信施設

ア 老朽施設の取り替えを推進するとともに、専用電話の新設、携帯電話の導入等により施設整備を図る。

イ 災害時優先電話の登録を行い、災害時の通信確保に万全を期す。

### (2) 無線通信施設

ア 防災行政無線(戸別受信機を含む)

災害時における情報伝達手段の確保に努める。また、災害対策本部が設置される市役所と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる。

イ 消防無線

消防機関の有する通信網の整備充実を図る。

ウ その他各機関の有する無線

災害時における有線通信施設の途絶に備え、関係機関、企業等が所有する無線通信施設の利用等について検討する。

また、災害時に有線通信回線の利用が不可能な場合は、京都府非常通信協議会構成機関に依頼し、構成機関の有する無線通信施設を活用するなど、通信手段の確保に努める。

### ●無線施設の現状

設 置 者	場 所	電 話
舞 鶴 市	舞鶴市字北吸	6 2 - 2 3 0 0
舞鶴市消防本部	〃 字北吸	6 6 - 0 1 1 9
舞鶴市西消防署	〃 字松陰	7 7 - 0 1 1 9
舞鶴市東消防署	〃 字浜	6 5 - 0 1 1 9
舞鶴市東消防署中出張所	〃 字余部下	6 4 - 0 1 1 9
京都府中丹広域振興局	〃 字浜	6 2 - 2 5 0 0
京都府中丹東土木事務所舞鶴駐在	〃 字浜	6 2 - 2 6 7 3
京都府舞鶴警察署	〃 字南田辺	7 5 - 0 1 1 0
京都府中丹東保健所	〃 字倉谷	7 5 - 0 8 0 5
海上自衛隊舞鶴地方総監部	〃 字余部下	6 2 - 2 2 5 0
第八管区海上保安本部	〃 字下福井	7 6 - 4 1 0 0

設 置 者	場 所	電 話
舞鶴海上保安部	〃 字下福井	76-4120
近畿地方整備局福知山河川国道事務所舞鶴出張所	〃 字上安	75-1001
京都府漁業協同組合本所	〃 字下安久	75-1110
京都府漁業協同組合舞鶴支所	〃 字下安久	75-0531
京都府漁業協同組合大浦支所	〃 字野原	67-0706
田井水産(有)	〃 字田井	67-0704
(有)成生水産	〃 字成生	67-0521
京都府漁業協同組合大浦支所 「ととのいえ」	〃 字小橋	68-0013
関西電力送配電株式会社 舞鶴技術サービスセンター (コンタクトセンター対応電話)	〃 字浜	0800-777-3081
京都タクシー(株)	〃 字浜	62-1414
	〃 字南田辺	75-1414
日交タクシー(株)	〃 字浜	62-3535
	〃 字円満寺	75-1188
日本赤十字社 レスキューチェーン 京都舞鶴支会	〃 字倉谷	75-4175

(3) 衛星電話

衛星電話を活用し、災害時の通信確保に努める。

(4) 「災害用伝言ダイヤル(171)」運用計画

「災害用伝言ダイヤル(171)」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

ア 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。

イ 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

ウ 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用(登録)を可能とする。

(5) 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

ア 被災地住民の連絡手段として活用する。

イ メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。

ウ 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

(6) アマチュア無線

総務大臣は、電波法に基づき、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要がある場合は「非常無線」を発動する。また、それら非常時の通信の円滑化を図るため、日頃からアマチュア無線愛好者と密接な連携を図り、非常時の補完的な通信手段として、その役割を果たすことのできる協力体制づくりに努める。

(7) 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

ア 住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

イ 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

※全国避難者情報システム（総務省）：避難した人が避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供した場合、その情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき避難元の県や市町村が避難者に対して情報提供等を行うもの。

## 2 通信設備の災害予防

(1) 機器の転倒防止

地震による通信設備の被害を防止するため、それらの転倒防止等、日頃から必要な措置を講じるものとする。

(2) 予備電源等の設置

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信施設を有する機関は、発動発電機等を、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置し、その機能を十分発揮できるよう常時これらの点検整備に努める。

## 3 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

舞鶴市は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール・事前登録によるメールの活用を進める。

## 4 非常通信

災害時に舞鶴市から京都府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（京都府衛星通信系防災情報システム構成図：資料編参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第3編第2章第3節」に示したとおりである。

## 第5節 広域支援体制の整備計画

市域に大きな災害が発生し、舞鶴市の防災組織による災害応急活動で対応しきれない場合、他の市町村に対して支援を要請することになる。この場合、局地災害であれば、近隣市町村に応援を要請するものとし、大規模な広域災害の場合は、府外を含めて災害を受けていない遠隔の市町村に応援を要請する必要がある。

このため、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村等から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

### 1 広域支援体制

局地的な災害に備えた相互支援体制を確保するため、近隣市町村との防災相互応援協定の締結を推進する。

広域的な災害に備えた相互支援体制を確保するため、遠隔の市町村（府外を含む）との防災相互応援協定の締結を推進する。

なお、京都府は、相互応援協定の締結について指導・助言するなど、舞鶴市と調整の上、相互応援が円滑に進むよう配慮するとともに、国は、応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

京都府への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ京都府と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ締結した協定を基に、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

また、応援を求められた場合、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、応援を行う。その実施にあたって、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

### 2 協定すべき内容

協定すべき内容としては、消防支援、救急支援のほか、救援物資支援、職員派遣等とし、相手市町村と協議の上定める。

## 第6節 救急救助・集団救急体制の整備計画

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、市民の協力のもと、集団救急体制の整備に努める。

### 1 救急救助体制の整備

#### (1) 救急救助体制の整備

消防本部においては、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

#### (2) 救急救助資機材の整備

救急救助資機材の整備を進め、救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

(3) 救急医療情報通信体制の整備

消防本部、救急指定病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、空き病床数等の医療情報を常時把握できる体制を整備する。

(4) 要配慮者等に対する救急救助体制の整備

要配慮者等に対する災害時の安全確保のため、避難方法の検討を行うとともに、自治会（区）、ボランティア、事業所防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者等に対する救急救助体制の整備に努める。

(5) 消防団の救急救助活動能力向上の推進

消防本部は、消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、当該活動能力の向上に努める。

## 2 集団救急体制の整備

(1) 舞鶴市・舞鶴医師会・医療機関による救護体制の整備

ア 救護体制の整備

大災害が発生した場合、医療機関自体が被災することも考えられ、加えて多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがある。このためあらかじめ医師会、中丹災害医療連絡会、日本赤十字社及び医療関係機関に協力を要請し、救護体制の確立に努める。

イ 救護所の設置

災害の状況に応じ、保健所、医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制を整える。

ウ 協力の要請

大災害が発生し、災害現場における救出困難者の発生、又は多くの傷病者の同時発生により舞鶴市、医師会、医療関係機関等によっても対応できない場合は、京都府知事に緊急災害医療チーム（DMAT）の派遣を求める。

※緊急災害医療チーム（DMAT）：大規模災害や事故の現場において、発災から48時間以内に救命措置等に対応できるよう、機動性を備えた専門的な訓練を受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員）のこと。迅速に被災地に入り、災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行う。DMATは「Disaster Medical Assistance Team」の略。

エ 医療資機材等の整備

災害発生後、緊急を要する医療資機材等について、整備充実を図る。

(2) 市民による救急体制の整備

大災害の場合には、多数の傷病者が一度に発生し、消防、医療機関等の救急能力をはるかに越える事態も予想される。

従って、このような場合に備え、市民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当を可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるため、次の施策を推進する。

- ア 普通救命講習会等の開催による、応急手当の方法等救急知識の普及啓発
- イ 市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼
- ウ 負傷者が多数発生した場合の搬送基準の明確化と周知徹底

### 3 住民に対する災害時初期対応の普及・啓発

舞鶴市及び京都府は、広く住民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

## 第7節 避難体制の整備計画

### 1 計画の方針

災害発生時には、市民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。市民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、舞鶴市は、災害の危険がある区域にいる市民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ市民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市民の安全の確保に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

### 2 避難の周知徹底

舞鶴市、京都府、水防管理者等は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、河川の氾濫、崖崩れ、土石流、地すべり、なだれ、高潮、津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

なお、舞鶴市は京都府と連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、とるべき行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成等を支援する。

災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

舞鶴市は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示できるものとする。

### 3 避難所の指定

災害の発生にそなえ、自主避難所、拠点避難所、準拠点避難所、地域避難所、福祉避難所を次のとおり指定する。  
なお、避難所の指定については、災害発生後の検証や地域の実情に応じ適宜見直しを行うものとする。

区 分	用 途	主な施設等
自主避難所	・台風接近前等において、あらかじめ早期に開設し、個人的理由により避難する施設。	公民館等
拠点避難所	・地震や風水害等の災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設	小学校 体育施設 等
準拠点避難所	・拠点避難所で避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設。 ・災害種別や規模等によっては、拠点避難所と同様に開設する。	中学校 旧小中学校 等
地域避難所	・地震や風水害等の災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、災害種別や規模等に応じて地域等で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設。 その後、避難者を必要に応じて拠点避難所又は準拠点避難所等に移送する。	地域集会所 地域公会堂 等
福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が、一時的に滞在する施設。 ・一般的な避難所（自主、拠点、準拠点、地域避難所）で避難生活が困難となった場合に開設し、特別な配慮を要する者を移送する。	老人福祉施設等

### 4 指定避難所等の選定、確保及び周知

#### (1) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあり、安全性等の一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

※指定避難所：自主避難所、拠点避難所、準拠点避難所

#### (2) 指定緊急避難場所

一定期間滞在するための指定避難所と区別して、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急時の避難場所として、洪水や土砂災害、地震・津波、高潮等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定緊急避難場所として指定する。

指定緊急避難場所等の避難場所について、舞鶴市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て近隣市町に設けるものとする。

※指定緊急避難場所：自主避難所、拠点避難所、準拠点避難所、地域避難所、地震避難広場、津波避難場所を異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所として指定。

### (3) 福祉避難所

福祉避難所は学校や公民館等の避難所とは異なり、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため指定するものであり、収容可能な施設と協議した上で避難するものである。

自宅等から直接の福祉避難所への避難については、体制の整備や関係機関と協議をすすめ、直接避難を促進していくものとする。

### (4) 地震避難広場（広域避難場所）の選定

地震等による延焼火災等が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、舞鶴市は次の基準により、あらかじめ地震避難広場（広域避難場所）を選定しておくことができる。

ア 地震避難広場（広域避難場所）の収容可能人数は、避難者1人当たりの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。

イ 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮するものとする。

ウ 大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。

エ 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。

オ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

### (5) 避難道路の確保

舞鶴市職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

## 5 避難所の整備

避難所については、随時次の調査検討を行い、安全性の確保に努める。

### (1) 無線通信設備の整備

舞鶴市災害対策本部等との通信は、避難所の運営に欠かせないため、電話回線の途絶等に備えて、無線通信設備等の整備を推進する。

(2) 運営体制の整備

避難所開設時には、施設管理者、地元自治会（区）、ボランティア、事業所防災組織等の協力を得ながら、その運営体制や組織の立ち上げを行うものとする。

なお、地域避難所については、原則、地域で開設し、運営に努めるものとする。

また、避難所の開設・運営を円滑に行うため、運営マニュアルの整備に努める。

(3) 耐震化の推進

建築物の耐震化を推進するため、耐震診断を実施し、耐震性に問題のある建築物に対しては、事業計画を立て、補強あるいは建替え等を実施する。

(4) 円滑な避難所運営への配慮

高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策やペットの同行避難に配慮した避難所の開設・運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。また、備蓄品の調査に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。

## 6 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住する舞鶴市域外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援等を受け取れることができるよう努める。

## 7 避難協力体制の整備

避難にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、自治会（区）、ボランティア、事業所防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時の対応のあり方を検討しておく。また、広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、地域住民による避難所の開設及び運営ができる体制の整備に努める。
- (2) 高齢者、障害者等に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、地域住民に協力が得られるよう努める。
- (3) 外国人、観光客等地理に不案内な者に対する避難誘導の方法を検討する。

## 8 防災上重要な施設の避難計画

学校等、病院、福祉施設などの要配慮者が利用する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難に係る計画（避難確保計画）を作成するように努め、万全の避難に期する。

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき舞鶴市地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓

練を実施する。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等
- (2) 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- (3) 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- (4) 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

## 9 防災上重要な施設の避難計画作成の促進及び実効性の確保

- (1) 避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（水防法第15条の3第3項）。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第4項）。ここでいう「正当な理由」とは、災害等の天変地異や事件、事故等、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責によらない事情によって避難確保計画を作成することができない場合等、避難確保計画の作成義務を一時的に免除することが社会通念上許容される程度の理由をいうものである。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うように努める。

舞鶴市は、京都府とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効性を図る。

- (2) 避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する。

## 10 避難所の周知

災害時に迅速に避難ができるよう次の方法により市民への周知を行う。

- (1) 広報紙等への掲載。
- (2) 避難所を記したマップ等の作成・配布。
- (3) 舞鶴市防災訓練や自治会（区）の訓練等における周知。
- (4) 避難所及びその付近に避難所の名称、方向等を示した誘導標識の設置の検討。

## 11 広域避難

災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村に協議をすることができる。

舞鶴市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるとともに、あらかじめ施設の管理者の同意を得るよう努める。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、京都府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

## 12 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて京都府に広域一時滞在収容に関する支援を要請するものとする。

京都府内の他の市町村の受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、京都府に対し当該都道府県との協議を求める。

また、避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。その際、舞鶴市は、避難所が広域一時滞在の用に供する避難所ともなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

舞鶴市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、京都府やその他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 13 緊急物資の供給

避難所における被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、避難所で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の実情を考慮する。

## 14 避難指示等の判断・伝達マニュアル

舞鶴市長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発表すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡

調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

なお、舞鶴市は、京都府及び国に対し、避難指示等の発令基準の策定の支援など、必要に応じて防災体制確保に向けた支援を要請する。

(1) 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

(2) 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。また、効果的な伝達を行うため、過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

更に要配慮者の避難支援について、関係部局と福祉関係部局と連携を取り行う。

表 避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	●災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	高齢者等避難 ●高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） ●上記以外の者は、必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル4	避難指示	●災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	全員避難 ●危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル5	緊急安全確保（注2）	●居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	命の危険 直ちに安全確保！ ●立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ●ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にすることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での退避すること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

## 15 駅における避難計画

駅においては、浸水や火災等による災害が発生した場合に、大混乱が生じて多数の死傷者が発生するおそれがある。そこで、駅で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

### (1) 鉄道管理者の防災管理

駅の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の避難誘導方法等の対策について計画を定め、従業者等に周知徹底に努める。

### (2) 関西電力送配電株式会社の防災管理

電力供給施設の計画的な巡視点検及び測定等を実施する。

## 16 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、舞鶴市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

また、舞鶴市は、事前に指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

## 第8節 給水体制の整備計画

飲料水の途絶は、市民生活に重大な影響を及ぼすため、災害に強い水道施設の整備に努める。

また、万一途絶した場合に備え、迅速な応急給水活動が実施できるよう、給水体制を整備するとともに、生命の維持に必要な飲料水や浄水器等の備蓄に努めるものとする。

### 1 給水施設の整備

災害時における円滑な給水を確保するため、水道施設の整備に努めるとともに、市民生活に直結する飲料水、生活用水の確保に万全を期す。

特に、水道施設については、飲料水のみならず消防水利としての役割も担っているため、施設の耐震化はもちろん、老朽施設の更新、整備に努める。また、配水池は、常時満水にするとともに、予備ポンプ、水道の応急復旧工事に必要な資機材を常備し、災害時に飲料水を速やかに確保できるよう備える。

### 2 給水用資機材等の整備

#### (1) 給水用資機材の整備

ポリタンクや飲料水袋等の備蓄を図り、災害発生時には、業者から調達できるよう協定を締結するなど適切な措置を図る。

また、給水車の整備に努める。

(2) 協力体制の整備

自治会（区）、ボランティア、事業所防災組織、消防団等に対して、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時の給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。

指定水道工事業者等との協力体制を確立し、災害時の応急給水に対する備えに万全を期す。

市町村の相互支援協定にも、給水資機材の支援を盛り込む。

### 3 給水体制の整備

(1) 迅速な給水が可能となるよう、あらかじめ給水拠点や給水方法を定めた応急給水計画を策定し、訓練を実施する。

(2) 迅速かつ的確な広報を行うよう努める。

(3) 円滑な給水が可能となるよう、自治会（区）、市内水道関係業者等に対して、災害時等に給水活動を行う場合の支援、協力を要請しておく。

### 4 災害時用飲料水の確保

(1) 飲料水の備蓄に努める。

(2) 応急用の飲料水の確保ができる配水池の整備を図る。

## 第9節 物資確保計画

災害時は、市場流通が混乱し、物資が入手困難になることが予想される。流通機構がある程度回復するまで、必要な食料、生活必需品、応急活動用資機材を確保しなければならない。そのためには、市民自らの備蓄と併せて、市内で一定の確保ができる体制の整備が必要である。

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、舞鶴市や京都府はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施する。

また、舞鶴市は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに京都府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点を定める。

### 1 防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備

(1) 防災備蓄倉庫の整備

舞鶴市は、運搬距離等の総合的な地理関係に配慮しながら、食料、生活必需品及び資機材等を蓄えた防災備蓄倉庫の整備に努める。

(2) 備蓄品の整備

災害に備えて次のとおり備蓄品の整備に努める。

ア 緊急用食料、生活必需品、資機材等の備蓄を推進する。

イ 備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは、計画的な入替えを行う。

ウ 災害が発生した場合、直ちに災害応急対策や災害復旧に使用できるよう、定期的な点検・整備を実施する。

- (3) 舞鶴市は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

## 2 備蓄又は物資供給協定の締結促進

災害により、多くの避難者が生じ、避難期間が長期化する場合を想定し、予め近隣等の市町村との相互応援協定や民間との物資供給協定の締結の推進を図る。

- (1) 近隣等の市町村との相互応援協定

局地的又は広域的な災害に備えて、近隣の市町村及び府外を含む遠隔の市町村との間で、物資供給についての内容を盛り込んだ相互応援協定を締結する。

- (2) 民間との協定

災害に備えて、関係各種団体や企業等から食料・日用品等の在庫の優先的な供給を受けることが可能となるよう、協力業務の内容や方法等についての協議を行い、民間との協定の締結を積極的に行う。

## 3 各家庭における備蓄の推進

各家庭における備蓄の必要性等について、市民自身の防災意識の高揚と家庭内備蓄の普及、啓発を図るとともに、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄を呼びかける。

## 4 物資補給ルートの確保

広域幹線道路及び市内道路網に被害が生じた場合でも、外部からの補給物資を円滑に導き入れることができるよう、あらかじめ物資補給ルートを検討し、その整備を図る。

- (1) 広域幹線道路網の整備促進を図る。  
(2) 避難所を含めた市内各防災拠点を結ぶ道路網の整備を促進し、ネットワーク化を図る。  
(3) 海上物資補給ルートを確保するため、舞鶴港港湾整備を推進するとともに、そのアクセス道路の整備を図る。  
(4) 緊急輸送を行うため、ヘリコプター緊急離着陸指定地を定めるとともに、そのアクセス道路の整備を図る。

## 5 物資輸送拠点の整備

舞鶴市は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに京都府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用できるよう努める。

## 6 燃料の確保

舞鶴市は、重要施設に非常用電源設備を整備した上で、燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

## 7 家庭動物の飼料等の確保

家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。

## 第10節 資機材等整備計画

舞鶴市及び防災関係機関等は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、必要な資機材を日頃から十分整備し、各資機材の機能を有効に発揮できるようにするものとする。

### 1 災害活動に必要な備蓄資機材

- (1) 消火に必要な備蓄資機材
- (2) 水防に必要な備蓄資機材
- (3) 防疫に必要な備蓄資機材
- (4) 給水に必要な備蓄資機材
- (5) その他必要な資機材

### 2 防災資機材の点検整備

災害時にその機能を有効、適切に発揮できるよう日頃から防災資機材を点検整備する。

- (1) 不良箇所の有無
- (2) 機能試験の実施
- (3) 種類、規格と数量の確認
- (4) 薬剤等の有効期限等の確認
- (5) その他

資機材の点検結果は、常に記録しておくとともに、破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

## 第11節 交通対策及び輸送計画

災害時における交通の混乱の防止及び緊急交通路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。

※緊急交通路：災害対策基本法第76条第1項に基づいて、交通管理者（公安委員会）が、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために、路線と区間単位を指定し、一般車両の通行の禁止・制限を行う。

## 1 緊急交通路指定予定路線の指定

災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）は、次のとおりである。

- (1) 舞鶴若狭自動車道
- (2) 京都縦貫自動車道
- (3) 国道27号
- (4) 国道175号
- (5) 国道178号

## 2 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

※緊急通行車両：地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限され、公安委員会で確認を受けた緊急車両（警察、消防、自衛隊等の車両）及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両が、優先して通行することができる。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
  - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

## 3 緊急輸送車両の事前届出

- (1) 確認を行う車両

緊急通行車両として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告または、指示に関する事項

- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - ウ 被害者の救難、救助その他保護に関する事項
  - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - ク 緊急輸送の確保に関する事項
  - ケ その他災害時の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 緊急通行車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、警察本部の定める事務手続きの方法により、(1)に規定する車両を対象にした事前届出を促進する。

## 第12節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

舞鶴市は、京都府等と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

舞鶴市は、京都府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

※帰宅困難者：大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10km以内は全員「帰宅可能」、20km以上は全員「帰宅困難」としている。

※災害時帰宅支援ステーション：災害時に公共交通機関が不通になり、徒歩での帰宅をやむを得なく行う場合に、コンビニエンスストア等が協定等に基づき、水道水の提供やトイレの使用、道路情報の提供等可能な範囲で協力していただける店舗。

### 1 観光客・帰宅困難者への啓発

発災後、舞鶴市や京都府の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは、「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

- (3) 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- (4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- (5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

## 2 災害時帰宅支援ステーション事業の活用

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を活用し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

## 3 観光客等への支援の検討

- (1) 舞鶴市は京都府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めている。
- (2) 舞鶴市は京都府、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅行者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制の構築に努める。
- (3) 舞鶴市は、避難所、避難誘導標識、道路標識等の整備推進を図る。

## 第13節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

舞鶴市は、国が策定する災害廃棄物対策指針や京都府災害廃棄物処理計画等を踏まえ、舞鶴市災害廃棄物処理計画を作成する。また、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

### 廃棄物処理等に係る防災計画

- (1) 廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- (2) 廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための用水の確保に努める。
- (3) 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
  - ア 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
  - イ 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
  - ウ 廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊

急出動できる体制を確保するよう協力する。

エ 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

オ 住民、事業所に対して、災害時の被災地における廃棄物の収集、資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ・生ごみ等のごみの分別、がれきの自己搬入の原則等、廃棄物処理についての周知徹底を図る。

## 第4章 災害の抑制と被害の軽減計画

### 第1節 防災調査計画

災害危険箇所（以下「危険箇所」という。）の調査は、防災関係機関、地域住民その他危険箇所管理者の協力を得て行い、風水害、火災、土砂災害、地震及びその二次災害等それぞれに予想される危険度を検討し、災害時に迅速な対処ができるよう努めるとともに、その状況や避難計画を地域住民に周知し、防災意識の高揚を図るものとする。

#### 1 防災パトロール

舞鶴市長は、京都府及び災害対策基本法第2条に定められた指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関と共同で、災害時に危険が予想される箇所を調査して、対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

#### 2 対策会議

防災パトロールによって実態を把握した危険箇所の予防、応急、恒久対策並びに防災関係機関との連携等について調整し、特に危険度の著しいものを災害危険箇所とし、地域住民、関係機関に周知する。

### 第2節 水災予防計画

水災は由良川をはじめとする各河川の氾濫、いっ水によるものがその大半を占め、豪雨のたびに大きな被害を与えている。また、降雨による山腹崩壊、土砂流出、ため池決壊等の危険が予想される箇所、さらには高潮による浸水被害を受ける箇所もある。このため河川改修工事等の促進を図るとともに、保安林整備等の治山事業及び海岸の整備を行うものとする。

#### 1 河川の整備

##### (1) 河川の改修・整備

ア 由良川流域では、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨により内水被害が発生したことから、由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、沿川自治体や関係機関が連携して対策に取り組んでいく。

舞鶴市は、その内水被害を踏まえ、国や京都府と連携し、河道内樹木の伐採や河道掘削による本川水位の低下、水位情報把握のための危機管理型水位計設置、貯留・排水機能の向上、排水ポンプ車の活用等、内水対策を推進する。

##### イ その他の河川及び水路

堤防の決壊あるいはいっ水の危険が予想されるものについては、十分な調査を行い、災害の危険性の高い河川及び水路から改修又は整備を図る。

また、河川改修計画は、山地・丘陵地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に即応できるように検討

を重ねる。

京都府管理河川の整備については、京都府に要請する。現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理を要請する。

普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業やその他の事業等との調整を図り、計画的な整備に努める。

(2) 河川施設等の点検・整備

水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、亀裂等の破損箇所が発見された場合は、各施設管理者に連絡し修復等必要な措置を求めるものとする。

(3) 橋りょうの整備

出水期に流失等のおそれがある橋りょうについては、架け替えや維持補修（橋脚強化）等に努める。

## 2 林地保全

市内における林野面積は、舞鶴市総面積の約79%を占め、このうち約19%が水源涵養林、土砂流出防備林、土砂崩壊防備林等の保安林であるため、これら保安林の整備に努めるとともに、水土保持林、資源循環林、共生林の機能別3区分に従い、適正な整備を推進する。

(1) 山地災害危険地区の周知等

舞鶴市は、人的被害を極力軽減するため、京都府が指定する山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。

(2) 府からの資料提供

舞鶴市は、京都府から人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料の提供を受ける。

(3) 地域住民への周知

舞鶴市は、人的被災を極力低減するため、山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。

(令和3年3月末現在)

山地災害危険地区の種類	舞鶴市内の箇所数
山腹崩壊	353箇所
地すべり	7箇所
崩壊土砂流出	219箇所
合計	579箇所

## 3 たため池の保全

(1) 農業用ため池

農業用ため池は、重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池については、

「防災重点ため池」と位置づける。

具体的な選定基準は以下のとおりとし、選定は地域の実情を十分に把握している舞鶴市が行う。

- ・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ・ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>異常のもの
- ・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>異常のもの
- ・地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から舞鶴市及び京都府が必要と認めるもの

#### (2) ため池の補強

農業用及びその他のため池については、洪水吐及び堤体の整備、補強に努めるとともに、不要貯水の排除、大雨前の放流、ため池への流入物の排除及び洪水吐閉塞物の撤去等を行う。特に老朽化等により危険なため池については、安全対策の徹底を図る。

#### (3) 水防監視体制の強化

ため池管理者は、随時ため池を巡視し、また草刈等を行うことにより危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、斜樋・底樋の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

#### (4) ため池水防資機材

ため池管理者は、水防活動上必要な資機材を整備する。

## 4 高潮対策

舞鶴湾沿岸低地のうち、特に人家等に高潮被害を及ぼすおそれがある箇所については、土地のかさ上げの促進を図るとともに、関係機関と連携する中で、その改善に努める。

## 5 都市下水路の整備

災害による浸水等を防止するため、周辺の市街化に伴う状況も考慮し、河川整備等との整合を図りながら、都市下水路の計画的な改良、整備に努める。

## 6 道路の整備

交通の確保を図るため、冠水するおそれのある道路については、かさ上げ等の対策により、順次冠水道路の解消を図る。また、側溝、暗きよの整備等日頃からその維持補修を行い、被害の拡大防止に努める。

## 7 河川等の防災的活用

- (1) 河川敷等の空地は、関係機関と連携を図り、延焼遮断帯、臨時の一時避難場所及び避難路として活用できるように努める。
- (2) 河川、ため池等は、災害時には消防水利又は生活用水が確保できるように努める。

## 8 ダムの現状

平成30年7月豪雨を踏まえたダムの洪水調整機能と情報の充実

舞鶴市は、異常洪水時防災操作（緊急放流）が実施され、下流で甚大な被害が発生すると予測された場合には、緊急速報メール等を活用するなど、速やかに住民に情報伝達する。

### 第3節 土砂災害等予防計画

山地災害や土砂災害等の地盤災害を予防するため、日頃から地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地、がけ地等の危険箇所の把握に努め、計画的な防災事業を推進する。

また、京都府が整備した土砂災害警戒情報システムによる情報をもとに監視にあたる。

#### 1 治山対策

舞鶴市及び京都府は、山地災害を防止するため、次のとおり各種治山事業を実施するほか、間伐による適正な管理等森林の維持育成に努める。

- (1) 山腹崩壊危険箇所等の治山事業の促進を図る。
- (2) 山林の伐採時には、植林の指導を行う。
- (3) 京都府に対して、治山事業の促進を要望する。
- (4) 災害発生に伴う危険地区を予め調査しておく。
- (5) 森林保全の啓発活動を行う。

#### 2 砂防対策

土砂災害を防止するため、京都府が指定する土石流危険渓流及び砂防指定地については、耐震性を考慮した砂防ダム等の土砂災害防止施設の設置を推進すると共に、二次災害を防止するため、次のとおり防災事業の促進を図る。

- (1) 国や京都府と連携を密接にししながら、緊急度の高いところから植林、砂防、ダム等の砂防工事を実施する。
- (2) 京都府に対して、砂防事業の促進を要望する。
- (3) 災害発生に伴う土砂災害危険箇所を予め調査しておく。

#### 3 急傾斜地崩壊・がけ地対策

災害が誘発されるおそれがある急傾斜地、がけ地の崩壊を防止するため、京都府から指定される急傾斜地崩壊危険区域に対し、次のとおり防災事業の促進を図る。

- (1) 危険度の高い急傾斜地については、急傾斜地崩壊防止工事の促進を図る。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業により、住家の移転を促進する。
- (3) 地域住民に危険箇所の周知を図るなど、啓発に努める。
- (4) 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

#### 4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、京都府による「土砂災害警戒区域（土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められて知事が指定する区域）」及び「土砂災害特別警戒区域（「警戒区域」のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民の生命等に著しい危害が生じると認めて知事が指定する区域）」の指定

を受けた区域については、住民の安全を確保するために、警戒区域、土砂災害に関する情報、避難に関する情報の発表基準及び伝達方法、避難場所等を本計画に定める。

また、警戒区域内に要配慮者の利用する施設がある場合には、各施設の所有者又は管理者と協議して、土砂災害警戒情報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

さらに、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布により、住民に対し危険区域、土砂災害に関する情報、避難に関する情報の発表基準及び伝達方法、避難場所等を周知する。

また、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告等について、京都府と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

## 5 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

土砂災害に対する警戒避難体制を整備し、市民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、平常時から京都府防災担当部局等と連携して土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。

市域に土砂災害の発生が確認された場合、もしくは土砂災害の前兆現象の発見等の通報及び相談が市民から寄せられたとき、また、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断されたときは、京都府防災担当部局等との情報伝達・共有を図り、土砂災害対策の初期対応の的確化を図る。

舞鶴市内の指定区域は下表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

自然現象の種類	舞鶴市内の指定区域	
	警戒区域	うち特別警戒区域
土石流	985箇所	614箇所
急傾斜地の崩壊	1,218箇所	1,208箇所
地すべり	6箇所	0箇所
合計	2,209箇所	1,822箇所

## 6 土砂災害における警戒避難体制

土砂による被害を受けるおそれのある市民を、適切に避難誘導するために、警戒避難体制を以下のとおり構築するものとする。

### (1) 警戒または避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量及び京都府土砂災害警戒情報システム等のデータを参考に設定する。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう、市民に平時から周知・啓発することが大切である。

### (2) 適切な避難所及び避難経路の設定、周知

#### ア 市が選定する避難方法

避難所及び避難経路の選定にあたっては、土砂災害の影響を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定し、市民に対し周知徹底を図る。

#### イ 地域が選定する避難方法

災害の発生に備え、市民自らの判断で安全に避難行動ができるよう、平時から地域住民において地域の

集会所や隣近所の住宅等、安全な避難場所をあらかじめ取り決めておくなど、地域の実情に応じた適切な避難方法を市民に対し啓発する。

(3) 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住みからの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。

収集した情報を、防災行政無線、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及及び防災活動の実施

舞鶴市は、市防災関係職員や市民に対して、土砂災害の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

舞鶴市は、高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画(避難確保計画)を作成し、避難訓練を実施する。

## 7 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

(1) 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

舞鶴市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。

情報伝達経路については、「第2編第3章第3節2(2)土砂災害警戒情報の伝達」のとおりとする。

ア 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

(ア) 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要と認められる場合には、京都府と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

(イ) 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、京都府と京都地方気象台が協議のうえ警戒を解除する。

イ 留意点

(ア) 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害を捕捉することはできない。

(イ) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害

のうち土石流や集中的に発生する急傾斜の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については、対象としない。

(ウ) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生場所・時刻・規模等を特定するものではない。

(2) 京都府土砂災害警戒情報システム

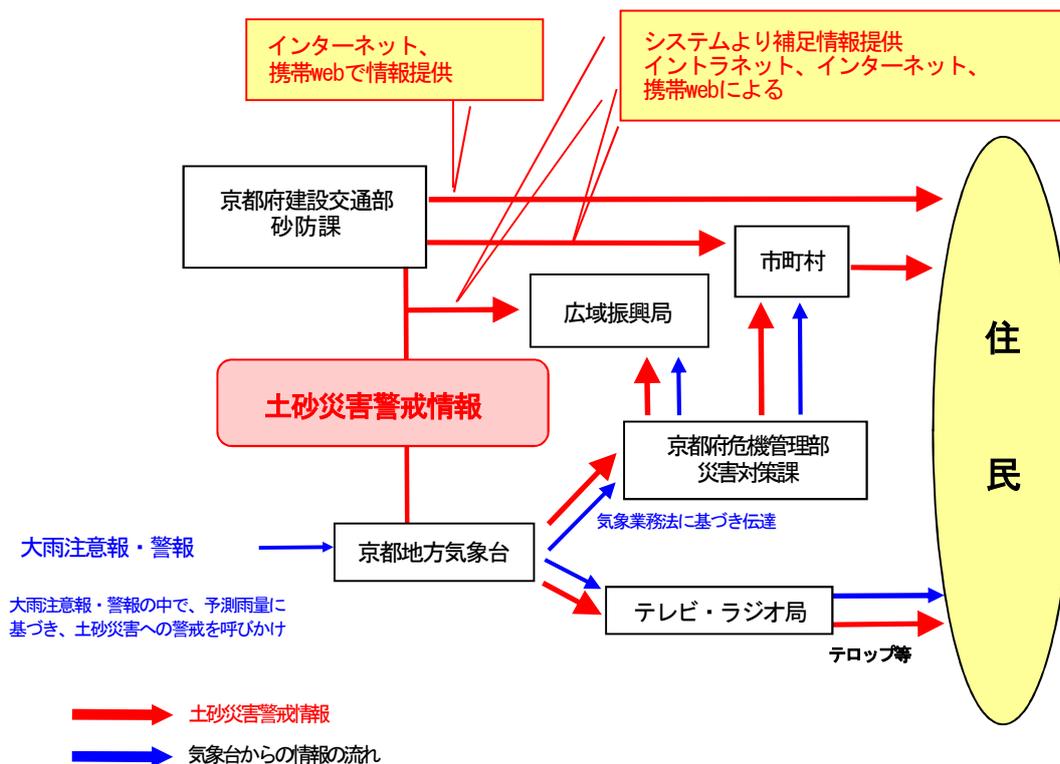
土砂災害警戒情報システムは、気象台による降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

※解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコから1kmメッシュ毎の降水量を推定したもの。

※土壌雨量指数：長期降雨の指数。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行雨量も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといふ土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

※CL：この値（線）を超えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

●土砂災害警戒情報の情報伝達フロー図



避難情報	判断基準 ※原則、大雨警報（土砂災害）発表中	発表地域	とるべき行動	警戒レベル
高齢者等避難	① 土砂災害警戒情報発表 土砂災害危険度（うすい紫）	土砂災害危険度（うすい紫）のメッシュが含まれる地域ごと （東大浦、西大浦、朝来、志楽、倉梯、与保呂、祖母谷、新舞鶴、中舞鶴、明倫、吉原（旧舞鶴）、余内、四所、高野、池内、中筋、岡田上、岡田中、岡田下、八雲、神崎）	●情報収集 ●避難の準備（要配慮者は避難） ●自主避難	警戒レベル3
避難指示	① 記録的短時間大雨情報  ② 土砂災害危険度（濃い紫）  ③ 土砂災害警戒情報発表かつ土砂災害事象の覚知	発表地域が含まれる地域ごと （東大浦、西大浦、朝来、志楽、倉梯、与保呂、祖母谷、新舞鶴、中舞鶴、明倫・吉原（旧舞鶴）、余内、四所、高野、池内、中筋、岡田上、岡田中、岡田下、八雲、神崎）	●避難開始 ●垂直避難 （屋外への避難が危険な場合）	警戒レベル4
		土砂災害危険度（濃い紫）が含まれる地域ごと （東大浦、西大浦、朝来、志楽、倉梯、与保呂、祖母谷、新舞鶴、中舞鶴、明倫・吉原（旧舞鶴）、余内、四所、高野、池内、中筋、岡田上、岡田中、岡田下、八雲、神崎）		
		事象発生場所が含まれる地域ごと （東大浦、西大浦、朝来、志楽、倉梯、与保呂、祖母谷、新舞鶴、中舞鶴、明倫・吉原（旧舞鶴）、余内、四所、高野、池内、中筋、岡田上、岡田中、岡田下、八雲、神崎）		
緊急安全確保	① 土砂災害が発生	土砂災害が発生した地区で、再崩落の危険性がある地域	命の危険 直ちに安全確保！●垂直避難 （屋外への避難が危険な場合）	警戒レベル5

※避難情報の発表時期については、あくまでも一定の目安であり、市として、これまでの雨量や雨雲の状況、その後の降雨量の予想などを総合的に考慮して、判断する。

## 8 誘因の監視

### (1) 降雨量の監視

過去において、山（がけ）崩れ、地すべりのあった危険地区に対しては、降雨量を基準に警戒雨量を決め、通報体制を確立して監視にあたる。

### (2) 湧水等の監視

がけからの湧水及び地下水流路の変動について監視する。

## 9 住民への周知等

災害発生時には、できるかぎり速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう、日頃から住民に対して周知しておくとともに、危険箇所及びその周辺の住民又は土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行う。

## 第4節 集中豪雨対策に関する計画

近年、台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

舞鶴市では、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信等情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知等防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実等のソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地すべりの対策、河川・都市下水路等治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備等流域全体のハード対策まで、多方面から市民の安全・安心を確保するための対策を講じる。

### 1 ソフト対策の推進・検討

施設整備等のハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織等が連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

#### (1) 情報の収集、集約、伝達に係る連絡体制の強化・充実

#### (2) 避難体制等の取り組み強化

ア 客観的避難基準の充実

イ 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定

ウ 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保

#### (3) 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底

#### (4) 要配慮者対策の強化

### 2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤等計画的な施設整備の促進、浸水想定区域等の公共施設の安定的な機能強化の推進、

施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援等のソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

- (1) 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理
  - ア 河川施設・都市下水路の整備（洪水対策、浸水対策）
  - イ 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）
  - ウ 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
  - エ 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施
- (2) 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組み
  - ア 山地・森林環境の保全と整備
  - イ 農地の持つ防災機能の保全と整備
  - ウ 雨水貯留・浸透施設の設置
  - エ 適正な土地利用の誘導、規制等

### 3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

## 第5節 雪害対策計画

冬期寒冷時の交通障害を除去して交通を確保し、また、なだれによる災害を予防するための対策を図るものとする。

### 1 除雪路線及び実施区域の分担

- (1) 市内主要道路の除雪路線の選定については、地域差をなくし、地域住民に密接したものとなるよう考慮し、除雪機械進入の可能性及び現有機械の能力により定めるものとし、除雪計画は、毎年、市道除雪作業連絡会議等において策定する。
- (2) 除雪の実施区域の分担については、毎年、京都府及び関係機関と協議するものとする。

### 2 除雪体制の整備

- (1) 平常時から平均積雪深に対して、除雪を完全に行えるよう機械の整備に努める。
- (2) 計画深度を超える豪雪又は緊急除雪を要する場合に備え、以下について計画を定めておく。
  - ア 市内の建設業者等からの機械の借り上げ及び要員確保（登録制度）
  - イ 排雪場の確保
  - ウ 無線、携帯電話等、連絡体制の強化
  - エ 関係機関、他市町村との支援協定

### 3 なだれ災害対策

(1) 予防対策としては、次の方法により予防を行う。

ア なだれの防御のため、次の施設の設置に努める。

(ア) 発生予防工（予防杭、予防柵、階段工）

(イ) 減勢工・誘導工（減勢柵、減勢枠組、誘導擁壁、誘導堤、誘導溝、誘導柵、雪崩割）

(ウ) 阻止工（防衝擁壁、防護堤防、防護柵）

イ 施設による対策が施されていない斜面については、なだれ発生のおそれがある場合に、人工的になだれを発生させて事故を未然に防ぐ。

ウ 交通路を新たに開発する際に、できるだけなだれの発生する地点を避けて路線を選定する。

エ なだれ危険地にある住家は、移転を進める。

## 第6節 消防整備計画

災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防組織、消防施設等の整備を図り、被害の軽減に努める。災害が発生した場合、被害の程度を最小限に食い止めるには、消防団を含めた消防力の強化が必要である。また、同時に、災害時だけでなく平常時から火災や事故を未然に防ぐために、予防査察体制も重要である。

### 1 消防体制の強化

消防体制を強化するため、次の施策を行う。

(1) 防災拠点の建設を推進する。

(2) 的確な指令・情報の受伝達を強化するために、情報通信システムの高度化、通信指令ネットワークシステムの整備を図る。

(3) 消防職員の適正配置を図るとともに、資質の向上、知識・技能の修得を図るため研修を充実させる。

(4) 建物の高層化こともなう火災に対応するため消防車両・資機材の整備充実を図る。

(5) 周辺地区に対しては、小型動力ポンプの機動力化による整備を図る。

(6) 迅速な救急搬送の促進

### 2 消防団の強化

消防団は、地域防災の中心的役割を担うものであり、次の施策を行う。

(1) 消防団員の確保、消防に関する知識・技能の修得につとめ、資質向上を図る。

ア 女性の消防団への加入促進

イ 大学等の協力による消防団員の確保

(2) 車両・資機材・施設を計画的に整備充実を図る。

(3) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上を図る。

(4) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進を図る。

- (5) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

### 3 消防水利の強化

大規模災害に備え消火栓や防火水槽等消防水利の拡充・強化が必要である。このため、次の事項について、必要性の高いものから重点的に整備を図る。

- (1) 消火栓の一層の整備充実を図る。
- (2) 耐震性防火水槽の充実を図る。
- (3) 市街地を中心に水道管の耐震化を図る。
- (4) 河川、水路、海水、プール等から取水可能な施設、資機材等の整備を図る。

### 4 予防対策の強化

災害を未然に防ぐために、次のような活動を強化する。

- (1) 広報、催し等を通じ、初期消火のための消火器の普及、住宅用火災警報器の普及、災害時のための火気に対する安全行動の習慣化、出火抑制のための火気使用設備の改善と安全な使用法、地震による出火抑制のための耐震装置の設置等の徹底を図る。
- (2) 予防査察を行うため、要員を確保し、住宅の防火診断、事業所・危険物施設の査察・改善指導等を強化する。
- (3) 消防水利を保全し、更に強化するため地水利調査を定期的に行い、新たに使用可能な水利の確保に努める。
- (4) 広報活動を通じた啓蒙活動や自主防災組織等を対象とした防災教育・防災訓練を実施する。
- (5) 事業所に対して自主防火管理体制の確立を指導する。
- (6) 消防団や自主防災組織への女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努める。
- (7) 春季及び秋季全国火災予防運動に際し、京都府や各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

### 5 相互応援協定

舞鶴市は、災害発生時における舞鶴市消防本部の行う応急対策が緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、応援協定の締結に努める。

## 第7節 大規模市街地火災予防計画

市街地、特に木造建築物密集地域において想定される大火や、大規模地震により同時多発的に発生する火災と、その延焼を予防するため、出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を行う。

### 1 火災警報

- (1) 火の使用制限

警報が発表された区域内にある者は、警報が解除されるまで、舞鶴市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

(2) 住民等への周知

舞鶴市は、住民に対して、予警報だけでなく予想される事態と、それに対してとるべき措置について周知する。周知には、防災行政無線、広報車、警鐘等を利用し、自主防災組織等の住民組織と連携して徹底を図る。

## 2 出火の防止

平常時から火気使用に十分注意する。特に家を留守にする場合や、避難等で家を空ける場合に火の元の確認や、安全器又はブレーカーを遮断するなど、出火防止のための措置をとることで、出火率を大幅に低減できることから、以下の項目について徹底を図る。

- (1) 防火意識の向上
- (2) 火気使用設備・器具等の安全化及び適正な取扱い
- (3) 危険物施設等の保安の確保
- (4) 自家用電気設備の安全管理
- (5) 化学薬品・火薬類の適正な貯蔵・取扱い
- (6) 高層建築物、大規模小売店舗、多量の火気を使用する特殊建築物等の防火管理
- (7) 火災警報の周知徹底と火気の使用制限
- (8) 住宅用火災警報器の設置

## 3 初期消火

火災防止のためには、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織による初期消火活動が有効であり、以下の項目について推進する。

- (1) 街頭用消火器の設置
- (2) 家庭への消火器具の普及
- (3) 防火水槽の耐震化及び消防機材の整備
- (4) 住民及び事業所の初期消火体制の充実強化

## 4 火災の拡大防止

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、木造建築物密集地域等火災の拡大が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点をおいた消防体制の整備を進めることが重要であり、以下の項目について推進する。

- (1) 警防計画の整備
- (2) 消防水利の整備
- (3) 消防団の強化、活性化

## 5 自主防災組織の育成強化

火災予防思想の普及及び家庭における防火意識の向上を図るため、地域の自主防災組織を通じ、研修会の開催や訓練の実施等必要な事業を行う。

## 第8節 危険物等保安計画

危険物、火薬類、毒劇物、高圧ガス及び原子力以外の放射性物質に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するため、危険物施設等の現況を事前に把握するとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底等の対策について定める。

### 1 危険物施設等の安全対策

危険物施設等は、出火だけでなく延焼要因ともなり、従来から予防査察や指導により安全対策を進めているが、災害発生時に備え、次により安全指導を図っていく。

- (1) 危険物の規制に関する政令等に定める基準による耐震構造、耐震装置の強化充実
- (2) 発火性・引火性危険物の管理、保管の徹底
- (3) 移送、運搬、貯蔵及び取扱基準の遵守徹底
- (4) 火災及び危険物の流出事故防止対策の強化
- (5) 危険物保安監督者及び危険物取扱者に対する保安教育の実施
- (6) 自衛消防組織の強化と災害時の自主的応急体制の確立

### 2 化学薬品等の安全対策

化学薬品等を取り扱う学校、病院、研究所及び事業所に対して保管の適正化を指導するとともに、個別的、具体的な安全対策の推進を図る。

- (1) 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- (2) 化学薬品収納棚の転倒落下防止措置
- (3) 化学薬品等収納場所の整理整頓
- (4) 混合混触による発火性物質の近隣貯蔵防止措置
- (5) 初期消火資機材の適正配置

### 3 高圧ガス施設等の安全対策

高圧ガス施設等の事故は、その事故の大小により被害の程度が異なるが、大量のガスが噴出した場合には、周辺への人身被害、火災によって家屋等の被害が発生し、特に爆発事故の場合には広範囲に被害をもたらす。そのため、ガス製造事業者等に対しては、消防計画に基づき、広域的災害に対処できるよう消火、応急処置、連絡通報体制を主体とした組織、人員の運用及び教育訓練を実施するよう指導する。

また、ガス施設等については、関係法令等に定められた技術基準を遵守するよう指導の徹底を行う。

### 4 原子力以外の放射性物質安全対策

放射性物質安全対策を図るため、次の措置を図る。

- (1) 放射線障害事故防止装置の検討

- (2) 事故発生時における応急措置の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

## 第3編 災害応急対策計画

### 第1章 組織計画

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、舞鶴市が有する全機能を発揮して被害を最小限にとどめ、災害応急対策を迅速、的確に実施するため、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、市域の防災に万全を期すものとする。

#### 第1節 組織及び配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害等の状況に応じた配備区分による組織体制及び配備体制の整備を図るものとする。

##### 1 本部体制及び配備体制の基準

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害等の状況に応じた本部体制及び配備体制の基準は次のとおりとする。

###### (1) 風水害等の場合

###### ●本部体制及び配備体制の基準

動員判断基準	本部体制	配備区分	体制の内容	配備体制
気象情報等から、大雨、暴風等の被害が予想される場合	連絡調整会議	(準備体制)	各部署において情報共有を図り、状況により速やかに1号配備に移行できる体制とする。	各部長 状況に応じ必要と認める各部署員
大雨、暴風等の警報が発表され警戒を必要とする場合又は小規模な災害が発生した場合	災害警戒本部体制	1号配備 (警戒体制)	災害に対する警戒体制又は発生した小規模な災害に対処できる人員を確保し、状況により速やかに2号配備に移行できる体制とする。	本部員 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
大雨、暴風等の特別警報が発表され、特別な警戒を必要とする場合又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	災害対策本部体制	2号配備 (非常体制)	1号配備のほか、関係各班においてさらに必要と認める人員を確保し、いつでも3号配備に移行できる体制とする。	本部員 次長及び班長 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
大規模な災害が発生した場合又は発生することが予想される場合		3号配備 (緊急体制)	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	全員
上記以外の場合			その都度本部長が指示する体制	

(2) 地震の場合

地震の場合の本部体制については、震災対策編において定める。

## 第2節 本部体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において迅速、的確な災害応急対策活動を実施するため、災害の状況又は規模に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

### 1 連絡調整会議

災害警戒本部設置以前の体制として、連絡調整会議を開催し、情報共有を図り、必要に応じた対策を講ずる。

### 2 災害警戒本部

災害対策本部設置以前の体制として、舞鶴市災害警戒本部を設置し、各種情報の収集及び災害の応急対策を行う。

(1) 設置基準

- ア 舞鶴市に暴風雪、暴風、大雨、大雪、洪水及び高潮警報が発表されたとき。
- イ 京都府に津波注意報が発表されたとき。
- ウ 暴風雪、暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、津波等によって、災害が発生するおそれがあり、警戒を要すると認められるとき。
- エ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織等

災害警戒本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の規定に準ずる。

(3) 閉鎖基準

災害警戒本部は次の場合閉鎖する。

- ア 災害が発生するおそれがなくなると認められるとき。
- イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

### 3 災害対策本部

災害対策基本法に基づき、舞鶴市災害対策本部を設置し、各種情報の収集及び災害の応急対策を行う。

(1) 設置基準

- ア 暴風雪、暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、津波等によって、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- イ 京都府に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。
- ウ 災害警戒本部の体制では、事態の収束が困難であると認められるとき。
- エ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織等

災害対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

本部長には市長を、副本部長には副市長、危機管理監、教育長を、本部員には市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民文化環境部長、福祉部長、健康・子ども部長、産業振興部長、建設部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、教育委員会指導理事、教育振興部長、議会事務局長その他本部長の指名する者をもってあてる。

災害対策本部の組織は、舞鶴市の行政組織を基本に機能別に部班を編成し、部班に配属する職員は原則として部課に所属する職員を動員する。

### (3) 本部会議

防災活動を実施するにあたっての基本方針並びに応急対策の実施事項を決定するため、本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

本部会議は、本部長が招集し、災害対策の基本的な方針を決定する。

### (4) 閉鎖基準

災害対策本部は、次の場合閉鎖する。

- ア 災害が収束したと認められるとき。
- イ 応急災害対策活動が完了したと認められるとき。

### (5) 加佐地区支部の設置

加佐地区における災害の予防及び応急対策を総合調整し、その迅速かつ的確な実施を図るため必要があるときは、加左分室に加佐地区支部を設置するものとする。

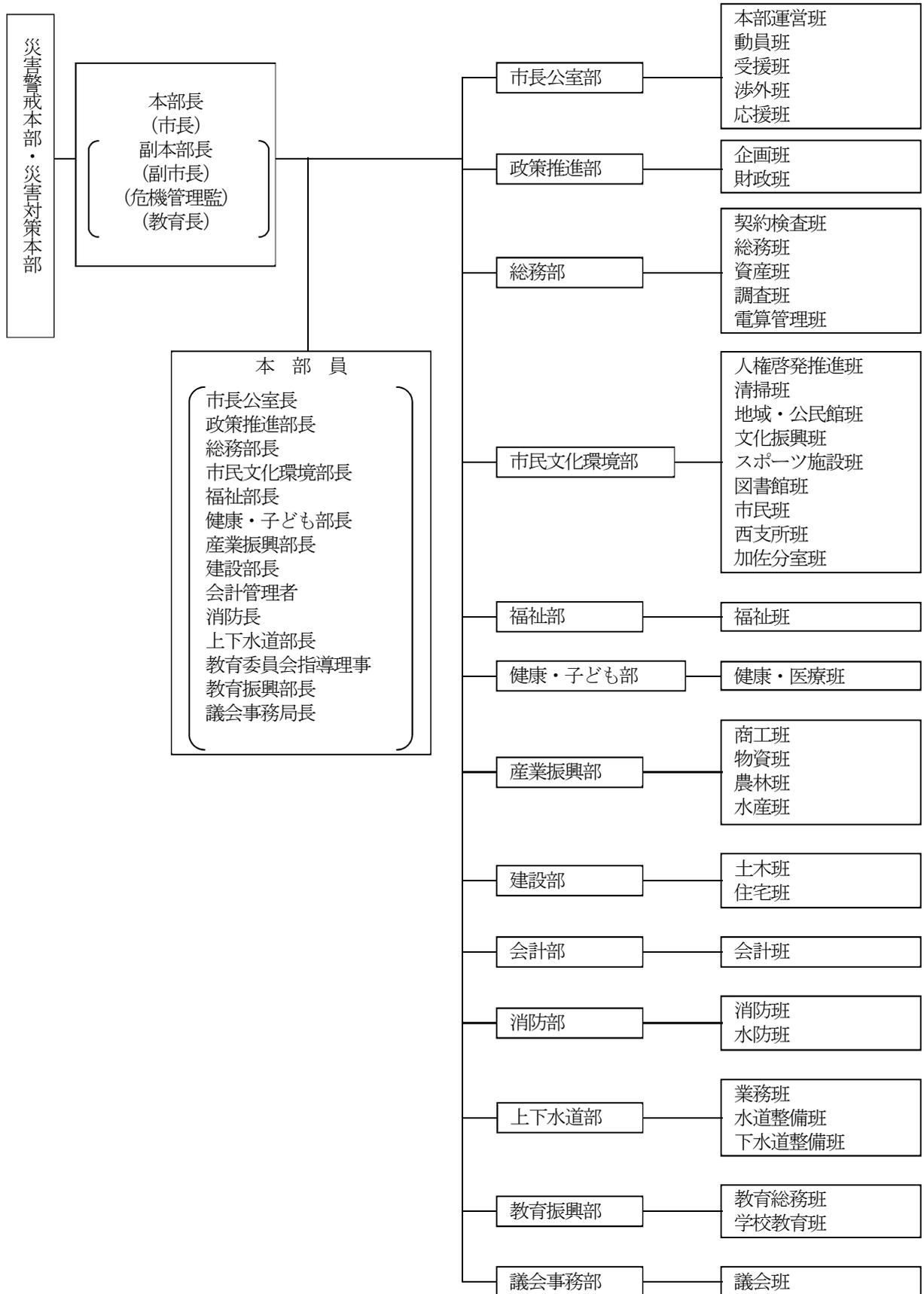
## 4 本部連絡員

各部に本部連絡員（部長が指名する職員）を置き、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他の災害対策活動に必要な情報及び本部長の指示等を所属の部に伝達する等、本部との連絡の任にあたる。

## 5 各班活動計画の作成

各班は、それぞれ活動計画を作成し、これに基づいて活動するものとする。

●災害対策本部組織系統図



〔市長公室部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市長公室	本部運営班 (危機管理室 危機管理・防災課)	1 本部会議に関すること。 2 被害状況、情報資料等の収集及び報告に関すること。 3 命令及び決定事項の伝達等本部内の連絡に関すること。 4 気象予警報の連絡に関すること。 5 防災行政無線の統制に関すること。 6 原子力災害合同対策協議会に関すること。 7 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社との連絡調整に関すること。 8 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。 9 その他必要と認められること。
	動員班 (人事室 人事課)	1 職員の動員及び応援調整に関すること。 2 職員の給食に関すること。 3 ボランティアの受入れに関すること。 4 防災業務に従事する職員の被ばく管理等健康管理に関すること。 5 その他必要と認められること。
	受援班 (人事室 人事課)	1 受援計画の作成に関すること 2 応援要請に関すること。 3 受援状況の把握・実績の取りまとめに関すること。 4 受援業務相当窓口との調整に関すること。 5 その他必要と認められること。
	渉外班 (秘書課 広報広聴課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 3 災害記録(写真・録画・録音等)に関すること。 4 その他必要と認められること。
監査委員 事務局	応援班 (監査委員事務局)	1 各部・各班の応援に関すること。 2 その他必要と認められること。

〔政策推進部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
政策推進部	企画班 (企画政策課 移住・定住促進課)	1 関係機関に対する連絡調整及び要請に関すること。 2 流出物及び漂流物の処理に関すること。 3 交通情報の収集に関すること。 4 交通関係機関との連絡調整に関すること。 5 本部運営班の応援に関すること。 6 その他必要と認められること。

	財政班 (財政課)	1 災害対策に伴う予算措置に関する事。 2 災害復旧資金に関する事。 3 災害救助法の府負担金事務に関する事。 4 その他必要と認められる事。
--	--------------	--

〔総務部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
総務部	契約検査班 (契約検査室 契約課 指導検査課)	1 機械、器具及び物品の調達に関する事。 2 各部・各班の応援に関する事。 3 その他必要と認められる事。
	総務班 (総務課)	1 重要書類の搬出及び保管に関する事。 2 その他必要と認められる事。
	資産班 (資産マネジメント推進室 資産マネジメント推進課)	1 普通財産等の被害状況調査に関する事。 2 公用車等の車両の調達及び配車計画に関する事。 3 電話交換の運営及び通信施設の確保に関する事。 4 庁舎の管理及び警備に関する事。 5 市役所来庁者に対する安全措置等に関する事。 6 緊急輸送の実施等に関する事。 7 応急仮設住宅の建設の調整に関する事。 8 市有建築物の被害状況調査及び復旧に関する事。 9 建築物の被害認定調査に関する事。 10 その他必要と認められる事。
	調査班 (債権管理課 税務課)	1 住家及び非住家の被害調査に関する事。 2 被災者名簿及び被災区域図面の作成に関する事。 3 罹災者の証明に関する事。 4 その他必要と認められる事。
	電算管理班 (デジタル推進課)	1 電算設備の確保に関する事。 2 各部・各班の応援に関する事。 3 その他必要と認められる事。

〔市民文化環境部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市民文化 環境部	人権啓発推進班 (人権啓発・地域づくり 室 人権啓発推進課)	1 市民交流センター等周辺地区における被害状況の把握に関すること。 2 避難所の提供に関すること。 3 その他必要と認められること。
	清掃班 (環境対策室 生活環境課 清掃事務所 リサイクル事務所)	1 災害によって生じたゴミ及びし尿対策に関すること。 2 所管施設の管理及び清掃に係る応急対策に関すること。 3 仮設トイレ等の設営に関すること。 4 環境保全に関すること。 5 被災家屋の消毒等の防疫に関すること。 6 防疫用薬品の確保に関すること。 7 国、京都府等が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの支援に関すること。 8 緊急時の環境放射線モニタリングの実施機関との連絡調整に関すること。 9 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。 10 その他必要と認められること。
	地域・公民館班 (人権啓発・地域づくり 室 地域づくり支援課)	1 自治会（区）との連絡調整に関すること。 2 自治会（区）を通じた情報収集に関すること。 3 社会教育施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関すること。 4 公民館の保全及び応急対策に関すること。 5 救護所の設置及び運営管理の応援に関すること。 6 その他必要と認められること。
	文化振興班 ( 文化スポーツ室 文化振興課)	1 文化財及び文化施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関すること。 2 その他必要と認められること。
	スポーツ施設班 ( 文化スポーツ室 スポーツ振興課)	1 スポーツ施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 2 ヘリポートの開設に関すること。 3 スポーツ施設の指定管理者との連絡調整に関すること。 4 その他必要と認められること。

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市民文化 環境部	図書館班 ( 文化スポーツ室 図書館課)	1 図書館の保全及び応急対策に関すること。 2 各部・各班の応援に関すること。 3 その他必要と認められること。
	市民班 (市民課)	1 応急食料の調達に関すること。 2 炊き出しに関すること。 3 被災者の生活相談に関すること。 4 被災者の生活物資等の相談に関すること。 5 死者の火葬に関すること。 6 その他必要と認められること。
	西支所班 (西支所)	1 西地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 その他必要と認められること。
	加佐分室班 (加佐分室)	1 加佐地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 その他必要と認められること。

〔福祉部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
福祉部	福祉班 (福祉企画課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 福祉援護課 保険医療課)	1 被災者の社会福祉援助に関すること。 2 所管福祉施設の保全及び応急措置に関すること。 3 避難所及び避難時集結場所の開設及びその管理運営に関すること。 4 避難者の収容及び保護に関すること。 5 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6 義援金及び見舞金の收受及び配分に関すること。 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること。 8 要配慮者に関すること。 9 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること。 10 引取者のない遺体の処理に関すること。 11 炊き出し食料その他食料品の輸送及び配給に関すること。 12 その他必要と認められること。

〔健康・子ども部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
健康・子ども部	健康・医療班 (健康づくり課 地域医療課 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 子ども総合対策室 子ども支援課 幼稚園・保育所課 市立舞鶴市民病院総務課 加佐診療所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症患者の収容に関する事。</li> <li>2 医師会医療救護班出動要請及び出動状況の掌握に関する事。</li> <li>3 医療機関の被害状況調査及び連絡に関する事。</li> <li>4 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 医師会との調整に関する事。</li> <li>6 被災者に対する保健活動およびその統括に関する事。</li> <li>7 臨時予防接種の実施に関する事。</li> <li>8 所管施設の保全及び応急措置に関する事。</li> <li>9 安定ヨウ素剤の配布に関する事。</li> <li>10 飲食物の摂取制限に関する事。</li> <li>11 市立舞鶴市民病院の救護班の編成に関する事。</li> <li>12 医療用資機材の提供に関する事。</li> <li>13 救護所の設置及び運営管理に関する事。</li> <li>14 その他必要と認められる事。</li> </ol>

[産業振興部]

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
産業振興部	商工班 (観光まちづくり室 観光振興課 舞鶴引揚記念館 産業創造室 産業創造・雇用促進課)	1 商工観光関係の災害予防対策に関する事。 2 商工観光関係被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 商工観光業団体との連絡に関する事。 4 商工観光業に係る風評被害対策に関する事。 5 被災商工観光業者に対する支援(融資等)に関する事。 6 その他必要と認められる事。
	物資班 (産業創造室 みなと振興・国際交流課 産業創造・雇用促進課)	1 物資の受入れ及び保管に関する事。 2 物資の配布に関する事。 3 衣料、寝具その他の生活必需品等物資の調達に関する事。 4 地域内輸送拠点の管理運営に関する事。 5 物資の搬送に関する事。 6 その他必要と認められる事。
	農林班 (農林課)	1 農林関係の災害予防対策に関する事。 2 農林関係被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 農林関係危険箇所の巡視警戒に関する事。 4 農林業団体との連絡に関する事。 5 汚染農作物の出荷制限に関する事。 6 被災農林業者に対する支援(融資等)に関する事。 7 その他必要と認められる事。
	水産班 (水産課)	1 水産関係の災害予防対策に関する事。 2 水産関係被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 水産業団体との連絡に関する事。 4 汚染水産物の出荷制限に関する事。 5 被災水産業者に対する支援(融資等)に関する事。 6 その他必要と認められる事。

〔建設部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
建設部	土木班 (国・府事業推進室 国・府事業推進課 建設総務課 土木課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び都市施設の災害予防対策に関すること。</li> <li>2 公共土木施設及び都市施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 公共土木施設、都市施設等の危険箇所の巡視警戒に関すること。</li> <li>4 土砂その他の障害物の除去に関すること。</li> <li>5 緊急交通路及び幹線道路の確保に関すること。</li> <li>6 建設業者等との連絡に関すること。</li> <li>7 その他必要と認められること。</li> </ol>
	住宅班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること。</li> <li>2 被災者の公営住宅等への一時入居に関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅等の入居者の決定に関すること。</li> <li>4 住宅等支援補助金に関すること。</li> <li>5 住宅等支援融資に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>

〔会計部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
会計部	会計班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係経費の収支に関すること。</li> <li>2 義援金及び見舞金の保管に関すること。</li> <li>3 市民班の応援に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>

〔消防部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
消防本部	消防班 (消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急救助課 東消防署 総務予防課 警備1課 警備2課 警備3課 西消防署 総務予防課 警備課                 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災の予防及び警戒に関する事。</li> <li>2 消防業務に必要な情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>3 防災及び人命救助活動に関する事。</li> <li>4 危険物の保安及び消防水利対策に関する事。</li> <li>5 災害通信の運用及び確保に関する事。</li> <li>6 消防資機材の整理、点検及び確保に関する事。</li> <li>7 被ばく防護資機材等の管理に関する事。</li> <li>8 その他必要と認められる事。</li> </ol>
	水防班 (消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急救助課 東消防署 総務予防課 警備1課 警備2課 警備3課 西消防署 総務予防課 警備課                 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防関係情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 被災者の救助に関する事。</li> <li>3 河川等の警戒巡視に関する事。</li> <li>4 水防活動の実施及び被害状況の調査に関する事。</li> <li>5 水防資機材の点検、整備、調達及び輸送に関する事。</li> <li>6 遺体の捜索及び収容に関する事。</li> <li>7 その他必要と認められる事。</li> </ol>

〔上下水道部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
上下水道部	業務班 (経営企画課 お客様サービス課)	1 水道施設・下水道施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。 2 応急復旧に要する資材の調達確保に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。 4 その他必要と認められること。
	水道整備班 (水道整備課)	1 飲料水の確保に関すること。 2 水道施設の被害状況調査に関すること。 3 水道施設の保全、応急復旧及び警備に関すること。 4 受電及び配電設備の保全及び警備に関すること。 5 水道施設に係る水質試験及び管理等に関すること。 6 その他必要と認められること。
	下水道整備班 (下水道整備課)	1 下水道施設の災害予防対策に関すること。 2 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 下水道施設等の危険箇所の巡視警戒に関すること。 4 災害によって生じたし尿等の処理に関すること。 5 その他必要と認められること。

〔教育振興部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
教育振興部	教育総務班 (教育総務課)	1 教育関係被害状況の収集整理に関すること。 2 応急教育並びに教育施設及び設備の応急復旧の調整に関すること。 3 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 4 学校施設及び設備の被害状況調査に関すること。 5 救護所の設置及び運営管理の応援に関すること。 6 その他必要と認められること。
	学校教育班 (学校教育課)	1 児童及び生徒の応急教育に関すること。 2 教育資機材の調達及び分配に関すること。 3 学校給食に関すること。 4 その他必要と認められること。

〔議会事務局〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
議会事務局	議会班 (議会事務局 総務課)	1 議員との連絡に関すること。 2 各部・各班の応援に関すること。 3 その他必要と認められること。

## 6 職員の標章

災害応急対策において、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

## 7 災害対策本部の標識等

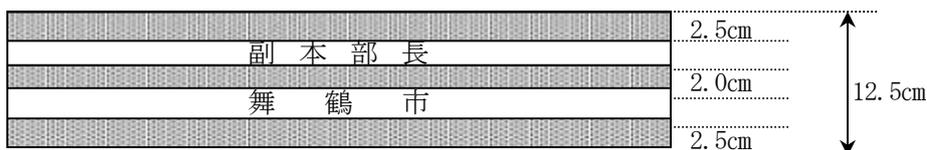
災害対策本部が設置され、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の腕章及び標識を用いる。

(1) 腕章（白地に黒文字とする。網掛け部分は赤色とする）

ア 本部長が着用する腕章



イ 副本部長が着用する腕章



ウ 部長（部長級）が着用する腕章



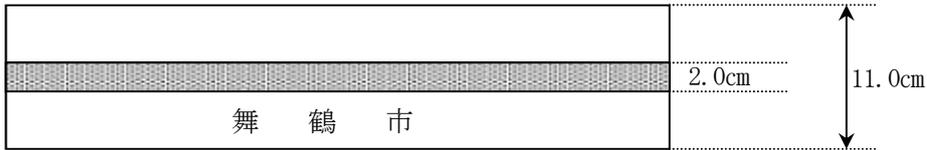
エ 部長（次長級）が着用する腕章



オ 班長（課長等）が着用する腕章

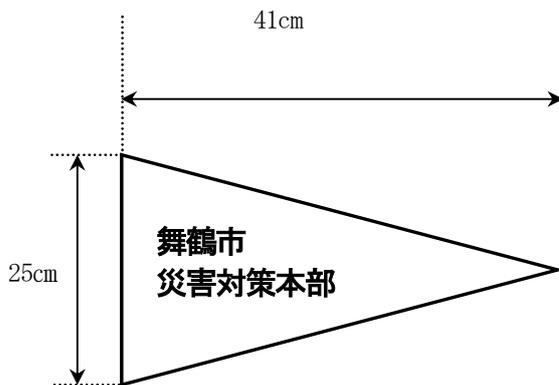


カ 班員が着用する腕章



(2) 自動車用標識

(黄地に黒文字とする)



### 第3節 配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部又は災害警戒本部が設置された場合において、迅速で的確な災害応急対策活動を実施するための配備体制を定めるものとする。

各部隊は「各班活動計画」の中で、配備区分に基づき配備計画を作成しなければならない。

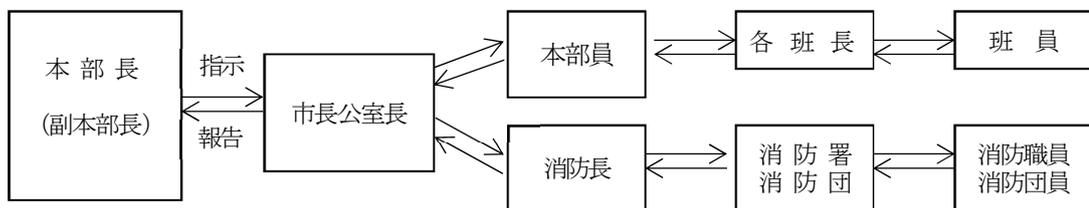
#### 1 本部体制及び配備体制の決定

舞鶴市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係情報等を収集し、本部体制及び配備体制を決定するものとする。

## 2 配備指令と参集

### (1) 通常時の伝達系統

本部体制及び酒配備体制の決定に従い、次の伝達系統図により配備指令を行う。



### (2) 自主参集

ア 災害が、いずれかの配備体制に相当することが明らかでない場合、当該号の配備が定められている職員は、自主参集をする。

イ 大規模な災害が発生したことを知った職員は、原則として招集を受けなくても参集する。

ウ 災害により交通機関等が途絶したため、配備部署につくことが不可能となった職員は、最寄りの本庁、支所等に参集し、関係する部班長の指示により防災活動に従事する。

## 3 本部会議の招集

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合や災害対策の基本的な方針・活動を決定する必要があるとき、本部長は、必要に応じて本部会議を招集する。

## 4 本部長、副本部長不在の場合の対応

本部長が不在の場合、若しくは何らかの事情により連絡が取れない場合は、本部体制及び酒配備体制の決定は副本部長が行い、本部長を代行する。副本部長も不在の場合等は、市長公室長が本部長代行を務める。

## 5 配備体制

### (1) 災害警戒本部における配備体制

災害警戒本部の配備体制は、原則として、1号配備（警戒体制）とする。

### (2) 災害対策本部における配備体制

災害対策本部の配備体制は、原則として、2号配備（非常体制）又は3号配備（緊急体制）とする。

## 6 班員の応援

本部員は、災害応急対策活動を実施するにあたり、参集不可能者がでた場合、緊急な応急活動が必要とされるときなどで班員が不足する場合は、動員班長に対し班員の応援を要請する。

## 7 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに本部長に報告する。

## 第4節 現地災害対策本部

災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合は、災害発生地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、必要な職員を置く。現地本部は、災害対策本部の事務の一部を行い、その範囲は本部長が必要に応じて決定する。

### 1 現地本部の設置

本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、現地本部を設置する。

### 2 組織及び運営

- (1) 現地本部に本部長が指名した現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。
- (2) 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を総括する。
- (3) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を行う。

### 3 現地本部の設置場所

現地本部は、現地指揮をとるのに適した公共施設等（公園、広場等を含む）に設置する。

現地本部を設置するにふさわしい公共施設がない場合には、民間施設等を借り上げるものとする。

### 4 事務分掌

- (1) 災害状況の掌握・本部への報告
- (2) 現地災害応急対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- (3) 現地災害応急対策の立案、決定
- (4) 防災関係機関との連絡調整
- (5) 必要な応援班、要員の要請と応援機関、集結場所等の指定
- (6) 本部長の特命事務
- (7) その他

### 5 現地本部の閉鎖

現地本部の閉鎖は、本部長がこれを指示する。

## 第2章 情報収集・伝達計画

大規模な災害が発生した場合においては、通信のふくそう、寸断等が予想されるため、舞鶴市、京都府及び防災関係機関は、応急対策を円滑に実施するため、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、舞鶴市、京都府及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

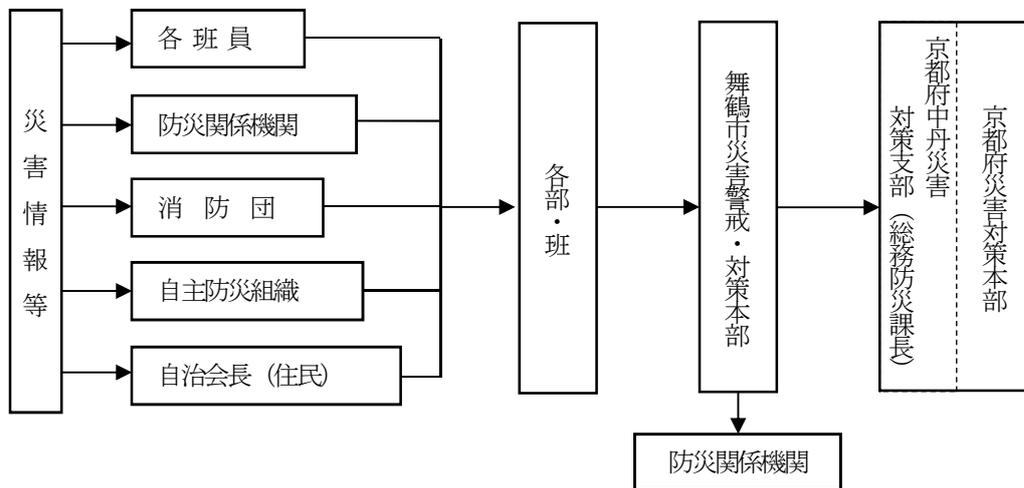
### 第1節 災害規模の早期把握のための活動

舞鶴市は、市域の災害の発生状況、社会秩序の状況、各施設の被害状況をあらゆる手段により調査するとともに、京都府及び防災関係機関に報告し、その応急対策と被害の軽減に万全を期すものとする。

### 第2節 災害情報、被害状況等の収集伝達

舞鶴市、京都府及び防災関係機関は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。

●情報伝達系統図



京都府災害対策支部名	NTT電話番号	衛星通信系 防災情報システム
中丹災害対策支部 (総務防災課長)	0773-62-2500	7-840-8101 (衛星系) 8-840-8101 (地上系)

## 第3節 災害通信計画

舞鶴市、京都府及び防災関係機関間が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、京都府防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

### 1 一般電話等

災害時の通信連絡手段は、携帯電話、ファクシミリ等を含む電話による通信を原則とする。しかし、一般加入電話は、災害発生時に通話が集中し、NTTの交換機が対応できなくなることが予想されるため、NTT側で通信制限（発信規制）を行うなど、防災関係機関が使う重要回線を優先して接続するものとする。

#### (1) 通信の種類

- ア 災害の通報及び報告
- イ 出動指令及び災害現場指令
- ウ 災害状況報告
- エ その他

#### (2) 災害時優先電話

災害の予防、救援に関して緊急を要する事項を内容とした通話は、災害時優先電話として、他の通話に優先して接続されることになっている。西日本電信電話株式会社とあらかじめ協議して、既設電話のうち可能なものに災害時優先電話を設定し、緊急時にこれを利用する。

※災害時優先電話：災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係の各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービス。

### 2 無線通信体制

有線通信施設が使用できない場合は、防災行政無線、消防、警察等の無線施設を利用する。

- (1) 防災行政無線
- (2) 京都府衛星通信系防災情報システム
- (3) 消防無線
- (4) 警察無線
- (5) 衛星電話
- (6) 非常無線通信（官公庁、会社、船舶、漁業、アマチュア無線等）
- (7) JR西日本通信設備（鉄道電話・電報）
- (8) その他

### 3 通信施設の機能維持等

災害時の通信手段の確保及びその機能維持に万全を期すため、状況に応じ必要な措置を講じる。

- (1) 通信手段の確保
- (2) 通信用電源（予備電源設備、移動電源車等）の確保
- (3) 輻輳対策（発信規制、災害伝言ダイヤル171等の運用）
- (4) 施設損傷時の早急な回復体制の整備

### 4 放送の要請

舞鶴市長は、京都府と各放送事業者との間で締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」及び舞鶴市が締結している「災害時における緊急情報の放送に関する協定書」に基づき、必要な事項について、放送を要請する。

- (1) NHK京都放送局
- (2) 株式会社京都放送
- (3) 株式会社エフエム京都
- (4) FMまいづる

### 5 通信途絶時における措置

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システムなど防災通信システムの活用等、多様な手段の確保を図る。

また、連絡不可能の場合は、連絡員を派遣して情報の確保に努めるものとする。

## 第4節 気象予警報等収集伝達計画

### 1 舞鶴市地域における気象予警報等伝達系統図

[第2編 第3章 第3節 2 気象予警報等伝達系統図 参照]

### 2 舞鶴市が行う収集伝達方法

舞鶴市は次によって気象情報等を収集し、伝達する。

- (1) 気象予警報等の収集
  - ア 気象予警報等の収集は、防災担当部局において行う。
  - イ 京都府衛星通信系防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等により気象予警報等の収集を行う。
- (2) その他の予警報、情報の収集
  - ア 水防法に基づく水位の状況等の通報は、舞鶴市水防計画の定めるところによる。
  - イ 火災警報は、火災警報に関する規程により、サイレン、広報車、防災行政無線等により市民に伝達する。
  - ウ 火災注意報は、火災警報に準じて行う。
- (3) 市民への伝達

- ア 気象予警報等は、予想される事態及びこれに対してとるべき措置等を付して市民に周知する。
- イ 特殊な情報や、特定地域に対する情報等は、次の方法により、地域住民等に周知する。
  - (ア) 防災関係機関、自治会、自主防災組織等の協力
  - (イ) 広報車、防災行政無線、有線放送等
  - (ウ) 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）
  - (エ) テレビ、ラジオ、市ホームページ等
  - (オ) Lアラート（災害情報共有システム）
  - (カ) 電話、ファクシミリ等
  - (キ) メール等（まいづるメール配信サービス、舞鶴市総合モニタリング情報配信システム、携帯電話各社の緊急速報メール、京都府の防災・防犯情報メール配信システム、ヤフー防災アプリ、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）等）
  - (ク) 自動起動ラジオ（防災ラジオ）
  - (ケ) その他

## 第5節 災害情報収集伝達計画

災害の発生直後においては、市域の被害状況は不明である。このため、舞鶴市は全力をあげて被害情報を収集し、おおよその被害状況の把握に努め効果的な災害対策活動を行うものとする。なお、災害初期の混乱期を脱した後は、被害の実態を明らかにするため詳細な情報収集に努めるものとする。

### 1 収集すべき情報

- (1) 初期の混乱期における情報等
  - ア 人的被害、その対策等の状況
  - イ 出火状況、延焼拡大の状況
  - ウ 住家の被害状況（被災地区、被災種別）
  - エ 公共施設の状況（公共建築物、道路、橋りょう、河川、ため池、港湾等）
  - オ 交通施設被害と道路交通状況
  - カ 電気・ガス・電話・水道・下水道等ライフライン施設の被害状況
  - キ 土砂災害・危険物施設の被害による災害発生の危険性等、二次災害の情報
  - ク 避難指示等に必要な情報
  - ケ 避難所開設状況
  - コ 市民の動向、治安の状況
  - サ その他急を要する情報
- (2) 混乱期を脱した後の情報等
  - ア 人的被害、住家・非住家の被害
  - イ 田畑の流失、埋没、冠水等の被害

- ウ 教育施設、福祉施設、病院の被害
- エ 道路、橋りょう、河川、港湾等の被害
- オ 崖くずれ、地すべり、土石流、林地崩壊等の被害
- カ 鉄道、船舶、ライフラインの被害
- キ 火災による建物、危険物、その他の被害
- ク 罹災世帯、罹災者数
- ケ 避難所、避難者数
- コ その他の情報

## 2 情報の収集及び伝達

被害状況及び応急対策状況等の迅速、的確な収集伝達を図るため、次の措置を講じる。

### (1) 情報収集体制及び伝達系統の確立

- ア 情報の一元管理を徹底する。
- イ 消防・警察等関係機関との情報交換を密にする。
- ウ 地理的・情動的に孤立しやすい地区への確実な情報の収集・伝達体制の確保に努める。
- エ 情報の収集・伝達手段のルート複数化に努める。

### (2) 正確な被害情報の区別

災害初期において、舞鶴市がとるべき応急災害対策を見出すための被災状況の概要と、京都府等への報告や災害救助法の適用のために必要となる詳細正確な被害情報とは、区別して処理を行う。

### (3) 情報収集体制

- ア 地域拠点等からの情報収集
- イ 避難所派遣職員からの情報収集
- ウ 各施設管理者からの情報収集
- エ 住民からの情報収集
- オ 防災関係機関からの情報収集
- カ 民間者団体からの情報収集
- キ 各部・班からの情報収集

### (4) 情報伝達様式

舞鶴市災害対策本部及び舞鶴市災害警戒本部への報告は、原則として、本部への報告様式により行う。

## 第6節 京都府及び防災関係機関等に対する報告、伝達計画

### 1 京都府への報告

#### (1) 災害情報報告

舞鶴市は、市域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要が

ある場合に、その状況を速やかに京都府知事（災害対策本部長）に災害の状況等を報告する。人的被害の数については、舞鶴市が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には京都府と綿密に連携しながら適切に行う。

ただし、舞鶴市が京都府に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に報告することとする。この場合において、京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、舞鶴市は直ちに京都府及び消防庁に報告することとする。

#### ア 報告の内容

- (ア) 被害の概要
  - (イ) 舞鶴市災害対策本部設置の状況
  - (ロ) 避難勧告指示、災害発生の状況
  - (ハ) 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
  - (ニ) 応援要請状況
  - (ホ) 要員及び職員派遣状況
  - (ヘ) 応急措置の概要
  - (コ) 救助活動の状況
  - (セ) 要望事項
  - (ソ) その他の状況

#### イ 報告の概要

- (ア) アに掲げる事項が発生次第、その都度、京都府の災害情報報告の様式により報告する。
- (イ) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

#### ウ 報告の処理概要

市長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して知事に報告する。

#### (2) 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、京都府の災害概況即報の様式により報告する。

#### (3) 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、京都府の被害状況報告の様式により報告する。

#### (4) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後、15日以内に京都府の被害状況報告の様式により報告する。

#### (5) 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

#### (6) 被害写真報告

被害状況の写真を可能な限り添付する。

(7) 報告の方法

京都府に対する災害状況の報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、京都府の災害情報報告、災害概況即報、被害状況報告の各様式により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 京都府防災行政無線による場合

次の通信優先順位により京都府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(7) 緊急要請

(イ) 災害対策本部指令及び指示

(ロ) 応急対策報告

(ハ) 被害状況報告

(ニ) その他災害に関する連絡

## 2 防災関係機関への伝達

収集した被害状況、応急対策状況等の情報を必要に応じて、防災関係機関へ伝達する。

## 第3章 広報・広聴活動計画

災害発生時においては、被災地や隣接地域の住民が、適切な判断による行動がとれるよう、速やかに正確な広報活動を実施する。

また、市民のニーズに合わせた応急対策活動を実施するため、被災者の抱える生活上の相談に応じ、不安や悩みを解消し、被災者の生活再建と安定を支援するため、広聴活動の実施に努めるものとする。

### 第1節 広報活動計画

#### 1 舞鶴市で行う広報活動

##### (1) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとする。

- ア 災害の種別
- イ 発生日時及び場所
- ウ 気象に関する情報
- エ 河川の水位に関する情報
- オ 電気、水道、下水道、ガス、電話、鉄道、道路等の被害状況
- カ 防災関係機関の応急活動の状況、復旧の見通し
- キ 高齢者等避難避難指示、緊急安全確保及び避難所の開設・閉鎖
- ク 一般住民及び被災者に対する協力要請
- ケ ガス漏れ・漏油・火気使用・電線の感電注意等の留意事項
- コ 交通渋滞、電話混雑解消等の協力の呼びかけ
- サ 安否情報
- シ 民心安定のための呼びかけ
- ス 上水道の飲用注意
- セ 給水、炊き出し、給食、救助物資の配布状況

##### (2) 住民への広報

上記の内容について、次の要領により消防団や自治会(区)の協力を得ながら広報する。

##### ア 災害発生前(おそれがあるとき)の広報

災害の規模、動向、今後の見通しを検討し、被害の防止等に必要な事項をとりまとめ、次の方法により広報する。

- (7) 広報車、防災行政無線(戸別受信機を含む)、有線放送等
- (4) テレビ、ラジオ、市ホームページ
- (9) 広報紙、チラシ、ポスター等
- (エ) 広報窓口の設置

(d) メール等（まいづるメール配信サービス、舞鶴市総合モニタリング情報配信システム、携帯電話各社の緊急速報メール、京都府の防災・防犯情報メール配信システム、ヤフー防災アプリ）

(e) 自動起動ラジオ（防災ラジオ）

#### イ 災害発生時の広報

被害の推移、高齢者等避難、避難指示、応急措置等を迅速、的確に広報する。その方法はアに準じるものとする。

#### (3) 広報用放送文例の作成

災害発生時等に市民に迅速な広報を行うため、防災関係機関と調整を図り、各広報内容に応じた広報用放送文例をあらかじめ作成しておくものとする。

## 2 防災関係機関の行う広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた広報計画により、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等について、テレビ・ラジオ等の報道機関及び広報車、ホームページ等により広報活動を行う。

## 第2節 広聴活動計画

### 1 住民等からの問い合わせに対する対応

住民等からの問い合わせや相談に対応する専用電話を備えた総合相談窓口の設置、人員等の配置等体制の整備を図るものとする。

また、次の事項について留意するものとする。

- (1) 住民からの義援金の給付等各種支援施策等の相談、要望、苦情等を聴取するため、被災地に近いところや避難所に相談窓口を設置する。
- (2) 必要に応じて、広報車等により被災地を巡回して移動相談聴取を行う。
- (3) 相談窓口では、国、京都府をはじめとする各関係機関の支援を受けるために必要となる情報等を総合的に収集する。
- (4) 舞鶴市及び京都府は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消火、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、舞鶴市及び京都府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 2 専門家の協力

弁護士会等の団体の協力を得て、次のような相談業務を行う。

- (1) 借地・借家関係等の法律相談

- (2) 登記手続等の土地・建物の登記相談
- (3) 税金の減免等の税務相談
- (4) 雇用保険等の社会保険に関する相談
- (5) 住宅の応急修繕相談

### 3 要望等の処理

市民の要望等の調整を行うとともに、関係機関への連絡を行う。また、聴取事項については、その要旨を標準化するなどしてとりまとめ、要望の重要性又は緊急性等を勘案し、対応していくものとする。

## 第4章 避難に関する計画

災害から住民の生命、身体を保護するため、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定め、災害発生時の応急対策活動に万全を期すものとする。

### 第1節 応急避難計画

災害から住民の生命、身体を保護するため、住民避難にかかわる高齢者等避難、避難指示、誘導及び避難所の運営について定める。

災害発生時には、市民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。市民は、気象予報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、避難指示が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、舞鶴市は、市民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に避難指示等を発令し、周知を徹底する。

#### 1 避難指示等の実施

##### (1) 避難指示等の実施責任者及び時期

舞鶴市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要と認める地域の住居者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。

特に台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、舞鶴市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、舞鶴市は、時機を失することなく避難指示等が発令できるよう、避難指示等の対象地域、判断時期等について、京都府、指定行政機関、指定地方行政機関へ助言を求めることとする。

舞鶴市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに京都府知事に報告する。

避難指示等の実施責任者及びその時期については、次のとおりとする。

【高齢者等避難の発令権者及び時期等】

発令権者	関係法令等	対象となる災害の内容(要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長	防災基本計画・ 府及び市地域 防災計画	全災害 ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)これら以外の者は、家族等の連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始	知事に報告

【避難指示の発令権者及び時期等】

発令権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき 措置
市長	災害対策基本法	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 立退き先の指示	知事に報告
知事	災害対策基本法	全災害 ・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法	全災害 ・市長が避難のための立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき	同上	立退きの指示	市長に通知(市長は知事に通知)
	警察官 職務執行法	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時に特に緊急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難の措置	
海上保安官	災害対策基本法	全災害 ・市長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示	市長に通知(市長は知事に通知)
自衛官	自衛隊法	危険な事態がある場合において、特に緊急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(警察官がその場にいず、場合により、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が措置する。)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事(その命を受けた府職員)	地すべり等防止法	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事(その命を受けた府職員)、水防管理者	水防法	洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

【緊急安全確保措置（屋内での待避等）の指示】

災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の、必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示し、必要なときは立退き先も指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。

(2) 避難指示等の発令時の状況及び住民に求める行動

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況</li> </ul>	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難支援をする者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1））</li> <li>●上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難</li> </ul>
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況</li> </ul>	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）</li> </ul>
レベル5	緊急安全確保（注2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況</li> </ul>	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等</li> <li>●ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全とすることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での退避をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

(3) 避難指示等の伝達方法

舞鶴市長は、避難が必要と認められる場合には、危険区域の住民に速やかに伝達を行う。

舞鶴市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にする。また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、伝達の方法は、次のとおりとする。

- ア 広報車、防災行政無線、有線放送等
- イ テレビ、ラジオ、市ホームページ
- ウ メール等（まいづるメール配信サービス、舞鶴市総合モニタリング情報配信システム、携帯電話各社の緊急速報メール、京都府防災・防犯情報メール配信システム、ヤフー防災アプリ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等）
- エ Lアラート（災害情報共有システム）
- オ 自動起動ラジオ（防災ラジオ）

(4) 避難指示等において市民に伝えるべき事項

- ア 避難対象地域
- イ 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難又は屋内安全確保）
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難指示等の理由
- カ その他必要な事項

## 第2節 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、災害対策基本法等の規定により、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

### 1 設定の基準

- (1) 舞鶴市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 京都府知事は、舞鶴市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、舞鶴市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。警察官又は海上保安官は、舞鶴市長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む）が現場にいないとき、又は舞鶴市長から要請があったときは警戒区域を設定する。
- (3) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、舞鶴市長その他職権を行うことができる者がその場にいらない場合に限り、警戒区域を設定する。
- (4) 消防職（団）員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。
- (5) 水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。

## 2 規制の内容及び実施方法

舞鶴市長が警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講じるとともに、警察官の協力を得て、防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 3 実施

- (1) 警戒区域を設定するときは、その区域等を第三者に明らかにするため、ロープ等により明示を行う。
- (2) 実施にあたっては、警察官の協力を得て行うこととし、特に区域内が危険である等のため市民の立ち入りを禁止する場合は、警察官の認める者のみ立ち入りを許すこととする。
- (3) 警察官の協力を得ることについては、あらかじめ調整を行うものとする。

## 第3節 避難の誘導及び移設等

舞鶴市は、災害時に避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、地域防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

### 1 避難の順序

- (1) 避難、立退きの誘導にあたっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。
- (2) 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

### 2 移送の方法

- (1) 避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とする。
- (2) 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、舞鶴市において処置できない時は、京都府の関係支部へ連絡して応援要請する。

### 3 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

## 第4節 避難所の開設・運営

### 1 避難所の開設等

#### (1) 避難所の開設

ア 避難所の開設は、舞鶴市長が行う。ただし、状況に応じて、地域住民による開設を求める。

イ 開設の基準

- (7) 高齢者等避難、避難指示をしたとき。
- (イ) 緊急を要する場合等で、地域住民が必要と判断したとき
- (ウ) その他市長が必要と認めたとき。

(2) 避難対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(3) 開設する避難所

避難所の安全性等をあらかじめ把握し、災害の状況に応じ、開設する避難所を決定する。さらに、状況により、福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(4) 避難所開設・閉鎖の広報・報告

避難所を開設、閉鎖した場合は、速やかに市民に対して広報する。舞鶴市長は京都府知事に対してその状況を報告する。

## 2 避難所の運営における基本事項

(1) 避難者の把握

避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。

(2) 避難者の自立

避難者の自立を促す施策を行う。

(3) 要配慮者等対策

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する要配慮者及び外国人に対する対策を講じる。

(4) 物資等の支給

給食、給水、生活必需品等の物資支給方法について定める。

(5) 開設状況の記録及び報告

避難所に派遣された舞鶴市職員等は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人数等）及び運営状況等（収容状況、炊き出し等の状況）を記録し、逐次本部へ報告する。

## 3 避難所の管理、運営の留意点

(1) 舞鶴市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、舞鶴市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(2) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営においては、以下の事項に留意するとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所の運営における女性の参画を推進する。

さらに、舞鶴市は、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、京都府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

ア 施設としての機能維持のため非常用電源設備の整備・強化。

イ トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力。

ウ 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）

エ 避難者等の健康対策

(ア) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染等を防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

(イ) 災害発生から刻々と状況が変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

被災者の健康問題に対応するため、舞鶴市と京都府は保健師や栄養士等の支援チーム及び災害派遣福祉チーム（DWT）を編成し支援活動にあたる。また、必要に応じ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や災害派遣精神チーム（DPAT）の派遣を受け、支援活動にあたる。

※災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）：大規模な災害などが発生した場合、迅速に被災地に入り、被災者の飲料水や食料、生活環境の衛生状態、感染症の発生などといった現状を速やかに把握し、被災地で必要とされる人的、物的な支援や供給体制を確保する公衆衛生対策の専門チーム。

※災害派遣精神チーム（DPAT）：大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者のPTSDを初めとする精神疾患発症の予防などを支援する専門チーム。精神疾患だけを対象とするのではなく、一般住民の「こころのケア」に対する支援も担う。

オ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れ、障害者の安全に配慮した設備や、情報を入手する手段の確保に努める。

カ 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置。

キ 女性用物干し場、更衣室、授乳室の設置。その他女性専用スペースの設置。

ク 生理用品、女性用下着の女性による配布。

ケ 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保と防犯対策。

コ 男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等の策定。

サ 舞鶴市及び京都府は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活

環境の確保が図られるよう努める。

シ 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ス 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するための対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

#### 4 期間及び費用の範囲

避難所開設の期間及び費用は、災害救助法の定めるところによる。

#### 5 避難所における滞在困難者対策

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の供給、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

### 第5節 広域避難

#### 1 府内における広域避難

舞鶴市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議する。

また、舞鶴市は府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求める。

#### 2 府外における広域避難

舞鶴市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求める。

#### 3 舞鶴市が協議を受けた場合

舞鶴市は、府内市町村及び府から協議を受けた場合、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

#### 4 居住者等に対する情報提供と支援

舞鶴市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域避難を受け入れた場合、避難を行った市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

## 第6節 広域一時滞在

### 1 舞鶴市が被災した場合

#### (1) 京都府内における広域一時滞在

舞鶴市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、京都府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、京都府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。

また舞鶴市は、京都府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

#### (2) 京都府外における広域一時滞在

舞鶴市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、京都府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求める。

#### (3) 被災住民に対する情報提供と支援

舞鶴市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

### 2 舞鶴市が協議を受けた場合

#### (1) 受け入れと避難所の提供

舞鶴市は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

また、京都府から他の都道府県からの広域一時滞在の協議を受けたときにおいても、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

#### (2) 被災住民に対する情報提供と支援

舞鶴市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

## 第7節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、災害の被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等の収集を行えるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し通信環境の確保に努める。

## 第8節 駅における避難計画

駅においては、浸水や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならぬ。

### 1 災害時の応急体制の整備

#### (1) 市の活動体制

- ア 災害対策本部等の設置
- イ 鉄道管理者並びに関係事業者との連絡調整
- ウ 被害情報等の収集
- エ 消火・救助・救護活動

#### (2) 鉄道事業者の活動体制

- ア 災害対策本部の設置
- イ 情報連絡体制の確立
- ウ 鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援

### 2 関係事業者の応急対策

#### (1) 鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

#### (2) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の応急対策

- ア 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- イ 二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

### 3 駅利用者の避難誘導

#### (1) 市の活動

舞鶴市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅の利用者等に対して避難の指示を行う。

#### (2) 鉄道事業者の避難誘導活動

- ア 構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。

- イ 従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。  
その際、要配慮者の避難を優先する。
- ウ 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する  
他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- エ 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- オ 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

## 第9節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連車死等の課題に対応する必要がある。舞鶴市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。

## 第5章 救急・救助計画

### 第1節 救出救助活動計画

被災者の救出は、緊急を要し、かつ特殊技術・器具等を必要とするため、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速に実施するものとする。

#### 1 被災者の救出救助

災害のため、おおむね次のような場合に、救出救助を行う。

- (1) 火中に人が取り残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- (4) 山(がけ)崩れ、あるいはなだれにより生理めになった場合
- (5) 船舶が遭難し、乗客等の救出が必要な場合
- (6) 鉄道、自動車、航空機、雑踏等での重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- (7) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある場合

#### 2 救出救助の方法

- (1) 消防職(団)員又は警察官が主体となり、必要な車両、資機材を駆使し、救出を行う。
- (2) 海上における救出は、舞鶴海上保安部が行う。
- (3) 災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

#### 3 救出救助の効率化

安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。

#### 4 活動拠点の確保

関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。

#### 5 資機材等の調達

救出救助に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、舞鶴市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救助のための資機材を確保するものとする。

#### 6 活動の調整

- (1) 舞鶴市及び京都府の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、総合調整を行うものとする。
- (2) 関係機関は、舞鶴市及び京都府の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

## 7 惨事ストレス対策

舞鶴市は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 8 災害救助法による救出の基準

- (1) 費用の限度
 

救出費用は、船艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (2) 救出の期間
 

災害発生の日から3日以内。

## 9 防災関係機関への要請

舞鶴市長は、消防職(団)員のみでは救出が困難な場合、京都府知事、(舞鶴警察署長)、舞鶴海上保安部長、他市町村長、関係漁業協同組合長等に協力を要請するとともに、必要に応じて京都府知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

## 第2節 医療、助産及び救護計画

災害のため被災地域の医療機能が低下し、若しくは負傷者等が一時に医療機関に集中し、十分な医療、救護が受けられない場合を想定し、適切な医療、助産及び救護が円滑に実施できるよう、救護所の設置、後方医療機関の指定、搬送体制の整備等について定めるものとする。

※後方医療機関：災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、災害発生後においても傷病者の受入れを行う医療機関。

### 1 実施責任者

災害時における医療及び助産は、舞鶴市が応急対策を実施する。ただし、災害救助法を適用した場合(京都府知事の通知に基づき、舞鶴市が実施する場合を除く。)舞鶴市の要請があった場合及び京都府が必要と認めた場合には京都府がこれを行う。

### 2 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため生命の安全を保障されない危険な状態にある者とする。

### 3 医療救護班の編成

災害時の初動医療体制として、医療救護班を編成し、救護所を設置する。

- (1) 医療関係機関に対して、医師その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成する。
- (2) 舞鶴市において医療救護活動が困難な場合、京都府知事に対して、医療救護班の派遣を要請する。

#### 4 救護所の設置

医師会等の協力を得て、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設又は、学校・公民館等に救護所を設置する。

#### 5 緊急災害医療チーム（DMAT）の派遣

災害現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置の必要が生じた場合には、京都府知事に緊急災害医療チームの派遣を求める。

#### 6 救護所での活動

救護所では、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療・助産・救護活動を実施する。

- (1) 負傷者の傷病程度の半別
- (2) 重傷病者に対する応急措置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の設定
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療
- (6) 死亡の確認

#### 7 後方医療機関での活動

救護所より搬送された重傷者を受入れ、次のような活動を行う。

- (1) 後方医療機関として救護病院・仮設救護病院を設置する。
- (2) 後方医療機関では、主として次の医療活動を実施する。
  - ア 重傷病者に対する優先医療
  - イ 助産
  - ウ 遺体の検案
  - エ 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

#### 8 医薬品・資機材の確保

医薬品・医療用資機材等については、医療、救護活動において携行することとし、不足する場合には、関係業者等から調査するほか、京都府等関係機関及び他の市町村に要請し、その確保を図る。

## 第3節 傷病者搬送体制

### 1 搬送

被災現場から救護所及び後方医療機関への搬送は、消防団、住民、防災関係機関等の協力を得て実施する。

### 2 搬送方法

救護所及び後方医療機関への搬送は、救急車、公用車等によって行う。

## 第6章 災害救助法の適用計画

災害により被害を受けた市民を救済するため、すみやかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置を定める。

### 第1節 災害救助法の適用基準

#### 1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令の規定による。京都府知事が市長に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市域内の滅失世帯数が、80世帯以上であること。
- (2) 京都府の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が2,000世帯以上であって、舞鶴市の区域内の滅失世帯数が40世帯以上であること。
- (3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯が9,000世帯以上であって、舞鶴市の区域内の滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。  
(例) ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。  
イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。  
(例) ア 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合（紫雲丸遭難、第五北川丸遭難）  
イ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合（上高地遭難）  
ウ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合（十勝岳爆発、三宅島爆発）  
エ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合（弥彦神社圧死事件）  
オ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和52.2豪雪）  
カ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合（山形県大蔵村山崩れ災害）

#### 2 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準は、資料（一般災害対策編）の「被害程度認定基準」のとおりである。

### 3 住家の滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準という「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。
- (3) 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

## 第2節 災害救助法の適用手続き

### 1 災害救助法の適用要請

舞鶴市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、舞鶴市長は直ちにその旨を京都府知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日書によってあらためて要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既に行つた救助措置及び今後必要な救助措置
- (6) その他必要な事項

### 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、京都府知事による救助の実施の決定を待つことができない場合、舞鶴市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに京都府知事に報告する。その後の処置に関しては、京都府知事の指示を受ける。

### 3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は京都府知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行ふ必要がある。

## 第3節 災害救助法による救助の内容等

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出

- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去
- (11) 応急仮設住宅の供与

#### 第4節 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、京都府知事が実施者となり、舞鶴市長は、京都府知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。ただし、第3節に掲げる救助のうち、(11)以外については、災害ごとに京都府知事が救助の事務の内容及び期間を舞鶴市長に通知することにより、舞鶴市長が救助を実施する。この場合において、舞鶴市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

## 第7章 応援要請・受援計画

大規模な災害が発生した場合、舞鶴市単独では十分な対応ができないことも予想される。そのような場合、京都府、近隣市町村、協定締結市町村、防災関係機関、自衛隊等に対して舞鶴市が応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」との整合を図ることにより実効性を確保する。

### 第1節 京都府に対する応援要請計画

#### 1 応援要請の手続

京都府知事に応援の要請又は職員派遣要請をする場合は、京都府中丹広域振興局を経由し、原則として文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、後日すみやかに文書を提出する。

#### 2 応援要請の事項

要請は、以下の表に掲げる事項を明確にして行う。

内容及び要請先	事 項	根拠法令
応援の要請 京都府知事	①災害の状況及び応援の内容 ②応援を必要とする期間 ③日時・場所 ④応援を希望する物資等の品名・数量等 ⑤応援を必要とする場所・活動内容 ⑥その他必要な事項	災害対策基本法
職員の派遣の要請・あつ旋 京都府知事	①派遣のあつ旋を求める理由 ②派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数 ③日時・場所 ④派遣を必要とする期間 ⑤派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑥その他必要な事項	派遣要請：災害対策基本法 地方自治法 あつ旋：災害対策基本法

## 第2節 防災関係機関に対する応援要請計画

災害に際して、市民の生命、身体及び財産を保護するために、その必要を認めた場合、災害対策本部長は、防災関係機関等に対して、人員の派遣、必要な資機材の提供等を要請する。

防災関係機関の連絡及び要請先一覧

関係機関		連絡及び要請する事項	連絡先
京都地方気象台		気象予報及び警報の提供	075-841-3008
舞鶴海上保安部		海上治安、罹災者の避難及び救助並びに応急復旧資機材等の海上輸送	76-4120
近畿農政局		救助食料の緊急引渡し	075-451-9161
近畿運輸局京都運輸支局		救援物資及び応急復旧資機材等の海上輸送	75-0616
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 舞鶴港湾事務所		道路及び河川の情報、水防、港湾、海岸保全並びに公共土木施設の応急復旧及び点検	0772-22-5104 0773-75-0844
西日本高速道路(株)関西支社 福知山高速道路事務所		近畿自動車道敦賀線(舞鶴若狭自動車道)の情報、応急復旧及び点検	0773-27-7101
京都府道路公社 管理事務所		京都縦貫自動車道の情報、応急復旧及び点検	83-0074
京 都 府	中丹広域振興局	避難の指示、被害状況等の報告及び応急救助	62-2500
	中丹東土木事務所 (舞鶴出張所)	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検	0773-42-8784 (62-2673)
	中丹東保健所	医療救護、防疫、飲料水及び汚物対策	75-0805
	港湾局	港湾施設の応急復旧及び点検	75-1174
	水産事務所	漁港施設の応急復旧及び点検	0772-22-3288
	舞鶴警察署	(1)被災者の救出救助、避難誘導 (2)被災地等及びその周辺地域における交通規制 (3)被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙	75-0110
西日本旅客鉄道(株) 福知山支社総務企画課		救助物資、応急復旧資機材等の輸送	0773-22-4303
北近畿タンゴ鉄道株式会社		救助物資、応急復旧資機材等の輸送	0772-25-1679
WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道) 鉄道事業本部			0772-25-2323
N T T 西日本(株)京都支店		緊急電話及び電信電話施設の復旧	075-842-9463
N H K 京都放送局 丹後舞鶴支局		災害情報及び救助状況の一般市民に対する周知	75-7018
(株)京都放送			075-431-2160
関西電力送配電株式会社 舞鶴技術サービスセンター (コンタクトセンター対応電話)		電気供給施設の復旧	0800-777-3081
日本通運(株)舞鶴支店		救助物資、応急復旧資機材等の陸上輸送	62-2550
陸上自衛隊第7普通科連隊		災害の予防及び応急対策における自衛隊の派遣	0773-22-4141 (内) 235
海上自衛隊舞鶴地方総監部		災害の予防及び応急対策における自衛隊の派遣	62-2250 (内) 2222又は2223
その他の防災関係機関		必要の都度必要な事項	

## 第3節 自衛隊への災害派遣要請計画

### 1 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣については、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他の災害が発生し、人命又は財産を保護するため、京都府知事が必要であると認めた場合に、その要請に基づいて部隊等が派遣される場合
- (2) 天災地変その他の災害による被害がまさに発生しようとしているときに、京都府知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときに部隊等が派遣される場合
- (3) 天災地変その他の災害の発生に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、京都府知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、指定部隊等の長（自衛隊法の規定により、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合  
指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。
  - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
  - イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
  - ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命に関するものであると認められること
  - エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、京都府知事からの要請を待ついとまがないと認められること
- (4) 自衛隊の施設その他の防衛省の施設、又はその近傍に災害が発生したときに、部隊等の長の自主的的判断に基づいて部隊等が派遣される場合

### 2 災害派遣部隊等の活動

- (1) 災害発生前の活動  
舞鶴市内の状況の偵察及び京都府との連絡調整
- (2) 災害発生後の活動
  - ア 被害状況の把握
  - イ 避難の援助
  - ウ 遭難者の搜索救助
  - エ 水防活動
  - オ 消防活動
  - カ 道路又は水路の啓開
  - キ 診療、防疫、病虫害防除等の支援

- ク 通信支援
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
- コ 給水の支援
- サ 交通規制の支援
- シ その他

### 3 要請手続

自衛隊の派遣要請は、原則として舞鶴市長が、京都府中丹広域災害対策支部（中丹広域振興局）を經由し、京都府知事に対して文書をもって行う。

ただし、京都府との通信が困難な場合、陸上自衛隊第7普通科連隊若しくは海上自衛隊舞鶴地方総監部に対してその旨及び被害の状況を通知することができる。

この場合、舞鶴市長は速やかにその旨を京都府知事に報告しなければならない。

#### 要請先及び要請内容等

要 請 先	京 都 府 知 事
要請伝達方法	文書2部（緊急の場合は口頭、電話等で行い事後文書送達）
要 請 内 容	① 災害の状況及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項

#### 被害の状況及び京都府への災害派遣要請の状況を通知する場合の連絡先

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所在地 福知山市宇天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	TEL 0773-22-4141 (内線235) FAX 0773-22-4141 (内線299)	TEL 0773-22-4141 (内線302) FAX 0773-22-4141 (内線299)
衛星通信系防災 情報システム	衛星7-835-8103 FAX 8-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100

(2) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

所在地 舞鶴市宇余部下1190番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	TEL 0773-62-2250 (内線2548) FAX 0773-64-3609	TEL 0773-62-2250 (内線2222又は2223) FAX 0773-64-3609
衛星通信系防災 情報システム	衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100	衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100

#### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が確定した時は、次のとおり部隊の受入れ体制を準備する。

(1) 作業計画及び資機材の準備

- ア 応援を求める作業について、他機関と競合重複することなく、効率的に作業分担が行えるよう十分な配慮を行い、すみやかに作業計画をたてる。
- イ 必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を求める。
- ウ 作業実施に必要な物資、資機材の調達が不可能な場合は、京都府へ要請する。
- エ ヘリポートを開設する。

(2) 部隊の受入れ

派遣された部隊の受入れに際しては、海上自衛隊舞鶴地方総監部と調整の上、その受入れ場所等について決定するとともに、連絡職員の指名を行う。

(3) 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として舞鶴市が負担するものとする。

- ア 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- イ アに規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

#### 5 撤収要請

災害の処理が進み、舞鶴市独自で復旧等の作業が可能になったと判断した時、舞鶴市長は、京都府知事及び災害派遣部隊長と協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

### 第4節 他の市町村に対する応援要請計画

被災の際に、災害応急対策を行うため必要に応じ、近隣市町村やあらかじめ締結した協定等に基づき、他の市町村に対して応援要請する。また、次に掲げる応急措置についても応援要請する。

- 1 被災者の食料、その他生活必需品等の提供
- 2 被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び所要の施設の利用
- 3 診療、検疫、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用、医療品等

の提供

- 4 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに必要の資機材の提供
- 5 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに必要の器具及び車両の提供
- 6 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに必要の器具及び車両の提供
- 7 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに必要の器具及び車両の提供
- 8 消防、救急、水防作業隊の応援及び必要の資機材の提供
- 9 その他応急対策活動に必要な措置

## 第5節 受援計画

### 1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や京都府、他の地方自治体等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行うこととする。

### 2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や京都府、他の地方自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、別途「舞鶴市災害時受援計画」を定め、次の業務や体制づくりに取り組む。

- (1) 救命救助・消火部隊受入
- (2) 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入
- (3) 救援物資受入
- (4) 他府県等応援要員受入
- (5) 避難所運営支援の受入
- (6) 広域避難

### 3 災害ボランティア受入体制

災害ボランティア及び災害時に支援を申し出たボランティア団体に対し、円滑な活動ができるように受援体制づくりに取り組む。

## 第8章 防除計画

災害時における被害を可能な限り軽減、若しくは被害の拡大を防止するため、水防、消防、危険物、雪害等の対策について定め、市域の災害防除に万全を期すものとする。

### 第1節 水防活動計画

水防法の規定に基づき、水防活動に関する計画（水防計画）を策定し、市内の河川、海岸、港湾、ため池等に対する水防に万全を期すものとする。

#### 1 水防組織

舞鶴市において、水防活動の必要が生じたとき、その活動を統括するための水防班を消防部に設置する。また、舞鶴市に災害警戒（対策）本部が設置された場合、水防班は、同本部長の指揮下に入るものとする。

水防活動の必要が生じたときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 舞鶴市域に気象業務法の規定による水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表された場合。

ただし、水防活動の利用に適合する予報及び警報は、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する予報及び警報	一般の利用に適合する注意報及び警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

- (2) 国土交通省福知山河川国道事務所・京都地方気象台（共同発表）から由良川洪水予報（洪水注意報）が発表された場合
- (3) 国土交通省福知山河川国道事務所から由良川水防警報が発表された場合
- (4) 京都府中丹東土木事務所から伊佐津川、志楽川、与保呂川及び米田川の水防警報が発表された場合
- (5) 海岸または港湾が、津波、高潮及び波浪等によって相当な被害を生じるおそれがある場合
- (6) ため池または堤の堤防が決壊若しくは決壊するおそれがある場合

[水防部隊]



2 水防配備

水防体制は、おおむね次の基準により配備する。

配備区分	配備基準	各消防署の体制	消防団
事前水防体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防に関する予報警報の通知を受けた場合</li> <li>災害対策本部長等が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当務員は水防体制に移る</li> <li>非直員等は自宅待機</li> </ul>	関係消防団へ通知
1号水防体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達するか達するおそれがある場合</li> <li>高潮及び津波の危険が予想される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当務員は水防配備</li> <li>非直員等の一部を非常招集するとともに、他の職員は自宅待機</li> </ul>	関係消防団員は自宅待機
2号水防体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達するか達するおそれがある場合</li> <li>津波警報若しくは大津波警報が発表された場合</li> <li>高潮警報が発表された場合</li> <li>ため池等の堤防が決壊するおそれがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当務員は水防配備</li> <li>非直員等全員を非常招集</li> </ul>	関係消防団員に出勤を指示
3号水防体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)又は水位標最高水位に達するか達するおそれがある場合</li> <li>ため池等の堤防が決壊するなどして市域に大きな被害が出ると予測される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員による水防活動を実施</li> <li>水位観測位置に観測員を常駐させる。</li> </ul>	全消防団員による水防活動を実施
その他	災害対策本部長等は、前各項以外の場合でも必要と認めたときは、消防団の出勤を命ずることがある。		

### 3 水防設備の解除

舞鶴市長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき、台風の接近がそれたなど、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防設備を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

### 4 河川等の巡視及び監視

#### (1) 平常時

舞鶴市長又は消防長（以下「舞鶴市長等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記にかかる求めを受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を舞鶴市長に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合においても、必要な措置を行うとともに、措置状況を舞鶴市長に報告するものとする。

舞鶴市長等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。

#### (2) 出水時

##### ア 洪水

舞鶴市長等は、水防配備体制を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防活動を実施するものとする。

- (ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (ウ) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 樋門からの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

##### イ 高潮時

舞鶴市長等は、水防配備体制を指令したときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して、海岸等の監視及び警戒を厳重にするとともに、過去の被害データによる浸水予想地区、その他重要な箇所を中心として巡視及び調査を実施するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見した時は、自身の安全及び避難を優先して水防活動を実施するものとする。

- (ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下

- (ウ) 海側また、川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

#### ウ 津波時

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

##### (ア) 遠地津波

- ・原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。
- ・襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。

##### (イ) 近地津波

- ・原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。
- ・近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 5 堤防の決壊等の通知

水防に際し、堤防、ため池が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、災害対策本部長は直ちに京都府中丹東土木事務所及び京都府中丹広域振興局並びにこの他関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

## 6 河川の避難情報等

- (1) 舞鶴市長は、河川の水があふれる、堤防の決壊、津波又は高潮、山崩れ等により著しい危険が切迫していると認められるときは、その区域内の市民に対し避難することを準備、指示するものとする。
- (2) 由良川流域の避難指示等は、大川橋水位及び福知山水位の増水量を発表時期の判断の参考とする。
- (3) 緊急を要してやむを得ない場合は、水防大隊長又は水防中隊長が避難指示をすることができる。ただし、事後すみやかにその状況を舞鶴市長等又は所轄大隊長に報告しなければならない。
- (4) 舞鶴市長は、避難状況等を舞鶴警察署長に連絡するものとする。
- (5) 河川の避難判断基準気象予報（京都府北部）で総雨量200mm以上が予想される場合で、次のとおりとする。

種 類	発令時の状況	呼びかけの内容例
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇川水防警報「準備」発令時、今後の降雨量や水位の上昇等の状況により発令</li> <li>・〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）発表時</li> <li>・水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した時、今後の降雨量や水位の上昇等の状況により発令</li> </ul>	<p>〇〇川が増水しています。 避難の準備をしてください。</p> <p>体の不自由な人、高齢の方は、避難をしてください。 (自主避難)</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇川水防警報「出動」発令時、今後の降雨量や水位の上昇等の状況により発令</li> <li>・〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）発表時</li> <li>・水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達し、今後の降雨量や河川水位の上昇等の状況により発令</li> </ul>	<p>〇〇川が氾濫するおそれがあります。 直ちに避難を開始してください。 (サイレン使用) (命 令)</p>

## 7 土砂災害の避難情報等

土砂災害監視システムを活用するとともに、気象情報や河川の増水状況と併せ必要な警戒、避難情報等の発表を行う。

土砂災害の避難判断基準

第2編 第4章 第3節 7 「土砂災害の危険度と避難判断基準の目安」参照

## 第2節 消防活動計画

火災による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、自主防災組織、自治会(区)、事業所等の協力のもと、消防機関が、消火、救急救助等の消防活動を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

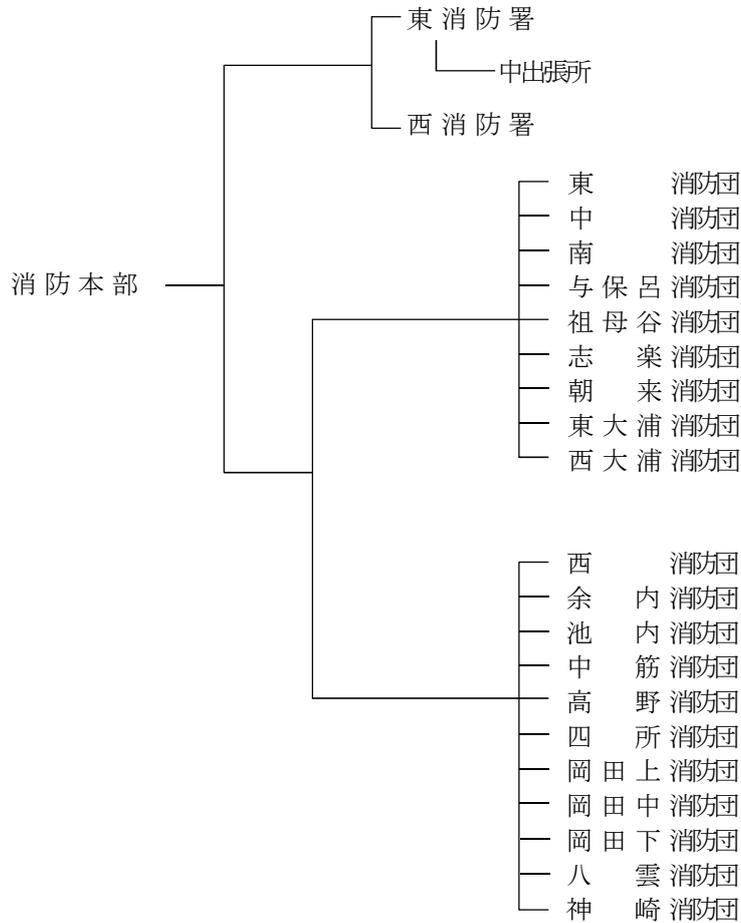
### 1 消防の責任者

舞鶴市は、消防管理団体として、その市域内の消防に万全を期すため、消防本部、東・西消防署を設け、次の対策を実施する。

- (1) 消防組織の確立と強化を図る。
- (2) 消防施設、資機材の整備強化を図る。

## 2 消防組織

消防組織は次のとおりとする。



## 3 応急活動体制

災害発生時における応急活動体制の確立のため、以下の事項について計画を立てるものとする。

- (1) 消防職（団）員の非常招集
- (2) 災害時の組織体制
- (3) 消防職（団）員の部隊編成
- (4) 資材の確保
- (5) 有線途絶時の通信運用

## 4 情報収集

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、防災関係機関と連携のうえ、火災の早期鎮圧を目的として、次の情報を収集する。

- (1) 火災発生情報
- (2) 火災の延焼状況
- (3) 住民の状況

- (4) 水利の状況
- (5) 道路交通の状況
- (6) 火災発生場所の周囲の状況

## 5 消防活動

火災が予測され、又は発生した場合の消防活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 風向、市街地の建物分布等を考慮し、最も効率的な消防力の投入を行う。
- (2) 自主防災組織や自治会（区）等が実施する消火活動との連携を図り、消火活動を実施する。
- (3) 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (4) 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- (5) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等を優先で行う。
- (6) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区を確保する。

## 6 危険区域の消防計画

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大の可能性が極めて大きく、あるいは消防活動上不利な条件を伴う消防上の危険地域においては、火勢の状況に応じて防衛部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに別に予備隊を編成、待機させ、風向、風速の変化等による不測の事態に備える。

## 7 特殊火災消防計画

大規模の危険物火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じ、延焼危険度を考慮して、注水消火、化学消火、窒息消火、除去消火等の方針を講じ、かつ周辺部への延焼防止に努めるものとする。また、延焼区域の拡大、爆発状況等に応じて消防警戒区域の設定、変更あるいは避難等について指示する。

## 8 飛火警戒

火災の発生によって生じる火の粉は、風速に比例して飛火範囲が拡大するので、火災の状況に応じて飛火警戒部隊を編成し、警戒にあたる。

この場合、火点に近接する風下方面は消防隊が担当し、市民にも協力を要請して監視を厳重にするとともに消火器材を配備し、初期消火体制を強化する。

- (1) 飛火警戒隊を指定し、飛火区域内の警戒にあたる。
- (2) 飛火区域内の危険物施設等については、隊員を派遣し警戒にあたる。
- (3) 広報隊を指定し、危険区域内に飛火警戒の広報を行う。

## 9 断水・減水時の消防計画

消防水利は、消火活動に不可欠なものであり、その使用の可否は火災鎮圧の成否を左右する。従って、消火栓

が局部的に使用不能に陥った場合は、周辺部の消火栓、防火水槽、プール、河川、ため池等の水利を使用するほか、中継放水等を実施する。

## 10 応援部隊要請計画

大火災又は特殊災害の発生により、舞鶴市の消防力のみでは防御が困難な場合に、近隣市町村又は京都府下の市町村に対して応援部隊を要請する。その際、地域の状態、水利等に不案内であることが予想されるので、応援部隊が有効に活動できるよう、次の諸点に留意して誘導するものとする。

- (1) 応援部隊集結場所の明示
- (2) 所要の台数及び車程の明示
- (3) 所要の誘導員の派遣
- (4) 指揮者の意図の徹底
- (5) 水量豊富な水利への誘導

## 11 緊急消防援助隊要請計画

大規模な災害又は特殊災害が発生し、京都府内の消防力又は相互応援協定による消防力では対処することが困難と予測される場合、京都府知事に対し、緊急消防援助隊の応援を要請する。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項について連絡する。

- (1) 災害発生日時、場所
- (2) 災害状況
- (3) 人的、物的被害の状況
- (4) 必要応援部隊種別、隊数、必要資材等
- (5) 応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート等
- (6) 避難場所以外のヘリコプター離発着場所の位置、名称
- (7) 港湾施設の位置、名称等

※緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害救助活動を行う日本における全国的な消防部隊。

## 12 事業所及び市民の活動

火災が発生した場合、各事業所及び市民は、初期消火、消火活動に協力し、被害の拡大防止に努める。

## 13 火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合において、舞鶴市長は、市域で主たる災害が発生した場合、次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて京都府に報告する。

- (1) 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）による。

(2) 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む）について火災・災害等即報要領第1号様式により報告すること。

- (ア) 死者3人以上が生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること。

(ア) 火災

① 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定毒反対象物の火災
- d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- e 損害額1億円以上と推定される火災

② 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

③ 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- c トンネル内車両火災
- d 列車火災

④ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告すること

## 第3節 危険物等応急対策計画

危険物、火薬類、毒、劇物、高圧ガス、原子力以外の放射性物質等による災害に際しては、住民の生命身体及び財産を保護するため、防災関係機関は相互に密接な連携を図り、被害の拡大防止と軽減に努める。

### 1 石油類屋外タンク等危険物施設応急措置計画

屋外タンク等危険物施設等での危険物の流出、又は火災になった場合は、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。

災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の応急措置を行う。

#### (1) 火災発生の場合

- ア 防災関係機関相互の通報
- イ 被災者の救出救護及び搬送
- ウ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通整理
- エ 住民への広報、避難誘導及び群集整理
- オ 遺体の処理
- カ 危険物火災の特性に応じた消防活動
- キ 危険物除去
- ク 応急点検の実施
- ケ 自衛消防組織の活動
- コ 延焼防止及び二次災害の誘発防止

#### (2) 石油類流出の場合

- ア 防災関係機関相互の通報
- イ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ウ 流出石油類の拡散防止、除去又は処理及び二次災害の誘発防止
- エ 石油類が河川流入の場合における関係機関への通報
- オ 石油類が港湾流入の場合における舞鶴海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等に対する通報

### 2 火薬類保管施設応急措置計画

(1) 火薬類保管施設に危険が及んだ場合、その施設の責任者は、防災関係機関等と密接な連携を図り、被害の拡大防止と軽減に努める。火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外立入りを禁止する。

(2) (1)の場合において、火薬類を移動させるとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止にあたりとともに、住民の避難、立入禁止等、警備上必要な措置を講じる。

(3) 災害が発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

- ア 存置火薬類に関する情報収集

- イ 消火活動
- ウ 注水その他の延焼防止活動
- エ 被災者の救出救護
- オ 警戒区域の設定及び交通規制
- カ 飛散火薬類の検索回収
- キ 二次爆発の防止措置

(4) 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、当該運搬を制限し、又は禁止する。

### 3 毒物、劇物施設応急対策計画

毒物及び劇物保管施設の災害に際して、毒物劇物営業者等施設の所有者又は占有者は、防災関係機関等と密接な連携を図り、被害の拡大防止と軽減に努める。

#### (1) 毒物劇物営業者等の措置

災害発生時における毒物、劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等が回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに中丹東保健所、消防本部又は舞鶴警察署に届出るものとする。

#### (2) 緊急措置

保健所（又は警察）は、は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

### 4 高圧ガス保管施設応急措置計画

(1) 高圧ガス保管施設に危険が及んだ場合、その施設の管理者は、防災関係機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所等と密接な連携を図り、被害の拡大防止と軽減に努める。また、災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、迅速適切な措置を講じる。

(2) 爆発火災又は可燃性のガス若しくは支燃性のガス等の漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置をとる。

- ア 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- イ 高圧ガス設備運転の緊急停止、充てん容器等の安全な場所への移動
- ウ ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
- エ 漏洩防止作業
- オ 注水及び消火活動
- カ 付近住民等に対する広報活動
- キ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ク 避難誘導及び群集整理
- ケ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- コ 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保

- サ 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- (3) 毒性ガスの漏洩に際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。
  - ア 施設の管理者等に対する除外措置の指示
  - イ 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
  - ウ 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

## 5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 京都府への放射線量測定依頼
- (2) 危険区域の設定と立入禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被ばく者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群集整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他の災害状況に応じた必要な措置

## 6 応急復旧

災害後の応急復旧活動のため、以下の事項について定める。

- (1) 復旧活動に携わる職員の動員方法
- (2) 復旧活動に要する資機材の確保
- (3) 関係機関との連携

## 第4節 雪害対策計画

冬季寒冷期の交通障害やなだれの発生等雪害の防止と軽減に万全を期すため、必要な応急対策を定めるものとする。

### 1 除雪計画

道路管理者は、降雪時の道路の円滑な通行と安全の確保を目的として、市民の協力のもと、速やかに道路除雪を実施する。

- (1) 除雪区域、除雪路線

除雪区域は舞鶴市全域とし、道路管理者は毎年度除雪計画を定め、下記のとおり除雪を実施する。

- ア 国道、府道  
国道、府道については、国又は京都府が実施する。
- イ 市道  
市道については、舞鶴市が舞鶴市除雪計画に基づき実施する。

- (f) 第1次除雪路線 …… 主要幹線市道
- (g) 第2次除雪路線 …… 支線的役割を果たす市道
- (h) その他の除雪路線 …… その他の市道

(2) 除雪方法

- ア 舞鶴市所有の除雪機械、民間所有の除雪機械の借り上げ等について、あらかじめ定め、計画的に配置する。
- イ 路面上の積雪深が概ね10cm以上に達したら除雪作業を開始する。
- ウ 除雪作業は、関係機関や隣接市町と密接な連携を図りながら実施する。
- エ 迅速な除雪を実施するため、市民との協力体制を確立する。
- オ 路面凍結のおそれがある場合は、凍結防止剤の散布を実施する。

(3) 府及び隣接市町との連絡

除雪を計画的に実施するため、京都府をはじめ、隣接市町との連絡を密に行う。

(4) その他

舞鶴市は、災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置した場合、応急復旧工事を行うため、除雪機械を国土交通大臣の定めるところにより近畿地方整備局から無償で借受けることができるものとする。

## 2 なだれ災害応急対策

豪雪時で、なだれ発生の危険性が生じた場合、次の災害応急対策を行う。

- (1) 気象・交通状況等の情報収集
- (2) なだれ危険箇所のパトロール
- (3) なだれ危険箇所周辺の避難勧告、指示等
- (4) 保全対象物が交通路の場合の交通規制
- (5) 人工なだれによるなだれ危険箇所の解消

## 3 農林水産業の雪害及び寒害応急対策

農林水産業の雪害、寒害等の被害を最小限にとどめるため、京都府農業改良普及センター、京都丹の国農業協同組合、舞鶴市森林組合、京都府漁業協同組合等の指導を得て災害応急対策を講じるものとする。

## 第9章 道路・交通輸送計画

災害時における被災者の避難、負傷者の搬送及び災害応急対策に必要な人員、物資等の迅速、確実な輸送と緊急車両の通行を確保するため、陸上、海上輸送等の対策について定めるものとする。

### 第1節 道路・交通応急対策計画

災害により、道路、橋りょう、その他交通施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、交通の安全確保と施設保全を図るなど、災害地における緊急輸送のための交通路を確保するため、速やかに必要な措置を講じるものとする。

#### 1 輸送路の確保

災害発生の場合、消防活動や緊急輸送等、急を要する活動を最優先するために必要な緊急輸送ルート、その他の主要道路の輸送路を確保する。

緊急輸送道路は下記路線とする。

- (1) 舞鶴若狭自動車道
- (2) 京都縦貫自動車道
- (3) 国道27号
- (4) 国道175号
- (5) 国道177号
- (6) 国道178号
- (7) 主要地方道小倉西舞鶴線
- (8) 主要地方道舞鶴和歌線
- (9) 主要地方道池辺京田線
- (10) 主要地方道東舞鶴停車場線
- (11) 一般府道内宮地頭線
- (12) 一般府道西舞鶴停車場線
- (13) 前島中央臨港道路
- (14) 下福井喜多臨港道路
- (15) その他市の災害拠点を結ぶ路線

#### 2 道路の緊急調査

国道、府道及び市道の各管理者は、舞鶴警察署長と協力して緊急道路パトロールを行い、道路、橋りょう等の危険な箇所を速やかに発見し、必要な応急措置を施すとともに、これを防災関係機関に連絡する。

### 3 措置

道路管理者は、災害時に安全かつ円滑な交通を確保するため、速やかに以下の措置を講じる。

- (1) 所管の道路について、被害状況に応じた応急復旧を速やかに行い、交通の確保に努める。
- (2) 道路上に流木、ごみ等の障害物がある場合はこれを除去する。
- (3) 舞鶴市域の被害が大きく、一般車両の乗り入れが、災害応急対策活動を実施するために支障があると判断されるとき、又は道路が被害を受けて通行するのに危険があるとき等は、交通規制を行う。
- (4) 上水道、下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設が被災した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、そのいとまがない場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、住民への周知等、安全確保のための必要な措置を講じ速やかに報告する。
- (5) 国道、府道又は市道を問わず、その道路が市民の生命、身体及び財産に重大な影響を与える状況にある場合は、調査、交通規制、障害物除去、応急復旧等について各道路管理者は、必要な相互協力を行う。

### 4 応援の要請

道路の損傷が著しく、早期の応急復旧が不可能な場合は、自衛隊、京都府、他市町村等に派遣又は応援を要請する。

### 5 交通規制

道路管理者、舞鶴警察署長及びその他の機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要に応じて通行の安全確保のための交通規制を実施する。

#### (1) 実施責任者及び範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、道路、橋りょう、交通施設等の危険箇所を発見したとき、あるいは通報によりこれを認知したときは、次表の区分により区域又は区間を定めて道路の通行を禁止、若しくは制限する。

実施責任者		範 囲	根拠法
道 路 管 理 者	国土交通大臣 京都府知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合(備考) 臨港道路については、京都府の条例により、道路法との関係規定が準用され、臨港道路の通行の禁止等がなされる。	道路法
京都府公安委員会		1 災害応急対策に従事する者又は、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合	災害対策 基本法 道路交通法
舞鶴警察署長		1 道路交通法により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路上において、交通の危険が生じるおそれがある場合において危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき。	道路交通法

(2) 相互連絡

道路管理者、京都府公安委員会、舞鶴警察署及び防災関係機関は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止、制限の対象区域、区間、期間及び理由を相互に連絡する。

6 交通規制の実施要領

(1) 交通規制のための措置

ア 舞鶴市による交通規制の実施

舞鶴市長は、調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に市道の交通規制を実施する。

イ 市道以外の場合

舞鶴市長は、道路管理者に対して必要な交通規制を依頼する。なお、交通規制を緊急に実施する必要があり、道路管理者が規制をする時間がないと認められる場合は、舞鶴警察署へ通報し規制又は混雑緩和の措置を行う。

この場合、できる限り速やかに当該道路の管理者又は舞鶴警察署に連絡し、正規の規制を行う。

(2) 迂回路の設定

緊急交通路及び迂回路の指定に当たっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、舞鶴警察署及び関係機関との緊密な連携を図った上で行う。

(3) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で規定の標識を設置することが困難な時は、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるなどの措置を講じる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号)の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって表示する。

イ 規制条件の表示

道路標識に次の事項を明示する。

- (ア) 禁止制限の対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由

## 7 通知・報告

交通規制を行った機関は、関係機関へ報告又は通知するものとする。

(1) 関係機関

道路管理者、警察機関

(2) 報告事項

各機関は、報告・通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止制限の種別
- イ 規制する区間・区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路その他の状況

## 8 道路の障害物の除去

道路管理者は、災害発生時において直ちに道路の巡視を行い、路上に散乱し、又は交通障害となっている構造物の破片、廃材及び土砂等の除去作業を行う。

(1) 除去の方法

ア 障害物の除去の実施機関は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械及び器具等を用い、又は土木建築業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

(2) 除去の優先順位

障害物の除去が必要な緊急輸送道路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて実施する。

(3) 京都府等に対する要請

舞鶴市において障害物の除去が困難な場合は、京都府、防災関係機関、他の市町村等に対して応援を要請する。

(4) 道路管理者による措置命令

大規模災害時において直ちに道路啓開（機能確保）を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。※ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。※沿道での車両保管場所確保等

ウ 損失補償

道路管理者は上記アの(イ)又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、京都府、舞鶴市に対し、京都府知事は舞鶴市に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。

オ 京都府公安委員会の要請

京都府公安委員会は、道路管理者に対し、上記ア、イの措置について要請することができる。

## 第2節 緊急輸送計画

災害発生時において、迅速な負傷者の搬送、被災者の避難、緊急物資の輸送等が実施できるよう、道路、航空、海上及び鉄道輸送の確保に努める。

### 1 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両として確認する車両

災害対策基本法に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、次に掲げる

事項を目的として使用する車両とする。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助、保護等に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫等の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

## 2 舞鶴市が行う車両の確保

### (1) 車両等の確保

公用車を効率的に管理し、各班の要請に基づいて配車計画をたてる。又、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、配車計画に基づいて、民間輸送業者から借り上げを実施する。又、市内で車両確保が困難な場合、又は輸送の状況において他市町村から調達することが適当と認められた場合は、京都府及び他の市町村に協力を依頼する。

なお、自衛隊車両については、京都府を通じて自衛隊に要請する。

### (2) 燃料の調達

公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

### (3) 車両等の配車・運用

#### ア 配車の請求

各部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、積載量、台数、引渡場所、使用日時又は期間を明示のうえ、資産班に請求する。

#### イ 配車計画

資産班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を調整する。

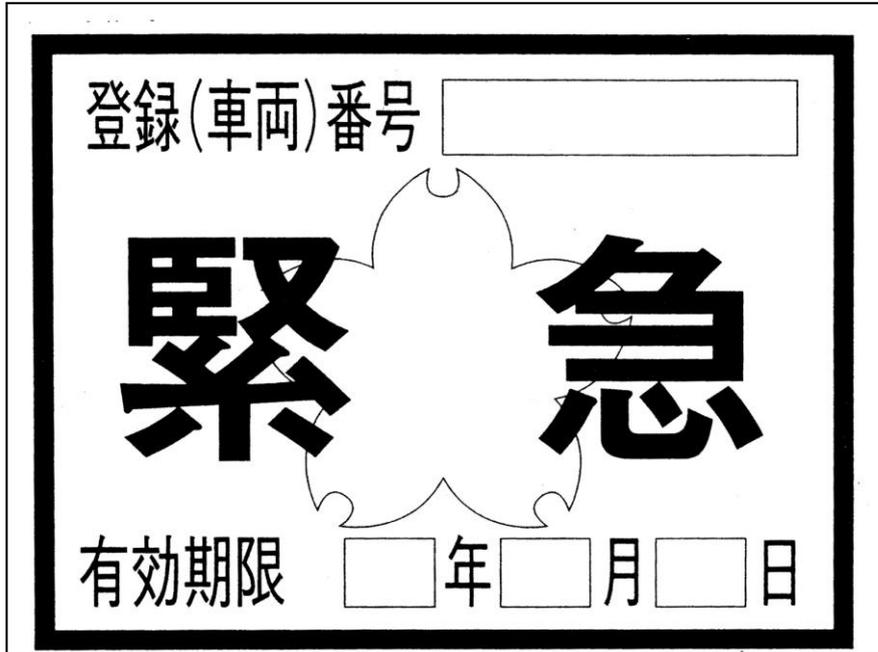
### (4) 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の確認申請

#### ア 緊急通行車両の確認に関する手続き

(7) 災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長に対し、緊急通行車両等確認申請書に、輸送協定書、又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申請を行う。

(4) 緊急通行車両として確認手続きを完了した場合は、車両ごとに標章及び緊急通行車両等確認証明書を受理する。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		書 知 事 印 公安委員会 印	
番号表に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

イ 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策を実施するために使用する計画があり、緊急通行車両の確認を行うべき車両のうち、次に該当する車両（ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く）については、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に対し、あらかじめ事前届出の手続きを行う。

- (ア) 災害時において、防災計画に基づき緊急輸送を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (イ) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により、常時使用されている車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- (ウ) 車両の使用の本拠地が京都府内にある車両

ウ 事前届出車両の確認

あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けた車両は、警察署長に緊急通行車両等事前届出済証を提出し、緊急通行車両等確認証明書に必要事項を記載することにより、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先し、確認に必要な審査が省略される。

### 3 道路輸送

輸送路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止、制限及び輸送路の状況について、舞鶴警察署と密接な連携を図り、次の措置により、安全通行の確保を図る。

- (1) 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、舞鶴警察署に連絡し、十分な連携を図る。
- (2) 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
- (3) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯等を配置する。
- (4) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
- (5) 国・京都府の管理する道路通行確保については、早期の対策を要請する。

### 4 航空輸送

一刻を争う輸送に対応するため、航空輸送の拠点となるヘリポートの開設等を図り、航空輸送路の確保に努める。

(1) ヘリポートの開設

次のとおりヘリポートを開設する。

ア 地表面の条件整備

グラウンド等の未舗装の場所に開設する場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、地表面が乾燥している場合は、十分に散水する。

イ 着陸点の表示

着陸点（直径30m）の中央に、石灰等を用いて直径10mの円を書き中央に「H」と記す。

ウ 風向の表示

- (ア) 着陸点付近に上空から確認できる吹き流し又は旗をたてる。

- (イ) 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。  
 (ロ) 吹き流し又は旗、布製とし、風速25m/s程度に耐えられる強度を有しているものとする。

(2) 開設場所

ヘリポートの開設場所は、別表ヘリコプター緊急離着陸指定地のとおりとする。

ヘリコプター緊急離着陸指定地

地区	指定地名称	所在地	面積 m <sup>2</sup>	区分
大浦	田井コミュニティセンターグラウンド	田井	2,300	中型B
	大丹生コミュニティセンターグラウンド	大丹生	2,400	中型B
	大浦小学校グラウンド	平	7,500	中型B
東	若浦中学校グラウンド	大波下	9,000	中型B
	朝来小学校グラウンド	朝来中	4,200	中型B
	舞鶴工業高等専門学校グラウンド	白屋	44,500	大型A
	青葉山ろく公園グラウンド	岡安	50,000	大型A
	志楽小学校グラウンド	小倉	6,700	中型B
	市場運動場	市場	5,800	中型B
	東舞鶴高等学校グラウンド	泉源寺	12,500	大型A
	海上自衛隊舞鶴教育隊第3グラウンド	泉源寺	23,900	大型A
	新舞鶴小学校グラウンド	溝尻	7,200	中型B
	白糸中学校グラウンド	浜	8,200	中型B
	三笠小学校グラウンド	桃山	3,900	中型B
	倉梯小学校グラウンド	行永	3,700	中型B
	青葉中学校グラウンド	行永	8,900	中型B
	倉梯第二小学校グラウンド	行永	6,200	中型B
	東舞鶴公園グラウンド	行永・森	24,000	大型A
与保呂小学校グラウンド	与保呂	7,900	中型B	
中	市民グラウンド	余部下	18,000	大型A
	中舞鶴小学校グラウンド	余部上	6,500	中型B
	舞鶴海上保安航空支援センター	長浜	6,400	中型B
	和田中学校グラウンド	和田	8,800	中型B
	海上自衛隊舞鶴航空基地	長浜	18,000	大型A
西	余内小学校グラウンド	倉谷	12,700	大型A
	日星高等学校グラウンド	上安久	11,500	大型A
	吉原小学校グラウンド	東吉原	1,800	中型B
	城北中学校グラウンド	南田辺	12,000	大型A

地区	指定地名称	所在地	面積 m <sup>2</sup>	区分
西	明倫小学校グラウンド	北田辺	6,500	中型B
	伊佐津川運動公園 (多目的①)	上安久	9,200	中型B
	伊佐津川運動公園 (多目的②)	上安久	10,600	大型A
	伊佐津川運動公園 (芝生広場)	上安久	3,100	中型B
	西舞鶴高等学校グラウンド	引土	17,700	大型A
	中筋小学校グラウンド	公文名	7,800	中型B
	城南中学校グラウンド	京田	19,600	大型A
	池内小学校グラウンド	布敷	8,300	中型B
	高野小学校グラウンド	高野台	8,500	中型B
	旧青井小学校グラウンド	青井	2,900	中型B
	福井小学校グラウンド	下福井	4,000	中型B
加 佐	旧岡田上小学校グラウンド	地頭	4,900	中型B
	加佐中学校グラウンド	岡田由里	8,400	中型B
	旧岡田中小学校グラウンド	西方寺	5,900	中型B
	加佐運動場	岡田由里	11,500	大型A
	岡田小学校グラウンド	久田美	3,900	中型B
	由良川小学校グラウンド	丸田	11,400	大型A
	旧由良川中学校グラウンド	中山	6,000	中型B
	旧神崎小学校グラウンド	西神崎	2,800	中型B

(合計 47箇所)

(注) 区分欄の大型A、中型B、小型Cは、以下のものをいう。

大型A	100m×100m	進入勾配	6°	450m
中型B	36m×36m	進入勾配	8°	450m
小型C	30m×30m	進入勾配	10°	450m

(3) 発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

ア ヘリコプター発着基準及び標示要領

「ヘリコプター発着基準及び標示要領」に示す。

イ ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

	a	b	c	d
1	機種 同時発着機数	小型機	中型各機	大型機
2	4機	30m×120m	50m×150m	75m×200m
3	1 2機		150m×150m	150m×300m

注 災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が追加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（操縦パイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

(4) ヘリポートでの留意事項

ア 関係者以外の立入を制限する。

イ 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢に合ったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）

ウ 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）

エ 吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）

（吹流しの基準：長さ2 m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）

オ ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさと石灰等で標示）

カ ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。

キ 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。

※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

(5) 患者空輸調整にあたっての留意事項

ア 患者の状況

(ア) 氏名・生年月日（年齢）・住所・血液型

(イ) 患者の病状（経過）

(ウ) 空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）

(エ) 空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況

イ ヘリポート位置及びヘリポートから病院までの輸送の調整

ウ 現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）

エ 医師、看護師及び付き添い等の状況

氏名・生年月日（年齢）・住所・血液型

(6) 空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であるとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

ア 事前の準備

(ア) 空中消火資機材の空中消火基地への搬入及び消火薬剤の混合散布装置への充填作業は、府側が実施する。

- (イ) 空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。

イ 空中消火基地選定上の条件

- (ア) 付近に水源又は代替水源を確保できる場所
- (イ) 病院、授業中の学校の近傍を避ける。
- (ウ) 道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。
- (エ) ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。
- (オ) 要求すれば電話が設置できる。

ヘリコプター発着基準及び提示要領

		昼間使用	夜間使用
発着場基準	小型機	<p>450m 5m 20m 5m 15° 450m 着陸帯 着陸点 着地地区 進入表面</p>	<p>30m 5m 30m 5m 10° 450m</p>
	中型各機	<p>30m 6m 30m 6m 14° 450m</p>	<p>36m 6m 36m 6m 8° 450m</p>
	大型機	<p>45m 15m (8m) 15m (8m) 45m (38m) 8° 450m</p>	<p>45m 15m (8m) 15m (8m) 45m 6° 450m</p>
標示要領		<p>進入方向 0.45m以上 3 m 以上 2m以上 半径 2m以上 0.3m以上 進入方向</p>	
		<p>0.6m以上 0.3m 以上 2m以上</p> <p>注：緊急時は、石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに知らせる 処置をする。</p>	

## 5 海上輸送及び鉄道輸送等

### (1) 海上輸送路

舞鶴海上保安部、京都府港湾局等の関係機関と連携し、前島ふ頭、第3ふ頭、喜多ふ頭及び舞鶴国際ふ頭を活用し海上輸送路の確保に努める。

### (2) 鉄道輸送路

西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）と連携し、鉄道輸送路の確保に努める。

## 第10章 食料・飲料水、生活必需品等供給計画

災害時においては、食料、飲料水、生活必需品等の確保、供給をはじめとする生活救援対策を迅速に行うことにより、被災者の生活の確保を図る。

### 第1節 給水計画

飲料水は、生命の維持にとって非常に重要なものである。従って、災害による受水経路の破損又は汚染により、飲料水の確保ができなくなった市民に対しては、迅速かつ計画的な給水活動を行うものとする。

#### 1 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として舞鶴市が行うものとするが、舞鶴市において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（京都府知事の通知に基づき舞鶴市長が実施する場合を除く。）及び京都府知事が必要と認めた場合の給水は、京都府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

#### 2 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

#### 3 応急給水の基本方針

- (1) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「応急給水の目標水量等」参照）
- (2) 被災が大規模な場合や被災により職員が参集できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3ℓ/人・日	概ね1,000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	20ℓ/人・日	概ね250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100ℓ/人・日	概ね100m以内	数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面 風呂、シャワー、炊事等)
22～28日	被災前給水量 (約250ℓ)	概ね10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

注 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

## 4 応急給水の水源

### (1) 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池等の水道施設を主体とする。

### (2) 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

## 5 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

## 6 飲料水等の確保

水道施設が被災又は水道水が汚染された場合、次の方法で飲料水等を確保する。

### (1) 浄水の確保

ア 配水池の緊急しや断弁により、水の流出防止を図る。

イ 特定企業、団体から供給される水の利用を図る。

### (2) 安全対策

水源の水の検査、消毒・ろ過等の安全対策を行う。

## 7 給水計画

災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を作成し、応急給水を実施する。

## 8 給水の準備

### (1) 給水の広報

給水時間・給水場所等を関係地域住民に広報する。

### (2) 給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災地周辺の便利の良い場所に設定する。

### (3) 給水用資機材の確保

タンク車等の給水資機材が不足する場合は、京都府、他の市町村及び自衛隊に応援を要請する。また、水袋、ポリタンク等の備蓄資機材が不足する場合は、業者から調達する。

## 9 給水の方法

### (1) 給水基準

被災者1人当たり1日3ℓを基準とする。

(2) 給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先的に給水を行う。

(3) 消火栓の活用

給水を必要としている場所で、消火栓を利用できる場合は、給水車等への補給にも活用する。

(4) 特別措置

病院・福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動に支障のないよう努め、必要に応じて、貯水槽の設置や仮設配管を行う。

(5) 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

## 10 期間及び費用の範囲

給水の期間及び費用は、原則として、災害救助法の定めるところによる。

## 第2節 食料の供給計画

災害により被災し食料が確保できない市民や避難所に収容された者に食料を供給するため、備蓄食料の配給、炊き出し、業者手配等を行うものとする。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 1 対象者

応急食料については、おおむね次の者を対象に供給する。

- (1) 避難所の避難者
- (2) 住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水等）を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 食料の確保が困難となり、通常の食料を得ることが不可能となった者

### 2 応急食料の内容

応急食料は主食として米穀、パン等の備蓄食料のほか、給食業者等から購入した弁当を配給する。また、必要に応じて副食や調味料等を支給する。

### 3 食料の確保

- (1) 応急食料の必要数を把握し、その確保に努める。
- (2) 食料の不足が見込まれる場合、業者及び農家に協力を要請し、確保する。

- (3) 調達が困難な場合は、他の市町村、自衛隊等に応援を要請する。
- (4) 災害救助法が適用された場合等は、京都府に食料供給を要請する。

#### 4 食料供給活動の実施

##### (1) 供給

食料は、原則として業者から直ちに弁当等を調達し、被災者に供給するものとする。なお、災害初期に一時的に業者等からの食料が供給できないときは、備蓄食料を供給する。

##### (2) 輸送

調達した食料の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、市職員等によって行う。

##### (3) 配給の方法

避難所において、避難所責任者に手渡し、避難所責任者が、自治会（区）等の協力により実施する。

##### (4) 炊き出し

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。

#### 5 期間及び費用の範囲

食料供給の期間及び費用は、原則として、災害救助法の定めるところによる。

### 第3節 生活必需品等の供給計画

災害により被災し、日常生活を営むことが困難になった市民のため、備蓄品や業者手配等により生活必需品を供給するものとする。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

#### 1 対象者

生活必需品については、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼もしくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

#### 2 応急生活必需品の内容

応急生活必需品の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具 …… 毛布、布団、枕等
- (2) 被服 …… 作業衣、婦人服、子供服、シャツ、くつ下、下着、雨衣、防寒衣等
- (3) 身の回り品 …… タオル、筆記用具、靴等
- (4) 炊事用品 …… 鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類、紙コップ、はし等

- (5) 日用品 …… 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等
- (6) 光熱材料 …… ライター、ロウソク、燃料、乾電池等

### 3 応急生活必需品の確保

- (1) 応急生活必需品の必要数の把握を行い、その確保に努める。
- (2) 応急生活必需品の不足が見込まれる場合、業者に協力を要請し、確保する。
- (3) 調達が困難な場合は、京都府、他の市町村へ物資の供給あつ旋を要請する。

### 4 応急生活必需品供給活動の実施

#### (1) 一時保管

応急生活必需品は、原則として、地域内輸送拠点に一時保管する。また応急生活必需品の調達、支援の受入れを行った場合にも、同様とする。

#### (2) 輸送

調達した生活必需品の輸送は、原則として、資産班の配車により、物資班が輸送計画に基づいて実施する。物資班で輸送困難な場合は、調達先の業者に協力を依頼する。

また保管場所から配給場所への輸送は、物資班が行う。

#### (3) 配給の方法

避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、避難所責任者等に手渡し、避難所責任者等が、自治会（区）等の協力により実施する。

### 5 期間及び費用

生活必需品等の供給の期間及び費用は、原則として、災害救助法の定めるところによる。

### 6 燃料の確保

舞鶴市及び重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という）は、自力で燃料を確保できない場合、京都府へ燃料供給を要請する。

### 7 電源の確保

舞鶴市及び重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、京都府へ電力確保を要請する。

## 第4節 地域内輸送拠点開設計画

大災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所ごとに備蓄品、食料品、日用品等の物資を蓄え、これを管理することが困難であるので、食品・物資の集中管理体制をとり、避難所ごとの在庫管理負担を軽減するため、地域内輸送拠点を開設する。

## 1 開設予定場所

舞鶴東体育館、舞鶴文化公園体育館及び赤れんが5号棟を地域内輸送拠点の開設予定場所とする。なお、3箇所で不足と考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定し、地域内輸送拠点を開設する。

## 2 取扱物資

地域内輸送拠点では、次の応急調達物資、救護物資を取扱うものとする。

- (1) 食料、日用品、その他の備蓄品
- (2) 大量一括購入した食料品、日用品等
- (3) 救援物資
- (4) その他

## 3 地域内輸送拠点の運営

物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

- (1) 避難所、その他の防災拠点及び緊急輸送路、不通箇所等交通情報を収集し、応急配送計画をたてる。
- (2) 避難所で必要な食料、日用品等の数量を常に把握し、これを手配、集荷及び保管のうえ積載し、配送を行う。
- (3) 救援物資はボランティア等の協力を得て品種別の仕分けを行い、可能な限り早期に配送・分配を行う。

〔救援物資分配上の留意事項〕

分配にあたっては公平を原則とするが、同質の物品が必要数量集まることが困難な場合が多く、また、被災直後は有用であっても、時間の経過とともに無用になるものも少なくないため、物資の種類によっては、必要量が確保できない場合であっても迅速に配布し、避難所の判断に任せるものとする。

- (4) 輸送にあたっては、各避難所の要望に応えるため自動車だけに頼らず、バイク又は自転車も活用する。

## 第11章 保健・衛生計画及び遺体処理等活動計画

災害時には廃棄物等によって、生活環境の悪化が進み、感染症や食中毒が発生しやすくなるため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生の確保に努める。

### 第1節 防疫及び保健衛生計画

被災地域における防疫活動を迅速に行い、感染症のまん延を防止する。

#### 1 防疫

##### (1) 防疫の実施基準

防疫は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号京都府知事あて厚生省公衆衛生局長通知）に基づき実施する。

##### (2) 防疫活動

###### ア 被災家屋等の消毒

床上・床下浸水地域に対しては、被災直後に薬剤による消毒を実施するほか、各戸に薬剤を配布して衛生上の指導を行う。なお、災害のため防疫機能が著しく阻害され、舞鶴市が行うべき防疫業務が実施できないときは、京都府に実施を要請する。

###### イ 避難所の消毒

避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、仮設トイレ等の消毒を重点的に強化するなど、防疫活動を行う。なお、災害のため防疫機能が著しく阻害され、舞鶴市が行うべき防疫業務が実施できないときは、京都府に実施を要請する。

###### ウ 感染症患者等に対する措置

被災地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに中丹東保健所に連絡するとともに、感染症発症の状況・動向及び原因の調査に協力する。

###### エ ねずみ族、昆虫等の駆除

必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

###### オ 井戸の消毒

汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導し消毒措置をする。なお、災害のため防疫機能が著しく阻害され、舞鶴市が行うべき防疫業務が実施できないときは、京都府に実施を要請する。

##### (3) 防疫用資機材等の確保

防疫活動を迅速に行うため、防疫用資機材及び器具を速やかに確保する。また、防疫用薬剤、資機材等が不足する場合は、業者から調達するほか、他の市町村等に応援を依頼する。

## 2 保健衛生

### (1) 救助食品対策

炊き出しを実施する場合には、徹底した衛生管理を行う。

### (2) 避難所等における衛生管理

避難者を収容する施設（避難所以外の施設も含む）において、その管理者は必要に応じ、衛生管理上の指導を行う。

### (3) 被災食品及び製造販売食品の衛生管理

被災施設の実態を把握し、被災食品に対する販売禁止や廃棄処分等を行うとともに、原材料の衛生確保、被災施設の修理、施設内外の清掃はもとより、地下水利用の場合の地下水の使用法、鮮度の保持、包装材料の衛生等について、災害時食品衛生管理の取扱いに基づき、食品の製造販売施設等に対する衛生管理上の指導を行う。

### (4) 一般家庭への食品衛生指導

被災地の一般家庭に対して、台所の清掃及び消毒、食品の購入保存等について衛生管理上の指導を行う。

## 第2節 清掃計画

被災地のごみ、し尿、障害物等にかかる処理、清掃を迅速かつ適切に実施し、環境の浄化を図る。

### 1 ごみの処理

#### (1) ごみの収集

被災地の状況を考慮して、緊急に処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。収集を行う場合には、あらかじめ収集地域、収集日時等を広報する。被害が甚大な場合は、近隣市町の応援を求めて実施する。また、地区ごとにごみの臨時集積場を設定し、市民への周知、消毒、腐敗防止等の措置を行う。

#### (2) ごみ処理の実施

##### ア 仮置場の指定

大規模災害によって、舞鶴市のごみ処理能力を上回るごみが発生した場合は、必要な地区にごみの仮置場を指定し、ごみの運搬を行う。ごみの仮置場は、定期的に消毒を実施する。

##### イ 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたごみは、逐次、清掃事務所並びに埋立処分場で適正処理する。

##### ウ ごみの搬送方法

ごみの搬送は、原則として次のとおりとする。

- (ア) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物は、早急に収集、搬送、処理する。
- (イ) 災害により道路等に排出された廃棄物は、仮置場までじん芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- (ウ) 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等について、市民に対し、仮置場への直接搬送の協力を要請する。

#### (3) 京都府等に対する要請

舞鶴市でごみの収集処理が困難な場合は、京都府、関係機関、他の市町村等に対して支援を要請する。

## 2 し尿の処理

### (1) 応急汲取りの実施

清掃班は、浸水等により便槽等が使用不能になった地域に、応急的に緊急汲取りを実施する。

### (2) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

### (3) 仮設トイレの設置等

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、多数の収容避難者が生じた場合には、状況に応じて、仮設トイレを調達し、避難所等に設置する。また、下水道の使用禁止区域についても、状況に応じて仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

### (4) 収集・処理の実施

し尿の処理は、原則として舞鶴市東浄化センターで実施する。

### (5) 京都府等に対する要請

舞鶴市でし尿の収集処理が困難な場合は、近隣市町村に対して応援要請を行う。なお、近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、京都府に対して、広域的な支援の要請を行う。

## 3 障害物等の処理

### (1) 住宅関連の障害物の除去

#### ア 災害救助法適用以前の場合

#### (7) 除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

#### (4) 除去の実施

労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条、第68条に基づき、京都府や他の市町村に対して応援を要請する。

労力又は機械力が相当不足する場合は、京都府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

#### イ 災害救助法適用後の場合

災害救助法が適用された場合の対象者の選定及び実施期間は、次のとおりとする。

(7) 舞鶴市は、除去対象戸数及び所在を調査し、京都府知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。

(4) 労力、機械等が不足する場合は、京都府に要請し、他の市町村等からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

(7) 実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

### (2) 道路障害物の除去

道路管理者は、災害時における道路の巡視を行い、路上に散乱し又は交通障害となっている構造物の残土、廢材、土砂等の除去作業を行う。

(3) 河川関係障害物除去

河川管理者は、災害時における河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物、流下浮遊物その他の障害物を除去する。

(4) その他障害物の除去

港内及び軌道上の障害物は、その所有者が除去する。ただし、港湾において所有者が不明な場合は、京都府港湾局がこれを行う。

(5) 京都府等に対する要請

舞鶴市において障害物の除去が困難な場合は、京都府、関係機関、他の市町村等に要請する。

#### 4 死亡獣畜等の処理

死亡獣畜については、京都府中丹家畜保健衛生所及び京都府中丹東保健所に連絡し、指示を受け、犬猫が死亡したときは、ごみ収集業者に連絡し、処理する。

### 第3節 遺体の搜索・遺体の埋葬計画

災害による遺体の搜索、收容、検案、処理及び埋葬は、舞鶴警察署等に協力を要請し、適切な対応に努める。

#### 1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

行方不明者で周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者。(死亡した原因のいかんを問わない。)

(2) 搜索の実施

ア 消防機関、舞鶴警察署及び舞鶴海上保安部に協力を要請し、搜索を行うことが可能である。

イ 搜索を行う期間は、原則として災害発生の日から10日間とする。ただし、11日目以降も搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内に京都府知事へ申請する。

(3) 遺体を発見した場合の措置

搜索中に遺体を発見した場合は、直ちに舞鶴警察署又は舞鶴海上保安部に連絡するものとする。

(4) 応援要請

舞鶴市のみでは搜索の実施が困難であり、他の市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂流していると考えられる場合は、京都府、隣接市町及び遺体漂着が予想される市町村に対して要請するとともに、舞鶴海上保安部等に協力を要請する。

#### 2 遺体の処理

(1) 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

- (7) 目的 身元確認、腐敗の防止等
- (イ) 実施者 京都府救護班
- (ロ) 処理場所 舞鶴市が借り上げ、指定した場所

イ 遺体の一時安置

- (7) 目的 身元確認、腐敗の防止等
- (イ) 実施者 舞鶴市（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき舞鶴市長が実施する。）
- (ロ) 安置場所 舞鶴市は、あらかじめ遺体安置場所予定地の検討を行う。

### 3 遺体の検案

- (1) 遺体の検案は、京都府救護班が行う。
- (2) 警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。
- (3) 身元不明者については、警察官又は海上保安官が遺体、所持品等の写真撮影、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、市長が指定する遺体収容所（安置所）に搬送し、遺留品等とともに安置する。

### 4 遺体の身元確認

遺体安置所に安置された遺体については、舞鶴警察署、舞鶴海上保安部、自治会（区）等の協力を得て、身元確認と身元引き受け人の発見に努める。

### 5 埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいらない遺体

(2) 埋火葬の実施

ア 実施者 舞鶴市（災害救助法を適用した場合は、京都府知事の通知に基づき舞鶴市長が実施する。）

イ 方法 土葬又は火葬

ウ 留意点

- (7) 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
- (イ) 事故死等による遺体については舞鶴警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
- (ロ) 身元不明の遺体については、舞鶴警察署に連絡し、その調査に当たる。
- (エ) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が不明なもの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

- (3) 原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとする。
- (4) 身元不明の遺体の場合は、遺骨及び遺留品を収容された遺体収容所に保管するものとし、1年以内に引取人が半明しない場合は身元不明者扱いとする。

## 6 京都府等に対する要請

舞鶴市において遺体の搜索、処置、火葬又は埋葬が困難な場合は、京都府、関係機関又は他市町村等に対して要請を行う。

## 7 災害救助法による基準

遺体の搜索、処置及び埋葬の基準は、原則として、災害救助法の定めるところによる。

## 8 災害救助法の適用された舞鶴市以外の地域に漂着した遺体の取扱い

- (1) 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

ア 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、京都府知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

イ 他府県に漂着したときは、京都府から漂着地の市町村長に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

- (2) 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

## 第12章 災害警備計画

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るとともに、交通の規制、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に努める。

災害警備活動は、国、京都府、舞鶴市、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察が実施する。

### 1 警備対策

#### (1) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、舞鶴警察署に災害警備本部を設置し、警察活動を実施する。

#### (2) 警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じ次の活動を行う。

- ア 住民等の避難誘導
- イ 被災者の救出救助
- ウ 被災地及び周辺地域における交通規制
- エ 行方不明者の捜索
- オ 遺体の検視、死体調査、身元確認
- カ 遺族への対応
- キ 被災地及び避難所等に対する警戒活動
- ク 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- ケ 住民等への広報
- コ その他必要な警察活動

### 2 海上警備対策

(1) 災害が発生した際に、海上における個人の生命、財産、身体の保護並びに犯罪の防止、鎮圧・取締り、混乱の防止等の公共の安全・秩序の維持を図るため、舞鶴海上保安部は舞鶴警察署と連絡を密にして警備にあたる。

(2) 舞鶴海上保安部長（舞鶴港長）は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ一般船舶の航泊禁止等の措置を図る。

## 第13章 労務供給計画

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部及びボランティア等の要員のみでは労力的に不足するときにおける、労働力の確保について定める。

### 1 実施責任者

労働力の確保については、舞鶴市長の指示により行うものとする。

### 2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施にあたり雇用された労働者は、次の業務を補助する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

### 3 労働者の確保

労働者に不足が生じたときは、京都府を通じ、京都労働局へ要請する。

### 4 費用の負担

労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

## 第14章 公共公益施設の応急対策計画

公共施設及びライフラインとして重要な上水道、下水道、電気、電話、ガス等が、災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気等による二次災害を防止する。

### 第1節 ライフライン施設応急対策計画

市民生活の基盤であるライフラインの被害は、市民に大きな影響を与えるため、防災関係機関と協力して、一刻も早い復旧に努めるものとする。

#### 1 上水道

##### (1) 災害時の応急措置

- ア 浄水場施設、配水池、配水ポンプ、配水管等の被害調査をする。
- イ 被害の状況に応じて、給水の停止等必要な措置を講じる。
- ウ 民間業者との「災害時における応急給水及び応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「舞鶴市水道事業の緊急応急業務に関する覚書」により、必要な措置を講じる。
- エ 必要に応じて、仮設配管を実施して応急給水に努める。

##### (2) 復旧活動の実施

- ア 被害状況の調査に基づき復旧計画をたてる。復旧計画の策定にあたっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。
- イ 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- ウ 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。

##### (3) 資機材、車両等の確保

- ア 必要な資機材、車両等は舞鶴市所有のものを使用し、状況に応じて民間業者から調達する。
- イ 復旧作業には舞鶴市職員を動員するほか、業者からの応援を求める。

##### (4) 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等を広報する。

#### 2 下水道

##### (1) 災害時の応急措置

- ア 浄化センターでは、有毒ガス・燃料の流出防止のための元弁の閉止、機器の運転停止等を行い、二次災害を未然に防止する。
- イ 管渠上部道路の陥没、亀裂等の被害状況を調査する。
- ウ 目視あるいはテレビカメラによるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。
- エ 調査に基づいて、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講

じる。

(2) 復旧活動の実施

被害状況の調査に基づき復旧計画をたてる。また、本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水機能を暫定確保するために、次の措置を講じる。復旧計画の策定にあたっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ア 浄化センターでは、暫定機能を確保するために簡易沈殿池の設置や消毒等必要な措置を実施する。

イ ポンプ場及び管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

ウ 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。

(3) 資機材、車両等の確保

ア 必要な資機材、車両等は舞鶴市所有のものを使用し、状況に応じて業者から調達する。

イ 復旧作業には舞鶴市の職員を動員するほか、業者からの応援を求める。

(4) 災害時の広報

市民に対して、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置等を広報する。

### 3 電気施設（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 行政機関応急対策計画

災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。

また、災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(2) 方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

(3) 非常災害前の対策

ア 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発電機、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

イ 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

ウ 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて他電力会社等との相互協力体制を確立する。

(4) 非常災害発生時の対策

ア 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

通信については、常に回線の監視、試験を行い、また移動無線機の活用をはかる等通信確保に努める。

イ 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

ウ 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

エ 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ道路管理者とも調整しながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給を調整するほか、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(5) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

(6) 舞鶴市災害対策本部との連携

事業者による被害状況についての広報発表を行った場合又は舞鶴市災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を舞鶴市災害対策本部に報告する。

#### 4 電話等電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害時の応急措置

ア 公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を設置する。

イ 避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

ウ 通信が著しく困難な場合は、公共機関の通信を優先させるため、規制措置を行う。特に、災害に関する通信については、非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話を他の通信に優先して取扱う。

(2) 復旧活動の実施

被害状況の調査に基づき復旧計画をたてる。回線の復旧順位は次のとおりとする。また、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のあ
------	--

	る機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

(3) 災害時の広報

広報車、チラシ等を使って、次の内容を広報する。

- ア 復旧状況
- イ 復旧の見通し

(4) 舞鶴市災害対策本部との連携

事業者による被害状況についての広報発表を行った場合又は舞鶴市災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を舞鶴市災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は舞鶴市災害対策本部からの要請があったときは、舞鶴市災害対策本部に職員を派遣することとする。

## 5 ガス施設

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

(ア) 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

(イ) 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 舞鶴市災害対策本部との連携

事業者による被害状況についての広報発表を行った場合又は舞鶴市災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を舞鶴市災害対策本部に報告する。

また、災害情報等入手する必要があるとき又は舞鶴市災害対策本部からの要請があったときは、舞鶴市災害対策本部に職員を派遣することとする。

(5) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害、冠水地域の整正器の機能監視及び他工事現場の特例見回りと防護柵化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ 地震災害対策

(7) 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

(4) SI値60カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

SI値30カイン相当以上、60カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

(7) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(6) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。

また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

## 6 ガス施設事故応急対策

ガス施設が損傷し、ガス洩れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、5のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

(1) 事故発生時の応急措置

ア 発見者の通報

ガス施設のガス洩れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者もしくは警察、消防機関または舞鶴市に通報するものとする。

イ 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生の通報をうけた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

ウ 警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス洩れ等の事故現場を確認のうえ火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示(緊急)及び広報等を行うものとする。

エ 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

(2) 災害状況の通報連絡

舞鶴市・京都府・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

ア 災害の発生を覚知したとき。

イ 災害の状況を把握したとき。

ウ 災害の応急措置に着手したとき。

エ 災害の応急措置が完了したとき。

(3) 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧をすみやかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

## 第2節 道路・橋りょう応急対策計画

災害発生時に、災害対策活動を行うための根幹的施設である道路・橋りょうの緊急調査を行うとともに、応急措置、交通規制等、災害応急対策活動を円滑に行うために必要な措置を行う。

### 1 災害時の応急措置

(1) 被害状況等の調査

道路管理者は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、被害状況及び道路上の障害物の状況を調査する。

(2) 交通規制

道路管理者は、通行が危険な道路が発見された場合は、舞鶴警察署に連絡するとともに、通行止め等の措置を講じる。

### 2 応急復旧対策

(1) 道路の応急復旧

道路管理者は、被害を受けた道路及び橋りょうについて応急復旧を実施する。

#### (2) 仮設道路の設置

道路が損壊し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、仮設道路を設置する。

### 第3節 河川・内排水施設応急対策計画

河川、内排水施設の崩壊等に伴う浸水被害を防止又は最小限に抑えるため、迅速な応急対策措置を講じるものとする。

#### 1 被災状況の調査

施設管理者は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、浸水等被害状況の調査を行う。

#### 2 応急対策

堤防、護岸の崩壊等について、シート等による雨水浸透防止措置のほか、土のうや矢板での締め切り工事等の応急対策を行うとともに、排水ポンプ車の出動等、内水の排除に努める。

また、必要に応じ国土交通省や京都府へ排水ポンプ車の出動要請を行う。京都府への要請については「京都府排水ポンプ車管理運用計画」に基づき行う。

### 第4節 鉄道施設応急対策計画

災害により列車や構造物等鉄道施設が被災した場合、施設管理者は、次のような措置を講じる。

ただし、詳細は施設管理者の計画による。

- (1) 災害発生と同時に運転規制及び乗客の避難誘導を行い、乗客の安全を確保する。
- (2) 応急復旧活動を実施するため資機材の確保に努める。
- (3) 不通区間が生じた場合は、自動車等による振替輸送等を講じる。

### 第5節 建築物・住宅応急対策計画

住家に被害を受けた被災者の生活基盤を確保するため、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設を、迅速、的確に実施するものとする。

#### 1 住宅の応急修理

一般災害における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

##### (1) 応急修理の実施の決定

###### ア 実施責任者

応急修理の実施は、京都府知事から委任を受けた舞鶴市長が行う。

###### イ 対象者

住家が半壊もしくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければならない

居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

ウ 応急修理内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(2) 応急修理の実施

ア 費用の限度

応急修理に要する費用は、災害救助法の定めるところによる。

イ 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1箇月以内に完了する。

## 2 応急仮設住宅の建設

(1) 実施の決定

ア 実施者

応急仮設住宅の建設は、舞鶴市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、京都府知事が行う。

イ 対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者。

(2) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、市有地を原則とするが、平常においてあらかじめ災害発生状況等を考慮し選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

(3) 建設の実施

ア 建設の仕様・費用

建設の仕様・単価等は、災害救助法の実施基準に応じて行う。なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。

イ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から2年以内とする。

(4) 入居者の選定

入居者は、住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない人のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、父子世帯、高齢者、病弱者、障害者、勤労者、小企業者

ウ 上記に準ずる経済的弱者

(5) 応急仮設住宅の運営管理

舞鶴市は、各応急仮設住宅の男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけない

ように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

## 第6節 その他公共施設応急対策計画

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、各公共施設の管理者は、次のとおり応急措置を講じる。

### 1 公共建築物

#### (1) 緊急避難等

混乱を防止するため施設利用者等に対し帰宅を促すほか、必要に応じ避難指導を行う。

#### (2) 負傷者が出た場合

負傷者がでた場合は、速やかに救出を行い医療機関に搬送する。

#### (3) 施設の安全点検等

ア 電気施設、ガス施設等を緊急点検し、安全を確認する。

イ 有線・無線通信施設、給食施設、給排水施設、下水施設、冷暖房施設、建築物等の点検を行う。

#### (4) 施設が被災した場合

ア 安全確保のため立入禁止措置を講じる。

イ 応急措置を迅速に実施する。

ウ 火災等の二次災害防止について十分な措置をとる。

#### (5) 応急対策

重要性の高いものから応急対策計画を立て、必要な要員、機器、資材等を確保し、必要な措置を講じる。

### 2 公共土木施設（道路・橋りょうを除く）

#### (1) 危険箇所等の把握

ア 施設の危険箇所、被害箇所を迅速に把握する。

イ 土木施設の被害により、二次災害発生の可能性がある場合は、適切な応急措置をとる。

ウ 重要性の高いものから応急復旧計画を立て、必要な要員、機器、資材等を確保し、必要な措置を講じる。

## 第15章 農林水産関係応急対策計画

災害による農産物、林産物、水産物及びその他関連施設の被害を早期に調査し、災害前の営農状態に戻せるよう迅速な応急措置を講じるものとする。

### 第1節 農業関係応急対策計画

各種災害による農産物やその他関連施設の被害の拡大防止対策について定めるものとする。

#### 1 農業施設応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と密接な連絡をとり、重要性の高いものから応急対策を実施する。

#### 2 農作物等応急対策

- (1) 災害対策技術の指導
 

被害を最小限に食い止めるための技術指導を、農業協同組合等と一体となって実施する。
- (2) 種苗の確保、あつ旋
 

必要に応じ、種苗のあつ旋を関係機関等に依頼し、その確保を図る。
- (3) 病害虫の防除
 

病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、農業協同組合等と一体となって、具体的な防除を実施する。
- (4) 凍霜害防除
 

舞鶴市及び京都丹の国農業協同組合は、霜に関する注意報を農家に伝達し、注意を喚起して対策を講じる。
- (5) 防雪
 

大雪による農作物の被害の軽減を図るため、京都丹の国農業協同組合等と一体となって、具体的な防雪を実施する。
- (6) 家畜の防疫
 

伝染病の発生については、速やかに京都府に連絡し、防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

### 第2節 水産業関係応急対策計画

各種災害に対して水産業関連施設の被害の拡大防止対策について定めるものとする。

#### 漁業施設応急対策

- (1) 水産関係施設が被災したときには、京都府漁業協同組合を通じ、被災状況を速やかに把握し、漁業再開のために応急措置を講じる。
- (2) 被災の程度を京都府に連絡し、応急措置の実施又は協力を要請する。

### 第3節 林業関係応急対策計画

各種災害に対して林業関連施設の被害の拡大防止対策について定めるものとする。

#### 1 林業応急対策

(1) 災害対策技術指導

森林組合の協力を得て、種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等の技術指導を行う。

(2) 風、雪による倒木の処理指導

風、雪による倒木の円滑な搬出等については、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(3) 森林病虫害の防除

森林病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、森林の被害の軽減を図るため、森林組合と一体となって、具体的な防除を実施するとともに、森林所有者に対し技術指導を行う。

(4) 凍霜害防除

舞鶴市及び舞鶴市森林組合は、凍霜害情報を伝達し、森林所有者の注意を喚起して対策を講じる。

#### 2 造林地応急対策

(1) 災害後できるだけ早く山林を巡視して、被害の状況を把握する。

(2) 10年以上の林木で回復見込みのないものは、伐採しその材に見合った利用を検討する。

(3) 跡地の復旧については、その林の状況に合った方法を検討し、健全な林の造成に努める。

#### 3 林業施設応急対策

(1) 林道等林業関係施設が被災したときは、速やかにその状況を把握し、応急措置等必要な措置を講じる。

(2) 降雪によりなだれの発生する危険が高まった場合は、監視体制を整備するとともに、必要に応じて人工なだれを発生させるなど、被害軽減のために必要な措置を講じる。

## 第16章 応急教育・応急保育計画

### 第1節 計画の方針

#### 方針

災害時における応急的な教育や保育を実施するため、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等必要な措置を講じるものとする。

### 第2節 情報の収集・伝達

#### 1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

#### 2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

### 第3節 施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

## 第4節 学校等における安全対策

### 1 学校における安全対策

#### (1) 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

#### (2) 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

#### (3) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

#### (4) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

### 2 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

## 第5節 応急教育

### 1 災害発生時の措置

災害が発生した場合、市立認定こども園及び小・中学校では、次の措置をとる。なお、私立幼稚園・私立認定こども園や高等学校等は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 認定こども園長及び小・中学校の校長は、緊急避難・休校措置（授業開始後の措置、登校前の措置）等状況に応じた安全措置について指示を行う。

(2) 災害の規模、園児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。

(3) 勤務時間外に災害が発生した場合、教職員は所属の認定こども園、小・中学校に参集し、舞鶴市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急教育の実施及び園舎、校舎の管理のための体制を確立する。

### 2 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

### 3 応急教育の実施

#### (1) 教室の確保

園長又は校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育を実施するための教室を確保する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の た め の 予 定 場 所
園舎又は校舎の一部が被害を受けた場合	○ 特別教室 ○ 体育館
園舎又は校舎の全部が被害を受けた場合	○ 公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○ 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

#### (2) 応急学級の編成

園長又は校長は、応急教育計画を作成し、臨時の学級編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに教育長に報告するとともに、園児・児童・生徒及び保護者に周知する。

### 4 学用品等の調達及び支給

教育長は、児童、生徒の住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品等を喪失又はき損し、就学上支障のある場合、学用品等を支給する。

#### (1) 調達方法

教育長は、被害調査報告書に基づいて、補給する必要数をまとめて、教科書については中丹教育局に要請し、その他学用品等については直接調達する。また、調達数を遅延なく中丹教育局へ報告する。

#### (2) 支給品目

支給品目は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

### 5 その他留意事項

#### (1) 園児・児童・生徒の救護・保健衛生

施設内における園児・児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。また、学校教育班や清掃班と協力し、園児・児童・生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生に努める。

#### (2) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱等に鑑み、必要な措置を講じる。

#### (3) 教職員の確保

教育長は、教職員の被災状況を把握するとともに、京都府教育委員会と緊密な連絡を取り、教職員の確保に努める。

#### (4) 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

(5) 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

## 第6節 応急保育

### 1 災害発生時の措置

災害が発生した場合、市立保育所・認定こども園では、次の措置をとる。なお、私立保育所・私立認定こども園は、これに準じた措置をとるものとする。

- (1) 保育所長・認定こども園長は、緊急避難等状況に応じた安全措置について指示を行う。
- (2) 災害の規模、園児及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合は、保育所長・認定こども園長及び職員は、所属の保育所・認定こども園に参集し、舞鶴市が行う災害応急対策・復旧活動に協力するとともに、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

### 2 応急保育の実施

保育所長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の園児編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに福祉事務所に報告するとともに、園児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には十分注意する。

## 第7節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

### 1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び汚染病の予防等の措置並びにこれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

### 2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

## 第8節 被災者の救護活動への連携・協力

舞鶴市は、学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し京都府担当部局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

## 第17章 ボランティア支援計画

災害時の応急対策活動において、被災住民に対してきめ細やかな対応を行うためには、ボランティアの協力が大変重要であることから、災害ボランティア活動を円滑に実施するための支援計画を定めるものとする。

### 第1節 舞鶴災害ボランティアセンターへの支援

#### 1 非常時の支援等

##### (1) 非常時体制への移行

舞鶴市は、災害時において、ボランティアの協力を得る必要があると認められる場合は、舞鶴災害ボランティアセンター事務局（舞鶴市社会福祉協議会）に対し、舞鶴災害ボランティアセンターの非常時体制への移行を要請する。

また、舞鶴災害ボランティアセンターは、舞鶴市から要請がない場合であっても、災害等の状況から必要があると判断した場合は、自発的に非常時体制へ移行するものとする。

##### (2) 運営の支援

舞鶴市は、被災世帯等の早期の生活復旧と効果的なボランティア活動が円滑にできるよう舞鶴災害ボランティアセンター運営を支援する。

- ア 舞鶴災害ボランティアセンター活動の広報
- イ 現地災害ボランティアセンター設置場所の提供・協力
- ウ 被災状況等の情報提供
- エ その他災害ボランティア活動のために必要な支援

#### 2 平常時からの連携・協力

##### (1) 協力体制

舞鶴市は、非常時に速やかに災害ボランティアセンター機能が発揮することができるよう、平常時から、舞鶴災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し、必要な支援・協力体制の整備を行うものとする。

- ア 運営協力者等の育成・研修・訓練への支援
- イ 災害ボランティア活動の広報・啓発、情報収集等への協力
- ウ 活動資機材等の保管場所の提供

### 第2節 避難所等におけるボランティアの受け入れ

大規模災害時においては、避難所や支援物資の配送等に長期間人員を要することが考えられることから、舞鶴市は、必要に応じて舞鶴災害ボランティアセンターや舞鶴市ボランティアセンター等と連携し、人材の確保に努める。

## 1 ボランティアの活動計画

ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等について情報を集約し、ボランティアの活動計画を作成する。

## 2 窓口の設置

ボランティアの円滑な受け入れのため、市役所庁舎、指定避難所、地域内輸送拠点等に、ボランティアの受入窓口の設置を舞鶴災害ボランティアセンターや舞鶴市ボランティアセンター、その他各種ボランティアの協力を得て設ける。

## 第18章 要配慮者等に係る支援対策計画

### 第1節 要配慮者等に係る支援対策

自力で気象・避難情報を収集し、危険を予知したり避難したりすることが困難な高齢者や障害者等に十分配慮した支援対策の実施に努めるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在日外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

#### 1 避難のための情報伝達

防災行政無線や広報車、携帯電話各社の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

#### 2 避難

舞鶴市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、京都府との連携のもとに、要配慮者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、舞鶴市地域防災計画に定めた避難支援等関係者に名簿及び個別避難計画を提供することができる。

なお、避難支援等関係者は、避難支援等関係者本人及び家族等の生命及び身体の安全を確保したうえで、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

また、舞鶴市は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の迅速な安否確認や救出、介護等が行われるように努める。

#### 3 避難所生活

- (1) 要配慮者の健康維持のため、個々の状態に留意し、心身双方に特段の配慮を行う。
- (2) 状況・状態に応じ、福祉避難所や医療機関への移送を行う。
- (3) 関係者に協力を得ながら、要介護、視覚障害、聴覚障害等、支援の内容によって必要な情報の収集及び提供を行う。
- (4) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の必要な支援を行う。
- (5) 避難所をユニバーサルデザインにするための工夫や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム(DWAT)等の人材の確保等要配慮者の避難生活の支援に努める。

## 第2節 観光客保護・帰宅困難者対策

舞鶴市及び京都府は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

### 1 観光客・帰宅困難者への広報

災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

### 2 災害時帰宅支援ステーション事業の活用

関西広域連合において締結された「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

### 3 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

舞鶴市内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や一時収容を要請する。

## 第3節 社会福祉施設応急対策計画

災害発生時における、施設入所者及び利用者の安全確保並びに被災施設の応急対策について定めるものとする。

### 1 実施責任者

災害発生時における施設入所者及び利用者の安全確保と、施設の応急対策措置については施設管理者が行う。

### 2 避難措置等

- (1) 災害発生時においては、施設入所者及び利用者の安全確保を最優先とし、各施設の災害対策規程、消防計画、災害対策計画等に基づき、職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て迅速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。また、防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、組織的な応急対策活動を実施するものとする。
- (2) 通所施設にあつては、実情に応じ、施設長の判断によって臨時休所等の措置をとるものとする。  
ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

### 3 防災関係機関との連携

施設長は、舞鶴市等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

#### 4 施設の応急対策

(1) 市営の施設

京都府に対して被害状況の報告を行い、京都府の指導助言に従って応急措置等を実施する。

(2) 私営の施設

被害状況の報告を受けた後、舞鶴市は、法人等が実施する応急措置等について指導助言を行う。

#### 5 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合、施設管理者は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、近隣の公共施設の利用、他の施設への転所、在宅による援護等実情に応じた措置を講じる。

#### 6 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策と指導を徹底する。

## 第19章 義援金品受付配分計画

舞鶴市の内外を問わず被災者に寄せられる義援金、見舞金及び義援物資（以下「義援金品」という。）の円滑な受けと迅速、公平な配分等について定めるものとする。

### 1 実施者

義援金品の受け付け及び配分は、舞鶴市長が行う。

### 2 義援金品の募集受付

被害が著しく市長が必要と認める場合は、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て義援金品の受け付けを行う。

### 3 義援金品の受付

義援金品を受け付けた場合は、原則として、領収書又は受領書を発行し、その写しを保管する。

### 4 義援金品の保管管理

- (1) 義援金及び見舞金（以下「義援金等」という。）については、被災者に配分するまでの間、金銭出納簿に記入のうえ、舞鶴市で保管する。
- (2) 義援物資については、物資受払簿に記入のうえ仕分けし、配分に備え保管する。

### 5 義援金等の配分

義援金等の配分については、被災状況を勘案し、必要に応じて関係団体で構成する配分委員会を組織するなどして適正に配分する。なお、義援金等の保管期間中につけられた金利も、義援金等配分の計算の基礎に算入する。

また、その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

### 6 義援物資の配分

義援物資の配分については、公平かつ迅速を原則とする。しかし、公平な配分が困難な場合は、被害の状況や被災者の態様等を考慮し、義援物資の配分を調整するものとする。また、その配分にあたっては、必要に応じ、ボランティアに協力を求める。

## 第20章 環境保全に関する計画

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

### 環境影響の応急措置及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は次の措置をとる。

- (1) 舞鶴市は、京都府、防災関係機関へ通報する。
- (2) 舞鶴市は、京都府が実施する環境モニタリングに協力する。
- (3) 舞鶴市は、住民の生命・身体に危険が及ぶと予測される場合及び京都府から要請がある場合は、住民に周知及び避難誘導を行う。
- (4) 舞鶴警察署は、京都府から要請がある場合は、立入禁止の設定及び交通規制を行う。
- (5) 舞鶴市は、京都府が行う被災工場等への環境汚染防止についての指導に協力する。
- (6) 舞鶴市は、京都府が行う被災工場への漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理についての指導に協力する。
- (7) 舞鶴市は、京都府が行う廃棄物処理施設への適正な処理・処分についての指導に協力する。
- (8) 舞鶴市は、京都府が行う建築物解体撤去業者への環境保全対策についての指導に協力する。
- (9) 舞鶴市は、有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- (10) 舞鶴市は、有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

## 第21章 社会秩序の維持に関する計画

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

### 1 関係機関の緊密な情報交換

防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

### 2 舞鶴市及び京都府の活動

舞鶴市及び京都府は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

### 3 警察の活動

- (1) 警察は独自に、または自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- (2) 警察は舞鶴市と連携して、暴力団等の復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、京都府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

### 4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う

## 第22章 文化財等の応急対策

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

- (1) 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- (2) 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第1章 市民生活安定のための緊急措置

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起更生できるよう、被災者に対し、職業のあっ旋、租税の徴収猶予や減免、資金の融資等、被災者の生活を確保するための対策について定める。

#### 第1節 被災者の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

##### 1 職業のあっ旋

離職者の状況把握に努め、京都市に報告するとともに、早期再就職の推進を図る。

##### 2 市税の減免等

舞鶴市長は、被災者に対し、地方税法及び舞鶴市税条例により、市税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免等を実情に応じて実施する。

###### (1) 納期限等の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付をすることができない場合は、納期限等を延長する。

###### (2) 徴収猶予

災害により、被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付又は納入することができない場合は、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、更に1年以内の延長を行う。

###### (3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

##### 3 災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け

舞鶴市は、災害弔慰金の支給等に関する条例により、地震等の自然災害により被災した市民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金

支給対象	○ 災害によって死亡した者の遺族
支給額	○ 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は 500万円 ○ その他の場合は 250万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給

(2) 災害障害見舞金

支給対象	○ 災害によって負傷し、又は疾病にかかり治った場合(その症状が固定した場合を含む。)に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める程度の障害がある障害者
支給額	○ 障害者が世帯の生計を維持していた場合は 250万円 ○ その他の場合は125万円

(3) 災害援護資金の貸付け

貸付対象	○ 災害によって「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	<p>① 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という)があり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家財の被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合 150万円</li> <li>○ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円</li> <li>○ 住居が半壊した場合 270万円</li> <li>○ 住居が全壊した場合 350万円</li> </ul> <p>② 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円</li> <li>○ 住居が半壊した場合 170万円</li> <li>○ 住居が全壊した場合(下記の場合を除く。) 250万円</li> <li>○ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円</li> </ul> <p>③ ①の住居の半壊、②の住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270万円を350万円に、170万円を250万円に、250万円を350万円に読み替えるものとする。</p>
利率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 償還期間は10年とし、そのうち3年は据置期間とする。</li> <li>○ 利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合には据置期間中は無利子とし、その後は延滞の場合を除き年1.5%とする。</li> </ul>

4 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

(1) 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した舞鶴市域に係る自然災害
  - イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した舞鶴市域に係る自然災害
  - ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した京都府域に係る自然災害
  - エ 京都府内でア又はイの被害が発生した場合に、その自然災害により舞鶴市域（人口10万人未満）において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
  - オ ア～ウまでに規定する区域のいずれかに隣接し、その自然災害により舞鶴市域（人口10万人未満）において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
  - カ ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウに規定する都道府県が2以上ある場合に、その自然災害により舞鶴市域（人口10万人未満）において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- (2) 対象世帯及び支給限度額
- (1)の対象災害により住宅が全壊（全焼・全流出）した世帯又は住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯に対し、次表の区分に該当する額を限度に支給する。

※住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

対象となる被災世帯	支給額
①住宅が「全壊した」世帯	100万円 (単身世帯 75万円)
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	100万円 (単身世帯 75万円)
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯	100万円 (単身世帯 75万円)
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	50万円 (単身世帯37.5万円)
⑤住居が半壊し、相当規模の補修を行わなければ、居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	—

※住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支給金）

住宅の再建方法	支給額
建設・購入	200万円 (単身世帯150万円) ⑤は100万円 (単身世帯は75万円)
補修	100万円

	(単数世帯 75万円) ⑤は50万円 (単数世帯は37.5万円)
貸借(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く)	50万円 (単数世帯37.5万円) ⑤は25万円 (単数世帯は18.75万円)

## 5 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画

### (1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、舞鶴市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。

### (2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、京都府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

## 6 国税・府税の減免等

国及び京都府は、被災者に対し、法令及び府条例により、国税・府税の減免等の緩和措置を実施する。

### (1) 国 税

#### ア 納税期限の延長

被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。

#### イ 徴収猶予・減免

被災者に対して所得税及び給与所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。

### (2) 府 税

#### ア 納税期限の延長

被災者に対し府税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。

#### イ 徴収猶予

被災者に対し1年以内において府税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、さらに1年以内の延長を行う。

#### ウ 減免等

被災者に対し、被災状況等に応じて各種府税の減免又は納入義務免除等を行う。

## 7 生活福祉資金等の貸付

一定の条件を満たす被災した低所得者世帯等は、生活福祉資金等の融資を受けることができる。舞鶴市民生児童委員連盟、舞鶴市福祉事務所及び舞鶴市社会福祉協議会は、これを援助する。

### (1) 生活福祉資金（災害援護）

実施機関	京都府社会福祉協議会、舞鶴市社会福祉協議会
協力機関	舞鶴市民生児童委員連盟
貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）

### (2) 母子寡婦福祉資金

実施機関	京都府
貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）

### (3) 被災身体障害者に対する補装具の交付等

実施機関	京都府、舞鶴市福祉事務所
協力機関	舞鶴市民生児童委員連盟
給付等の 内 容	災害によって補装具を破損若しくは流出した人に対する修理又は交付 災害によって負傷又は疾病にかかった人の自立支援医療の給付

## 8 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構の災害復旧住宅融資の対象となる災害の場合、融資希望者に対し借入れ手続きの指導等を実施するとともに、当該融資が円滑に実施されるよう制度の内容について周知を図る。

## 9 罹災証明書の交付

舞鶴市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を発行するものとする。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を総括する指導者の養成、住家被害の調査及び罹災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかにかつほかの地方公共団体や民間団体への応援要請を行う。

舞鶴市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して舞鶴市の体制・

資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、京都府に対し必要な支援を要請するとともに、調査判定方法についてノウハウの提供等を依頼する。

罹災証明の発行に必要な手続きは次のとおりとする。

(1) 発行の担当部署

罹災証明書の発行事務は、調査班が担当する。

(2) 発行の手続

調査班は、個別調査結果に基づき被災者台帳を作成する。罹災証明書の申請があった場合には、被災者名簿で確認の上発行するとともに、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。なお、被災者名簿により確認できない時は、申請者の立証資料に基づき現地調査を行い、罹災証明書を発行する。

(3) 証明の範囲

罹災証明書の発行は、次の事項について、証明する。

住 家	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全壊、全焼、流出</li> <li>○ 大規模半壊</li> <li>○ 中規模半壊</li> <li>○ 半壊、半焼</li> <li>○ 準半壊</li> <li>○ 一部損壊</li> </ul> 追加記載事項として 床上浸水、床下浸水、損壊部分の記載
非住家	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全壊</li> <li>○ 半壊</li> <li>○ 一部損壊</li> <li>○ 浸水</li> </ul>

(4) 証明手数料

舞鶴市災害警戒本部又は、災害対策本部が設置された場合は、罹災証明の証明手数料を徴収しない。

(5) 罹災証明の様式

罹災証明の申請及び証明は、所定の様式により行う。

## 10 郵便物の特別取扱等

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市域の各郵便局において、郵便業務にかかわる災害特別事務取扱及び介護対策を実施する。

(1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法及び郵便法施行規則に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(3) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

## 11 被災者台帳の作成

舞鶴市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 第2節 中小企業等への融資

災害により被害を受けた中小企業及び農林漁業者に対し、京都府及び舞鶴市は、災害復旧に必要な資金の融資を実施する。

### 1 被災農林漁業者に対する復旧資金の融資等

(1) 天災による被害農林漁業者等に帯する資金の融通に関する特別措置法等に基づく災害資金の融資等

天災による被災農林漁業者等に対し、再生産確保のため、経営資金及び事業資金の融資、利子補給等を行う。

(2) その他、京都府を窓口とする各種融資

### 2 被災中小企業に対する復旧資金の融資等

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金の貸付け

(2) 株式会社商工組合中央金庫資金の貸付け

(3) 京都府中小企業融資制度

(4) 信用保証協会に対する保証能力の充実

## 第3節 相談窓口の設置

大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせが多くなった場合は、市役所内等に、災害相談窓口を開設する。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付け、罹災証明書の発行、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の舞鶴市が実施する災害対策業務の受付案内のほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施に当たっては、舞鶴市社会福祉協議会、舞鶴市民生児童委員及びその他の関係機関の協力を得るものとする。

## 第4節 風評被害対策

舞鶴市は、京都府や国等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

## 第2章 災害復旧事業の推進

災害復旧事業の実施に当たっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、被災の防止に配慮した復旧事業を迅速に実施する。

### 第1節 公共土木施設災害復旧事業

河川、海岸、砂防施設、治山施設、道路、橋りょう、港湾、漁港等について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を実施する。

### 第2節 農林水産施設災害復旧事業

- 1 農地、農業用施設、漁業用施設、林業用施設、その他共同利用施設の復旧については公共土木施設災害復旧事業計画に準じ実施する。
- 2 事業主体は、一般に舞鶴市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合等であるが、京都府は、復旧事業の推進について技術的指導を行う。
- 3 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実情に応じ京都府の事業として実施する。

### 第3節 都市災害復旧事業

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。また、復旧に当たっては都市環境の設備、都市の防災構造化の推進を指導する。

### 第4節 上水道・下水道災害復旧事業

上水道・下水道については、特に市民の日常生活と密接な関係があるため早期復旧を促進する。

### 第5節 公共用地災害復旧事業

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

### 第6節 住宅災害復旧事業

市民生活の安定を図るため、公営住宅法第8条の規定に基づき迅速、適切な公営住宅の建設を進める。

### 第7節 社会福祉施設災害復旧事業

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び京都府その他関係機関との連携を図り、早急に対応する。
- 2 再度の災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

## 第8節 公立医療施設、病院等の災害復旧事業

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速、適切な復旧計画によって早期復旧を促進する。

## 第9節 学校教育施設災害復旧事業

児童・生徒に対する適切な教育を実施するため、迅速、適切な復旧を促進する。

## 第10節 社会教育施設災害復旧事業

施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、京都府及びその他関係機関のとの連携を図り、早急に対応する。

## 第11節 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

## 第12節 災害復旧事業に係る舞鶴市の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

### 1 地方債

- (1) 歳入欠陥債
- (2) 災害対策債
- (3) 災害復旧事業債

### 2 地方交付税

- (1) 普通交付税の繰り上げ交付
- (2) 特別交付税

### 3 一時借入金

- (1) 災害復旧事業貸付金（京都府）
- (2) 災害応急融資（近畿財務局）

## 第13節 その他の災害復旧事業

迅速、適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

## 第3章 激甚災害の指定

著しい被害を及ぼした災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

### 第1節 激甚災害の指定

激甚法に基づく災害の指定を受けるため、京都府に対して積極的に協力して災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

また、早期に激甚災害の指定を受けられるように、京都府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

激甚法により、財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者養護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

#### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 舞鶴市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - オ 水防資材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
  - ケ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

## 第2節 その他の法律による財政援助

激甚法以外の法律により、舞鶴市が財政援助を受ける場合にも、激甚法同様、必要な措置に努める。

## 第4章 災害復興対策計画

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を実施する。

### 1 復興対策本部の設置

国により緊急災害対策本部が設置された場合は、舞鶴市は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

### 2 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）に基づく復興計画の策定

復興計画の作成にあたっては、以下の事項に留意して策定する。

- (1) 国の復興基本方針及び京都府の復興方針に即して作成する
- (2) 京都府と共同して作成する
- (3) 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じる
- (4) 復興協議会を組織する

### 3 都市計画の決定又は変更の代行要請

大規模災害復興法に基づき、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を京都府に要請する。

### 4 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

大規模災害復興法に基づき、災害復旧事業等に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要と認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を京都府に要請する。

### 5 職員派遣の要請

舞鶴市長は、大規模災害復興法に基づき、復興計画の作成のために必要がある場合、関係地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、舞鶴市長は、復興計画の作成のために必要がある場合、京都府知事に関係行政機関又は関係地方行政機関の職員派遣のあっ旋及び府の職員派遣のあっ旋を求める。

# 資料

(一般災害対策編)



## 資料（一般災害対策編）

### 《目次》

◎ 舞鶴市防災会議条例	資- 1
◎ 舞鶴市防災会議規程	資- 4
◎ 舞鶴市防災会議委員名簿	資- 6
◎ 舞鶴市災害対策本部条例	資- 7
◎ 舞鶴市災害対策本部規程	資- 8
◎ 舞鶴市の災害履歴	資- 22
◎ 積雪観測の記録	資- 27
◎ 文化財一覧表	資- 28
◎ 河川名一覧表（準用・普通河川）	資- 38
◎ 土石流危険渓流一覧表	資- 48
◎ ため池調書一覧表	資- 60
◎ 崩壊土砂流出危険地区一覧表	資- 63
◎ 山腹崩壊危険地区一覧表	資- 69
◎ 地すべり防止指定区域及び地すべり危険地区一覧表	資- 78
◎ 急傾斜地崩壊危険区域一覧表	資- 79
◎ 土砂災害警戒区域等指定一覧表	資- 81
◎ なだれ危険箇所	資- 85
◎ 要配慮者利用施設の一覧表	資- 91
◎ 避難所一覧（指定緊急避難場所及び指定避難所）	資-100
◎ 本部への報告様式	資-105
◎ 京都府への速報様式	資-107
◎ 救急告示医療機関診療科目	資-110
◎ 被害程度認定基準	資-111
◎ 災害救助法による救助の内容等	資-113
◎ 消防機械の配置状況	資-117
◎ 舞鶴市公用自動車保有状況	資-118
◎ 広報車両一覧表	資-120
◎ 化学消火薬剤及び油流出処理資機材の現況	資-122
◎ り災証明申請書	資-123
◎ り災証明書	資-124
◎ 災害時応援協定締結一覧表	資-125



## ◎ 舞鶴市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 31 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、舞鶴市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平 12 条例 2・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画及び水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて舞鶴市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 12 条例 2・平 24 条例 26・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 京都府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長連絡協議会長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭 40 条例 15・平 15 条例 13・平 17 条例 8・平 24 条例 26・平 27 条例 4・平 27 条例 5・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、舞鶴市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 12 条例 2・一部改正)

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平 12 条例 2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 3 月 29 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 10 日条例第 26 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(舞鶴市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に任命する第 1 条の規定による改正後の舞鶴市防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市水防協議会条例の廃止)

- 2 舞鶴市水防協議会条例（平成 12 年条例第 15 号）は、廃止する。

## ◎ 舞鶴市防災会議規程

昭和 39 年 3 月 11 日

防災会議告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、舞鶴市防災会議条例(昭和 38 年条例第 17 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 14 防災会議告示 1・一部改正)

(招集)

第 2 条 会議は、会長が招集する。

2 会議の招集通知は、文書をもって行い、日時、場所及び議題を付記するものとする。ただし、緊急止むを得ない場合は、口頭ですることができる。

(昭 49 防災会議告示 1・平 14 防災会議告示 1・一部改正)

(会長の職務代理委員)

第 3 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(平 19 防災会議告示 1・一部改正)

(会議)

第 4 条 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第 5 条 会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、会長は、次の会議において報告し、了承を求めなければならない。

(幹事)

第 6 条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務を掌理する。

(昭 49 防災会議告示 1・一部改正)

(公印)

第7条 会議の公印の形状及び寸法は、別表のとおりとする。

(事務処理等)

第8条 会議録の調整保管、公印の保管及びその他会議の事務処理は、危機管理・防災課において処理する。

(昭49 防災会議告示1・昭55 防災会議告示2・平8 防災会議告示2・平14 防災会議告示1・平22 防災会議告示1・一部改正)

(公表の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表は、舞鶴市公告式条例(昭和25年条例第32号)の例による。

附 則

この規程は、昭和39年3月31日から施行する。

附 則(昭和49年6月5日防災会議告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月4日防災会議告示第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月24日防災会議告示第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年2月18日防災会議告示第1号)

この規程は、告示の日から施行する。

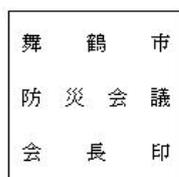
附 則(平成19年4月1日防災会議告示第1号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日防災会議告示第1号)

この規程は、告示の日から施行する。

別表



(寸法) 25ミリメートル × 25ミリメートル

(書体) れい書

◎ 舞鶴市防災会議委員名簿

会 長 舞鶴市長

委員 24名

NO.	機 関 名	職 名
1	海上自衛隊舞鶴地方総監部	防 衛 部 長
2	舞鶴海上保安部	部 長
3	京都地方気象台	次 長
4	近畿地方整備局福知山河川国道事務所	所 長
5	近畿運輸局京都運輸支局	次 長
6	京都府中丹広域振興局	局 長
7	京都府中丹東土木事務所	所 長
8	京都府中丹東保健所	所 長
9	京都府港湾局	局 長
10	京都府舞鶴警察署	署 長
11	西日本電信電話(株)京都支店	設 備 部 長
12	西日本旅客鉄道(株)福知山支社	駅 長
13	NHK京都放送局丹後舞鶴支局	記 者
14	関西電力送配電(株)京都支社電力本部舞鶴技術サービスセンター	所 長
15	日本通運(株)舞鶴支店	支 店 長
16	一般社団法人 舞鶴医師会	会 長
17	NPO 法人まいづるネットワークの会	副 理 事 長
18	NPO 法人まちづくりサポートクラブ	副 代 表 理 事
19	舞鶴市消防団長連絡協議会	会 長
20	舞鶴市議会	議 長
21	舞鶴市	副 市 長
22	舞鶴市	副 市 長
23	舞鶴市教育委員会	教 育 長
24	舞鶴市消防本部	消 防 長

## ◎ 舞鶴市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 31 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、舞鶴市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条例 3・平 24 条例 26・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(平 8 条例 3・一部改正)

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(平 8 条例 3・一部改正)

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部の職員を置く。

2 現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部の職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員及び災害対策本部の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 8 条例 3・追加)

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平 8 条例 3・旧第 4 条繰下・一部改正)

附 則

[省略]

## ◎ 舞鶴市災害対策本部規程

昭和 49 年 6 月 20 日

規程第 4 号

舞鶴市災害対策本部規程(昭和 40 年規程第 6 号)の全部を改正する。

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 防災に関する事務処理(第 3 条・第 4 条)

第 3 章 災害対策本部(第 5 条―第 15 条)

第 4 章 災害対策支部(第 16 条・第 17 条)

第 5 章 活動計画及び訓練(第 18 条・第 19 条)

### 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、舞鶴市災害対策本部条例(昭和 38 年条例第 18 号)第 5 条の規定に基づき、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、舞鶴市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 62・全改、平 8・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 舞鶴市における暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生じる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 災害の予防 災害の発生を未然に防止するために行うものをいう。
- (4) 応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急的救助等災害の拡大を防止し、又は災害の発生を防御するために行うものをいう。

(昭 55・昭 62・一部改正)

## 第2章 防災に関する事務処理

(サービスの基準)

第3条 職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な応急対策を行うよう努めなければならない。

(昭62・一部改正)

(防災関係事項の協議)

第4条 市長部局等の各部室課は、災害の応急対策その他災害に関連ある事業を行おうとするとき、又は法令、通ちょう等に基づいて府その他の関係機関に災害関係の報告をしようとするときは、市長公室長に協議し、又は連絡しなければならない。

(昭55・昭62・平14・平16・平22・平24・平29・一部改正)

## 第3章 災害対策本部

(本部の組織及び会議)

第5条 舞鶴市災害対策本部(以下「本部」という。)に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長、教育長及び危機管理監を、本部員には参事、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民文化環境部長、福祉部長、健康・子ども部長、産業振興部長、建設部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、教育委員会指導理事、教育振興部長、議会事務局長その他本部長の指名する者をもって充てる。

3 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

4 本部会議は、本部長が招集し、災害対策の総合的な基本方針を決定する。

(昭49・昭51・昭56・昭62・平6・平8・平11・平14・平15・平17・平19・平21・平22・平23・平24・平27・平29・平29・一部改正)

(部及び班)

第6条 本部に次に掲げる部を置く。

- (1) 市長公室部
- (2) 政策推進部
- (3) 総務部
- (4) 市民文化環境部
- (5) 福祉部
- (6) 健康・子ども部

- (7) 産業振興部
- (8) 建設部
- (9) 会計部
- (10) 消防部
- (11) 上下水道部
- (12) 教育振興部
- (13) 議会事務部

- 2 前項の部に部長を置く。
- 3 部に班を置き、班に班長を置く。
- 4 部に次長を、班に副班長を置くことができる。

(昭 49・昭 55・昭 56・平 6・平 8・平 11・平 14・平 21・平 22・平 23・平 24・平 27・平 28・平 29・一部改正)

第 7 条 部長及び班長は、本部長の命を受け、所掌事務又は業務を掌理する。

- 2 部の次長は、部長を助け、部の事務又は業務を掌理し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副班長は、班長を助け、班の事務又は業務を掌理し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(昭 62・一部改正)

(本部の場所)

第 8 条 本部は、本部長の指定する場所に置き、「舞鶴市災害対策本部」の標示をする。

(昭 55・昭 62・一部改正)

(本部の開設及び閉鎖)

第 9 条 本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき開設する。

- 2 本部長は、応急対策活動が完了したと認めたとき、又は災害の発生するおそれが解消したと認めたとき本部を閉鎖する。

(昭 62・一部改正)

(本部開設前の措置)

第 10 条 市長公室長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

- (1) 予警報、情報の収集及び連絡調整
- (2) 人員配備の指示
- (3) 関係部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において、災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は住民等から災害発生及びその危険について通報があった場合、当直者は、担当班長に連絡しなければならない。

(昭 55・平 22・平 24・平 29・一部改正)

(本部の編成及び事務又は業務)

第 11 条 本部の編成及び事務又は業務の内容は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(各部の運営)

第 12 条 前条に定めるもののほか、各部の運営に必要な事項は、当該部長が別に定める。

(災害対策要員の動員)

第 13 条 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表第 2 災害対策要員配備区分に基づき動員する。

(昭 62・一部改正)

(相互応援)

第 14 条 動員班長は、本部長の命により、事務又は業務の遂行状況等を勘案し、必要に応じ班相互の応援調整を図るものとする。

(昭 62・一部改正)

(関係機関に対する連絡及び要請)

第 15 条 本部長は、災害の状況に応じ、別表第 3 に掲げる関係機関に対し、連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(昭 55・昭 62・平 14・一部改正)

#### 第 4 章 災害対策支部

(支部の設置)

第 16 条 本部の地方組織として、加佐地区における災害の予防及び応急対策を総合調整し、その迅速

かつ的確な実施を図るため、必要があるときは、加佐地区に舞鶴市災害対策本部加佐地区支部(以下「支部」という。)を置く。

(平 12・一部改正)

(運営)

第 17 条 支部の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

#### 第 5 章 活動計画及び訓練

(各部の活動計画)

第 18 条 本部の各部長は、その所掌事務若しくは業務に係る活動計画を作成し、又は毎年 4 月末日までに活動計画に検討を加え、必要があるときは修正して、市長公室長に提出しなければならない。

(昭 55・昭 62・平 22・平 24・平 29・一部改正)

(防災訓練)

第 19 条 災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて防災訓練を行うものとする。

2 防災訓練の種類は、総合訓練、本部訓練及び部分訓練とし、訓練項目は、動員、通信連絡、救助、水防等とする。

(昭 62・一部改正)

附 則

[省略]

別表第1(第11条関係)

(平8・全改、平9・平10・平11・平12・平13・平14・平15・平16・平17・平18・平19・平20・平21・平22・平23・平24・平24・平25・平25・平25・平26・平27・平28・平29・平30一部改正)

部	班	事務又は業務の内容	担当課等
市長公室部	本部運営班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に関すること。</li> <li>2 被害状況、情報資料等の収集及び報告に関すること。</li> <li>3 命令及び決定事項の伝達等本部内の連絡に関すること。</li> <li>4 気象予警報の連絡に関すること。</li> <li>5 防災行政無線の統制に関すること。</li> <li>6 原子力災害合同対策協議会に関すること。</li> <li>7 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社との連絡調整に関すること。</li> <li>8 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。</li> <li>9 その他必要と認められること。</li> </ol>	危機管理室 危機管理・防災課
	動員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員及び応援調整に関すること。</li> <li>2 職員の給食に関すること。</li> <li>3 ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>4 防災業務に従事する職員の被ばく管理等健康管理に関すること。</li> <li>5 その他必要と認められること。</li> </ol>	人事室 人事課
	受援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受援計画の作成に関すること</li> <li>2 応援要請に関すること</li> <li>3 受援状況の把握・実績のとりまとめに関すること</li> <li>4 受援業務担当窓口との調整に関すること</li> <li>5 その他必要と認められること</li> </ol>	人事室 人事課
	渉外班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 広報活動及び報道機関との連絡に関すること。</li> <li>3 災害記録(写真・録画・録音等)に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>	秘書課 広報広聴課
	応援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・各班の応援に関すること。</li> <li>2 その他必要と認められること。</li> </ol>	監査委員事務局
政策推進部	企画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関に対する連絡調整及び要請に関すること。</li> <li>2 流出物及び漂流物の処理に関すること。</li> <li>3 交通情報の収集に関すること。</li> <li>4 交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 本部運営班の応援に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>	企画政策課 移住・定住促進課
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に伴う予算措置に関すること。</li> <li>2 災害復旧資金に関すること。</li> </ol>	財政課

部	班	事務又は業務の内容	担当課等
		3 災害救助法の府負担金事務に関すること。 4 その他必要と認められること。	
総務部	契約検査班	1 機械、器具及び物品の調達に関すること。 2 各部・各班の応援に関すること。 3 その他必要と認められること。	契約検査室 契約課 指導検査課
	総務班	1 重要書類の搬出及び保管に関すること。 2 その他必要と認められること。	総務課
	資産班	1 普通財産等の被害状況調査に関すること。 2 公用車等の車両の調達及び配車計画に関すること。 3 電話交換の運営及び通信施設の確保に関すること。 4 庁舎の管理及び警備に関すること。 5 市役所来庁者に対する安全措置等に関すること。 6 緊急輸送の実施等に関すること。 7 応急仮設住宅の建設の調整に関すること。 8 市有建築物の被害状況調査及び復旧に関すること。 9 建築物の被害認定調査に関すること。 10 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 11 その他必要と認められること。	資産マネジメント推進室 資産マネジメント推進課
	調査班	1 住家及び非住家の被害調査に関すること。 2 被災者名簿及び被災区域図面の作成に関すること。 3 罹災者の証明に関すること。 4 その他必要と認められること。	債権管理課 税務課
	電算管理班	1 電算設備の確保に関すること。 2 各部・各班の応援に関すること。 3 その他必要と認められること。	デジタル推進課
市民文化環境部	人権啓発推進班	1 市民交流センター等周辺地区における被害状況の把握に関すること。 2 避難所の提供に関すること。 3 その他必要と認められること。	人権啓発・地域づくり室 人権啓発推進課
	清掃班	1 災害によって生じたゴミ及びし尿対策に関すること。 2 所管施設の管理及び清掃に係る応急対策に関すること。 3 仮設トイレ等の設営に関すること。 4 環境保全に関すること。 5 被災家屋の消毒等の防疫に関すること。 6 防疫用薬品の確保に関すること。 7 国、京都府等が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの支援に関すること。 8 緊急時の環境放射線モニタリングの実施機関との連絡調整に関すること。 9 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。 10 その他必要と認められること。	環境対策室 生活環境課 清掃事務所 リサイクル事務所
	地域・公民	1 自治会(区)との連絡調整に関すること。	人権啓発・地域

部	班	事務又は業務の内容	担当課等
	館班	2 自治会(区)を通じた情報収集に関する事 3 社会教育施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関する事 4 公民館の保全及び応急対策に関する事 5 救護所の設置及び運営管理の応援に関する事 6 その他必要と認められる事	づくり室 地域づくり支援課
市民文化環境部	文化振興班	1 文化財及び文化施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関する事 2 その他必要と認められる事	文化スポーツ室 文化振興課
	スポーツ施設班	1 スポーツ施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事 2 ヘリポートの開設に関する事 3 スポーツ施設の指定管理者との連絡調整に関する事 4 その他必要と認められる事	文化スポーツ室 スポーツ振興課
	図書館班	1 図書館の保全及び応急対策に関する事 2 各部・各班の応援に関する事 3 その他必要と認められる事	文化スポーツ室 図書館課
	市民班	1 応急食料の調達に関する事 2 炊き出しに関する事 3 被災者の生活相談に関する事 4 被災者の生活物資等の相談に関する事 5 死者の火葬に関する事 6 その他必要と認められる事	市民課
	西支所班	1 西地区の情報収集及び伝達に関する事 2 本部との連絡調整に関する事 3 その他必要と認められる事	西支所
	加佐分室班	1 加佐地区の情報収集及び伝達に関する事 2 本部との連絡調整に関する事 3 その他必要と認められる事	加佐分室
福祉部	福祉班	1 被災者の社会福祉援助に関する事 2 所管福祉施設の保全及び応急措置に関する事 3 避難所及び避難時集結場所の開設及びその管理運営に関する事 4 避難者の収容及び保護に関する事 5 日本赤十字社との連絡調整に関する事 6 義援金及び見舞金の収受及び配分に関する事 7 福祉関係機関との連絡調整に関する事 8 要配慮者に関する事 9 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関する事 10 引取者のない遺体の処理に関する事 11 炊き出し食料その他食料品の輸送及び配給に関する事 12 その他必要と認められる事	福祉企画課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 福祉援護課 保険医療課

部	班	事務又は業務の内容	担当課等
健康・子ども部	健康・医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症患者の収容に関する事。</li> <li>2 医師会医療救護班の出動要請及び出動状況の掌握に関する事。</li> <li>3 医療機関の被害状況調査及び連絡に関する事。</li> <li>4 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 医師会との調整に関する事。</li> <li>6 被災者に対する保健活動およびその統括に関する事。</li> <li>7 臨時予防接種の実施に関する事。</li> <li>8 所管施設の保全及び応急措置に関する事。</li> <li>9 安定ヨウ素剤の配布に関する事。</li> <li>10 飲食物の摂取制限に関する事。</li> <li>11 市立舞鶴市民病院の救護班の編成に関する事。</li> <li>12 医療用資機材の提供に関する事。</li> <li>13 救護所の設置及び運営管理に関する事。</li> <li>14 その他必要と認められる事。</li> </ol>	健康づくり課 地域医療課 新型コロナワクチン接種推進課 市立舞鶴市民病院総務課 加佐診療所 子ども総合対策室 子ども支援課 幼稚園・保育所課
産業振興部	商工班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光関係の災害予防対策に関する事。</li> <li>2 商工観光関係被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3 商工観光業団体との連絡に関する事。</li> <li>4 商工観光業に係る風評被害対策に関する事。</li> <li>5 被災商工観光業者に対する支援(融資等)に関する事。</li> <li>6 その他必要と認められる事。</li> </ol>	観光まちづくり室 観光商業課 舞鶴引揚記念館 産業創造室 産業創造・雇用促進課
	物資班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資の受入れ及び保管に関する事。</li> <li>2 物資の配布に関する事。</li> <li>3 衣料、寝具その他の生活必需品等物資の調達に関する事。</li> <li>4 地域内輸送拠点の管理運営に関する事。</li> <li>5 物資の搬送に関する事。</li> <li>6 その他必要と認められる事。</li> </ol>	産業創造室 みなと振興・国際交流課 産業創造・雇用促進課
	農林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林関係の災害予防対策に関する事。</li> <li>2 農林関係被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3 農林関係危険箇所の巡視警戒に関する事。</li> <li>4 農林業団体との連絡に関する事。</li> <li>5 汚染農作物の出荷制限に関する事。</li> <li>6 被災農林業者に対する支援(融資等)に関する事。</li> <li>7 その他必要と認められる事。</li> </ol>	農林課
	水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係の災害予防対策に関する事。</li> <li>2 水産関係被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3 水産業団体との連絡に関する事。</li> <li>4 汚染水産物の出荷制限に関する事。</li> <li>5 被災水産業者に対する支援(融資等)に関する事。</li> <li>6 その他必要と認められる事。</li> </ol>	水産課

部	班	事務又は業務の内容	担当課等
建設部	土木班	1 公共土木施設及び都市施設の災害予防対策に関すること。 2 公共土木施設及び都市施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 公共土木施設、都市施設等の危険箇所の巡視警戒に関すること。 4 土砂その他の障害物の除去に関すること。 5 緊急交通路及び幹線道路の確保に関すること。 6 建設業者等との連絡に関すること。 7 その他必要と認められること。	国・府事業推進室 国・府事業推進課 建設総務課 土木課
	住宅班	1 公営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること。 2 被災者の公営住宅等への一時入居に関すること。 3 応急仮設住宅等の入居者の決定に関すること。 4 住宅等支援補助金に関すること。 5 住宅等支援融資に関すること。 6 被災宅地危険度に関すること。 7 その他必要と認められること。	都市計画課
会計部	会計班	1 災害関係経費の収支に関すること。 2 義援金及び見舞金の保管に関すること。 3 市民班の応援に関すること。 4 その他必要と認められること。	会計課
消防部	消防班	1 火災の予防及び警戒に関すること。 2 消防業務に必要な情報の収集及び連絡に関すること。 3 防災及び人命救助活動に関すること。 4 危険物の保安及び消防水利対策に関すること。 5 災害通信の運用及び確保に関すること。 6 消防資機材の整理、点検及び確保に関すること。 7 被ばく防護資機材等の管理に関すること。 8 その他必要と認められること。	消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急救助課 東消防署 総務予防課 警備1課
	水防班	1 水防関係情報の収集及び伝達に関すること。 2 被災者の救助に関すること。 3 河川等の警戒巡視に関すること。 4 水防活動の実施及び被害状況の調査に関すること。 5 水防資機材の点検、整備、調達及び輸送に関すること。 6 遺体の捜索及び収容に関すること。 7 その他必要と認められること。	警備2課 警備3課 西消防署 総務予防課 警備課

部	班	事務又は業務の内容	担当課等
上下水道部	業務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設・下水道施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。</li> <li>2 応急復旧に要する資材の調達確保に関すること。</li> <li>3 飲料水の供給に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>	経営企画課 お客様サービス課
	水道整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の確保に関すること。</li> <li>2 水道施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>3 水道施設の保全、応急復旧及び警備に関すること。</li> <li>4 受電及び配電設備の保全及び警備に関すること。</li> <li>5 水道施設に係る水質試験及び管理等に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>	水道整備課
	下水道整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の災害予防対策に関すること。</li> <li>2 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 下水道施設等の危険箇所の巡視警戒に関すること。</li> <li>4 災害によって生じたし尿等の処理に関すること。</li> <li>5 その他必要と認められること。</li> </ol>	下水道整備課
教育振興部	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育関係被害状況の収集整理に関すること。</li> <li>2 応急教育並びに教育施設及び設備の応急復旧の調整に関すること。</li> <li>3 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。</li> <li>4 学校施設及び設備の被害状況調査に関すること。</li> <li>5 救護所の設置及び運営管理の応援に関すること。</li> <li>6 その他必要と認められること。</li> </ol>	教育総務課
	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び生徒の応急教育に関すること。</li> <li>2 教育資機材の調達及び分配に関すること。</li> <li>3 学校給食に関すること。</li> <li>4 その他必要と認められること。</li> </ol>	学校教育課
議会事務局	議会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員との連絡に関すること。</li> <li>2 各部・各班の応援に関すること。</li> <li>3 その他必要と認められること。</li> </ol>	議会事務局 総務課

別表第2(第13条関係)

(平12・全改、平14・平15・平21・平22・平23・平24・平24・平25・平25・平27・平29・  
一部改正)

災害対策要員配備区分

〔風水害等の場合〕

配備区分	動員判断基準	体制の内容	配備体制
(準備体制)	気象情報等から大雨、暴風等による被害が予想される場合	各部署において情報共有を図り、状況により速やかに1号配備に移行できる体制とする。	各部長 状況に応じ必要と認める各班員
1号配備 (警戒体制)	大雨、暴風等の警報が発表され警戒を必要とする場合又は小規模な災害が発生した場合	災害に対する警戒体制又は発生した小規模な災害に対処できる人員を確保し、状況により速やかに2号配備に移行できる体制とする。	本部員 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
2号配備 (非常体制)	大雨、暴風等の特別警報が発表され、特別な警戒を必要とする場合又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	1号配備のほか、関係各班において更に必要と認める人員を確保し、いつでも3号配備に移行できる体制とする。	本部員 次長及び班長 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
3号配備 (緊急体制)	大規模な災害が発生した場合又は発生することが予想される場合	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	全員
上記以外の場合		その都度本部長が指示する体制	

〔震災の場合〕

配備区分	動員判断基準	体制の内容	配備体制
情報収集体制	市域に緊急地震速報(警報)が発表された場合又は市域に震度4の地震が発生した場合	速やかに災害情報の収集活動ができる体制とする。	本部運営班 6 消防班 4 あらかじめ指定した職員(以下「特定職員」という。) 30
1号配備 (警戒体制)	(1) 市域に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合又は市域に津波注意報が発表された場合	小規模の災害が発生した場合に対処できる体制とする。	本部員 本部運営班 6 消防班 4 特定職員 30 あらかじめ各部・各班において指定した各

配備区分	動員判断基準	体制の内容	配備体制
	(2) 地震の震度にかかわらず、被害が発生した場合		班員 状況に応じ必要と認める各班員
2号配備 (非常体制)	(1) 市域に震度6弱の地震が発生した場合又は市域に津波警報若しくは大津波警報が発表された場合 (2) 地震の震度にかかわらず、相当な被害があり、又は予想される場合	相当な被害が発生した場合に対処できる体制とする。	本部長 次長及び班長 本部運営班 6 消防班 4 特定職員 30 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
3号配備 (緊急体制)	(1) 市域に震度6強以上の地震が発生した場合 (2) 地震の震度にかかわらず、市に災害救助法の適用が想定され、又はそれに近いと予想される場合	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	全員
上記以外の場合		その都度本部長が指示する体制	

[原子力災害の場合]

配備区分	動員判断基準	体制の内容	配備体制
連絡調整会議	関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所が原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)に基づき設置された原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針(以下「指針」という。)における情報収集事態となった場合	情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制とする。	各部長 状況に応じ必要と認める各班員
災害警戒本部	関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所が指針における警戒事態となった場合	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	全員
災害対策本部	関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所が指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となった場合	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	全員
上記以外の場合		その都度本部長が指示する体制	

別表第3(第15条関係)

(昭62・追加、平6・平6・平8・平11・平12・平12・平12・平14・平15・平16・平17・平17・平19・平23・平24・平25・平27・平28・平29・一部改正)

関係機関		連絡及び要請する事項
京都地方気象台		気象予報及び警報の提供
舞鶴海上保安部		海上治安、罹災者の避難及び救助並びに応急復旧資機材等の海上輸送
近畿農政局		救助食料の緊急引渡し
近畿運輸局京都運輸支局		救援物資、応急復旧資機材等の海上輸送
近畿地方整備局福知山河川国道事務所		道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
西日本高速道路株式会社関西支社福知山高速道路事務所		近畿自動車道敦賀線(舞鶴若狭自動車道)の情報、応急復旧及び点検
京都府道路公社管理事務所		京都縦貫自動車道の情報、応急復旧及び点検
京都府	中丹広域振興局	避難の指示、被害状況等の報告及び応急救助
	中丹東土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
	中丹東保健所	医療救護、防疫、飲料水及び汚物対策
	港湾局	港湾施設の応急復旧及び点検
	水産事務所	漁港施設の応急復旧及び点検
	舞鶴警察署	(1) 被災者の救出救助、避難誘導等 (2) 被災地等及びその周辺地域における交通規制 (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
西日本旅客鉄道株式会社福知山支社		救援物資、応急復旧資機材等の輸送
北近畿タンゴ鉄道株式会社		救援物資、応急復旧資機材等の輸送
WILLER TRAINS 株式会社		
西日本電信電話株式会社京都支店		緊急電話及び電信電話施設の復旧
日本放送協会京都放送局丹後舞鶴支局		災害情報及び救助状況の一般住民に対する周知
株式会社京都放送		
関西電力送配電株式会社京都支社電力本部舞鶴技術サービスセンター		電気供給施設の復旧
日本通運株式会社舞鶴支店		救援物資、応急復旧資機材等の陸上輸送
海上自衛隊舞鶴地方総監部		災害の予防及び応急対策における自衛隊の派遣
陸上自衛隊第7普通科連隊		
その他の防災関係機関		必要の都度必要な事項

◎ 舞鶴市の災害履歴

年次	月 日	名 称	種 類	災 害 の 概 要
S26	6月4日	野原大火	火災	吉原の大火(天明:8年、焼失家屋800戸)以来史上2番目の大火。全焼160棟、半焼4棟、部分焼7棟、山林焼失40a
28	9月24日～25日	台風13号 (災害救助法適用)	風水害	雨量471.6mm、台風による大豪雨のため市内全域壊滅的な被害
34	9月26日	伊勢湾台風(15号) (災害救助法適用)	風水害	戦後2番目の水害、台風の影響と寒冷前線の活動で、市内全域甚大な被害、総雨量285.9mm
36	9月16日～18日	第2室戸台風(18号)	風水害	最大瞬間風速48.3m/s 烈風により市内全域に大きな被害(家屋一部損壊2,977戸)
	10月27日～28日	台風26号 (災害救助法適用)	風水害	総雨量218mm、由良川他、市内各河川の氾濫により多大の被害
38	6月上旬	6月豪雨	水害	総雨量145mm、由良川最高水位4m80(大川橋)
39	9月24日～25日	台風20号	風水害	最大瞬間風速29.2m/s 暴風により農作物に大きな被害
40	7月23日～25日	7月豪雨	水害	総雨量186mm、豪雨により家屋、農地等に被害
	9月10日	台風23号	風水害	最大瞬間風速39.6m/s 農作物を中心に大きな被害
	9月14日～17日	台風24号 (災害救助法適用)	風水害	最大瞬間風速33.1m/s 河川の増水による浸水被害及び農作物に大きな被害総雨量461mm
41	9月18日～19日	台風21号	風水害	河川の増水による住家の浸水被害等
42	7月8日～10日	7月豪雨	風水害	前線停滞による豪雨、河川の増水による住家の浸水等の被害
	10月28日	台風34号	水害	土木、農林関係に被害
45	5月18日	岸谷大火	火災	戦後2番目の大火、焼失面積1,576㎡、り災世帯13
	6月15日～16日	6月豪雨	水害	総雨量148mm、河川の増水による住家の浸水等の被害
46	8月30日～31日	台風23号	風水害	最大瞬間風速28.3m/s 総雨量204mm、風雨により農作物等に被害
47	7月10日～13日	7月豪雨	水害	総雨量335mm、河川の氾濫による住家の浸水、山・がけ崩れ及び農作物等に被害
	9月16日～17日	台風20号 (災害救助法適用)	風水害	最大瞬間風速35.8m/s 総雨量253.5mm、河川の増水により農作物・土木関係に被害
49	5月19日	白滝火災	火災	戦後3番目の大火、焼失面積1,270.15㎡、山林焼失10a、り災世帯10
	9月8日～9日	台風18号	風水害	台風と前線による水害。総雨量192mm、河川の増水により住家の浸水等の被害
50	1月10日～15日	1月豪雪	雪害	農林関係の被害及び山・がけ崩れの発生

年次	月 日	名 称	種 類	災 害 の 概 要
50	8月22日～23日	台風6号	風水害	河川の増水による、住家の浸水及び農作物の被害
	9月2日～8日	高潮	高潮	住家の浸水被害
	9月18日	9月豪雨	水害	河川の氾濫等により土木、農林関係に被害
51	6月11日	6月豪雨	水害	総雨量118.5mm豪雨のため住家の浸水及び土木、農林関係に被害
	6月14日	降雹	雹害	農作物に被害
	9月9日～13日	台風17号	風水害	台風と前線による水害、総雨量293mm、河川の氾濫による住家の浸水、土砂崩れ等の被害
	10月29日	高潮	高潮	最高潮位DL198cm
	12月27日～1月26日	51, 52年豪雪	雪害	積雪量(大山)165cm、交通機関、農林関係等に被害
52	11月16日～17日	前線低気圧大雨	水害	総雨量118.5mm、耕地・道路・河川に被害
54	6月26日～7月1日	6月大雨	水害	総雨量156.5mm、大雨のため土木関係を中心に被害
	9月30日～10月2日	台風16号	風水害	総雨量172.5mm、最大瞬間風速33.4m/s 河川の氾濫等により住家の浸水及び土木、農林関係に被害
	10月18日～19日	台風20号	風水害	総雨量151.5mm、最大瞬間風速32m/s 土木、農林関係に被害
55	9月11日～12日	台風13号	風水害	最大瞬間風速22.1m/s
	10月26日	高潮	高潮	最高潮位TP85cm、住家の浸水及び農作物等に被害
	12月24日～25日	高潮、強風	風水害	前線の影響による高潮により住家の浸水等の被害最大瞬間風速37.3m/s
56	1月12日～28日	昭和56年豪雪	雪害	交通機関及び農林関係に被害、積雪量(大山)120cm
	8月23日	高潮	高潮	最高潮位TP70cm、台風15号の影響による高潮。住家の浸水等の被害
57	1月	昭和57年豪雪	雪害	積雪量41cm(舞鶴海洋气象台)
	7月27日	7月大雨	水害	雷雨による住家の浸水及び雷による火災
	8月1日～3日	台風10号	風水害	総雨量215.5mm、最大瞬間風速34.0m/s 河川の増水による住家の浸水及び土木、農林関係に被害
58	5月26日	日本海中部地震による津波	津波	住家の浸水及び水産関係の被害、漁船13隻中・小破
	8月21日	8月大雨	水害	大雨により土木、農林関係に被害

年次	月 日	名 称	種 類	災 害 の 概 要
58	9月28日～29日	台風10号	風水害	最大瞬間風速24.8m/s大雨により住家の浸水及び土木、農林関係に被害
59	2月	59年大雪	雪害	寒波による大雪で、交通機関、農林関係等に被害積雪83cm(西地区市街)
60	6月8日～7月14日	梅雨前線大雨	水害	同期間の総雨量517.58mm由良川(最高水位)2.72m
	7月12日～19日	高潮	高潮	最高潮位206cm住家の浸水被害
	7月20日	降雹	雹害	農作物に被害
61	6月6日～7月27日	梅雨前線大雨	水害	同期間の総雨量505mm平均値264.5mm
	8月4日～9月22日	高潮	高潮	高潮、大小8回来襲、8月30日最高潮位TP81cm
	12月28日	12月突風	風害	最大瞬間風速25.7m/s
62	4月21日	4月強風	風害	最大瞬間風速26.5m/s
	8月9日	8月大雨	水害	土木、農林関係に被害
	10月16日～17日	台風19号	風水害	最大瞬間風速17.9m/s農林関係に被害
H2	1月25日	「マリタイム・デニア号」重油流出事故	油流出事故	経ヶ岬付近に座礁・沈没し、大量の重油が舞鶴市を含む府内沿岸に流出・漂着した。
	9月19日～20日	台風19号	風水害	総雨量211.5mm最大瞬間風速38.7m/s住家の浸水及び土木、農林関係に被害
3	9月27日～28日	台風19号	風水害	最大瞬間風速33.9m/s強風により土木、農林関係に被害
5	7月13日	北海道南西沖地震による津波	津波	津波により水産関係に被害、小漁船9隻転覆
7	1月17日	阪神・淡路大震災	地震	舞鶴市は震度4を観測
	5月12日～13日	5月大雨	水害	総雨量168mm河川の増水により由良川橋の橋脚損壊等の被害
9	1月4日～4月30日	「ナホク号」重油流出事故	油流出事故	隠岐島近海で沈没したロシア船籍のタンカー「ナホク号」から重油が流出し、舞鶴市にも329.98キロリットルの重油が漂着した
10	9月22日～10月12日	台風7号	風水害	総雨量195mm最大瞬間風速30.7m/s田中地区住民47名が東舞鶴高等学校へ避難。高潮、9月22日最高潮位TP93cm住家の浸水等の被害
12	2月15日～29日	2月大雪	雪害	寒波による大雪で、交通機関、農林関係等に被害市街地積雪75cm
14	4月4日～26日	「アガール号」重油流出事故	油流出事故	隠岐島近海で第3更賜丸と衝突したベリーズ船籍の貨物船「アガール号」から重油が流出し、舞鶴市にも若干の重油が漂着した

年次	月 日	名 称	種 類	災 害 の 概 要
16	10月20日～21日	台風23号 (災害救助法適用)	風水害	総雨量326mm最大瞬間風速51.9m/sを観測。由良川及び他の支流でも増水し、大川橋での水位は、8.10mを記録した。死者6名、負傷者163名、全壊・半壊家屋、床上浸水など舞鶴市全域で多数発生。昭和28年台風13号に次ぐ災害をもたらす。
17	12月18日～ 翌年2月28日 (雪害対策本部設置期間)	12月大雪	雪害	年末寒波により市街地60cmの積雪を観測 交通機関、農林関係等に大きな被害が発生
19	6月7日	ダイワボウマテリアルズ株式会社 舞鶴工場火災	火災	工場延べ面積約36,200㎡のうち、紡績仕上棟及び研究開発棟の約22,800㎡を焼失
23	3月11日	東日本大震災	津波	3月12日 京都府に津波注意報が発表
24	1月23日～2月中旬	1月～2月豪雪	雪害	寒波による豪雪で交通機関、家屋、農林関係等に被害。観測史上1位の記録となる87cm(市街地)の積雪。山間地(松尾)では224cmの積雪を記録した。
	9月19日	高潮	高潮	最高潮位TP89cm 住家の浸水等の被害
25	9月15日	台風18号 (災害救助法適用) (被災者生活再建支援法適用)	風水害	総雨量305mm、1時間最大雨量27.5mm/h、最大瞬間風速29.5m/sを観測。由良川をはじめとする市内河川の増水(大川橋水位7.61m)により、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損などの家屋被害が多数発生。全国で初めて大雨特別警報が、京都府、滋賀県、福井県に発表された。
26	8月16日・17日	8月16日・17日大雨	風水害	総雨量約130mm、由良川(大川橋水位)5.92mを記録し、床上・床下浸水、一部破損等の家屋被害に加え、農地冠水、農作物被害の被害が発生した。
28	8月31日	高潮	高潮	最高潮位TP86cm 住家の浸水等被害
29	10月21日～23日	台風21号 (災害救助法適用) (被災者生活再建支援法適用)	風水害	総雨量337mm、1時間最大雨量47mm/h、最大瞬間風速39.4m/sを観測。由良川をはじめとする市内河川の増水(大川橋水位7.03m)により、全壊、半壊、床上・床下浸水、一部損壊等の家屋被害が多数発生。

年次	月 日	名 称	種 類	災 害 の 概 要
30	7月5日～7日	平成30年7月豪雨 (災害救助法適用)	風水害	総雨量439mm、1時間最大雨量66.5mmを観測。城屋地区で発生した土石流により死者1名。伊佐津川、高野川で観測史上最高水位を観測し、多数の家屋被害が発生した他、市内各所で土砂災害が発生。上福井では土砂崩れと土石流により一部地域で長期にわたる避難指示(緊急)を発表している。

◎ 積雪観測の記録

観測年月日	気象台	東市街地	中舞鶴	多門院	大山	杉山	松尾	西市街地	岸谷	上漆原	志高
昭和 59 年 2 月 (気象台観測② 2/10)	83	73	72	108	145	270		78	220	150	76
平成 12 年 2 月 (気象台観測③ 2/17)	78	75	75	120	78	130		75	100	85	70
平成 17 年 12 月 (気象台観測④ 12/19)	60	40	45		120			50	96	105	
平成 24 年 2 月 (気象台観測① 2/2)	87	82	95	120	139		224	83	125	140	78

◎ 文化財一覽表

1. 国指定文化財

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
(国宝)絵画	絹本着色 普賢延命像	1 幅	平 安	松尾寺	字松尾 532	M35. 4. 17 S27. 11. 22	
(重文)建造物	金剛院塔婆(三重塔)	1 基	室 町	金剛院	字鹿原 595	T6. 4. 5	
(重文)建造物	行永家住宅主屋・附家相図 道具蔵・新蔵・附味噌蔵・ 米蔵・道具蔵	1 棟 附 1 枚 2 棟 附 3 棟	江 戸	個人	字小倉 831	S50. 6. 23 H15. 12. 25	
(重文)建造物	舞鶴旧鎮守府水道施設	1 構	明治・大正	舞鶴市	字与保呂・北吸	H15. 12. 25	
(重文)建造物	舞鶴旧鎮守府倉庫施設 舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫 舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫 舞鶴海軍兵器廠彈丸庫並小銃庫 舞鶴海軍兵器廠雜品庫並預兵器庫 舞鶴海軍需品庫需品庫 舞鶴海軍需品庫需品庫 舞鶴海軍需品庫需品庫 附 舞鶴海軍兵器廠第三水雷庫	7 棟附 1 棟	明治・大正	舞鶴市  所有者：文部科学省 管理団体：舞鶴市	字浜・北吸	H20. 6. 9	
(重文)絵画	絹本着色 薬師十二神将像	1 幅	南北朝	金剛院	字鹿原 595	M36. 4. 15	
(重文)絵画	絹本着色 孔雀明王像	1 幅	鎌 倉	松尾寺	字松尾 532	M42. 4. 5	
(重文)絵画	絹本着色 法華曼荼羅図	1 幅	鎌 倉	松尾寺	字松尾 532	S54. 6. 6	
(重文)絵画	絹本着色 如意輪観音像	1 幅	鎌 倉	松尾寺	字松尾 532	H7. 6. 15	
(重文)絵画	終南山曼荼羅図	1 幅	鎌 倉	松尾寺	字松尾 532	H15. 5. 29	
(重文)彫刻	木造 毘沙門天立像	1 軀	平 安	興禅寺	字多門院 864	T15. 4. 19	
(重文)彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	平 安	金剛院	字鹿原 595	M36. 4. 15	
(重文)彫刻	木造 深沙大将立像	1 軀	鎌 倉	金剛院	字鹿原 595	M43. 4. 20	
(重文)彫刻	木造 執金剛神立像	1 軀	鎌 倉	金剛院	字鹿原 595	M43. 4. 20	
(重文)彫刻	木造 増長天立像 木造 多聞天立像	2 軀	平 安	金剛院	字鹿原 595	T14. 8. 25	
(重文)彫刻	木造 金剛力士立像	2 軀	鎌 倉	金剛院	字鹿原 595	T14. 8. 25	
(重文)彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	鎌 倉	松尾寺	字松尾 532	S46. 6. 2	
(重文)彫刻	木造 金剛力士立像	2 軀	鎌 倉	多福寺	字多福寺 346	S55. 6. 6	
(重文)彫刻	木造 阿弥陀如来坐像 木造 薬師如来坐像 木造 釈迦如来坐像	3 軀	平 安	圓隆寺	字引土 72	T15. 4. 19	
(重文)彫刻	木造 不動明王立像 木造 毘沙門天立像	2 軀	平 安 鎌 倉	圓隆寺	字引土 72	T15. 4. 19	
(重文)古文書	後光厳天皇宸翰書状	2 通	南北朝	個人		H8. 6. 27	

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
重要無形民俗文化財	松尾寺の仏舞			松尾寺仏舞保存会	字松尾 532	H16. 2. 6	
天然記念物	オオミズナギドリ繁殖地	126, 456 m <sup>2</sup>		野原区、小橋区、三浜区、財務省(管理団体舞鶴市)	字野原、小橋、三浜小字大嶋1の1他 [冠島]	T13. 12. 9	

## 2. 京都府指定文化財

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
建造物	金剛院本堂	1 棟	江 戸	金剛院	字鹿原 595	H6. 2. 18	
建造物	松尾寺本堂、経蔵、仁王門	3 棟	江 戸	松尾寺	字松尾 532	H2. 4. 17	
建造物	多禰寺本堂・山門	2 棟	江 戸	多禰寺	字多禰寺 346	H28. 3. 18	
建造物	田口神社本殿	1 棟	江 戸	田口神社	字朝来中 683	S62. 4. 15	
建造物	円隆寺本堂、多宝塔、鐘楼、鎮守堂、総門	4 棟 1 基	江 戸	圓隆寺	字引土 72	S59. 4. 14	
建造物	荒木家住宅	1 棟	江戸 明和2年(1765)	個人	字大川	H15. 3. 14	
建造物	旧岡田橋	1 基	明治21年 (1888)	国(国土交通省)	字岡田由里	H10. 3. 13	
建造物	東山寺本堂・鐘楼・山門	3 棟	江戸 嘉永6年(1853) 他	東山寺	字倉谷	H31. 3. 29	
絵 画	絹本着色 阿弥陀三尊像	1 幅	(高麗)	松尾寺	字松尾 532	H 元. 4. 14	
絵 画	絹本着色 仏涅槃図	1 幅	室 町	桂林寺	字紺屋 69	H6. 2. 18	元市指
絵 画	報恩寺本堂障壁画 文鱗筆	44 面	江戸 天保7年(1836)	報恩寺	字与保呂 109	H25. 3. 19	元市指
彫 刻	十一面観世音菩薩坐像	1 軀	鎌 倉	満願寺	字万願寺 307	S43. 5. 23	元市指
彫 刻	不動明王立像	1 軀	鎌 倉	満願寺	字万願寺 307	S43. 5. 23	元市指
彫 刻	毘沙門天立像	1 軀	鎌 倉	満願寺	字万願寺 307	S43. 5. 23	元市指
彫 刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	平 安 承安5年(1175)	善福寺	字京田 152	H28. 3. 18	
工芸品	石燈籠	1 基	南北朝 貞治3年(1364)	八幡神社	字河辺中 354-2	H8. 3. 15	元市指
工芸品	鰐口	1 口	南北朝 明德5年(1394)	千手院	字河辺中 294-1	H3. 4. 19	元市指 丹後資
書跡・典籍	金剛院聖教類	1, 646 点	室町～昭和	金剛院	字鹿原 595	H6. 2. 18	金剛院 聖教類
古文書	制札	1 枚	鎌倉 元弘3年(1333)	金剛院	字鹿原 595	S63. 4. 15	制札
古文書	松尾寺再興啓白文 附 西国三十三所巡礼縁起	1 卷 附 1 卷	鎌倉(附室町)	松尾寺	字松尾 532		
古文書	梅垣西浦文書 附栗屋軍記	128 通(4 卷) 附 1 通	鎌倉～江戸	個人		S62. 4. 15	元市指 舞郷資
考古資料	広口壺及び貝製品 (志高遺跡出土)	1 個・3 点		舞鶴市	字北吸	H30. 3. 23	
名 勝	金剛院庭園			金剛院	字鹿原 595	H3. 4. 19	
名 勝	上野家庭園		江 戸	舞鶴市	字西方寺 285	H19. 3. 16	

### 3. 舞鶴市指定文化財

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
建造物	山門	1 棟	江 戸	雲門寺	字余部上 45	S40. 5. 31	
建造物	多宝小塔	1 基	南北朝	興禪寺	字多門院 864	S52. 2. 17	
建造物	朝代神社本殿	1 棟	江戸 元文 4 年(1739)	朝代神社	字朝代 13	H5. 1. 12	
建造物	大川神社本殿、拝殿、中門	3 棟	江戸～明治	大川神社	字大川 169 の 1	H8. 3. 1	
建造物	下東宝篋印塔 (伝 安寿姫塚)	1 基	室 町	下東区	字下東 1094 の乙	H15. 2. 28	
建造物	宝篋印塔	1 基	南北朝	久田美区	字久田美 1467-1	S43. 5. 23	
建造物	安岡十三仏笠塔婆	1 基	室町 応永元年(1394)	個人	字安岡	H18. 3. 23	
建造物	海臨寺宝篋印塔(元應二年銘)	1 基	鎌倉 元応 2 年(1320)	個人	字田井 253	H9. 6. 2	
建造物	若宮神社本殿 附棟札等	1 棟 附 3 枚	江戸 延宝 4 年(1676) 附 江戸・明治 延宝 4 年(1676) 宝歴 2 年(1752) 明治 30 年(1897)	若宮神社	字小倉 342	H27. 2. 26	
建造物	明倫小学校正門 (伝・旧明倫館 正門)	1 棟	江戸時代後期	舞鶴市	字北田辺 128-1	H29. 2. 28	
絵 画	普明国師頂相	1 幅	南北朝	雲門寺	字余部上 45	S52. 2. 17	
絵 画	紙本著色 十三王図 附 裏書紙	10 幅 附 6 点	江 戸 慶長 10 年(1605)	龍興院	字泉源寺 670	H21. 12. 25	
絵 画	松尾寺伽藍落慶式古図	1 幅	室 町	松尾寺	字松尾 532	S40. 5. 31	
絵 画	絹本著色 愛染明王像	1 幅	鎌 倉	松尾寺	字松尾 532	H21. 12. 25	
絵 画	仏涅槃図	1 幅	鎌 倉	西徳寺	字成生 643	S59. 5. 30	
絵 画	曇翁和尚像	1 幅	南北朝	海臨寺	字田井 253	S59. 5. 30	
絵 画	板絵著色 檜に白鷹図、唐子遊図	各 2 面	江 戸	妙法寺	字西 53	H5. 1. 12	
絵 画	不動明王二童子像	1 幅	室 町	圓隆寺	字引土 72	S52. 2. 17	
絵 画	絹本著色 釈迦三尊十六羅漢像	1 幅	南北朝～室町	圓隆寺	字引土 72	H25. 12. 24	
彫 刻	釈迦如来立像	1 軀	南北朝	大聖寺	字北吸 970	S59. 5. 30	
彫 刻	木造 阿弥陀如来立像	1 軀	鎌 倉	至徳寺	字浜 85	H6. 1. 12	
彫 刻	木造 薬師如来立像・左脇侍像 附右脇侍像	3 軀	平 安	長雲寺	字森 1101	H15. 2. 28	
彫 刻	阿弥陀如来および両脇侍立像	3 軀	鎌 倉	龍勝寺	字行永 1888	S40. 5. 31	
彫 刻	地藏菩薩半跏像	1 軀	平 安	興 禪 寺	字多門院864	S59. 5. 30	
彫 刻	木造 不動明王立像	1 軀	平 安	金剛院	字鹿原 595	H6. 1. 12	
彫 刻	地藏菩薩坐像	1 軀	鎌 倉	松尾寺	字松尾 532	S43. 5. 23	

区 分	名 称	員数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
彫 刻	木造金剛力士立像	2軀	鎌 倉	松尾寺	字松尾532	H18.3.23	
彫 刻	普賢菩薩騎象像	1軀	平 安	多禰寺	字多禰寺346	S40.5.31	
彫 刻	薬師如来坐像	1軀	鎌 倉	多禰寺	字多禰寺346	S47.10.31	
彫 刻	木造 大日如来坐像	1軀	南北朝	観音寺	字観音寺173-1	H13.3.30	
彫 刻	阿弥陀如来立像	1軀	鎌 倉	瑞光寺	字寺内100	H5.1.12	
彫 刻	薬師如来坐像	1軀	平 安	圓隆寺	字引土72	S40.5.31	
彫 刻	木造観音菩薩立像	1軀	平 安	天台寺	字天台299	H12.3.1	
彫 刻	木造聖観音坐像	1軀	平 安	仁寿寺	字境谷202	H14.3.1	
彫 刻	木造 薬師如来坐像	1軀	平安末期～ 鎌倉初期	宏玄寺	字志高401-1	H15.2.28	
彫 刻	男神坐像・女神坐像 附男神坐像	3軀	鎌 倉	高倉神社	字長浜474	S59.5.30	
彫 刻	神像群	5軀	鎌倉～室町	倭文神社	字今田1010	H6.1.12	舞郷資
彫 刻	白屋薬師堂の仏像群	9軀	平 安	白屋自治会	白屋町136	H5.1.12	
彫 刻	如来形立像 菩薩形立像 天部形立像	2軀 2軀 2軀 計 9軀	平 安	千歳区	字千歳85	S47.10.31	
彫 刻	男神坐像・女神坐像 附女神坐像	3軀	平 安	八幡神社	字平140-1	S59.5.30	
彫 刻	木造男神坐像・女神坐像	2軀	平安時代後期	宮谷神社	字福来37	H19.12.20	
彫 刻	木造 毘沙門天立像	1軀	南北朝	黒部区	字多門院	H25.3.22	
工芸品	金剛院 梵鐘	1口	鎌 倉	金剛院	字鹿原595	H15.2.28	
工芸品	金剛院 金銅独鈷杵	1口	鎌 倉	金剛院	字鹿原595	H15.2.28	
工芸品	金剛院 金銅独鈷杵・金銅三鈷杵	2口	鎌 倉	金剛院	字鹿原595	H15.2.28	
工芸品	金剛院 金銅密教法具	14口	室 町	金剛院	字鹿原595	H15.2.28	
工芸品	孔雀文磬	1面	鎌 倉	多禰寺	字多禰寺346	S43.5.23	
工芸品	梵鐘	1口	鎌 倉	観音寺	字観音寺173-1	S43.5.23	
工芸品	石燈籠	1基	室 町	観音寺	字観音寺173-1	S43.5.23	
工芸品	梵鐘	1口	室 町	桂林寺	字紺屋69	S40.5.31	
工芸品	狛犬	1対	江 戸	高倉神社	字長浜474	S40.5.31	
工芸品	石燈籠	1基	室 町	田口神社	字朝来中683	S40.5.31	
工芸品	御正体鏡	1面	南北朝	八幡神社	字登尾407	S40.5.31	舞郷資
工芸品	石造狛犬	一対	江 戸 元和7年(1621)	熊野神社	字大丹生653	H19.12.20	

区 分	名 称	員数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
典 籍	多禰寺大般若經	一括	奈良～室町	多禰寺	字多祢寺346	H18. 3. 23	
典 籍	河辺八幡神社大般若經	一括	奈良～江戸	八幡神社	字河辺中354-2	H18. 3. 23	
古文書	阿良須神社文書	16通 (3卷)	南北朝～江戸	阿良須神社	字小倉13	S59. 5. 30	府登 舞郷資
古文書	平野屋区有文書	一括	江戸～明治	平野屋自治会	字平野屋4	H18. 3. 23	
古文書	丹後国田辺之図	1鋪	江戸時代	個人		H17. 8. 25	
古文書	津田家新田開発関係文書	116点	江戸～近代	個人		H25. 12. 24	
古文書	竹屋区有文書 附文書筆筭	3,866点 附3棹	江戸～大正	竹屋自治会	字竹屋	H27. 2. 26 H27. 12. 25 (追加指定)	
古文書	細川藤孝・忠興連署寺領充行状	1通	安土桃山 天正9年(1581)	観音寺	字観音寺	H31. 2. 15	
古文書	多禰寺文書	33点	安土桃山～ 明治	多禰寺	字多祢寺	H31. 2. 15	
古文書	細川幽斎禁制	1通	安土桃山 文禄3年(1595)	金剛院	字鹿原	H31. 2. 15	府登
古文書	桂林寺文書	15通	南北朝～ 江戸	桂林寺	字紺屋	R2. 2. 28	
考古資料	浦入遺跡出土丸木舟	一艘	縄文時代 前期中頃	舞鶴市	字北吸1044	H18. 3. 23	
考古資料	桑飼下遺跡出土品	一括	縄文～奈良	舞鶴市	字北田辺51	S52. 2. 17	
考古資料	切山古墳石棺	1基	古 墳	舞鶴市	字北田辺51	H5. 1. 12	
考古資料	引土埋蔵銭	11,943枚	南北朝	舞鶴市	字北田辺51	H14. 3. 1	
考古資料	志高遺跡出土縄文時代前期土器	51点	縄文時代 前期	舞鶴市	字北吸1044	H21. 1. 21	
考古資料	小橋遺跡出土有舌尖頭器	1点	縄文時代 草創期	舞鶴市	字南田辺1	H29. 12. 26	
考古資料	女布遺跡出土有舌尖頭器	1点	縄文時代 草創期	舞鶴市	字南田辺1	H29. 12. 26	
歴史資料	河辺八幡神社棟札群	一括	鎌倉～江戸	八幡神社	字河辺中354-2	H18. 3. 23	
歴史資料	牧野家文書	一括	江 戸	舞鶴市	字北田辺51	S43. 5. 23	
歴史資料	糸井文庫	一括	江戸～昭和	舞鶴市	字北田辺51	S40. 5. 31	
歴史資料	明倫小学校関係資料	一括	江戸～昭和	舞鶴市	字北田辺1282	H18. 3. 23	
歴史資料	黒漆塗縦刎五枚胴具足 附 黒塗角鎧櫃、角団扇形軍配、牧野家 紋染白絹背旗、金銀に日の丸軍扇、黒 漆塗鎖肩当、麻紺染ワラジ	1領	江 戸	舞鶴市	字南田辺15-22	H18. 3. 23	
歴史資料	井上文庫	一括	江戸～昭和	舞鶴市	字南田辺	H21. 1. 21	
歴史資料	田辺籠城図	1 鋪	江 戸	個人		H23. 12. 20	
歴史資料	田辺籠城図	1 鋪	江 戸	大泉寺	字倉谷975	H23. 12. 20	
歴史資料	舞鶴引揚記念館収蔵資料群 I	2,869点	現在	舞鶴市	字平1584	H25. 12. 24	

区 分	名 称	員数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
歴史資料	舞鶴幼稚園資料	889点	明治時代 ～現代(昭和)	舞鶴市	字円満寺100-4	H29. 2. 28	
歴史資料	國松家大砲関係資料並びに 鋳物 師関係資料	348点	江戸～明治時代	個人		H29. 12. 26	
有形 民俗文化財	老人嶋神社奉納和船 (トモに明神丸の銘がある)	1艘	明治5年(1872)	老人嶋神社	字成生小 字冠島953	H11. 3. 1	
有形 民俗文化財	田井八幡神社奉納和船 (トモに八幡丸の銘がある)	1艘	江戸末期～ 明治初期	八幡神社	字田井17-2	H11. 3. 1	
有形民俗文化財	朝代神社奉納和船	1艘	明 治	朝代神社	字朝代13	H11. 3. 1	舞郷資
有形 民俗文化財	湊十二社奉納和船	1艘	江戸末期	湊十二神社	字西神崎403-2	H11. 3. 1	舞郷資
有形 民俗文化財	湊十二社奉納和船 (船底に墨書銘がある)	1艘	江 戸 嘉永5年(1852)	管理責任者 東・西神崎区		H11. 3. 1	府暫定
有形 民俗文化財	湊十二社のオフネ	1艘	不 明	東神崎区、 西神崎区	字西神崎403-2	H11. 3. 1	
有形 民俗文化財	喜多御山神社絵馬群	12面	江戸～昭 和	喜多区	字喜多家奥172	H17. 8. 25	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼絵巻	3巻	江 戸	個人		H17. 8. 25	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼芸屋台 見送幕	1基 2幅	江戸～明治	新自治会	字新	H25. 3. 22	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼芸屋台 見送幕	1基 2幅	江戸～明治	丹波自治会	字丹波	H25. 3. 22	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼芸屋台 見送幕	1基 1幅	江戸～明治	西自治会	字西	H25. 3. 22	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼芸屋台 見送幕	1基 1幅	江戸～明治	魚屋自治会	字魚屋	H25. 3. 22	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼芸屋台 見送幕	1基 3幅	江戸～明治	竹屋自治会	字竹屋	H27. 2. 26	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼芸屋台 見送幕	1基 1幅	江戸～明治	寺内自治会	字寺内	H27. 2. 26	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼芸屋台 及び見送幕 附幔幕	1基 1幅 附1幅	江戸～明治 附明治35年 (1902)	堀上自治会	字堀上	H27. 12. 25	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼平野屋太神楽関係 用具	一括	江戸時代 ～現代(平成)	平野屋自治会	字平野屋	H29. 2. 28	
無形 民俗文化財	河辺八幡神社の祭礼芸能			八幡神社宮講	字河辺中354-2	S59. 5. 30	府登
無形 民俗文化財	吉原の太刀振			吉原太刀振保存会	字東吉原	S43. 5. 23	府登
無形 民俗文化財	揚松明			城屋雨引神社保存会	字城屋879	S40. 5. 31	府登
無形 民俗文化財	地頭太鼓			地頭太鼓保存会	字地頭	S40. 5. 31	
無形 民俗文化財	大俣太鼓			大俣太鼓保存会	字大俣	S40. 5. 31	
史 跡	田辺(舞鶴)城趾	19,800㎡	安土桃山	舞鶴市	字南田辺12-23	S40. 5. 31	
名 勝	松尾寺庭園	500㎡	鎌倉時代	松尾寺	字松尾532	H18. 3. 23	
天然記念物	ムクロジ	1本		若宮神社	字小倉342	H27. 2. 26	
天然記念物	カヤ (榎)	1本		金剛院	字鹿原595	S52. 2. 17	
天然記念物	イチヨウ (銀杏)	1本		松尾寺	字松尾532	S52. 2. 17	

区 分	名 称	員数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
天然記念物	青葉山のオオキンレイカ			松尾寺、今寺区	字 松尾小 字 青葉山 439、440、442	H11. 3. 1	
天然記念物	ビカリア等化石群包蔵地	約760㎡	1500万年 ±100万年 前	ク*リ*ン*メ*ン*ハ* ス*(株)	字 栃尾	H15. 2. 28	
天然記念物	三浜海蔵寺のシイ林	1,651㎡		海蔵寺	字 三浜 32、333、761	S59. 7. 1	
天然記念物	ウミネコ・ヒメクロウミツバメ の繁殖地 沓島	9,702㎡		野原区 小橋区 三浜区	字野原 小橋 三浜小字小嶋2	S40. 5. 31	
天然記念物	成生岬のスタジイ巨木	1本		成生区	字 成生	H13. 3. 30	
天然記念物	リンボク (構木)	1本		城屋区	字 城屋 198	S52. 2. 17	
天然記念物	しだれ桜 (古木と若木)	2本		吉田区	字 吉田 170	S52. 2. 17	
天然記念物	多祢山のイヌシデ巨木林	多祢山内 約2000㎡		多祢寺 他個人	字 多祢寺 小字横地26-1	H23. 2. 25	
天然記念物	松原神社のウラシマソウ群落	境内地		松原神社	字三浜小字 丸山685-2 他	H23. 2. 25	

#### 4. 国登録文化財

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
建造物	神崎コンクリート(株)旧煉瓦窯 (旧京都竹林丹後製窯所煉瓦窯)	1 棟	大正末期	個人	字西神崎 918	H11. 11. 18	
建造物	渡邊家住宅 主屋	1 棟	明治 3 年頃 (1870)	個人	字竹屋 101	H10. 9. 2	
建造物	渡邊家住宅 什器蔵	1 棟	明治 3 年 (1870)	個人	字竹屋 101	H10. 9. 2	
建造物	渡邊家住宅 新蔵	1 棟	明 治	個人	字竹屋 101	H10. 9. 2	
建造物	北吸隧道	1 基	明治 37 年 (1904)	舞鶴市	字北吸・浜	H14. 8. 21	
建造物	旧上野家住宅 主屋	1 棟	天保末年(1830 年)代	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	旧上野家住宅 長屋	1 棟	明治 10 年代 (1870 年代)	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	旧上野家住宅 馬屋	1 棟	江戸時代後期	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	旧上野家住宅 東蔵	1 棟	江戸時代後期	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	旧上野家住宅 中蔵	1 棟	江戸時代後期	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	旧上野家住宅 西蔵	1 棟	明治 20 年代 (1880 年代)	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	旧上野家住宅 塀	1 棟	江戸時代後期大正 時代増築	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	旧上野家住宅 神社	1 棟	江戸時代後期	舞鶴市	字西方寺 285	H18. 8. 3	
建造物	若の湯	1 棟	大正 大正 11 年(1922)	個人	字本	H30. 5. 10	
建造物	旧舞鶴鎮守府乙号官舎	1 棟	明治 明治 35 年(1902)	舞鶴市	字浜	H30. 5. 10	
建造物	JR 小浜線松尾寺駅旧本屋	1 棟	大正 大正 11 年(1922)	舞鶴市	字吉坂	H30. 5. 10	

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
建造物	茶又旅館 主屋及び離れ	1 棟	昭和 昭和 25 年(1950)	個人	字本	R2. 8. 17	
建造物	茶又旅館 土蔵	1 棟	明治前期	個人	字本	R2. 8. 17	
建造物	茶又旅館 門及び塀	1 棟	昭和 昭和 25 年(1950)	個人	字本	R2. 8. 17	
建造物	日の出湯	1 棟	明治末期～ 大正	個人	字東吉原	R3. 2. 4	

## 5. 京都府登録文化財

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
建造物	弥加宜神社本殿	1 棟	江 戸	弥加宜神社	字森 871-7	H3. 4. 19	
建造物	田口神社拝殿	1 棟	江 戸	田口神社	字朝来中 683	S62. 4. 15	
建造物	桂林寺本堂、山門、経蔵	3 棟	江 戸	桂林寺	字紺屋 69	H24. 3. 23	
古文書	金剛院文書	839 点	南北朝～昭和	金剛院	字鹿原 595	H5. 4. 9	
古文書	阿良須神社文書	16通(3巻)	南北朝～江戸	阿良須神社	字小倉 13	S58. 4. 15	市 指 舞郷資
有形 民俗文化財	瀬崎人形浄瑠璃用具	185 点	江戸～明治	瀬崎区	字瀬崎	H2. 4. 17	
無形 民俗文化財	河辺八幡神社の祭礼芸能			八幡神社宮講	字河辺中 354-2	S59. 4. 14	市指
無形 民俗文化財	河辺八幡神社祭の振物・神楽・三番叟			河辺中区、西屋区、室 牛区、河辺由里区、 河辺原区、栴尾区	字河辺中	H3. 4. 19	
無形 民俗文化財	小倉のおまつ行事			小倉区	字小倉	H9. 3. 14	
無形 民俗文化財	蒲江の振物・踊り太鼓			蒲江区	字蒲江	H5. 4. 9	
無形 民俗文化財	田中の三番叟、姫三社、徳若万歳			鈴鹿神社祭礼 保存会	田中町	H9. 3. 14	
無形 民俗文化財	小橋の精霊船行事			精霊船行事保 存会	字小橋	S62. 4. 15	
無形 民俗文化財	東吉原の振物			東吉原太刀振 保存会	字東吉原	H元. 4. 14	市指
無形 民俗文化財	吉原の万灯籠			吉原万灯籠保 存会	字西吉原	H元. 4. 14	
無形 民俗文化財	城屋の揚松明			揚松明保存会	字城屋 879	S62. 4. 15	市指
無形 民俗文化財	神崎の扇踊			湊十二社祭礼 行事保存会	字東神崎・西神崎	S62. 4. 15	

## 6. 京都府暫定登録文化財

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
建造物	雨引神社本殿	1 棟		雨引神社	字城屋	H31. 2. 1	
建造物	阿良須神社本殿	1 棟		阿良須神社	字小倉	H31. 2. 1	
建造物	伊智布西神社本殿	1 棟		伊智布西神社	字桑飼下	H31. 2. 1	
建造物	猪蔵神社本殿	1 棟		猪蔵神社	字西方寺	H31. 2. 1	

建造物	倭文神社本殿	1棟		倭文神社	字今田	H31.2.1	
建造物	松林寺本堂	1棟		松林寺	字西	H31.2.1	
建造物	松林寺観音堂	1棟		松林寺	字西	H31.2.1	
建造物	瑞光寺本堂	1棟		瑞光寺	字寺内	H31.2.1	
建造物	瑞光寺鐘楼	1棟		瑞光寺	字寺内	H31.2.1	
建造物	瑞光寺山門	1棟		瑞光寺	字寺内	H31.2.1	
建造物	西飼神社本殿	1棟		西飼神社	字地頭	H31.2.1	
建造物	八幡神社本殿	1棟		八幡神社	字登尾	H31.2.1	
建造物	般若寺本堂	1棟		般若寺	字富室	H31.2.1	
建造物	般若寺鎮守社	1棟		般若寺	字富室	H31.2.1	
建造物	般若寺楼門	1棟		般若寺	字富室	H31.2.1	
建造物	東山寺庫裏	1棟		東山寺	字倉谷	H31.2.1	
建造物	富留山神社本殿	1棟		富留山神社	字小倉	H31.2.1	
建造物	本行寺本堂	1棟		本行寺	字引土新	H31.2.1	
建造物	本行寺惣門	1棟		本行寺	字引土新	H31.2.1	
絵画	絹本着色釈迦三尊十六善神像	1幅	南北朝時代	圓隆寺	字引土 72	H29.11.15	
絵画	絹本着色釈迦三尊十六羅漢像	1幅	室町時代	圓隆寺	字引土 72	H29.11.15	市指定
絵画	絹本着色薬師三尊十二神将像	1幅	室町時代	圓隆寺	字引土 72	H29.11.15	
絵画	絹本着色尊勝曼荼羅図	1幅	室町時代	圓隆寺	字引土 72	H29.11.15	
絵画	絹本着色仏涅槃図	1幅	鎌倉時代	西徳寺	字成生 643	H29.11.15	市指定
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	鎌倉時代	瑞光寺	字寺内 100	H29.9.29	市指定
彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	平安時代	圓隆寺	字引土 72	H29.9.29	市指定
書跡・典籍	春屋宗園墨跡	1幅		雲門寺	字余部上	H31.2.1	
古文書	春屋妙葩寄進状及び同状施入状	1幅・1巻		雲門寺	字余部上	H31.2.1	
古文書	徳永重兵衛家文書	808点		個人		H31.2.1	
考古資料	石斧 アンジャ島遺跡出土	2点		舞鶴市	字北吸	H30.3.23	
考古資料	製塩土器支脚「笠百私印」刻印 浦入遺跡出土	1点		舞鶴市	字北吸	H30.3.23	
考古資料	須恵器特殊扁壺 大川遺跡出土	1点		舞鶴市	字北吸	H30.3.23	
有形 民俗文化財	朝代神社祭礼絵巻	3巻	江戸時代	個人	—	H29.9.29	市指定
有形 民俗文化財	松尾寺奉納船絵馬	1点	弘化3年 (1846)	松尾寺	字松尾 532	H29.11.15	

有形民俗文化財	湊十二社奉納和船	1点		湊十二神社	字西神崎	H30. 3. 23	市指定
史跡	田辺藩主牧野英成墓所			東山寺	字倉谷	R2. 3. 27	
名勝	心種園			舞鶴市	字南田辺	H31. 2. 1	
名勝	東山寺庭園			東山寺	字倉谷	R2. 3. 27	

## 7. 京都府決定 文化財環境保全地区

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
文化財環境保全地区	金剛院 文化財環境保全地区			金剛院	字鹿原 595	H6. 2. 18	
文化財環境保全地区	弥加宜神社 文化財環境保全地区			弥加宜神社	字森 871-7	H3. 4. 19	
文化財環境保全地区	田口神社 文化財環境保全地区			田口神社	字朝来中 683	S62. 4. 15	

## 8. 国認定 重要美術品

(令和3年3月1日現在)

区 分	名 称	員 数	制作年代	所有者・管理者	所 在 地	指定日	備考
工芸品	石燈籠	1基	鎌倉	桂林寺	字紺屋 69	S12. 8. 28	
古文書	制札	1枚	鎌倉 元弘3年(1333)	金剛院	字鹿原 595	S18. 10. 1	府指

◎ 河川名一覧表（準用・普通河川）

（平成30年2月28日現在）

【第2編 第4章 第2節 水災予防計画 関係資料】

【第3編 第8章 第1節 水防活動計画 関係資料】

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
1	惣谷川	字大俣	字大俣	
2	舟ヶ谷川	字大俣	字大俣	
3	仏谷沢	字大俣	字大俣	
4	樋尻谷沢	字大俣	字大俣	
5	嶽川	字大俣	字大俣	
6	滝川	字滝ヶ字呂	字滝ヶ字呂	
7	広谷沢	字滝ヶ字呂	字滝ヶ字呂	
8	中ノ谷川	字滝ヶ字呂	字滝ヶ字呂	
9	小俣川	字地頭	字地頭	
10	岡田川	字上漆原	字上漆原	
11	中田川	字上漆原	字上漆原	
12	宮川	字上漆原	字上漆原	
13	富士川	字上漆原	字上漆原	
14	赤谷沢	字上漆原	字上漆原	
15	長谷川	字長谷	字長谷	
16	稗谷川	字下漆原	字下漆原	
17	下見谷川	字下見谷	字下見谷	
18	源蔵谷沢	字下見谷	字下見谷	
19	藤谷川	字下見谷	字下見谷	
20	上栃谷沢	字下見谷	字下見谷	
21	滝谷沢	字河原	字河原	
22	平川	字西方寺	字西方寺	
23	平東沢	字西方寺	字西方寺	
24	平尾谷沢	字西方寺	字西方寺	
25	仏谷川	字西方寺	字西方寺	
26	堂奥水路	字西方寺	字西方寺	
27	滝谷川	字岡田由里	字岡田由里	
28	由里谷川	字岡田由里	字岡田由里	
29	安田川	字岡田由里	字岡田由里	
30	富室川	字富室	字富室	
31	野谷川	字富室	字富室	
32	岸本川	字富室	字富室	
33	薬師川	字志高	字志高	
34	間川	字志高	字志高	
35	柳谷川	字志高	字志高	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
36	小津田川	字大川	字大川	
37	小田内川	字八戸地	字大川	
38	八戸地川	字長谷	字八戸地	
39	小倉川	字八戸地	字八戸地	
40	丸田川	字丸田	字丸田	
41	舟ヶ谷沢	字丸田	字丸田	
42	ニイダ川	字和江	字和江	
43	和江谷川	字和江	字和江	
44	四ノ谷沢	字和江	字和江	
45	クドノ谷川	字和江	字和江	
46	和江川	字和江	字和江	
47	砂田川	字桑飼上	字桑飼上	
48	宇谷川	字桑飼上	字桑飼上	
49	杉谷沢	字桑飼上	字桑飼上	
50	小原川	字桑飼上	字桑飼上	
51	上原谷川	字桑飼上	字桑飼上	
52	芦谷沢	字桑飼上	字桑飼上	
53	原谷川	字桑飼下	字桑飼下	
54	堂ノ奥川	字桑飼下	字桑飼下	
55	桜堂川	字桑飼下	字桑飼下	
56	久田美川	字久田美	字久田美	
57	肥刈川	字久田美	字久田美	
58	久田美谷沢	字久田美	字久田美	
59	下倉川	字久田美	字久田美	
60	栃風呂川	字久田美	字久田美	
61	池田川	字城屋	字久田美	
62	下木原沢	字久田美	字久田美	
63	真壁川	字久田美	字久田美	
64	小暮谷川	字久田美	字久田美	
65	マオク川	字久田美	字久田美	
66	高欠川	字久田美	字久田美	
67	水田谷川	字三日市	字三日市	
68	奥谷川	字上東	字上東	
69	一ノ木川	字下東	字下東	
70	佐織谷川	字下東	字下東	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
71	寺谷川	字下東	字下東	
72	土佐川	字水間	字水間	
73	桜谷川	字水間	字水間	
74	高屋川	字水間	字水間	
75	上蒲江川	字蒲江	字蒲江	
76	蒲江川	字蒲江	字蒲江	
77	下蒲江川	字蒲江	字蒲江	
78	北谷川	字蒲江	字蒲江	
79	油江川	字油江	字油江	
80	岡尻川	字東神崎	字東神崎	
81	赤栗沢	字白杉	字白杉	
82	薬師川	字白杉	字白杉	
83	立野川	字白杉	字白杉	
84	白杉川	字白杉	字白杉	
85	青井川	字青井	字青井	
86	大迫川	字青井	字青井	
87	青谷川	字青井	字青井	
88	吉田川	字吉田	字吉田	
89	釜地川	字吉田	字吉田	
90	大君川	字大君	字大君	
91	牛谷川	字下東	字大君	
92	喜田水路	字喜多	字喜多	
93	喜田村川	字喜多	字喜多	
94	建部川	字喜多	字喜多	
95	中田川	字喜多	字喜多	
96	福井川	字上福井	字上福井	
97	大畠川	字上福井	字上福井	
98	大船川	字上福井	字上福井	
99	田井賀川	字上福井	字上福井	
100	奥殿水路	字上福井	字上福井	
101	大谷川	字上福井	字上福井	
102	稗田川	字上福井	字上福井	
103	円満寺川	字上福井	字上福井	
104	座尾川	字下福井	字下福井	
105	焼川	字喜多	字喜多	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
106	下福井川	字下福井	字下福井	
107	大野辺川	字下福井	字下福井	
108	霜ヶ谷水路	字下福井	字下福井	
109	滝ヶ谷水路	西町	字松陰	
110	高野川	字城屋	字城屋	
111	女布谷川	字城屋	字城屋	
112	鳥奥川	字城屋	字城屋	
113	瀬ヶ谷川	字城屋	字城屋	
114	胡麻ヶ谷川	字城屋	字城屋	
115	打渡川	字城屋	字城屋	
116	坪ノ内川	字城屋	字城屋	
117	岩坪川	字野村寺	字野村寺	
118	東真壁川	字城屋	字野村寺	
119	あま谷川	字野村寺	字野村寺	
120	オクラ川	字野村寺	字高野由里	
121	中西川	字高野由里	字高野由里	
122	裏山水路	字高野由里	字高野由里	
123	寿川	字高野由里	字高野由里	
124	出雲谷川	字引土	字引土	
125	引土水路	字引土	字引土	
126	円隆寺川	字引土	字引土	
127	女布川	字女布	字女布	
128	大石川	字女布	字女布	
129	宮の谷川	字女布	字女布	
130	京田川	字京田	字公文名	
131	折原水路	字公文名	字引土	
132	大手川	字引土	字北田辺	
133	コモ池川	字公文名	字南田辺	
134	マナイ水路	字引土	字引土	
135	静溪川	字七日市	字魚屋	
136	大内川	字境谷	字円満寺	
137	南田辺川	字南田辺	字南田辺	
138	伊織殿川	字北田辺	字北田辺	
139	橋谷沢	字真倉	字真倉	
140	葬谷川	字真倉	字真倉	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
141	小路ヶ谷川	字真倉	字真倉	
142	下近川	字真倉	字真倉	
143	小山谷川	字真倉	字真倉	
144	十倉川	字十倉	字十倉	
145	池ノ内川	字岸谷	字岸谷	
146	木挽谷沢	字岸谷	字岸谷	
147	黒滝谷沢	字岸谷	字岸谷	
148	女子川	字岸谷	字岸谷	
149	年梨沢	字岸谷	字岸谷	
150	小女子川	字岸谷	字岸谷	
151	神ノ奥川	字岸谷	字岸谷	
152	西ノ谷川	字岸谷	字岸谷	
153	白滝川	字白滝	字白滝	
154	南奥谷川	字白滝	字白滝	
155	森ヶ谷沢	字別所	字別所	
156	カセ谷川	字寺田	字寺田	
157	見月川	字寺田	字寺田	
158	見倉川	字上根	字上根	
159	見谷川	字上根	字上根	
160	竹ノ尻川	字上根	字上根	
161	東谷川	字別所	字別所	
162	仲井谷川	字別所	字別所	
163	舞谷水路	字別所	字別所	
164	福本川	字別所	字別所	
165	北谷川	字池ノ内下	字池ノ内下	
166	見内谷川	字池ノ内下	字池ノ内下	
167	堀川	字堀	字堀	
168	青谷川	字今田	字今田	
169	口城沢	字今田	字今田	
170	白谷川	字今田	字今田	
171	湯舟川	字今田	字今田	
172	滝谷川	字今田	字今田	
173	駒谷川	字今田	字今田	
174	木ノ辺川	字万願寺	字万願寺	
175	万願寺川	字万願寺	字万願寺	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
176	南谷川	字万願寺	字万願寺	
177	境谷水路	字境谷	字境谷	
178	天清川	字清道	字上安	
179	天台川	字天台	字上安	
180	寺の谷川	字天台	字天台	
181	福来川	字福来	字福来	
182	三出川	字福来	字倉谷	
183	倉谷川	字倉谷	字倉谷	
184	米田川	字上安	字上安	
185	西谷水路	字上安	字上安	
186	暮谷川	字上安	字上安	
187	吉井川	字上安	字上安久	
188	西吉井川	字上安	字上安	
189	日吉川	字上安久	字上安久	
190	赤道川	字上安久	字上安久	
191	安久谷川	字上安久	字上安久	
192	下安久水路	字下安久	字下安久	
193	東吉原水路	字下安久	字東吉原	
194	匂崎川	字下安久	字下安久	
195	二尾奥川	字下安久	字下安久	
196	中田川	字和田	字和田	
197	中田西川	字和田	字和田	
198	大杉川	字和田	字和田	
199	柳川	字和田	字和田	
200	榎川	字余部上	字余部下	
201	細谷川	字余部上	字余部上	
202	下谷川	字余部上	字余部上	
203	三宅川	字北吸	字北吸	
204	寺川	字森	字浜	
205	白鳥川	字森	字森	
206	カノ川	字森	森本町	
207	中川	字行永	字森	
208	駅裏川	字森	字浜	
209	北吸水路	字北吸	字浜	
210	与保呂川	字与保呂	字与保呂	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
211	大滝沢	字与保呂	字与保呂	
212	羽賀谷川	字与保呂	字与保呂	
213	宮森川	字与保呂	字与保呂	
214	立原川	字与保呂	字与保呂	
215	青路川	字与保呂	字木ノ下	
216	菅坂川	字木ノ下	字木ノ下	
217	桜谷川	字木ノ下	字木ノ下	
218	福元川	字常	字常	
219	木ノ下川	字木ノ下	字常	
220	京月水路	京月東町	亀岩町	
221	椿川	字森	字行永	
222	池辺川	字行永	字行永	
223	東月見川	字行永	字行永	
224	東椿川	字常	字行永	
225	芥子谷川	字行永	字行永	
226	大宮水路	字行永	字行永	
227	明富水路	行永東町	北浜町	
228	祖母谷川	字多門院	字多門院	
229	小松尾沢	字多門院	字多門院	
230	芦谷沢	字多門院	字多門院	
231	胡麻谷川	字多門院	字多門院	
232	池ノ谷川	字多門院	字多門院	
233	材木川	字多門院	字多門院	
234	吉国川	字多門院	字多門院	
235	御園口川	字多門院	字多門院	
236	多門川	字多門院	字多門院	
237	松尾水路	字多門院	字多門院	
238	毘沙門水路	字多門院	字多門院	
239	梶ヶ谷水路	字多門院	字多門院	
240	家奥川	字多門院	字多門院	
241	黒部谷川	字多門院	字多門院	
242	稲谷川	字堂ノ奥	字堂ノ奥	
243	谷口水路	字堂ノ奥	字堂ノ奥	
244	堂ノ奥川	字堂ノ奥	字堂ノ奥	
245	大谷川	字堂ノ奥	字堂ノ奥	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
246	堂ノ奥村中川	字堂ノ奥	字堂ノ奥	
247	松島川	字堂ノ奥	字溝尻	
248	志楽川	字松尾	字松尾	
249	東荒田川	字松尾	字松尾	
250	西荒田川	字松尾	字松尾	
251	煙谷川	字吉坂	字吉坂	
252	中ノ谷川	字吉坂	字吉坂	
253	下ノ谷川	字吉坂	字吉坂	
254	下小谷川	字鹿原	字鹿原	
255	鹿原川	字鹿原	字鹿原	
256	小屋ヶ谷沢	字鹿原	字鹿原	
257	円城寺川	字鹿原	字鹿原	
258	西ノ谷水路	字鹿原	字鹿原	
259	鎌谷川	字鹿原	字鹿原	
260	新川	字安岡	田中町	
261	小倉川	字小倉	字小倉	
262	但馬谷川	字小倉	字小倉	
263	ウサミ川	字市場	字市場	
264	倉谷沢	字泉源寺	字泉源寺	
265	中川	田中町	田中町	
266	泉源寺川	字泉源寺	字泉源寺	
267	坊中川	字泉源寺	字市場	
268	松ヶ崎川	字泉源寺	字泉源寺	
269	滝谷川	字大波下	字大波下	
270	朝来川	字杉山	字登尾	
271	京田川	字登尾	字登尾	
272	杉山川	字杉山	字登尾	
273	登尾川	字登尾	字登尾	
274	笹部川	字笹部	字登尾	
275	三ヶ森川	字登尾	字登尾	
276	石裏川	字朝来中	字朝来中	
277	今谷川	字朝来中	字朝来中	
278	早稲田川	字朝来中	字吉野	
279	吉野川	字白屋	字白屋	
280	大谷川	字吉坂	字白屋	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
281	白屋川	字白屋	字白屋	
282	岡安川	字白屋	字白屋	
283	白屋水路	字白屋	字吉野	
284	吉野村中川	字吉野	字吉野	
285	大波上川	字大波上	字朝来中	
286	朝来中川	字朝来中	字朝来中	
287	天神川	字大波上	字大波上	
288	稲荷川	字大波上	字大波下	
289	大波中川	字大波下	字大波上	
290	大波下川	字大波下	字大波下	
291	前田川	字大波下	字大波下	
292	河边川	字大山	字栃尾	
293	金田川	字栃尾	字栃尾	
294	奥地川	字栃尾	字栃尾	
295	西山川	字栃尾	字栃尾	
296	稗田川	字栃尾	字栃尾	
297	深谷川	字栃尾	字栃尾	
298	河边原川	字河边原	字河边原	
299	千原川	字河边原	字河边原	
300	原村水路	字河边原	字河边原	
301	河边由里川	字観音寺	字河边由里	
302	長野川	字河边由里	字河边由里	
303	室牛川	字室牛	字室牛	
304	カイダ川	字河边由里	字西屋	
305	西屋川	字西屋	字西屋	
306	平田川	字河边中	字河边中	
307	河边宮川	字河边中	字河边中	
308	友谷川	字中田	字中田	
309	柿安川	字赤野	字平	
310	黒田川	字多祢寺	字平	
311	坂尻川	字多祢寺	字多祢寺	
312	クルス川	字多祢寺	字赤野	
313	平宮川	字平	字平	
314	波入川	字佐波賀	字佐波賀	
315	上佐波賀川	字佐波賀	字佐波賀	

No.	河川名	起 点	終 点	備 考
316	コナギ川	字佐波賀	字佐波賀	
317	下佐波賀川	字佐波賀	字佐波賀	
318	西ノ脇川	字佐波賀	字佐波賀	
319	西川	字千歳	字千歳	
320	千歳川	字千歳	字千歳	
321	大丹生川	字多祢寺	字多祢寺	
322	いすぎ川	字大丹生	字大丹生	
323	茗荷谷川	字大丹生	字大丹生	
324	エガ川	字大丹生	字大丹生	
325	中野川	字大丹生	字大丹生	
326	浦入川	字千歳	字千歳	
327	瀬崎川	字瀬崎	字瀬崎	
328	火ノ口川	字瀬崎	字瀬崎	
329	三浜川	字三浜	字三浜	
330	勢々らぎ川	字三浜	字三浜	
331	宮河川	字小橋	字三浜	
332	小橋川	字小橋	字小橋	
333	野原川	字大山	字大山	
334	森ノ上川	字大山	字大山	
335	奥川	字大山	字大山	
336	芦谷沢	字大山	字大山	
337	松尾沢	字野原	字野原	
338	花木川	字野原	字野原	
339	火ノ口川	字野原	字野原	
340	野原村中川	字野原	字野原	
341	田井川	字大山	字田井	
342	黒滝川	字大山	字大山	
343	熊谷川	字田井	字田井	
344	小田奥川	字田井	字田井	
345	余部下水路	字余部下	字余部下	

◎ 土石流危険溪流一覧表

【第2編 第4章 第3節 土砂災害等予防計画 関係資料】  
(平成30年2月28日現在)

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等	耕地面積 (ha)
1	め001B001	由良川		油江川	油江	0.46	0.12	9.0	古・中生層	33(33)	11	私鉄(0.13km)	0.4
2	め002B001	由良川		油江川*	油江	0.57	0.08	28.0	古・中生層	18(18)	6		0.3
3	め003B001	由良川		北谷川	蒲江	0.40	0.08	12.0	古・中生層	33(18)	11		0.5
4	め004B001	由良川		下蒲江川	蒲江	0.38	0.14	7.0	古・中生層	33(15)	11		0.4
5	め005B001	由良川		蒲江川	蒲江 上蒲江	0.70	0.46	12.0	古・中生層	83(83)	27	蒲江公民館, 私鉄(0.30km)	1.5
6	め006B004	由良川	和江谷川	クドノ谷川	和江	0.47	0.32	12.0	古・中生層	24(21)	8		2.1
7	め007B004	由良川	和江谷川	八雲川*	八雲・和江	0.15	0.02	18.0	古・中生層	15(15)	5		0.3
8	め008B005	由良川	土佐川	高屋川	水間	0.38	0.08	4.5	古・中生層	30(30)	10		0.1
9	め009B005	由良川	土佐川	水間川*	水間	0.38	0.09	3.0	古・中生層	33(3)	11		0.9
10	め010B005	由良川	土佐川	桜谷川	水間	0.45	0.14	4.3	火山噴出岩	15(6)	5	水間公民館	2.1
11	め011B005	由良川	土佐川	土佐川	水間	0.53	0.04	3.0	深成岩	15(6)	5		2.4
12	め012B001	由良川		下東谷川	下東	0.20	0.06	1.0	古・中生層	15(15)	5		1.1
13	め013B001	由良川		佐織谷川	下東	0.38	0.17	14.0	花崗岩	18(15)	6	私鉄(0.15km)	3.2
14	め014B001	由良川		下東川*	下東	0.15	0.02	7.0	古・中生層	21(21)	7	私鉄(0.05km)	0.4
15	め015B001	由良川		丸田西川*	丸田西	0.22	0.02	14.0	古・中生層	0(0)	0	八雲保育園, 国道(0.05km)	1.1
16	め016B001	由良川		奥谷川	上東	0.08	0.01	12.0	古・中生層	21(21)	7	府道(0.11km)	0.8
17	め017B006	由良川	丸田川	丸田西川*	丸田西	0.26	0.09	9.0	古・中生層	21(21)	7		1.4
18	め018B006	由良川	丸田川	丸田西川*	丸田西	0.13	0.02	12.0	古・中生層	15(15)	5		0.6
19	め019B006	由良川	丸田川	丸田西川*	丸田西	0.18	0.01	10.0	古・中生層	9(9)	3	集会所	0.9
20	め020B006	由良川	丸田川	舟ヶ谷沢	丸田西	0.23	0.05	12.0	古・中生層	33(33)	11		0.9
21	め021B001	由良川		八田川*	八田	0.17	0.02	3.0	古・中生層	37(37)	12	公民館, 国道(0.14km)	1.6
22	め022B001	由良川		上東川*	上東 藤津	0.10	0.01	20.0	古・中生層	9(9)	3	NTT舞鶴支店, 国道(0.08km) 府道(0.04km)	0.3

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家数 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
23	め023B007	由良川	八戸地川	コヨリ谷川	八戸地	0.21	0.04	7.7	古・中生層	30(30)	10		0.4
24	め024B007	由良川	八戸地川	仏谷川	八戸地	0.25	0.03	5.0	古・中生層	15(15)	5		0.8
25	め025B001	由良川		徹光谷川	大川	0.14	0.03	5.0	古・中生層	21(21)	7		
26	め026B001	由良川		大川川*	大川	0.20	0.03	14.0	古・中生層	15(15)	5		0.1
27	め027B001	由良川		水田谷川	三日市	0.10	0.05	9.0	古・中生層	74(74)	24	三日市公民館, 府道(0.11km)	1.0
28	め028B001	由良川		小津田川	大川 小津田	0.16	0.07	5.0	古・中生層	46(40)	15	国道(0.10km)	1.3
29	め029B001	由良川		志高川*	志高	0.33	0.03	15.0	古・中生層	15(6)	5		0.4
30	め030B008	由良川	真壁川	マオク川	真壁	0.25	0.02	10.0	古・中生層	15(15)	5		0.4
31	め031B001	由良川		間川支溪	志高	0.17	0.03	7.0	古・中生層	18(6)	6		
32	め032B001	由良川		間川	志高	0.30	0.09	8.5	古・中生層	21(9)	7		
33	め033B001	由良川		柳谷川	志高	0.24	0.03	10.0	古・中生層	24(21)	8		0.4
34	め034B008	由良川	真壁川	マオク川支溪	真壁	0.10	0.01	5.0	古・中生層	6(6)	2	公民館, 府道(0.12km)	0.3
35	め035B001	由良川		志高川*	志高	0.20	0.06	6.0	古・中生層	64(64)	21	公民館, 国道(0.11km)	
36	め036B009	由良川	久田美川	栃風呂川	久田美	0.35	0.19	6.0	深成岩	21(21)	7		0.4
37	め037B009	由良川	久田美川	下倉川	久田美	0.30	0.45	8.0	古・中生層	37(30)	12		1.6
38	め038B001	由良川		志高川*	志高	0.10	0.02	6.0	花崗岩	37(37)	12	府道(0.05km)	
39	め039B001	由良川		桑飼下川*	桑飼下	0.30	0.08	5.0	火山噴出岩	3(3)	1	集会所	0.6
40	め040B001	由良川		桑飼下川*	桑飼下	0.30	0.03	12.0	火山噴出岩	18(18)	6	桑飼下公民館	0.7
41	め041B001	由良川		桑飼下川*	桑飼下	0.15	0.01	10.0	花崗岩	15(15)	5		0.1
42	め042B001	由良川		桑飼下川*	桑飼下	0.28	0.04	1.0	火山噴出岩	24(24)	8	桑飼下公民館	0.2
43	め043B001	由良川		桑飼下川*	桑飼下	0.27	0.04	4.5	花崗岩	30(30)	10	桑飼下公民館	
44	め044B012	由良川	富室川	富室川	富室	0.55	0.29	12.8	深成岩	15(15)	5		2.2
45	め045B012	由良川	富室川	岸本川	般若寺	0.68	0.22	11.5	古・中生層	15(12)	5		1.9
46	め046B011	由良川	岡田川	安田川	岡田由里	0.24	0.15	13.0	古・中生層	21(21)	7		1.4

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
47	め047B011	由良川	岡田川	岡田由里川*	岡田由里 由里	0.18	0.01	12.0	古・中生層	15(15)	5		
48	め048B011	由良川	岡田川	西方寺川*	西方寺	0.25	0.04	15.0	古・中生層	18(18)	6	公民館	0.1
49	め049B011	由良川	岡田川	上漆原川*	上漆原 鎌倉	0.29	0.06	12.0	古・中生層	15(15)	5	府道(0.10km)	1.5
50	め050B011	由良川	岡田川	岡田川	上漆原	0.70	0.54	10.8	古・中生層	64(64)	21	府道(0.05km)	3.8
51	め051B014	由良川	下見谷川	下見谷川*	下見谷	0.28	0.10	6.0	古・中生層	18(18)	6		1.1
52	め052B014	由良川	下見谷川	下見谷川*	下見谷	0.40	0.09	6.0	古・中生層	15(15)	5		0.3
53	め053B016	由良川	宇谷川	桑飼上川*	桑飼上 宇谷	0.15	0.01	5.0	花崗岩	18(18)	6		0.1
54	め054B016	由良川	宇谷川	桑飼上川*	桑飼上 小原	0.24	0.07	6.0	深成岩	15(15)	5		0.1
55	め055B001	由良川		地頭川*	地頭	0.29	0.02	2.0	変成岩	6(6)	2	診療所, 国道(0.07km)	0.1
56	め056B001	由良川		地頭川*	地頭	0.33	0.03	4.0	変成岩	15(15)	5	国道(0.08km)	0.4
57	め057B017	由良川	桧川	地頭川*	地頭 西飼	0.20	0.01	12.0	古・中生層	15(15)	5	府道(0.07km)	0.0
58	め058B017	由良川	桧川	大俣川*	大俣 栃葉	0.35	0.09	12.0	古・中生層	15(15)	5	集会所, 府道(0.10km)	0.3
59	め059B018	由良川	滝川	滝ヶ宇呂川*	滝ヶ宇呂	0.26	0.03	7.0	古・中生層	6(6)	2	公民館	0.3
60	め060C001	野原川	野原川	奥川	大山	0.35	0.13	15.0	火山噴出岩	6(6)	2	大山公民館	1.7
61	め061C002	瀬崎川	瀬崎川	瀬崎川	瀬崎	1.30	0.49	17.3	深成岩	77(74)	25	瀬崎集会所	8.3
62	め062C003	大丹生川	大丹生川	大丹生川*	大丹生	0.50	0.08	16.0	古・中生層	15(15)	5		3.4
63	め063C004	河辺川	河辺川	友谷川	中田	0.25	0.06	6.0	火山噴出岩	40(40)	13		
64	め064C004	河辺川	河辺川	河辺中川*	河辺中	0.20	0.04	5.0	古・中生層	27(27)	9		1.9
65	め065C004	河辺川	河辺川	宮川	河辺中	0.64	0.10	13.0	古・中生層	37(37)	12	府道(0.28km)	1.4
66	め066C004	河辺川	河辺川	西屋川	西屋	0.92	0.41	13.8	古・中生層	58(55)	19	河辺集会所, 府道(0.25km)	4.3
67	め067C004	河辺川	河辺川	室牛川	室牛	0.90	0.65	24.0	火山噴出岩	21(21)	7	室牛公民館	6.9
68	め068C004	河辺川	河辺川	河辺由里川	河辺由里	1.22	0.36	7.0	深成岩	67(33)	22	集会所, 府道(0.20km)	5.3
69	め069C004	河辺川	河辺川	長野川	河辺由里	1.23	1.38	10.5	深成岩	80(46)	26	集会所, 府道(0.22km)	12.9
70	め070C004	河辺川	河辺川	河辺原川*	河辺原	0.17	0.04	10.0	古・中生層	24(24)	8	府道(0.07km)	1.0

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
71	め071C004	河辺川	河辺川	ジキジキ川	河辺原	0.50	0.12	1.0	火山噴出岩	30(30)	10	河辺原公民館, 府道(0.15km)	3.9
72	め072C004	河辺川	河辺川	河辺原川	河辺原	0.57	0.12	11.0	古・中生層	15(15)	5	府道(0.12km)	4.0
73	め073C004	河辺川	河辺川	奥地川	栃尾	0.45	0.54	6.0	火山噴出岩	58(58)	19	府道(0.34km)	6.0
74	め074C005	朝来川	朝来川	大波中川	大波上	0.27	0.16	12.0	火山噴出岩	15(15)	5		0.5
75	め075C005	朝来川	朝来川	稲荷川	大波上	0.39	0.14	4.5	火山噴出岩	27(21)	9		0.5
76	め076C005	朝来川	朝来川	夫神川	大波上	0.28	0.03	15.0	火山噴出岩	33(30)	11		0.4
77	め077C005	朝来川	朝来川	大波上川	大波上	0.63	0.43	9.5	火山噴出岩	43(40)	14		0.4
78	め078C005	朝来川	朝来川	朝来中川*	朝来中	0.27	0.03	20.0	火山噴出岩	18(18)	6		
79	め079C005	朝来川	朝来川	朝来中川*	朝来中	0.31	0.04	5.0	火山噴出岩	67(64)	22	集会所	0.1
80	め080C005	朝来川	朝来川	早稲田川	朝来中	0.94	0.41	25.0	火山噴出岩	46(43)	15		0.1
81	め081C006	朝来川	吉野川	吉野村中川	吉野	0.44	0.10	6.0	火山噴出岩	40(40)	13	集会所	0.4
82	め082C007	志楽川	志楽川	市場川*	市場	0.13	0.01	38.0	古・中生層	160(160)	52	市場市民交流センター	0.1
83	め083C007	志楽川	志楽川	市場川	市場	0.21	0.02	15.0	古・中生層	30(30)	10		0.3
84	め084C007	志楽川	志楽川	坊中川	泉源寺	0.30	0.03	15.0	古・中生層	61(58)	20		0.7
85	め085C007	志楽川	志楽川	泉源寺川	泉源寺	0.40	0.18	22.5	古・中生層	105(101)	34	JR(0.25km)	1.1
86	め086C007	志楽川	志楽川	田中川*	田中	0.26	0.05	20.0	古・中生層	18(18)	6	集会所, JR(0.05km)	0.1
87	め087C007	志楽川	小倉川	小倉川	小倉	0.46	0.33	20.5	古・中生層	15(15)	5	府道(0.10km)	5.3
88	め088C007	志楽川	志楽川	鹿原西町川*	鹿原西町	0.30	0.06	20.0	古・中生層	309(309)	100	若葉学園, 公民館, 国道(0.20km)	1.5
89	め089C007	志楽川	志楽川	鹿原川*	鹿原	0.14	0.02	10.0	古・中生層	24(24)	8	国道(0.13km)	0.9
90	め090C007	志楽川	志楽川	下小谷川	鹿原	0.36	0.14	22.0	古・中生層	15(12)	5	国道(0.19km)	2.5
91	め091C007	志楽川	志楽川	吉坂川	吉坂	0.20	0.04	4.0	古・中生層	15(15)	5	JR松尾寺駅, JR(0.10km)	0.1
92	め092C007	志楽川	志楽川	下ノ谷川	吉坂	0.23	0.08	18.0	古・中生層	33(30)	11	JR松尾寺駅, JR(0.14km)	0.1
93	め093C007	志楽川	志楽川	吉坂川*	吉坂	0.16	0.02	7.0	古・中生層	15(12)	5	JR(0.10km)	0.2
94	め094C007	志楽川	志楽川	中ノ谷川	吉坂	0.25	0.11	11.0	古・中生層	27(21)	9	JR(0.10km)	1.1

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
95	め095C007	志楽川	志楽川	煙谷川	吉坂 煙谷	0.39	0.18	17.8	古・中生層	33(33)	11	国道(0.13km), JR(0.19km)	1.3
96	め096C009	志楽川	鹿原川	円城寺川	鹿原	0.45	0.29	14.8	古・中生層	15(15)	5		4.5
97	め097C010	祖母谷川	祖母谷川	矢の助町川	矢の助町	0.26	0.04	23.0	古・中生層	135(135)	44		0.0
98	め098C010	祖母谷川	祖母谷川	溝尻川*	溝尻	0.40	0.11	16.3	古・中生層	77(77)	25		1.5
99	め099C010	祖母谷川	祖母谷川	堂奥川*	堂奥	0.25	0.02	20.0	古・中生層	33(33)	11	府道(0.20km)	0.3
100	め100C010	祖母谷川	祖母谷川	谷口水路	堂奥 谷口	0.43	0.03	21.0	古・中生層	15(15)	5		0.1
101	め101C010	祖母谷川	祖母谷川	荒倉川	多門院 荒倉	0.45	0.16	11.0	古・中生層	40(40)	13		0.6
102	め102C010	祖母谷川	祖母谷川	御園口川	多門院 多門	0.43	0.21	17.5	古・中生層	24(21)	8		4.4
103	め103C010	祖母谷川	祖母谷川	材木川	材木	0.35	0.13	30.0	深成岩	21(21)	7	材木集会所	1.9
104	め104C010	祖母谷川	祖母谷川	胡麻谷川	多門院 黒部	0.30	0.09	3.0	深成岩	15(12)	5		1.1
105	め105C010	祖母谷川	祖母谷川		黒部	0.80	0.62	14.7	深成岩	33(30)	11		3.7
106	め106C011	与保呂川	与保呂川	大宮川	大宮町	0.58	0.09	4.5	古・中生層	86(43)	28		0.7
107	め107C011	与保呂川	与保呂川	宮ヶ谷川	大宮町	0.65	0.07	4.0	古・中生層	120(77)	39		0.7
108	め108C011	与保呂川	与保呂川	芥子谷川	芥子谷	0.75	0.11	2.7	古・中生層	602(602)	195	集会所	1.1
109	め109C011	与保呂川	与保呂川	八反田南町川*	八反田南町	0.15	0.03	15.0	古・中生層	43(43)	14		
110	め110C011	与保呂川	与保呂川	八反田南町川*	八反田南町	0.18	0.04	20.0	古・中生層	21(21)	7		
111	め111C011	与保呂川	与保呂川	京月東町川*	京月東町	0.20	0.01	8.0	古・中生層	105(105)	34		
112	め112C011	与保呂川	与保呂川	常川*	常	0.15	0.02	7.0	古・中生層	21(21)	7		0.2
113	め113C011	与保呂川	与保呂川	木ノ下川*	木ノ下	0.26	0.03	19.0	古・中生層	24(24)	8		0.0
114	め114C011	与保呂川	与保呂川	福元川	常	0.28	0.05	22.0	古・中生層	15(15)	5		0.0
115	め115C011	与保呂川	与保呂川	木ノ下川	木ノ下	0.41	0.05	4.0	古・中生層	40(40)	13		0.4
116	め116C011	与保呂川	与保呂川	桜谷川	木ノ下	0.50	0.15	9.0	古・中生層	40(40)	13		1.5
117	め117C011	与保呂川	与保呂川	与保呂川*	与保呂 殿村	0.30	0.03	11.0	古・中生層	24(24)	8		0.2
118	め118C011	与保呂川	与保呂川	宮森川	与保呂 国居	0.71	0.43	17.0	変成岩	120(114)	39		3.8

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記注参照)	耕地面積 (ha)
119	め119C011	与保呂川	与保呂川	与保呂川*	与保呂 堀口	0.40	0.04	25.0	変成岩	15(9)	5		0.2
120	め120C011	与保呂川	与保呂川	与保呂川*	与保呂 堀口	0.30	0.02	4.0	変成岩	15(12)	5		0.3
121	め121C014	伊佐津川	伊佐津川	東吉原水路	吉原	0.20	0.02	4.5	深成岩	299(299)	97		
122	め122C014	伊佐津川	伊佐津川	下安久川*	下安久	0.15	0.01	12.0	火山噴出岩	105(105)	34		
123	め123C014	伊佐津川	伊佐津川	下安久川*	下安久	0.30	0.03	8.7	火山噴出岩	114(114)	37		0.7
124	め124C014	伊佐津川	伊佐津川	京田川	京田	0.33	0.05	15.5	古・中生層	101(101)	33		2.4
125	め125C014	伊佐津川	伊佐津川	真倉川*	真倉	0.10	0.03	18.0	古・中生層	6(6)	2	JR真倉駅, 国道(0.05km) JR(0.07km)	0.5
126	め126C014	伊佐津川	伊佐津川	下近川	真倉	0.55	0.34	15.0	古・中生層	18(18)	6		1.6
127	め127C014	伊佐津川	伊佐津川	真倉川*	真倉	0.35	0.06	6.0	古・中生層	15(15)	5	国道(0.09km), JR(0.13km)	0.6
128	め128C014	伊佐津川	伊佐津川	葬谷川	真倉	0.60	0.54	9.0	古・中生層	15(15)	5		0.4
129	め129C015	伊佐津川	米田川	赤道川・日吉川	上安久	0.40	0.11	4.5	深成岩	0(0)	0	聖地ろ学園日星高校, 舞鶴文化公園体育館	
130	め130C015	伊佐津川	米田川	西吉井川	吉井	0.53	0.05	8.0	火山噴出岩	105(105)	34	京都職業訓練短期大学校	2.1
131	め131C015	伊佐津川	米田川	大肱川	上安東町	0.37	0.12	7.0	古・中生層	213(129)	69		0.0
132	め132C015	伊佐津川	米田川	上安東町川*	上安東町	0.20	0.04	8.0	古・中生層	166(83)	54		0.0
133	め133C016	伊佐津川	天清川	福来川*	福来	0.40	0.04	5.0	古・中生層	37(30)	12		2.6
134	め134C016	伊佐津川	天清川	福来川	福来	0.75	1.47	4.6	古・中生層	253(234)	82		3.2
135	め135C016	伊佐津川	天清川	福来川*	福来	0.25	0.03	16.0	古・中生層	105(105)	34		
136	め136C016	伊佐津川	天清川	三出川	福来問屋町	0.45	0.08	13.0	古・中生層	37(18)	12		
137	め137C016	伊佐津川	天清川	福来問屋町川*	福来問屋町	0.45	0.12	4.0	古・中生層	46(27)	15		
138	め138C016	伊佐津川	天清川	大久保川	福来	0.35	0.03	4.5	古・中生層	86(86)	28	旧余内派出所, 府道(0.25km)	2.1
139	め139C016	伊佐津川	天清川	砂波の上川	福来	0.23	0.05	10.0	古・中生層	80(80)	26	府道(0.20km)	1.4
140	め140C016	伊佐津川	天清川	天台川	天台	0.70	0.29	3.7	古・中生層	67(64)	22	天台公民館	5.5
141	め141C016	伊佐津川	天清川	清美ヶ丘川*	清美ヶ丘	0.23	0.03	15.0	古・中生層	200(200)	65	清美ヶ丘集会所	

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
142	め142C016	伊佐津川	天清川	天清川	清道	0.65	0.22	5.9	古・中生層	77(52)	25	JR(0.17km)	2.8
143	め143C016	伊佐津川	天清川	清美ヶ丘川*	清美ヶ丘	0.15	0.02	8.0	古・中生層	77(77)	25		
144	め144C017	伊佐津川	池内川	万願寺川*	万願寺	0.25	0.04	4.5	古・中生層	24(24)	8		0.1
145	め145C017	伊佐津川	池内川	万願寺川*	万願寺	0.25	0.04	7.5	古・中生層	49(21)	16		
146	め146C017	伊佐津川	池内川	南谷川	万願寺	0.30	0.16	8.0	古・中生層	114(37)	37		0.3
147	め147C017	伊佐津川	池内川	万願寺川	万願寺	0.35	0.06	5.5	古・中生層	101(27)	33		
148	め148C017	伊佐津川	池内川	岸辺川	今田	0.43	0.03	2.0	古・中生層	30(30)	10		0.1
149	め149C017	伊佐津川	池内川	池ノ内下川*	池ノ内下 小迫	0.10	0.01	5.0	古・中生層	33(33)	11	府道(0.09km)	0.1
150	め150C017	伊佐津川	池内川	福本川	別所	0.50	0.11	5.0	深成岩	27(27)	9	府道(0.16km)	0.7
151	め151C017	伊佐津川	池内川	舞谷川	別所	0.30	0.06	10.0	深成岩	24(24)	8	府道(0.10km)	0.2
152	め152C017	伊佐津川	池内川	仲井谷川	別所	0.49	0.15	11.0	深成岩	27(27)	9	府道(0.02km)	3.0
153	め153C017	伊佐津川	池内川	東谷川	別所	0.32	0.13	15.0	深成岩	18(18)	6	府道(0.02km)	
154	め154C017	伊佐津川	池内川	岸谷川	岸谷	0.90	0.49	9.0	深成岩	43(43)	14		1.5
155	め155C017	伊佐津川	池内川	岸谷川*	岸谷	0.25	0.05	6.0	深成岩	6(6)	2	公民館	0.3
156	め156C017	伊佐津川	池内川	白滝川*	白滝	0.20	0.04	16.0	深成岩	15(15)	5		0.6
157	め157C018	伊佐津川	青谷川	今田川*	今田	0.25	0.02	4.0	古・中生層	37(37)	12		0.7
158	め158C018	伊佐津川	青谷川	平畑川*	平畑	0.20	0.03	11.0	古・中生層	15(15)	5		0.8
159	め159C017	伊佐津川	池内川	池ノ内下川*	池ノ内下	0.10	0.01	12.0	古・中生層	30(30)	10		1.4
160	め160C019	伊佐津川	池ノ内下川	池ノ内下川*	池ノ内下	0.20	0.04	6.0	古・中生層	21(21)	7		0.1
161	め161C019	伊佐津川	池ノ内下川	池ノ内下川*	池ノ内下	0.31	0.06	14.0	深成岩	15(15)	5		0.1
162	め162C020	伊佐津川	寺田川	上根川*	上根	0.15	0.03	4.0	深成岩	15(15)	5		0.2
163	め163C020	伊佐津川	寺田川	上根川*	上根	0.15	0.03	4.0	深成岩	30(30)	10		
164	め164C020	伊佐津川	寺田川	寺田川*	寺田	0.20	0.05	9.0	深成岩	6(6)	2	集会所	0.1
165	め165C021	高野川	高野川	滝ヶ谷川	西町	0.23	0.03	1.0	深成岩	108(108)	35	宇西公民館	

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記注参照)	耕地面積 (ha)
166	め166C021	高野川	高野川	西町川*	西町	0.33	0.04	2.0	深成岩	281(281)	91	消防署, 堀上自治会館	
167	め167C021	高野川	高野川	円隆寺川	引土 中引土	0.28	0.04	2.0	花崗岩	142(142)	46	府道(0.08km)	
168	め168C021	高野川	高野川	出雲谷川	引土	0.35	0.17	7.0	花崗岩	148(6)	48		4.4
169	め169C021	高野川	高野川	寿川	麟岨 薮	0.32	0.09	30.0	古・中生層	380(380)	123	寿公民館	0.2
170	め170C021	高野川	高野川	中西川	高野由里	0.26	0.04	13.0	古・中生層	123(123)	40		4.5
171	め171C021	高野川	高野川	野村寺川*	野村寺	0.35	0.05	50.0	深成岩	15(15)	5	みずなぎ高野学園	0.0
172	め172C021	高野川	高野川	オクラ谷川	野村寺	0.72	0.14	3.0	古・中生層	55(55)	18	私鉄(0.22km)	3.1
173	め173C021	高野川	高野川	野村寺川*	野村寺	0.25	0.03	1.0	深成岩	21(21)	7	野村寺公民館	0.1
174	め174C021	高野川	高野川	あま谷川	野村寺	0.38	0.08	4.0	古・中生層	61(61)	20	私鉄(0.20km), 府道(0.15km)	2.1
175	め175C021	高野川	高野川	岩坪川	野村寺	0.20	0.04	1.5	古・中生層	15(15)	5	府道(0.12km)	0.0
176	め176C021	高野川	高野川	城屋川*	城屋	0.60	0.01	6.0	深成岩	27(27)	9	永福こども園城屋園舎, 府道(0.13km)	0.1
177	め177C021	高野川	高野川	坪ノ内川	城屋	0.15	0.00	40.0	古・中生層	15(9)	5		0.3
178	め178C021	高野川	高野川	打渡川	城屋	0.33	0.23	12.5	古・中生層	74(64)	24	府道(0.25km)	4.7
179	め179C021	高野川	高野川	城屋川*	城屋 河原	0.35	0.05	18.0	古・中生層	15(15)	5		0.4
180	め180C021	高野川	高野川	城屋川*	城屋 河原	0.40	0.07	15.0	古・中生層	18(18)	6	府道(0.15km)	0.7
181	め181C021	高野川	高野川	鳥奥川	城屋 奥山	0.59	0.12	2.0	古・中生層	43(43)	14		0.2
182	め182C022	高野川	女布川	京田川*	京田・谷	0.10	0.02	5.0	古・中生層	132(132)	43		0.7
183	め183C022	高野川	女布川	女布川*	女布	0.09	0.01	6.0	古・中生層	18(12)	6		0.2
184	め184C022	高野川	女布川	女布川*	女布	0.24	0.03	12.0	古・中生層	15(12)	5		0.0
185	め185C022	高野川	女布川	宮ノ谷川	女布	0.42	0.12	50.0	古・中生層	89(77)	29		0.8
186	め186C022	高野川	女布川	大石川・女布川	女布	0.50	0.25	13.7	古・中生層	43(27)	14		0.3
187	め187C023	福井川	福井川	霜ヶ谷川	大野辺	0.30	0.02	1.5	深成岩	92(92)	30	国道(0.11km)	
188	め188C023	福井川	福井川	大野辺川	大野辺	0.40	0.07	5.0	深成岩	120(120)	39	国土交通省近畿整備局舞鶴港 湾事務所, 大野辺公民館国道 (0.20km)	0.2

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
189	め189C023	福井川	福井川	下福井川	下福井	0.35	0.13	2.5	深成岩	74(74)	24		2.7
190	め190C023	福井川	福井川	上福井川*	上福井	0.16	0.01	10.0	変成岩	18(18)	6	国道(0.15km)	0.5
191	め191C023	福井川	福井川	稗田川	上福井	0.15	0.01	11.0	深成岩	30(30)	10		0.4
192	め192C023	福井川	福井川	上福井川*	上福井	0.30	0.04	5.0	花崗岩	0(0)	0	上福井浄水場, 私鉄(0.13km)	
193	め193C023	福井川	福井川	田井賀川	上福井	0.30	0.06	9.0	古・中生層	0(0)	0	KTR四所駅	2.7
194	め194C023	福井川	福井川	大畠川	上福井	0.20	0.08	9.0	花崗岩	74(74)	24	国道(0.15km)	0.4
195	め195C023	福井川	福井川	上福井川*	上福井	0.40	0.04	11.0	花崗岩	3(3)	1	藤津温泉 国道(0.14km)	0.5
196	め196D001	田井川	田井川	田井川*	田井	0.35	0.07	8.0	火山噴出岩	18(18)	6	田井小学校	0.4
197	め197D002			成生川*	成生	0.26	0.03	5.0	花崗岩	52(30)	17		
198	め198D002			成生川*	成生	0.25	0.02	14.0	花崗岩	24(0)	8		
199	め199D003			野原川*	野原	0.65	0.03	6.0	花崗岩	67(12)	22		0.4
200	め200D004			野原川*	野原	0.58	0.10	24.0	花崗岩	108(3)	35	駐在所	1.4
201	め201D005			小橋川*	小橋	0.45	0.06	1.0	花崗岩	83(83)	27		2.1
202	め202D007	千歳川	千歳川	千歳川	千歳	0.45	0.14	8.0	深成岩	58(58)	19	千歳駐在所	3.6
203	め203D008	西川	西川	西川	千歳	0.40	0.09	12.0	深成岩	30(30)	10		0.9
204	め204D010	下佐波賀川	下佐波賀川	下佐波賀川	下佐波賀	0.40	0.27	2.5	深成岩	67(64)	22	下佐賀公民館	2.7
205	め205D011	上佐波賀川	上佐波賀川	上佐波賀川	上佐波賀	0.50	0.31	32.0	古・中生層	74(74)	24		2.6
206	め206D013	平宮川	平宮川	平宮川	平 平	0.52	0.48	13.7	古・中生層	216(179)	70	西大浦郵便局, 旧平保育園	7.9
207	め207D013			平川*	平 平	0.35	0.03	12.0	古・中生層	71(37)	23	西大浦郵便局, 旧平保育園	3.1
208	め208D014	黒田川	黒田川	赤野川*	赤野	0.41	0.09	6.0	古・中生層	37(37)	12	府道(0.16km)	3.0
209	め209D014	黒田川	黒田川	赤野川*	赤野	0.48	0.07	6.5	古・中生層	21(21)	7	府道(0.12km)	4.4
210	め210D014	黒田川	黒田川	柿安川	赤野 柿安	0.64	0.15	21.5	古・中生層	27(27)	9		0.9
211	め211D015	大波下川	大波下川	大波下川	大波下	1.30	0.06	3.5	火山噴出岩	37(37)	12	海上自衛隊大波下射撃場, 東舞鶴病院	

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記注参照)	耕地面積 (ha)
212	め212D016	滝谷川	滝谷川	滝谷川	大波下 滝ヶ浦	0.60	0.08	5.0	花崗岩	15(15)	5	府道(0.15km)	1.1
213	め213D017			大波下川*	大波下 滝ヶ浦	0.25	0.03	15.0	花崗岩	21(21)	7	府道(0.15km)	0.7
214	め214D018			泉源寺川*	泉源寺	0.13	0.01	25.0	古・中生層	9(9)	3	海上自衛隊舞鶴教育隊, 府道 (0.12km)	
215	め215D018			泉源寺川*	泉源寺	0.25	0.03	25.0	古・中生層	21(21)	7	海上自衛隊舞鶴地区病院	
216	め216D019	寺川	寺川	桃山町川*	桃山町	0.20	0.01	6.0	深成岩	194(194)	63		
217	め217D019	寺川	寺川	白鳥団地川*	白鳥団地	0.38	0.05	3.7	古・中生層	318(318)	103	白鳥会館, 白鳥集会所, 舞鶴 白鳥簡易郵便局 JR(0.20km), 府道(0.17km)	
218	め218D019	寺川	寺川	森川*	森	0.20	0.02	17.0	古・中生層	18(18)	6		0.5
219	め219D019	寺川	寺川	森川*	森	0.15	0.04	3.0	深成岩	0(0)	0	舞鶴市清掃工場	
220	め220D019	寺川	寺川	寺川	森 大谷	0.41	0.31	13.0	古・中生層	6(6)	2	建設廃材処理場	
221	め221D019	寺川	寺川	北吸川*	北吸	0.20	0.03	11.0	深成岩	120(120)	39		
222	め222D019	寺川	寺川	北吸川*	北吸	0.10	0.03	14.0	深成岩	24(24)	8		
223	め223D019	寺川	寺川	北吸川*	北吸	0.15	0.02	15.0	深成岩	89(86)	29		
224	め224D021	三宅川	三宅川	三宅団地川*	三宅団地	0.10	0.02	18.3	深成岩	179(157)	58	三宅集会所	
225	め225D021	三宅川	三宅川	三宅団地川*	三宅団地	0.20	0.01	15.0	深成岩	92(67)	30	府立舞鶴養護学校北吸分校 府立舞鶴こども療育センター	
226	め226D021	三宅川	三宅川	三宅団地川*	三宅団地	0.20	0.02	18.0	深成岩	89(55)	29		
227	め227D021	三宅川	三宅川	三宅団地川*	三宅団地	0.18	0.03	15.0	深成岩	64(30)	21		
228	め228D021	三宅川	三宅川	三宅川	三宅団地	0.35	0.07	15.0	深成岩	64(30)	21		
229	め229D022	榎川	榎川	余部下川*	余部下 総監部	0.13	0.01	7.0	古・中生層	0(0)	0	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
230	め230D022	榎川	榎川	余部下川*	余部下 総監部	0.15	0.02	11.0	古・中生層	0(0)	0	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
231	め231D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 東元町	0.18	0.01	10.0	火山噴出岩	46(46)	15		
232	め232D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 花木	0.20	0.02	10.0	深成岩	61(61)	20		
233	め233D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 榎川	0.08	0.01	12.0	深成岩	49(49)	16		
234	め234D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 榎川	0.13	0.01	11.0	深成岩	37(37)	12		

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
235	め235D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 西若宮	0.05	0.00	20.0	深成岩	18(18)	6		
236	め236D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 西若宮	0.25	0.05	21.7	火山噴出岩	37(37)	12		
237	め237D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 上九丁	0.25	0.02	4.0	古・中生層	114(114)	37	老人ホーム, 国道(0.03km)	0.0
238	め238D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 道芝	0.13	0.01	12.0	古・中生層	24(24)	8		
239	め239D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 道芝	0.25	0.06	20.0	古・中生層	108(108)	35		
240	め240D022	榎川	榎川	下谷川支溪	余部上 上若宮	0.35	0.06	13.0	古・中生層	52(27)	17	国道(0.14km)	
241	め241D022	榎川	榎川	下谷川	余部上 上若宮	0.25	0.04	12.0	古・中生層	80(52)	26	国道(0.14km)	
242	め242D022	榎川	榎川	細谷川支溪	余部上 上若宮	0.31	0.06	10.0	古・中生層	15(15)	5	国道(0.09km)	0.0
243	め243D022	榎川	榎川	余部上川*	余部上 上若宮	0.09	0.01	22.5	古・中生層	30(30)	10	国道(0.05km)	0.0
244	め244D026			長浜川*	長浜	0.25	0.01	15.0	深成岩	15(15)	5		
245	め245D027			長浜川*	長浜	0.15	0.01	3.0	火山噴出岩	194(194)	63	長浜市民交流センター	
246	め246D027			長浜川*	長浜	0.13	0.01	10.0	火山噴出岩	40(40)	13		
247	め247D030			加津良川*	加津良	0.10	0.00	7.5	深成岩	21(21)	7		
248	め248D030			長浜川*	長浜 加津良	0.05	0.03	9.5	深成岩	55(55)	18	長浜簡易郵便局, 府道	0.3
249	め249D030			加津良川*	加津良	0.15	0.01	10.0	深成岩	37(37)	12		
250	め250D030			加津良川*	加津良	0.13	0.01	8.5	花崗岩	15(15)	5	府道(0.06km)	0.2
251	め251D033			和田川*	和田	0.13	0.01	7.0	深成岩	43(43)	14		
252	め252D032	大杉川	大杉川	和田川*	和田	0.23	0.01	10.0	火山噴出岩	3(0)	1	舞鶴市立和田中学校	0.1
253	め253D032	大杉川	大杉川	余部下川*	余部下 荒田	0.15	0.02	12.0	花崗岩	33(33)	11		
254	め254D034	中田川	中田川	中田川	和田	0.68	0.14	20.0	花崗岩	24(24)	8	府道(0.19km)	0.8
255	め255D036	匂崎川	匂崎川	匂崎川	二尾	0.40	0.15	13.4	火山噴出岩	64(64)	21	匂ヶ崎集会所, 府道(0.26km)	2.6
256	め256D037			二尾川*	二尾	0.20	0.02	10.0	花崗岩	95(95)	31	府道(0.11km)	
257	め257D040			中田川	喜多	0.45	0.14	5.0	花崗岩	37(37)	12	府道(0.19km)	0.9
258	め258D043	大君川	大君川	大君川支溪	大君	0.14	0.00	8.0	深成岩	18(18)	6	大君公民館	0.5

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況				保全対象			
						溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	主な地質	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (下記参照)	耕地面積 (ha)
259	め259D044			青井川*	青井	0.28	0.07	50.0	古・中生層	6(6)	2	旧青井小学校, 府道(0.19km)	1.6
260	め260D046	宮川	宮川	宮川	白杉	1.15	0.37	10.0	深成岩	151(151)	49	白杉公民館, 府道(0.30km)	
261	め261D047			東神崎川*	東神崎	0.48	0.16	15.0	古・中生層	15(15)	5		0.8
262	め262D048	天上川	天上川	天上川	西神崎	0.70	0.16	4.0	古・中生層	9(9)	3	神崎小学校, 府道(0.12km)	0.5

◎ ため池調書一覧表

平成30年2月28日現在

No.	池名	所在地	管理者	規模及び構造						受益		想定被害			現況		備考 (改修歴等)
				型式	堤高 堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	貯水 面積 (ha)	洪水吐	取水 設備	面積 (ha)	戸数 (戸)	面積 (ha)	公共施設 その他	戸数 人命 (戸・人)	整備の 必要性	老朽等不良箇所	
1	登尾池	登尾	登尾自治会	中心刃金	13.5 51	18.0	0.2	コンクリート	コンクリート管	12.0	37	1.0	府道	7 16		老朽	S28 災
2	田中池	田中	田中農事組合	前刃金	7.7 115	28.0	0.5	コンクリート	木管	0.5	6	5.0		15 60			S39 府単 (洪) H2 民間 (洪)
3	泉源寺池	泉源寺	泉源寺農事組合	均一	7.5 104	25.0	0.5	素堀	木管	8.0	70	6.0	高等学校 JR	20 80	◎	老朽	S29 (S28 災再築堤)
4	宮谷池	溝尻	溝尻農事組合	中心刃金	7.5 45	11.0	0.4	コンクリート	木管	2.0	30	36.0	府道	200 800			S27 災 S32 府単 S51 (S51 災堤・取) S61 市単 H8 市単 (フェンス)
5	越行池	溝尻	溝尻農事組合	中心刃金	5.4 53	4.5	0.5	コンクリート	木管	2.0	30	1.0	保育所	20 250			H9 民間 (洪)
6	宮谷池	大宮	大宮農事組合	中心刃金	13.5 52	11.0	0.4	コンクリート	コンクリート管	2.0	10	2.0		100 400			S23 災 S52 (前法・斜樋) H5 (洪水吐)
7	芥子谷池	行永	芥子谷池水利組合	不明	12.0 69	15.0	0.5	コンクリート	コンクリート管	2.0	25	1.0	府営住宅	300 1200			
8	赤迫池	行永	八反田水利組合	前刃金	7.5 107	37.2	1.1	コンクリート	コンクリート管	2.0	37	30.0	公園	200 800		老朽 斜樋老朽により サイフォン取水	S29 (S28 災堤体) H10 公園 (洪) H16 (旧斜樋部分撤去) H18 市単費 (漏水対策)
9	芦ノ町池	与保呂	三字区長会	中心刃金	13.1 74	92	1.7	コンクリート	スライトバルブ	26.5	150	40.8	府道 市道	50 144			S47 (S45 災放水路) H12 市単 (取) H17~H22 改修
10	南谷池	天台	天台農事組合	不明	10.4 33	4.5	0.1	コンクリート	土管	5.0	21	5.0		30 120			斜樋通水不可
11	砂波上池	福来	福来農事組合	中心刃金	11.0 77	18.0	0.7	コンクリート	塩ビ管	1.8	14	2.0	府道	70 280			S61 府単 (堤体・洪・取)
12	森安池	倉谷	倉谷農事組合	中心刃金	6.6 88	24.0	0.5	素堀	コンクリート管	2.5	30	20.0	府道	250 1000		堤頂幅不足・ 浸食	S60 市単 (底桶) H8 地元 (洪水吐切下げ) H18 市単 (斜樋)
13	老谷池	倉谷	倉谷農事組合	中心刃金	7.0 84	9.0	0.3	素堀	石造	1.5	10	3.0	府道	200 800	◎	堤頂幅不足・ 浸食	H12 市単 (フェンス) H18 市単 (斜樋)
14	境谷池	伊佐津	伊佐津生産森林組合	中心刃金	12.6 49	13.2	0.2	素堀	石造	0.38	20	3.0	工場	150 600		老朽	S60 市単 (洪水吐切下げ・サイホン底 樋) H15 市単 (堤体陥没補修・側溝整備)
15	北谷池	万願寺	万願寺農事組合	表面斜水	6.5 47	8.0	0.4	コンクリート	スライトバルブ	5.6	25	21.5		100 340			S30 災 (前刃金・洪水・取水) S39 府単 (前刃金・洪水・取水) H10, 11 団体営 (堤・洪・取) H16 災 (流入土砂排除)

No.	池名	所在地	管理者	規模及び構造						受益		想定被害			現況		備考 (改修歴等)
				型式	堤高 堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	貯水面積 (ha)	洪水吐	取水 設備	面積 (ha)	戸数 (戸)	面積 (ha)	公共施設 その他	戸数 人命 (戸・人)	整備の 必要性	老朽等不良箇所	
16	湯ノ口池	今田	今田農事組合	前刃金	15.5 56	18.0	0.4	コンクリート	ヒューム管	21.2	138	5.0		30 120		貯水不能	S30 団体営老朽ため池(洪水・取水)
17	アワジ池	上安	上安農事組合	前刃金	5.3 50	4.2	0.2	コンクリート	不明	1.0	9	3.0	J R	10 40		堤体浸食・ 斜樋通水不可 によりサイフォン 取水	H2 市単 (洪) H4 市単 (洪水吐改修) H7 市単 (フェンス)
18	百区池	下安久	匂ヶ崎農事組合	不明	7.0 31	1.6	0.04	コンクリート管 φ250	コンクリート管	4.0	21	2.5	府道	8 40	◎	底樋陥没によ りサイフォン取水	
19	奥ノ池	上安久	上安久共有財産組合	前刃金	9.5 30	3.5	0.1	素堀	木管	(1.5)	(10)	3.0	学校 国道 公園	30 160		老朽	
20	スゴラ池	上安久	上安久共有財産組合	中心刃金	5.0 41	3.2	0.1	コンクリート	不明	1.5	10	3.0	学校 国道 公園	16 120			S58 改修 (堤体・洪水吐) H9 公園整備 (堤体改修)
21	菰谷池	水間	水間自治会	不明	8.1 43	8.0	0.2	コンクリート	コンクリート	22.0	60	0.5		10 40			H10 災 (流入水路)
22	吉田池	吉田	吉田自治会	前刃金	10.0 64	7.0	0.2	素堀	ヒューム管	8.0	45	10.0		5 40	◎	老朽	S40・41 (S40 災前刃金・取)
23	佐織谷池	下東	下東自治会	前刃金	5.4 62	12.0	0.5	コンクリート	ヒューム管	16.3	47	19.0		9 15			S36 老朽ため池補修事業 (堤・洪・ 取) S59 府単 (洪) H10 災 (護岸) H23 災 H3・4 老朽ため池整備事業
24	大舟池	下東	下東自治会	不明	5.0 28	3.0	0.1	コンクリート	ヒューム管	13.0	47	2.0	KTR 府道			斜樋通水不可	
25	野村寺池	野村寺	野村寺自治会	前刃金	10.0 35	12.0	0.3	コンクリート	ヒューム管	7.0	45	5.0	KTR	3 12		堤体一部陥没	S53・54 団体営 (堤・洪・取) H16 災 (堤体)
26	女布池	女布	女布共有組合	中心刃金	9.8 51	6.5	0.3	コンクリート	塩ビ管	10.0	43	11.6		24 65			S62~H1 団体営 (堤・洪・取)
27	城屋池	城屋	城屋自治会	中心刃金	10.0 75	12.0	0.3	コンクリート	ヒューム管	11.0	69	18.1	府道	10 40			S52 (S51 災 堤・取) S58 (S57 災 堤) S58 府単 (堤・取)
28	豊池	上福井 上東	上福井自治会 上東自治会	前刃金	9.1/12.1 35/41.5	72.0	2.0	コンクリート	スライトバルブ	26.8	100	6.0	KTR	40 160			H5~8 府営 (堤・洪・取)
29	三日市池	三日市	三日市自治会	前刃金	6.0 93	20.0	0.6	コンクリート	ヒューム管	21.0	42	16.0	府道	2 8		堤体浸食・漏 水	S29 (斜樋・底樋) S30 (洪)
30	尾ノ内池	志高	志高自治会	中心刃金	5.5 125	19.0	0.8	コンクリート	ヒューム管	15.0	75	6.0	国道	5 20	◎	老朽	
31	薬師奥池	志高	志高自治会	不明	9.0 42.0	5.0	0.2	コンクリート	石造	7.0	60	6.0		10 40		老朽	S57 市単 (洪)
32	薬師池	志高	志高自治会	中心刃金	4.1 55	6.0	0.3	コンクリート	木管	6.0	40	5.0	国道	6 24	◎	老朽 堤体断面不足	

No.	池名	所在地	管理者	規模及び構造						受益		想定被害			現況		備考 (改修歴等)
				型式	堤高 堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	貯水面積 (ha)	洪水吐	取水 設備	面積 (ha)	戸数 (戸)	面積 (ha)	公共施設 その他	戸数 人命 (戸・人)	整備の 必要性	老朽等不良箇所	
33	堂ノ奥池	桑飼下	桑飼下自治会	不明	7.0 43	7.0	0.2	素堀	ホックスカルバート	7.0	60	2.5		14 56			
34	舟尾池	桑飼上	桑飼上水利組合	前刃金	7.3 33	4.6	0.2	コンクリート	ヒューム管	10. 0	20	3.0		3 12			S38 府単 (洪・斜・底樋)

◎ 崩壊土砂流出危険地区一覧表

(令和3年3月31日現在)

危険地区		位置		危険度 崩壊土砂	被災危険度	危険地区の 危険度	面積 (ha)	備考
番号		市町村	字					
市町村	地区							
202	0001	舞鶴市	大俣梅谷	a1	c2	B	0.36	
202	0002	舞鶴市	大俣赤石	c1	c2	C	0.24	
202	0003	舞鶴市	大俣獄	a1	b2	A	0.30	
202	0004	舞鶴市	大俣日和山	c1	c2	C	0.30	
202	0005	舞鶴市	大俣樋尻谷	c1	c2	C	0.63	
202	0006	舞鶴市	大俣洞中	c1	c2	C	0.60	
202	0007	舞鶴市	地頭尾谷	c1	a2	B	0.35	
202	0008	舞鶴市	大俣梅谷	b1	c2	C	0.36	
202	0009	舞鶴市	大俣戸尻	b1	c2	C	0.90	
202	0010	舞鶴市	大俣深田	c1	c2	C	2.16	
202	0011	舞鶴市	大俣惣谷	c1	c2	C	0.63	
202	0012	舞鶴市	大俣佛谷	c1	a2	B	1.53	
202	0013	舞鶴市	大俣古河	c1	c2	C	0.42	
202	0014	舞鶴市	大俣樋尻谷	a1	c2	B	0.30	
202	0015	舞鶴市	滝ヶ字呂カノイキルガシ	c1	c2	C	0.36	
202	0016	舞鶴市	滝ヶ字呂家ノ上	c1	c2	C	0.48	
202	0017	舞鶴市	滝ヶ字呂大岩	b1	c2	C	0.60	
202	0018	舞鶴市	地頭安田	c1	a2	B	1.08	
202	0019	舞鶴市	地頭安田ノ内	b1	c2	C	0.36	
202	0020	舞鶴市	桑飼上狭迫	c1	b2	C	0.60	
202	0021	舞鶴市	桑飼上狭迫	c1	c2	C	0.60	
202	0022	舞鶴市	桑飼上宇谷	b1	c2	C	0.42	
202	0023	舞鶴市	桑飼上小原	b1	a2	A	0.72	
202	0024	舞鶴市	桑飼上小原駒ヶ谷	c1	b2	C	0.36	
202	0025	舞鶴市	桑飼上大呂	b1	b2	B	0.30	
202	0026	舞鶴市	桑飼下ワダミ	c1	b2	C	0.24	
202	0027	舞鶴市	河原内森	c1	c2	C	0.30	
202	0028	舞鶴市	西方寺堂ノ奥	b1	c2	C	0.30	
202	0029	舞鶴市	岡田由里平田	c1	c2	C	0.54	
202	0030	舞鶴市	富室岸本	c1	a2	B	0.24	
202	0031	舞鶴市	富室中村	b1	a2	A	0.42	
202	0032	舞鶴市	岡田由里安田	c1	c2	C	0.30	
202	0033	舞鶴市	西方寺尾佐	c1	b2	C	0.30	
202	0034	舞鶴市	西方寺仏谷	c1	c2	C	0.54	
202	0035	舞鶴市	下見谷寺尾	c1	c2	C	0.42	
202	0036	舞鶴市	下見谷西谷	c1	c2	C	0.90	
202	0037	舞鶴市	西方寺	c1	b2	C	1.44	
202	0038	舞鶴市	下見谷入道	c1	c2	C	0.48	
202	0039	舞鶴市	上漆原奥山	c1	c2	C	0.90	
202	0040	舞鶴市	上漆原上ノ奥	c1	c2	C	0.30	
202	0041	舞鶴市	上漆原剛谷	c1	a2	B	0.54	
202	0042	舞鶴市	上漆原真奥	c1	a2	B	1.08	
202	0043	舞鶴市	長谷森	c1	c2	C	0.48	
202	0044	舞鶴市	長谷森	c1	a2	B	0.36	
202	0045	舞鶴市	下漆原稗谷	c1	c2	C	0.42	
202	0046	舞鶴市	河原野谷	c1	c2	C	0.54	
202	0047	舞鶴市	蒲江白嶋	a1	c2	B	0.54	
202	0048	舞鶴市	蒲江小首	c1	a2	B	0.42	
202	0049	舞鶴市	水間小浅	c1	b2	C	0.54	
202	0050	舞鶴市	水間	c1	b2	C	0.18	

危険地区 番号		位置		危険度 崩壊土砂	被災危険度	危険地区の 危険度	面積 (ha)	備考
市町村	地区	市町村	字					
202	0051	舞鶴市	水間桜	b1	c2	C	0.30	
202	0052	舞鶴市	上東滝尻	c1	c2	C	0.36	
202	0053	舞鶴市	久田美幕谷	c1	c2	C	0.54	
202	0054	舞鶴市	大川滝ノ口	c1	c2	C	0.42	
202	0055	舞鶴市	久田美奥山	c1	c2	C	1.80	
202	0056	舞鶴市	久田美峠	c1	c2	C	0.81	
202	0057	舞鶴市	久田美下倉	c1	b2	C	0.81	
202	0058	舞鶴市	八戸地奥山	c1	c2	C	1.44	
202	0059	舞鶴市	丸田西波坂	c1	c2	C	0.60	
202	0060	舞鶴市	和江ニイダ	b1	c2	C	0.42	
202	0061	舞鶴市	和江スヘケ谷	b1	c2	C	0.78	
202	0062	舞鶴市	下安久二尾ノ奥	c1	c2	C	0.42	
202	0063	舞鶴市	上安久安久谷	c1	a2	B	0.42	
202	0064	舞鶴市	上安久緑生谷	c1	a2	B	0.42	
202	0065	舞鶴市	上安大ヒジ	c1	a2	B	0.36	
202	0066	舞鶴市	上安幕谷	b1	b2	B	0.48	
202	0067	舞鶴市	上安吉奥	c1	a2	B	0.30	
202	0068	舞鶴市	清道向山	c1	a2	B	0.36	
202	0069	舞鶴市	和田	b1	a2	A	0.48	
202	0070	舞鶴市	天台南谷	a1	a2	A	0.48	
202	0071	舞鶴市	天台足谷	b1	a2	A	0.48	
202	0072	舞鶴市	福来奥谷	c1	a2	B	0.54	
202	0073	舞鶴市	万願寺北谷	c1	a2	B	0.54	
202	0074	舞鶴市	今田湯舟	c1	a2	B	1.53	
202	0075	舞鶴市	今田円明	c1	c2	C	0.42	
202	0076	舞鶴市	別所東谷	c1	a2	B	0.30	
202	0077	舞鶴市	上根滝ヶ谷	c1	b2	C	1.26	
202	0078	舞鶴市	寺田柿木迫	c1	b2	C	0.72	
202	0079	舞鶴市	寺田リオスケ谷	c1	c2	C	1.71	
202	0080	舞鶴市	白滝奥山ヒシロ	c1	b2	C	1.17	
202	0081	舞鶴市	白滝橋谷ヒナタ	c1	c2	C	1.44	
202	0082	舞鶴市	岸谷女子	c1	c2	C	0.96	
202	0083	舞鶴市	岸谷黒滝	b1	c2	C	0.66	
202	0084	舞鶴市	岸谷年梨	b1	c2	C	0.78	
202	0085	舞鶴市	岸谷神ノ奥	b1	b2	B	0.48	
202	0086	舞鶴市	岸谷滝ヶ谷	b1	a2	A	0.48	
202	0087	舞鶴市	岸谷西ヶ谷	a1	a2	A	0.99	
202	0088	舞鶴市	別所登尾	a1	c2	B	0.72	
202	0089	舞鶴市	池ノ内下中ノ谷	c1	b2	C	1.80	
202	0090	舞鶴市	池ノ内下見内谷西	c1	b2	C	1.35	
202	0091	舞鶴市	真倉橋谷	b1	c2	C	0.90	
202	0092	舞鶴市	京田真谷	c1	a2	B	0.36	
202	0093	舞鶴市	十倉トチ谷	c1	a2	B	0.66	
202	0094	舞鶴市	真倉下近	b1	b2	B	0.54	
202	0095	舞鶴市	真倉ショウトク谷	b1	b2	B	0.30	
202	0096	舞鶴市	真倉富ヶ谷	b1	b2	B	0.36	
202	0097	舞鶴市	真倉葬谷	b1	b2	B	0.66	
202	0098	舞鶴市	女布アサゴ	c1	a2	B	0.42	
202	0099	舞鶴市	女布大谷口	c1	a2	B	0.42	
202	0100	舞鶴市	城屋オク山	c1	a2	B	0.72	
202	0101	舞鶴市	城屋オク山	c1	a2	B	0.30	
202	0102	舞鶴市	城屋ヒウラ	c1	c2	C	0.96	
202	0103	舞鶴市	城屋河原	b1	c2	C	0.36	

危険地区 番号		位置		危険度 崩壊土砂	被災危険度	危険地区の 危険度	面積 (ha)	備考
市町村	地区	市町村	字					
202	0104	舞鶴市	上福井大畑	c1	a2	B	0.30	
202	0105	舞鶴市	上福井奥殿	c1	c2	C	0.48	
202	0106	舞鶴市	喜多千坂	c1	a2	B	0.45	
202	0107	舞鶴市	大君柳谷	c1	c2	C	0.60	
202	0108	舞鶴市	大君馬ヶ谷	c1	b2	C	0.36	
202	0109	舞鶴市	吉田カマジ	c1	a2	B	0.48	
202	0110	舞鶴市	吉田大畑	c1	a2	B	0.48	
202	0111	舞鶴市	青井カキ山	c1	c2	C	0.90	
202	0112	舞鶴市	白杉オク	b1	a2	A	0.48	
202	0113	舞鶴市	朝来中奥山	c1	a2	B	1.35	
202	0114	舞鶴市	朝来中今谷	a1	c2	B	0.90	
202	0115	舞鶴市	朝来中石浦谷	b1	c2	C	0.81	
202	0116	舞鶴市	登尾細谷	c1	b2	C	0.48	
202	0117	舞鶴市	登尾鳥越	c1	c2	C	0.96	
202	0118	舞鶴市	登尾後ヶ谷	c1	b2	C	1.08	
202	0119	舞鶴市	大波下岩鼻	c1	a2	B	0.66	
202	0120	舞鶴市	大波上西谷	a1	a2	A	0.48	
202	0121	舞鶴市	大波上雲原	c1	b2	C	0.48	
202	0122	舞鶴市	泉源寺坊中	b1	a2	A	0.33	
202	0123	舞鶴市	泉源寺倉谷	a1	a2	A	0.33	
202	0124	舞鶴市	松尾西芳田	c1	c2	C	0.51	
202	0125	舞鶴市	松尾下大門	c1	c2	C	0.42	
202	0126	舞鶴市	吉坂中谷	c1	c2	C	0.21	
202	0127	舞鶴市	吉野奥山	c1	a2	B	0.21	
202	0128	舞鶴市	鹿原桜谷	c1	a2	B	0.30	
202	0129	舞鶴市	鹿原桜谷	c1	b2	C	0.24	
202	0130	舞鶴市	鹿原西ノ谷	b1	b2	B	0.48	
202	0131	舞鶴市	小倉荒神	b1	c2	C	0.54	
202	0132	舞鶴市	多門院多門奥	b1	a2	A	0.33	
202	0133	舞鶴市	多門院多門奥	c1	b2	C	0.18	
202	0134	舞鶴市	多門院オソノロ	c1	c2	C	1.08	
202	0135	舞鶴市	多門院大口	a1	a2	A	0.78	
202	0136	舞鶴市	多門院胡麻	a1	c2	B	0.39	
202	0137	舞鶴市	多門院池ノ谷	c1	c2	C	0.12	
202	0138	舞鶴市	多門院材木奥	b1	a2	A	0.40	
202	0139	舞鶴市	多門院吉困	b1	a2	A	0.33	
202	0140	舞鶴市	多門院黒郡谷	b1	c2	C	0.39	
202	0141	舞鶴市	堂奥稲谷	b1	c2	C	0.33	
202	0142	舞鶴市	堂奥大谷	b1	c2	C	0.39	
202	0143	舞鶴市	小倉但馬谷	b1	c2	C	0.99	
202	0144	舞鶴市	行永芥子谷	b1	a2	A	0.45	
202	0145	舞鶴市	行永菅谷	c1	a2	B	0.30	
202	0146	舞鶴市	溝尻宮谷	c1	a2	B	0.36	
202	0147	舞鶴市	木ノ下菅坂	c1	c2	C	0.90	
202	0148	舞鶴市	与保呂	a1	a2	A	0.60	
202	0149	舞鶴市	与保呂滝ヶ谷	b1	a2	A	1.80	
202	0150	舞鶴市	与保呂高ノス	b1	a2	A	1.80	
202	0151	舞鶴市	与保呂蜂ガメ谷	b1	a2	A	1.80	
202	0152	舞鶴市	与保呂焼黒	b1	a2	A	1.80	
202	0153	舞鶴市	与保呂芦ノ町	c1	a2	B	0.84	
202	0154	舞鶴市	与保呂羽賀谷	b1	c2	C	0.48	
202	0155	舞鶴市	与保呂立原	c1	c2	C	0.60	
202	0156	舞鶴市	与保呂青路	c1	c2	C	0.42	

危険地区 番号		位置		危険度 崩壊土砂	被災危険度	危険地区の 危険度	面積 (ha)	備考
市町村	地区	市町村	字					
202	0157	舞鶴市	森大谷	b1	a2	A	0.36	
202	0158	舞鶴市	行永見谷	b1	c2	C	0.60	
202	0159	舞鶴市	行永見日	b1	c2	C	0.54	
202	0160	舞鶴市	常椿	c1	a2	B	0.48	
202	0161	舞鶴市	木ノ下桜谷	c1	a2	B	0.51	
202	0162	舞鶴市	和田西ノ谷	b1	a2	A	0.60	
202	0163	舞鶴市	余部上後山	c1	b2	C	0.18	
202	0164	舞鶴市	成生成生谷	c1	b2	C	0.18	
202	0165	舞鶴市	成生葦ヶ谷	c1	c2	C	0.54	
202	0166	舞鶴市	大山森上	b1	c2	C	0.42	
202	0167	舞鶴市	大山村奥	b1	a2	A	0.36	
202	0168	舞鶴市	大山村奥	a1	a2	A	0.45	
202	0169	舞鶴市	田井ハイ坂	a1	a2	A	0.30	
202	0170	舞鶴市	栃尾滝ノ尻	c1	a2	B	0.60	
202	0171	舞鶴市	栃尾深谷	b1	c2	C	0.78	
202	0172	舞鶴市	河辺原トウ谷	b1	c2	C	0.30	
202	0173	舞鶴市	観音寺後路	c1	a2	B	0.78	
202	0174	舞鶴市	西屋増屋	b1	a2	A	0.30	
202	0175	舞鶴市	室牛村奥	a1	a2	A	0.60	
202	0176	舞鶴市	河辺原上ノ山	b1	a2	A	0.66	
202	0177	舞鶴市	栃尾小谷	c1	c2	C	0.66	
202	0178	舞鶴市	多称寺谷ノ城	c1	c2	C	0.27	
202	0179	舞鶴市	多称寺岩尾谷	c1	c2	C	0.36	
202	0180	舞鶴市	赤野柿立	c1	a2	B	0.18	
202	0181	舞鶴市	河辺原村奥	c1	a2	B	0.33	
202	0182	舞鶴市	大丹生火ノ口	b1	c2	C	0.45	
202	0183	舞鶴市	大丹生ショウガ谷	c1	c2	C	0.60	
202	0184	舞鶴市	平大谷	b1	a2	A	0.48	
202	0185	舞鶴市	佐波賀垣谷	c1	a2	B	0.27	
202	0186	舞鶴市	佐波賀財ム局	a1	c2	B	0.30	
202	0187	舞鶴市	佐波賀庵ノ上	b1	a2	A	0.42	
202	0188	舞鶴市	大丹生仲ノウ	b1	c2	C	0.60	
202	0189	舞鶴市	大丹生サイノ上	b1	c2	C	0.48	
202	0190	舞鶴市	瀬崎奥谷	c1	a2	B	0.48	
202	0191	舞鶴市	瀬崎日之口	b1	a2	A	0.78	
202	0192	舞鶴市	三浜青空	c1	c2	C	1.08	
202	0193	舞鶴市	三浜里道	b1	c2	C	0.33	
202	0194	舞鶴市	野原家ノ奥	c1	a2	B	0.42	
202	0195	舞鶴市	小橋野原地	b1	a2	A	0.39	
202	0196	舞鶴市	野原山田	b1	c2	C	1.74	
202	0197	舞鶴市	小橋大谷	b1	a2	A	0.60	
202	0198	舞鶴市	福来砂波	c1	a2	B	0.27	
202	0199	舞鶴市	鹿原小屋ヶ谷	b1	a2	A	0.72	
202	0200	舞鶴市	小橋コビコ	b1	a2	A	0.54	
202	0201	舞鶴市	多称寺山ツリガル	b1	c2	C	0.42	
202	0202	舞鶴市	今田	c1	a2	B	0.42	
202	0203	舞鶴市	神崎	c1	c2	C	0.48	
202	0204	舞鶴市	木ノ下	c1	c2	C	1.44	
202	0205	舞鶴市	別所	c1	c2	C	0.30	
202	0206	舞鶴市	行永赤迫	c1	a2	B	0.18	
202	0207	舞鶴市	久田美	a1	c2	B	0.48	
202	0208	舞鶴市	行永椿	b1	a2	A	0.60	
202	0209	舞鶴市	野原北山	c1	c2	C	0.78	

危険地区		位置		危険度 崩壊土砂	被災危険度	危険地区の 危険度	面積 (ha)	備考
番号		市町村	字					
市町村	地区							
202	0210	舞鶴市	河辺中千田	a1	c2	B	1.20	
202	0211	舞鶴市	桑飼下	c1	a2	B	1.98	
202	0212	舞鶴市	久田美真壁	c1	c2	C	0.60	
202	0213	舞鶴市	久田美真壁	c1	a2	B	0.90	
202	0214	舞鶴市	西方寺	b1	c2	C	9.00	
202	0215	舞鶴市	高野由里八田谷	b1	a2	A	0.36	
202	0216	舞鶴市	下見谷	c1	c2	C	0.27	
202	0217	舞鶴市	河原	c1	c2	C	0.32	
202	0218	舞鶴市	下東佐織谷	b1	c2	C	0.32	
202	0219	舞鶴市	志高尾ノ内	b1	a2	A	0.09	

(1) 崩壊土砂流出危険地区の危険度の判定

ア 崩壊土砂流出危険地区と判定された調査対象区について、「表—1 崩壊土砂流出危険度判定表」により崩壊土砂流出危険度を判定する。

イ 2の(1)のアの調査によって、山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を判定した結果、溪流の出口に最も近い位置で、c1以上の危険度を持つメッシュ又は地すべりが存在する直下の溪流の地点から2キロメートル以内にある公共施設等の種類及び数量を用いて「表—2 被災危険度判定表」により被災危険度を判定する。

ウ ア及びイの判定結果及び「表—3 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表」により、崩壊土砂流出危険地区の危険度を判定する。

表—1 崩壊土砂流出危険度判定表

危険度	危険度点数
a1	140点以上
b1	120点以上 140点未満
c1	100点以上 120点未満

表—2 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共施設（道路を除く）又は、10戸以上の人家がある場合
b2	5戸以上 10戸未満の人家がある場合
c2	5戸未満の人家又は道路がある場合

表—3 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	a1—a2、a1—b2、b1—a2
B	a1—c2、b1—b2、c1—a2
C	b1—c2、c1—c2、c1—b2

(2) 崩壊土砂流出危険度点数表

調査項目	区分	点数
荒廃発生源の崩壊（地すべり）危険度	a1	56
	b1	48
	c1	40
	d1	0
転石の混入割合	10%未満	0
	10%以上 20%未満	5
	20%以上 30%未満	20
	30%以上	9
荒廃発生源直下の溪床勾配	9° 未満	0
	9° 以上 14° 未満	5
	14° 以上 19° 未満	14
	19° 以上	27
崩壊土砂流出区間の延長	200m未満	0
	200m以上 500m未満	14
	500m以上	37
平均溪床勾配	5° 未満	0
	5° 以上 8° 未満	8
	8° 以上 11° 未満	16
	11° 以上 16° 未満	24
	16° 以上	30

注 d1: 荒廃発生源の崩壊危険度が100点未満のもの及び地すべり危険度がa1、b1、c1以外のもの。

◎ 山腹崩壊危険地区一覧表

(令和3年3月31日現在)

危険地区		位置		山腹崩壊 危険度	被災危険度	危険地区の 危険度	危険地区面 積 (ha)	備考
番号		市町村	字					
市町村	地区							
202	1	舞鶴市	大俣梅谷	a1	b2	A	8	
202	2	舞鶴市	大俣梅谷	b1	c2	C	1	
202	3	舞鶴市	大俣赤石	b1	c2	C	1	
202	4	舞鶴市	大俣樋尻谷	a1	c2	B	2	
202	5	舞鶴市	大俣洞中	b1	c2	C	1	
202	6	舞鶴市	地頭平迫	a1	c2	B	4	
202	7	舞鶴市	地頭諏訪ノ内	a1	a2	A	2	
202	8	舞鶴市	地頭森安	b1	a2	A	1	
202	9	舞鶴市	地頭ニヤノ下小迫	a1	a2	A	5	
202	10	舞鶴市	大俣古河	a1	c2	B	1	
202	11	舞鶴市	大俣古河	c1	a2	B	1	
202	12	舞鶴市	大俣惣谷	a1	c2	B	1	
202	13	舞鶴市	大俣惣谷	c1	c2	C	2	
202	14	舞鶴市	大俣惣谷	b1	c2	C	1	
202	15	舞鶴市	大俣深田	b1	b2	B	1	
202	16	舞鶴市	大俣戸尻	a1	a2	A	12	
202	17	舞鶴市	大俣梅谷	a1	c2	B	7	
202	18	舞鶴市	地頭普甲谷	c1	b2	C	1	
202	19	舞鶴市	地頭安田	c1	c2	C	1	
202	20	舞鶴市	地頭安田	b1	c2	C	1	
202	21	舞鶴市	地頭大坪	a1	b2	A	2	
202	22	舞鶴市	地頭梅谷	c1	c2	C	4	
202	23	舞鶴市	地頭梅谷	c1	c2	C	1	
202	24	舞鶴市	滝ヶ字呂飛石	a1	c2	B	6	
202	25	舞鶴市	滝ヶ字呂五分谷	a1	a2	A	7	
202	26	舞鶴市	滝ヶ字呂平道上	c1	c2	C	2	
202	27	舞鶴市	滝ヶ字呂小曹浦谷	a1	c2	B	2	
202	28	舞鶴市	滝ヶ字呂妙ヶ谷	c1	c2	C	1	
202	29	舞鶴市	滝ヶ字呂長右衛門屋敷	a1	c2	B	2	
202	30	舞鶴市	滝ヶ字呂大岩	c1	c2	C	1	
202	31	舞鶴市	滝ヶ字呂清水ノ上	b1	c2	C	3	
202	32	舞鶴市	滝ヶ字呂泉水奥	a1	c2	B	7	
202	33	舞鶴市	滝ヶ字呂十六迫	b1	c2	C	2	
202	34	舞鶴市	桑飼上狭迫	c1	b2	C	1	
202	35	舞鶴市	桑飼上宇谷	c1	a2	B	1	
202	36	舞鶴市	桑飼上宇谷	c1	a2	B	1	
202	37	舞鶴市	桑飼上宇谷	b1	a2	A	3	
202	38	舞鶴市	桑飼上笠垣	b1	b2	B	7	
202	39	舞鶴市	桑飼下笠森ヶ谷	a1	a2	A	6	
202	40	舞鶴市	桑飼下ショウリズカ	c1	b2	C	3	
202	41	舞鶴市	桑飼下小原	a1	b2	A	2	
202	42	舞鶴市	桑飼下原谷	b1	a2	A	3	
202	43	舞鶴市	桑飼下小嶋	c1	a2	B	1	
202	44	舞鶴市	桑飼上小原	c1	a2	B	1	
202	45	舞鶴市	桑飼上小原	a1	b2	A	1	
202	46	舞鶴市	桑飼上大呂	a1	c2	B	8	
202	47	舞鶴市	桑飼上大呂	a1	c2	B	6	
202	48	舞鶴市	桑飼上大呂	b1	c2	C	1	
202	49	舞鶴市	岡田由里安田	b1	c2	C	1	
202	50	舞鶴市	岡田由里安田	c1	b2	C	1	

危険地区		位置		山腹崩壊 危険度	被災危険度	危険地区の 危険度	危険地区面 積 (ha)	備考
番号		市町村	字					
市町村	地区							
202	51	舞鶴市	西方寺ウツギ谷	b1	b2	B	2	
202	52	舞鶴市	西方寺五明	c1	a2	B	1	
202	53	舞鶴市	西方寺馬場	c1	a2	B	1	
202	54	舞鶴市	西方寺田尻	b1	c2	C	1	
202	55	舞鶴市	西方寺宮ノ市	a1	b2	A	1	
202	56	舞鶴市	岡田由里山栃	b1	a2	A	1	
202	57	舞鶴市	岡田由里山栃	b1	c2	C	1	
202	58	舞鶴市	岡田由里荒張	a1	a2	A	3	
202	59	舞鶴市	岡田由里カウゲス	a1	b2	A	8	
202	60	舞鶴市	富室岸本	c1	a2	B	1	
202	61	舞鶴市	富室岸本	b1	a2	A	2	
202	62	舞鶴市	富室中村	c1	b2	C	1	
202	63	舞鶴市	富室中村	c1	a2	B	1	
202	64	舞鶴市	富室中村	c1	b2	C	1	
202	65	舞鶴市	富室中村	a1	a2	A	3	
202	66	舞鶴市	西方寺尾佐	c1	c2	C	2	
202	67	舞鶴市	西方寺嘉市	a1	c2	B	10	
202	68	舞鶴市	西方寺北	b1	c2	C	3	
202	69	舞鶴市	西方寺茅ノ家奥	b1	c2	C	1	
202	70	舞鶴市	河原西山	a1	a2	A	4	
202	71	舞鶴市	下見谷寺尾	a1	a2	A	4	
202	72	舞鶴市	下見谷寺尾	c1	c2	C	2	
202	73	舞鶴市	下見谷大城宮	c1	a2	B	1	
202	74	舞鶴市	下見谷宮前	c1	b2	C	2	
202	75	舞鶴市	上漆原岩尾	b1	b2	B	1	
202	76	舞鶴市	上漆原館	c1	c2	C	1	
202	77	舞鶴市	上漆原鎌倉	a1	c2	B	4	
202	78	舞鶴市	上漆原カマタニ	b1	b2	B	2	
202	79	舞鶴市	上漆原長橋	a1	a2	A	3	
202	80	舞鶴市	下漆原尾佐	c1	c2	C	1	
202	81	舞鶴市	下漆原尾佐	c1	a2	B	1	
202	82	舞鶴市	下漆原清水	a1	b2	A	3	
202	83	舞鶴市	下漆原清水	b1	c2	C	1	
202	84	舞鶴市	下漆原釘貫	a1	c2	B	1	
202	85	舞鶴市	下漆原梨本	b1	b2	B	3	
202	86	舞鶴市	下見谷寺尾	a1	c2	B	4	
202	87	舞鶴市	下見谷大城宮	a1	c2	B	1	
202	88	舞鶴市	下見谷入道	a1	c2	B	1	
202	89	舞鶴市	長谷森	a1	a2	A	1	
202	90	舞鶴市	長谷森	b1	c2	C	1	
202	91	舞鶴市	蒲江小島	a1	a2	A	7	
202	92	舞鶴市	蒲江尼ヶ坂	c1	a2	B	1	
202	93	舞鶴市	蒲江和田奥	b1	c2	C	1	
202	94	舞鶴市	蒲江北谷	a1	b2	A	18	
202	95	舞鶴市	油江小谷	a1	b2	A	1	
202	96	舞鶴市	油江高奥	a1	a2	A	7	
202	97	舞鶴市	西神崎小滝	a1	a2	A	4	
202	98	舞鶴市	東神崎長坂	a1	b2	A	18	
202	99	舞鶴市	水間土佐	a1	b2	A	2	
202	100	舞鶴市	水間中西	b1	a2	A	4	
202	101	舞鶴市	水間高屋	a1	a2	A	3	
202	102	舞鶴市	中山一ノ丸	c1	c2	C	1	
202	103	舞鶴市	下東寺ノ谷	a1	b2	A	4	

危険地区 番号		位置		山腹崩壊 危険度	被災危険度	危険地区の 危険度	危険地区面 積 (ha)	備考
市町村	地区	市町村	字					
202	104	舞鶴市	三日市因福谷	a1	a2	A	2	
202	105	舞鶴市	三日市奥谷	a1	a2	A	1	
202	106	舞鶴市	三日市奥谷	a1	a2	A	2	
202	107	舞鶴市	三日市由里下	a1	b2	A	2	
202	108	舞鶴市	三日市由里下、藤津	a1	b2	A	3	
202	109	舞鶴市	上東峠	a1	a2	A	2	
202	110	舞鶴市	上東峠	c1	c2	C	1	
202	111	舞鶴市	上東和田	b1	a2	A	1	
202	112	舞鶴市	上東和田	b1	a2	A	2	
202	113	舞鶴市	上東臼井	b1	b2	B	1	
202	114	舞鶴市	上東フルイ	c1	a2	B	1	
202	115	舞鶴市	下東坂ノ谷	b1	a2	A	3	
202	116	舞鶴市	志高薬師	a1	a2	A	3	
202	117	舞鶴市	志高長野	a1	a2	A	4	
202	118	舞鶴市	志高館	a1	a2	A	3	
202	119	舞鶴市	志高間	a1	b2	A	2	
202	120	舞鶴市	志高間	a1	a2	A	2	
202	121	舞鶴市	志高間	c1	a2	B	1	
202	122	舞鶴市	志高碓山	c1	b2	C	1	
202	123	舞鶴市	大川狐尾	c1	a2	B	2	
202	124	舞鶴市	大川薬師谷	a1	a2	A	1	
202	125	舞鶴市	大川山添	a1	a2	A	7	
202	126	舞鶴市	久田美日向	b1	c2	C	1	
202	127	舞鶴市	久田美日向	b1	c2	C	1	
202	128	舞鶴市	久田美日向	a1	a2	A	1	
202	129	舞鶴市	久田美日向	c1	b2	C	2	
202	130	舞鶴市	久田美日向	b1	a2	A	1	
202	131	舞鶴市	久田美真壁谷	a1	c2	B	1	
202	132	舞鶴市	久田美下倉	a1	a2	A	3	
202	133	舞鶴市	久田美中島	a1	c2	B	1	
202	134	舞鶴市	久田美中島	a1	b2	A	1	
202	135	舞鶴市	久田美中地	a1	a2	A	2	
202	136	舞鶴市	久田美下地	a1	a2	A	1	
202	137	舞鶴市	八田イナイ	c1	a2	B	1	
202	138	舞鶴市	八田宮ノ谷	a1	a2	A	2	
202	139	舞鶴市	八戸地コヨリ	a1	a2	A	7	
202	140	舞鶴市	八戸地上ノ山	c1	a2	B	1	
202	141	舞鶴市	八戸地小倉	c1	c2	C	1	
202	142	舞鶴市	八戸地小倉	a1	c2	B	2	
202	143	舞鶴市	丸田西木船	a1	a2	A	8	
202	144	舞鶴市	丸田西北ヶ谷	b1	a2	A	2	
202	145	舞鶴市	丸田西天神	b1	a2	A	1	
202	146	舞鶴市	丸田西宮ノ谷	c1	a2	B	1	
202	147	舞鶴市	丸田東朝宮	c1	b2	C	1	
202	148	舞鶴市	丸田東北ヶ由里	c1	c2	C	1	
202	149	舞鶴市	丸田東齊宮	a1	c2	B	6	
202	150	舞鶴市	和江宮ヶハナ	a1	a2	A	2	
202	151	舞鶴市	和江奥村	a1	b2	A	4	
202	152	舞鶴市	和江向山	a1	c2	B	5	
202	153	舞鶴市	和江的場	c1	a2	B	1	
202	154	舞鶴市	和江和田	c1	c2	C	2	
202	155	舞鶴市	和江山吹	b1	c2	C	1	
202	156	舞鶴市	下安久栗ノ上	b1	b2	B	1	

危険地区		位置		山腹崩壊 危険度	被災危険度	危険地区の 危険度	危険地区面 積 (ha)	備考
番号		市町村	字					
市町村	地区							
202	157	舞鶴市	下安久笹山	a1	a2	A	5	
202	158	舞鶴市	下安久小坂奥	c1	a2	B	1	
202	159	舞鶴市	下安久滝和田	a1	a2	A	3	
202	160	舞鶴市	下安久奥ノ谷	c1	a2	B	2	
202	161	舞鶴市	上安久奥ノ谷	c1	c2	C	1	
202	162	舞鶴市	上安	b1	a2	A	1	
202	163	舞鶴市	上安荒神	c1	a2	B	1	
202	164	舞鶴市	上安荒神	c1	a2	B	1	
202	165	舞鶴市	上安大迫	c1	a2	B	1	
202	166	舞鶴市	上安桑迫	b1	c2	C	2	
202	167	舞鶴市	上安宮谷	c1	a2	B	1	
202	168	舞鶴市	清道榎垣	c1	a2	B	1	
202	169	舞鶴市	清道瀬谷	c1	b2	C	2	
202	170	舞鶴市	清道向山	c1	c2	C	1	
202	171	舞鶴市	福来岡ノ谷	c1	a2	B	1	
202	172	舞鶴市	福来ダン	c1	b2	C	3	
202	173	舞鶴市	福来大城谷	c1	a2	B	1	
202	174	舞鶴市	倉谷カジヤ前	c1	a2	B	1	
202	175	舞鶴市	倉谷奥ノ谷	b1	a2	A	1	
202	176	舞鶴市	伊佐津荒神	a1	a2	A	2	
202	177	舞鶴市	万願寺曹浦谷	c1	a2	B	1	
202	178	舞鶴市	万願寺上ノ山	c1	a2	B	1	
202	179	舞鶴市	万願寺フトエ	c1	c2	C	1	
202	180	舞鶴市	今田上殿	a1	a2	A	3	
202	181	舞鶴市	今田北平畑	a1	a2	A	14	
202	182	舞鶴市	今田駒谷	b1	a2	A	3	
202	183	舞鶴市	今田堂ヶ鼻	c1	a2	B	1	
202	184	舞鶴市	布敷城野	a1	a2	A	8	
202	185	舞鶴市	布敷三田押	b1	a2	A	7	
202	186	舞鶴市	布敷上ノ山	c1	a2	B	2	
202	187	舞鶴市	別所寺尾	a1	a2	A	13	
202	188	舞鶴市	上根財ノ上	a1	a2	A	5	
202	189	舞鶴市	寺田村ノ上	a1	a2	A	10	
202	190	舞鶴市	白滝アンノオク	a1	a2	A	6	
202	191	舞鶴市	白滝カンジリ	a1	b2	A	4	
202	192	舞鶴市	岸谷小女子	a1	a2	A	6	
202	193	舞鶴市	岸谷西ヶ谷	a1	a2	A	7	
202	194	舞鶴市	今田広井	a1	a2	A	2	
202	195	舞鶴市	堀棒谷	a1	c2	B	3	
202	196	舞鶴市	池ノ内下ツカモト	c1	c2	C	1	
202	197	舞鶴市	池ノ内下小迫谷	c1	a2	B	1	
202	198	舞鶴市	池ノ内下大迫	b1	a2	A	1	
202	199	舞鶴市	池ノ内下高上	b1	a2	A	1	
202	200	舞鶴市	池ノ内下湯谷	b1	b2	B	4	
202	201	舞鶴市	京田大島	a1	a2	A	1	
202	202	舞鶴市	十倉丸山	c1	a2	B	1	
202	203	舞鶴市	真倉ショウトク谷	a1	a2	A	4	
202	204	舞鶴市	真倉ナル	b1	b2	B	1	
202	205	舞鶴市	野村寺キシガ	b1	a2	A	4	
202	206	舞鶴市	野村寺善寿寺	c1	a2	B	1	
202	207	舞鶴市	高野由里垂水	a1	c2	B	1	
202	208	舞鶴市	高野由里岩鼻	a1	b2	A	1	
202	209	舞鶴市	野村寺福西	a1	a2	A	6	

危険地区 番号		位置		山腹崩壊 危険度	被災危険度	危険地区の 危険度	危険地区面 積 (ha)	備考
市町村	地区	市町村	字					
202	210	舞鶴市	野村寺東アマ谷	a1	c2	B	9	
202	211	舞鶴市	高野由里オクラ	a1	c2	B	3	
202	212	舞鶴市	高野由里中西	c1	a2	C	1	
202	213	舞鶴市	高野由里深迫	b1	a2	A	1	
202	214	舞鶴市	女布島ノ奥	c1	b2	C	4	
202	215	舞鶴市	城屋真壁	a1	c2	B	3	
202	216	舞鶴市	城屋大谷	a1	a2	A	3	
202	217	舞鶴市	城屋河原	a1	b2	A	9	
202	218	舞鶴市	城屋河原	a1	b2	A	13	
202	219	舞鶴市	城屋オク山	b1	b2	B	1	
202	220	舞鶴市	城屋ヒウラ	c1	c2	C	1	
202	221	舞鶴市	上福井西垣	c1	a2	B	1	
202	222	舞鶴市	下福井向山	c1	a2	B	1	
202	223	舞鶴市	下福井五斗	a1	b2	A	1	
202	224	舞鶴市	下福井五斗	c1	a2	B	1	
202	225	舞鶴市	下福井大野辺	a1	a2	A	7	
202	226	舞鶴市	下福井大野辺	a1	a2	A	2	
202	227	舞鶴市	引土寺ノ奥	a1	a2	A	2	
202	228	舞鶴市	引土寺ノ奥	a1	a2	A	3	
202	229	舞鶴市	引土寺ノ奥	a1	c2	B	5	
202	230	舞鶴市	上福井大谷	a1	a2	A	1	
202	231	舞鶴市	大君上迫	b1	a2	A	1	
202	232	舞鶴市	喜多安萩	c1	b2	C	1	
202	233	舞鶴市	喜多家奥	c1	a2	B	1	
202	234	舞鶴市	喜多家奥	b1	c2	C	1	
202	235	舞鶴市	青井青井谷	c1	a2	B	1	
202	236	舞鶴市	青井宮ノ上	a1	a2	A	2	
202	237	舞鶴市	白杉小和田	c1	a2	B	1	
202	238	舞鶴市	白杉由里	c1	c2	C	1	
202	239	舞鶴市	朝来中上山	a1	a2	A	3	
202	240	舞鶴市	朝来中上山	a1	a2	A	7	
202	241	舞鶴市	登尾兵呂谷	a1	b2	A	2	
202	242	舞鶴市	大波下開坂	c1	c2	C	2	
202	243	舞鶴市	大波下新笠	a1	a2	A	3	
202	244	舞鶴市	大波下東坪	a1	a2	A	2	
202	245	舞鶴市	大波上上山	a1	c2	B	16	
202	246	舞鶴市	大波上権右衛門奥	a1	b2	A	2	
202	247	舞鶴市	朝来中殿村	a1	a2	A	11	
202	248	舞鶴市	吉野アザミ	a1	a2	A	27	
202	249	舞鶴市	大波下向山	a1	a2	A	6	
202	250	舞鶴市	大波下平曾根	a1	a2	A	3	
202	251	舞鶴市	泉源寺日ヶ浦	b1	a2	A	1	
202	252	舞鶴市	泉源寺知中	b1	b2	B	4	
202	253	舞鶴市	市場竜宮	c1	a2	B	1	
202	254	舞鶴市	田中西角	c1	a2	B	1	
202	255	舞鶴市	田中矢谷	c1	a2	B	2	
202	256	舞鶴市	白屋堤	b1	a2	A	1	
202	257	舞鶴市	白屋池ヶ谷	c1	c2	C	1	
202	258	舞鶴市	白屋イセキ	c1	a2	B	1	
202	259	舞鶴市	安岡寄重	c1	a2	B	1	
202	260	舞鶴市	吉坂今谷	c1	a2	B	3	
202	261	舞鶴市	吉坂アバラ	c1	a2	B	1	
202	262	舞鶴市	鹿原ヨトク	c1	a2	B	1	

危険地区		位置		山腹崩壊 危険度	被災危険度	危険地区の 危険度	危険地区面 積 (ha)	備考
番号		市町村	字					
市町村	地区							
202	263	舞鶴市	鹿原弘法	c1	b2	C	1	
202	264	舞鶴市	鹿原下西ノ谷	c1	a2	B	1	
202	265	舞鶴市	吉坂西ヶ迫	c1	a2	B	1	
202	266	舞鶴市	堂ノ奥稲山	b1	b2	B	1	
202	267	舞鶴市	堂ノ奥小谷	c1	c2	C	1	
202	268	舞鶴市	堂ノ奥小谷	a1	c2	B	2	
202	269	舞鶴市	多門院ニイル	c1	b2	C	2	
202	270	舞鶴市	多門院東山	c1	a2	B	1	
202	271	舞鶴市	多門院多門奥	a1	b2	A	4	
202	272	舞鶴市	多門院大井川	b1	a2	A	3	
202	273	舞鶴市	市場	c1	a2	B	1	
202	274	舞鶴市	市場	c1	a2	B	1	
202	275	舞鶴市	市場	c1	c2	C	1	
202	276	舞鶴市	市場	c1	a2	B	1	
202	277	舞鶴市	小倉大向	a1	c2	B	2	
202	278	舞鶴市	溝尻風迫	c1	a2	B	1	
202	279	舞鶴市	溝尻六反田	c1	a2	B	2	
202	280	舞鶴市	溝尻コウ	c1	a2	B	1	
202	281	舞鶴市	堂ノ奥上ノ山	b1	a2	A	3	
202	282	舞鶴市	溝尻長谷山	c1	a2	B	3	
202	283	舞鶴市	浜片山	c1	a2	B	1	
202	284	舞鶴市	行永大迫	c1	a2	B	1	
202	285	舞鶴市	溝尻大迫	c1	a2	B	1	
202	286	舞鶴市	行永芥子谷	c1	b2	C	1	
202	287	舞鶴市	常	b1	b2	B	1	
202	288	舞鶴市	与保呂才垣	b1	a2	A	1	
202	289	舞鶴市	与保呂生水	a1	b2	A	3	
202	290	舞鶴市	森原谷	b1	a2	A	3	
202	291	舞鶴市	行永赤迫	c1	a2	B	2	
202	292	舞鶴市	常京月	b1	a2	A	4	
202	293	舞鶴市	木ノ下中谷	b1	a2	A	3	
202	294	舞鶴市	余部下	b1	a2	A	3	
202	295	舞鶴市	長浜宮谷	c1	a2	B	1	
202	296	舞鶴市	長浜宮谷	a1	a2	A	1	
202	297	舞鶴市	余部下高ソ	c1	a2	B	1	
202	298	舞鶴市	余部下合楽	c1	a2	B	2	
202	299	舞鶴市	余部下荒田	b1	a2	A	3	
202	300	舞鶴市	長浜加津良	a1	a2	A	3	
202	301	舞鶴市	長浜加津良	a1	a2	A	1	
202	302	舞鶴市	和田小向	b1	a2	A	1	
202	303	舞鶴市	和田家ノ上	c1	a2	B	1	
202	304	舞鶴市	和田川ノ上	a1	b2	A	2	
202	305	舞鶴市	余部宇柳	a1	a2	A	2	
202	306	舞鶴市	余部上小西	c1	a2	B	1	
202	307	舞鶴市	余部上柳谷	b1	a2	A	1	
202	308	舞鶴市	余部上下谷	a1	a2	A	2	
202	309	舞鶴市	余部上奥山	b1	a2	A	1	
202	310	舞鶴市	余部上奥山	c1	a2	B	1	
202	311	舞鶴市	余部上奥山	b1	b2	B	1	
202	312	舞鶴市	余部上奥山	b1	a2	A	1	
202	313	舞鶴市	余部上後山	c1	a2	B	1	
202	314	舞鶴市	余部上後山	c1	b2	C	1	
202	315	舞鶴市	余部上北安	b1	a2	A	1	

危険地区		位置		山腹崩壊 危険度	被災危険度	危険地区の 危険度	危険地区面 積 (ha)	備考
番号		市町村	字					
市町村	地区							
202	316	舞鶴市	余部下中貝	c1	a2	B	1	
202	317	舞鶴市	北吸北宿	c1	a2	B	1	
202	318	舞鶴市	北吸北宿	c1	a2	B	1	
202	319	舞鶴市	北吸糸	c1	a2	B	1	
202	320	舞鶴市	北吸糸	c1	a2	B	1	
202	321	舞鶴市	北吸糸	c1	a2	B	1	
202	322	舞鶴市	北吸糸	c1	a2	B	1	
202	323	舞鶴市	森羽崎	c1	b2	C	1	
202	324	舞鶴市	森駒谷	b1	a2	A	1	
202	325	舞鶴市	森北峠	c1	c2	C	1	
202	326	舞鶴市	成生宮ノ奥	a1	a2	A	2	
202	327	舞鶴市	田井家ノ上	c1	a2	B	3	
202	328	舞鶴市	田井鍋波	c1	c2	C	1	
202	329	舞鶴市	大山佐近田	a1	c2	B	4	
202	330	舞鶴市	河辺原相畑	c1	b2	C	1	
202	331	舞鶴市	河辺原ジキジキ	c1	b2	C	1	
202	332	舞鶴市	栃尾東高尾	a1	a2	A	7	
202	333	舞鶴市	赤野神子谷	c1	b2	C	1	
202	334	舞鶴市	中田片山	b1	a2	A	2	
202	335	舞鶴市	河辺中村奥	c1	b2	C	1	
202	336	舞鶴市	中田平林	a1	a2	A	9	
202	337	舞鶴市	大丹生シナギ	c1	a2	B	2	
202	338	舞鶴市	千歳コヤバシ	c1	c2	C	1	
202	339	舞鶴市	千歳大崎	c1	a2	B	1	
202	340	舞鶴市	千歳宮奥	c1	a2	B	3	
202	341	舞鶴市	赤野木坂	c1	b2	C	1	
202	342	舞鶴市	平塩屋	c1	c2	C	1	
202	343	舞鶴市	大丹生上ノ山	a1	a2	A	3	
202	344	舞鶴市	三浜青空	a1	a2	A	1	
202	345	舞鶴市	野原古道	a1	a2	A	4	
202	346	舞鶴市	野原北山	a1	b2	A	4	
202	347	舞鶴市	大山西山	a1	c2	B	1	
202	348	舞鶴市	余部上後山7	c1	a2	B	1	
202	349	舞鶴市	北吸糸	c1	a2	B	1	
202	350	舞鶴市	堀稻荷谷	c1	a2	B	1	
202	351	舞鶴市	安岡中山	c1	a2	B	1	
202	352	舞鶴市	和田5リンズイ	a1	a2	A	6	
202	353	舞鶴市	桑飼上狭迫	a1	a2	A	1	

( 1 ) 山腹崩壊危険地区の危険度の判定

ア 山腹崩壊危険地区と判定した調査対象地区について、「表—4 山腹崩壊危険度判定表」により山腹崩壊危険度を、「表—5 被災危険度判定表」により被災危険度を判定する。

イ アの判定結果に基づき「表—6 山腹崩壊危険地区の危険度判定表」により、山腹崩壊危険地区の危険度を判定する。

表—4 山腹崩壊危険度判定表

危険度	危険度点数が最高点のメッシュ点数
a 1	125 点以上
b 1	115 点以上 125 点未満
c 1	100 点以上 115 点未満

表—5 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a 2	公用若しくは公共施設（道路を除く）又は、10 戸以上の人家がある場合
b 2	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合
c 2	5 戸未満の人家又は道路がある場合

表—6 山腹崩壊危険地区の危険度判定

危険度	危険度点数
A	a1—a2、a1—b2、b1—a2
B	a1—c2、b1—b2、c1—a2
C	b1—c2、c1—c2、c1—b2

(2) 地質、地形及び林況による山腹崩壊危険度点数表

調査項目		単位	区 分	地 質					
				第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
1	傾斜	%	0~30	0	0	0	0	0	0
			31~50	6	22	13	12	37	14
			51~70	43	85	62	71	77	43
			71~90	71	85	74	85	85	71
			91~	85	71	85	71	71	85
2	縦断面形		凹形	28	28	28	14	14	28
			平滑	14	14	6	9	0	14
			複合	9	0	0	0	28	0
			凸形	0	14	14	28	6	0
3	横断面形	度	~150	14	28	28	28	28	28
			151~210	28	14	0	28	9	0
			211~	0	0	14	0	0	6
4	土層深	m	0.5m以下	0	0	0	0	0	0
			0.5m超~1.0m以下	9	6	6	6	6	9
			1.0m超~2.0m以下	14	14	14	14	14	14
			2.0m超	28	28	28	28	28	28
5	樹種		N	6	43	14	43	43	14
			L・NL	0	0	0	0	0	43
			その他	43	28	43	28	14	0
6	齡級		~2	28	71	71	62	57	71
			~4	0	71	57	71	71	48
			~8	23	11	11	14	28	14
			9~10	28	0	0	0	14	0
			11以上	71	14	6	0	0	14

注1 地質の区分は次による。

第1類 第四紀堆積物（シラス、火山堆積物、その他第四紀堆積物）

第2類 新第三紀層の堆積岩

第3類 古第三紀以前の堆積岩（古第三紀層、中生層、古生層）

第4類 火山岩（流紋岩、石英粗面岩、安山岩、玄武岩及びそれらの溶岩）

第5類 半深成岩・深成岩（花崗斑岩、石英斑岩、玢岩、輝緑岩、花崗岩、閃緑岩、斑糲岩等）

第6類 変成岩（動力及び接触変成岩、片岩類、蛇紋岩等）

2 第1類の傾斜について、メッシュ内に急崖がある場合は、91%以上とする。

3 樹種の区分は次による。

N : 針葉樹の混交歩合が75パーセント以上

L・NL : 針葉樹の混交歩合が75パーセント未満及び広葉樹

ただし、竹林はL・NLに含めるものとする。

4 竹林の齡級はメッシュ内又はその周辺の他の樹種の齡級とする。

5 無立木の齡級は、1齡級とする。

◎ 地すべり防止指定区域及び地すべり危険地区一覧表

【第2編 第4章 第3節 土砂災害等予防計画 関係資料】

(令和3年3月31日現在)

地すべり防止指定区域一覧表

地区名	所在地 (大字・小字)		面積	摘要
朝 代	西町、新町、紺屋、引土新、朝代、引土		7.92ha	昭和35年指定
大 山	大山	峠、森ノ上、佐近田	5.32	〃
合 計		2箇所		

地すべり危険地区一覧表

No.	危険地区(旧村)名	危険箇所数	備 考
1	志 楽	1	
2	朝 来	2	
3	東 大 浦	1	
4	西 大 浦	2	
5	岡 田 中	1	
計		7	

◎ 急傾斜地崩壊危険区域一覽表

【第2編 第4章 第3節 土砂災害等予防計画 關係資料】  
(平成30年2月28日現在)

《東地区》

番号	地区名	所在地	面積(ha)	摘要
1	荒田	舞鶴市字余部下	0.90	昭和45年度指定
	荒田	〃 字余部下	0.32	昭和57年度指定
	荒田Ⅱ	〃 字余部下	0.15	昭和60年度指定
2	橘	〃 字余部下	0.98	昭和56年度指定
	橘Ⅱ	〃 字余部下	0.15	昭和59年度指定
3	北吸	〃 字北吸	0.36	昭和56年度指定
	北吸Ⅱ	〃 字北吸	0.09	平成3年度指定
	北吸Ⅲ	〃 字北吸	0.75	平成9年度指定
4	大宮	〃 字行永	0.14	昭和57年度指定
	大宮Ⅱ	〃 字行永	0.09	昭和59年度指定
	大宮Ⅲ	〃 字行永	0.14	昭和59年度指定
5	栄町	〃 字余部下	0.06	昭和59年度指定
6	榎	〃 字余部上	0.95	昭和59年度指定
7	平	〃 字平	0.19	昭和60年度指定
8	奥母	〃 字余部上	3.13	平成5年度指定
	奥母Ⅱ	〃 字余部	0.33	平成18年2月21日指定
9	溝尻	〃 字溝尻梅谷、溝尻中町	0.53	昭和61年度指定
10	道芝	〃 字余部上	1.41	昭和62年度指定
	道芝Ⅱ	〃 字余部上	0.69	平成6年度指定
	道芝Ⅲ	〃 字余部上	1.23	平成9年度指定
	道芝Ⅳ	〃 字余部上	0.30	平成14年7月9日指定
11	余部上	〃 字余部上	1.08	昭和63年度指定
12	市場	〃 字市場	1.17	〃
13	大宮下	〃 字行永	0.08	平成元年度指定
14	片山	〃 字浜、行永	0.96	〃
15	下溝尻	〃 字溝尻	0.52	〃
16	双葉	〃 字余部下	1.12	平成4年度指定
17	加津良	〃 字長浜	0.48	平成8年度指定
18	千歳Ⅰ	〃 字千歳	0.62	〃
	千歳Ⅱ	〃 字千歳	0.46	平成12年度指定
19	西若宮	〃 字余部上	0.90	昭和62年3月28日指定
	西若宮	〃 字余部上	2.06	平成6年3月25日指定
20	大丹生	〃 字大丹生	0.98	平成19年9月7日指定
	大丹生Ⅱ	〃 字大丹生	2.11	平成26年8月1日指定
合計	20箇所			

《西地区》

番号	地区名	所在地	面積(ha)	摘要
1	朝 代	舞鶴市字朝代、西紺屋	7.20	昭和47年度指定
2	福 来	〃 字福来	1.90	昭和56年度指定
3	西 吉 原	〃 字下安久	0.75	昭和46年度指定
	西吉原Ⅱ	〃 字下安久	0.81	昭和49年度指定
4	西吉原Ⅱ (東吉原を含む)	〃 字西吉原	0.51	平成3年度指定
5	下 福 井	〃 字下福井	1.50	昭和56年度指定
6	今 田	〃 字今田	0.88	平成8年度指定
7	下 東	〃 字下東	2.51	平成11年度指定
8	下 安 久	〃 字下安久	0.99	平成12年度指定
9	富 室 I	〃 字富室	0.82	平成13年度指定
			0.32	平成16年度拡大
	富 室 II	〃 字富室	0.82	平成16年度指定
	富 室 III	〃 字富室	1.21	平成17年3月18日指定
10	岸 谷	〃 字岸谷	1.99	平成8年3月15日指定
11	白 杉	〃 字白杉	1.00	平成15年3月11日指定
12	八 田	〃 字八田	1.55	平成18年4月18日指定
13	久 田 美	〃 字久田美	2.95	平成19年10月12日指定
14	下 見 谷	〃 字下見谷	0.48	平成21年12月18日指定
15	西 方 寺	〃 字西方寺	0.64	平成22年10月5日指定
16	小 俣	〃 字地頭	0.57	平成23年9月9日指定
17	地 頭	〃 字地頭	1.54	平成23年5月20日指定
			0.41	平成24年12月21日指定
18	志 高	〃 字志高	2.40	平成26年8月19日指定
19	八 戸 地	〃 字八戸地	0.34	平成26年10月3日指定
20	小 原	〃 字桑飼下	0.86	平成27年12月25日指定
合 計		20箇所		

◎ 土砂災害警戒区域等指定一覧表

指定年月日	No.	指定区域	指定箇所数	内訳		
				急傾斜地	土石流	地滑り
平成20年3月25日	1	上漆原地区	30	19	11	0
	2	下漆原地区	37	22	15	0
	3	長谷地区	19	12	7	0
	4	下見谷地区	25	13	12	0
	小計		111	66	45	0
平成21年3月24日	5	西方寺地区	63	39	24	0
	6	河原地区	25	15	10	0
	7	岡田由里地区	67	42	25	0
	8	富室地区	53	26	27	0
	小計		208	122	86	0
平成22年3月12日	9	滝ヶ宇呂地区	15	6	9	0
	10	小俣地区	26	14	12	0
	11	地頭地区	30	17	13	0
	12	大俣地区	71	44	27	0
	13	上村地区	15	11	4	0
	14	小原地区	34	15	19	0
	15	宇谷地区	14	9	5	0
	16	桑飼下地区	29	16	13	0
	小計		234	132	102	0
平成23年3月29日	17	久田美地区	26	17	9	0
	18	真壁地区	39	27	12	0
	19	八戸地地区	10	6	4	0
	20	志高地区	39	23	16	0
	21	大川地区	11	7	4	0
	小計		125	80	45	0
平成24年3月21日	22	和江地区	15	10	5	0
	23	丸田東地区	13	8	5	0
	24	丸田西地区	16	10	6	0
	25	八田地区	3	2	1	0
	26	三日市地区	12	7	5	0
	27	上東地区	11	9	2	0
	28	下東地区	23	13	10	0
	29	水間地区	25	14	11	0
	30	水間下地区	5	3	2	0
	31	喜多地区	34	19	15	0
	32	大君地区	9	5	4	0
	33	吉田地区	11	7	4	0
	34	青井地区	6	3	3	0
	35	白杉地区	5	2	3	0
	36	中山地区	1	1	0	0
	37	蒲江地区	11	6	5	0
	38	油江地区	6	4	2	0
	39	東神崎地区	2	1	1	0
	40	西神崎地区	2	1	1	0
	小計		210	125	85	0

指定年月日	No.	指定区域	指定 箇所数	内訳		
				急傾斜地	土石流	地滑り
平成25年3月26日	41	大波下地区	16	7	9	0
	42	大波上地区	12	5	7	0
	43	朝来中地区	4	3	1	0
	44	白屋地区	7	5	2	0
	45	吉野地区	4	2	2	0
	46	登尾地区	10	4	6	0
	47	杉山地区	2	2	0	0
	48	笹部地区	1	1	0	0
	49	河辺中地区	3	1	2	0
	50	西屋地区	5	2	3	0
	51	室牛地区	2	0	2	0
	52	河辺由里地区	3	1	2	0
	53	観音寺地区	4	1	3	0
	54	河辺原地区	8	3	5	0
	55	栴尾地区	4	2	2	0
	56	大山地区	9	3	6	0
	57	田井地区	8	4	4	0
	58	成生地区	8	4	4	0
	59	野原地区	7	5	2	0
	60	中田地区	6	2	4	0
	61	赤野地区	12	5	7	0
	62	多称寺地区	1	1	0	0
	63	小橋地区	7	1	6	0
	64	三浜地区	2	2	0	0
	65	平地区	17	9	8	0
	66	佐波賀地区	15	6	9	0
	67	千歳地区	8	3	5	0
	68	大丹生地区	5	3	2	0
	69	瀬崎地区	8	2	6	0
	70	安岡地区	30	21	9	0
	71	吉坂地区	26	12	14	0
	72	鹿原西町地区	4	1	3	0
	73	高野由里地区	11	7	4	0
	74	野村時地区	11	5	6	0
	75	城屋地区	33	17	16	0
	76	布敷地区	4	3	1	0
小計			317	155	162	0

指定年月日	No.	指定区域	指定 箇所数	内訳		
				急傾斜地	土石流	地滑り
平成26年3月14日	77	多門院地区	22	7	15	0
	78	京月町地区	1	1	0	0
	79	京月東町地区	4	3	1	0
	80	常地区	6	4	2	0
	81	木ノ下地区	4	1	3	0
	82	与保呂地区	30	10	20	0
	83	田中町地区	11	5	6	0
	84	小倉地区	15	11	4	0
	85	鹿原地区	19	8	11	0
	86	松尾地区	6	5	1	0
	87	上福井地区	32	18	14	0
	88	下福井地区	14	8	6	0
	89	高野台地区	7	4	3	0
	90	真倉地区	32	14	18	0
	91	十倉地区	11	5	6	0
	92	万願寺地区	21	8	13	0
	93	堀地区	8	3	5	0
	94	池ノ内下地区	14	9	5	0
	95	別所地区	9	4	5	0
	96	上根地区	5	4	1	0
	97	寺田地区	9	5	4	0
	98	白滝地区	9	5	4	0
	99	岸谷地区	14	8	6	0
	100	今田地区	27	15	12	0
	101	天台地区	12	4	8	0
	102	天台団地地区	4	2	2	0
	103	清道地区	4	2	2	0
	104	清美が丘地区	5	3	2	0
小計			355	176	179	0
平成27年3月27日	105	泉源寺地区	31	15	16	0
	106	市場地区	30	13	17	0
	107	浜地区	6	6	0	0
	108	桃山町地区	5	3	2	0
	109	北吸地区	57	32	25	0
	110	行永地区	19	12	7	0
	111	長浜地区	39	22	17	0
	112	白浜台地区	3	3	0	0
	113	和田地区	34	14	20	0
	114	余部下地区	26	18	8	0
	115	上安久地区	16	10	6	0
	116	下安久地区	23	13	10	0
	117	東吉原地区	3	2	1	0
	118	西吉原地区	2	1	1	0
	119	西地区	4	2	2	0
	120	紺屋・引土新・朝代地区	3	1	1	1
	121	女布地区	14	6	8	0
	122	引土地区	15	6	9	0

指定年月日	No.	指定区域	指定箇所数	内訳		
				急傾斜地	土石流	地滑り
平成 27 年 3 月 27 日	123	境谷地区	8	3	5	0
	124	京田地区	9	4	5	0
	125	八反田南地区	1	1	0	0
	126	森地区	39	24	15	0
	127	堂奥地区	25	13	12	0
	128	溝尻地区	20	14	6	0
	129	矢之助地区	3	2	1	0
	130	上安・上安東地区	56	36	20	0
	131	昭和台地区	1	1	0	0
	132	福来地区	24	14	10	0
	133	倉谷地区	9	5	4	0
	小計		525	296	228	1
平成 27 年 5 月 29 日	134	大山地区	1	0	0	1
	135	観音寺地区	1	0	0	1
	136	余部下地区	4	2	2	0
	137	余部上地区	87	46	41	0
	138	今田地区	1	0	0	1
	139	別所地区	1	0	0	1
	140	西方寺地区	1	0	0	1
		小計		96	48	43
平成 27 年 12 月 18 日	141	北吸地区	5	3	2	0
	142	溝尻地区	1	1	0	0
	143	余部下地区	8	6	2	0
	144	余部上地区	14	8	6	0
		小計		28	18	10

合計	指定箇所数	内訳		
		急傾斜地	土石流	地滑り
	2,209	1,218	985	6

◎ なだれ危険箇所

【第2編 第4章 第3節 土砂災害等予防計画 関係資料】

(平成30年2月28日現在)

(1) なだれ危険箇所一覧表

No.	箇所番号	箇所名	字	危険箇所数
1	280	瀬が谷	瀬が谷	0
2	281	奥山	奥山	0
3	282	河原(1)	原	1
4	283	河原(2)	河原	0
5	284	城屋(1)	城屋	0
6	285	城屋(2)	城屋	0
7	286	高野野村寺	高野野村寺	1
8	287	野村寺	野村寺	1
9	288	高野由里(1)	高野由里	1
10	289	高野由里(2)	高野由里	0
11	290	女布(1)	女布	0
12	291	女布(2)	女布	0
13	292	女布(3)	女布	0
14	293	十倉(1)	十倉	0
15	294	十倉(2)	十倉	0
16	295	京田(1)	京田	0
17	296	京田(2)	京田	0
18	297	今田	今田	0
19	298	池内(1)	池内	0
20	299	池内(2)	池内	0
21	300	万願寺	万願寺	2
22	301	今田(1)	今田	1
23	302	今田(2)	今田	1
24	303	今田(3)	今田	0
25	304	池内(3)	池内	0
26	305	池内(4)	池内	0
27	306	堀(1)	堀	0
28	307	堀(2)	堀	0
29	308	池内橋	池内橋	0
30	309	堀(3)	堀	0
31	310	池内下(1)	池内下	0
32	311	池内下(2)	池内下	0
33	312	布敷	布敷	1
34	313	別所	別所	2
35	314	岸谷	岸谷	0
36	315	白滝	白滝	1
37	316	上根	上根	0
38	317	上根寺田	上根寺田	1
39	318	桑飼上	桑飼上	1

No.	箇所 番号	箇所名	字	危険 箇所数
40	319	地頭	地頭	2
41	320	岡田由里（1）	岡田由里	1
42	321	岡田由里（2）	岡田由里	1
43	322	久田美（1）	久田美	1
44	323	久田美（2）	久田美	1
45	324	志高	志高	1
46	325	大川	大川	2
47	326	八戸地（1）	八戸地	1
48	327	丸田西	丸田西	1
49	328	八戸地（2）	八戸地	1
50	329	下見谷	下見谷	1
51	330	奥下見谷	奥下見谷	0
52	331	和江	和江	1
53	332	鎌倉	鎌倉	0
54	333	上漆原	上漆原	0
55	334	上福井	上福井	0
56	335	下福井（1）	下福井	0
57	336	下福井（2）	下福井	1
58	337	下福井（3）	下福井	0
59	338	紺屋	紺屋	1
60	339	朝代	朝代	0
61	340	境谷	境谷	0
62	341	上東（1）	上東	0
63	342	上東（2）	上東	1
64	343	上東（3）	上東	0
65	344	打越（1）	打越	0
66	345	打越（2）	打越	0
67	346	打越（3）	打越	0
68	347	打越（4）	打越	0
69	348	丸田	丸田	0
70	349	水間（1）	水間	0
71	350	水間（2）	水間	1
72	351	水間（3）	水間	1
73	352	水間（4）	水間	0
74	353	水間（5）	水間	0
75	354	水間（6）	水間	0
76	355	水間（7）	水間	0
77	356	水間（8）	水間	1
78	357	大君（1）	大君	0
79	358	大君（2）	大君	0
80	359	吉田（1）	吉田	0
81	360	吉田（2）	吉田	0
82	361	青井（1）	青井	0
83	362	青井（2）	青井	0

No.	箇所番号	箇所名	字	危険箇所数
84	363	上蒲江	上蒲江	0
85	364	油江	油江	0
86	365	東神崎	東神崎	1
87	366	白杉	白杉	0
88	367	東吉原	東吉原	0
89	368	福来	福来	1
90	369	上安（1）	上安	0
91	370	上安（2）	上安	0
92	371	上安（3）	上安	0
93	372	余部上（1）	余部上	0
94	373	天台	天台	0
95	374	清道	清道	0
96	375	常	常	0
97	376	木ノ下	木ノ下	0
98	377	常（1）	常	0
99	378	常（2）	常	0
100	379	殿村	殿村	0
101	380	国居	国居	0
102	381	日向	日向	0
103	382	余部上（2）	余部上	0
104	383	下谷	下谷	0
105	384	道芝（1）	道芝	1
106	385	道芝（2）	道芝	0
107	386	余部上（3）	余部上	0
108	387	道芝	道芝	1
109	388	北吸（1）	北吸	0
100	389	北吸（2）	北吸	2
111	390	加津良	加津良	0
112	391	長浜口	長浜口	1
113	392	長浜	長浜	1
114	393	浜	浜	0
115	394	行永	行永	1
116	395	田口町	田口町	0
117	396	溝尻中町	溝尻中町	1
118	397	溝尻町	溝尻町	0
119	398	堂奥（1）	堂奥	1
110	399	堂奥（2）	堂奥	0
121	400	谷口	谷口	0
122	401	市場（1）	市場	1
123	402	市場（2）	市場	1
124	403	竜宮町	竜宮町	0
125	404	泉源寺（1）	泉源寺	0

No.	箇所 番号	箇所名	字	危険 箇所数
126	405	泉源寺（2）	泉源寺	0
127	406	田中町	田中町	0
128	407	小倉（1）	小倉	0
129	408	小倉（2）	小倉	0
130	409	田中	田中	0
131	410	小倉（3）	小倉	0
132	411	鹿原	鹿原	0
133	412	安岡（1）	安岡	0
134	413	安岡（2）	安岡	0
135	414	鹿原（1）	鹿原	0
136	415	鹿原（2）	鹿原	0
137	416	吉坂（1）	吉坂	0
138	417	吉坂（2）	吉坂	0
139	418	下佐波賀	下佐波賀	0
140	419	上佐波賀	上佐波賀	0
141	420	赤野	赤野	1
142	421	柿安	柿安	0
143	422	中田（1）	中田	1
144	423	中田（2）	中田	0
145	424	中田町	中田町	0
146	425	大波下	大波下	0
147	426	大波上（1）	大波上	0
148	427	大波上（2）	大波上	0
149	428	朝来中（1）	朝来中	0
150	429	朝来中（2）	朝来中	1
151	430	西屋	西屋	0
152	431	河辺由里（1）	河辺由里	0
153	432	河辺由里（2）	河辺由里	0
154	433	河辺原（1）	河辺原	0
155	434	河辺原（2）	河辺原	0
156	435	栃尾	栃尾	0
157	436	野原	野原	0

箇所番号は、京都府が定める番号のことをいう。

(2) なだれ危険箇所集計表 (箇所数)

(別紙様式2)

なだれ危険箇所集計表 (箇所数)

豪雪地帯指定市町村  
 豪雪地帯指定市町村以外  
 (道府県名)  
 (営林(支)局名)

土地 区 分	所 有 区 分	危 険 個 所 総 数	法該 的当 規無 制し 等	治山施行状 況 (なだれ 防災関係)		危 険 度 等										
				治着 手 山 済	そ着 の 手 他 済	地すべり 危険度			被災危険度			危険地区の 危険度				
						a	b	c	a2	b2	c2	A	B	C		
				林 地	国有林	—	—	—	—							
民有林	7	7	—		—	1	4	2	3	1	3	3	1	3		
計	7	7	—		—	1	4	2	3	1	3	3	1	3		
合 計		7	7	—	—	1	4	2	3	1	3	3	1	3		

(3) なだれ危険箇所地区別集計表

	危険地区名 (旧村名)	危険箇所数	備 考
1	東 大 浦	7	
2	西 大 浦	7	
3	朝 来	5	
4	志 楽	14	
5	倉 梯	1	
6	与 保 呂	7	
7	祖 母 谷	6	
8	新 舞 鶴	6	
9	中 舞 鶴	10	
10	旧 舞 鶴	5	
11	余 内	5	
12	四 所	11	
13	高 野	13	
14	池 内	20	
15	中 筋	5	
16	岡 田 上	2	
17	岡 田 中	6	
18	岡 田 下	4	
19	八 雲	20	
20	神 崎	3	
合 計		157	

(4) 林地保全対象 なだれ危険箇所地区別集計表

	危険地区名 (旧村名)	危険箇所数	備 考
1	東 大 浦	1	
2	西 大 浦	2	
3	朝 来	2	
4	志 楽	1	
5	倉 梯	0	
6	与 保 呂	0	
7	祖 母 谷	0	
8	新 舞 鶴	0	
9	中 舞 鶴	0	
10	旧 舞 鶴	0	
11	余 内	1	
12	四 所	2	
13	高 野	0	
14	池 内	1	
15	中 筋	0	
16	岡 田 上	1	
17	岡 田 中	1	
18	岡 田 下	0	
19	八 雲	2	
20	神 崎	0	
	合 計	7	

◎ 要配慮者利用施設の一覧表

《福祉施設（通所施設）一覧》

（令和4年2月28日現在）

NO.	名 称	所 在 地	定員等	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	デイサービスセンターやすらぎ	字安岡 1076	35	64-6222	—	●	●	
2	みずなぎ鹿原学園	字鹿原 209-3	110	63-5030	1～3		●	
3	デイサービスあつふる	田中町 15-11	25	62-5868	1～3			
4	デイサービスセンター グリーンプラザ博愛	字市場 390	25	65-3706	—	●	●	
5	ほっこりステーション	字小倉 300-71	20	77-8110	0.5 未満			
6	デイサービスセンターふれあい	字平 1558-1	18	68-1170	—			
7	まいづる作業所	字平 409-2	40	68-0600	—		●	
8	エスペラル東舞鶴（通所リハビリテーション）	字大波下 765-16	40	66-6700	0.5 未満			
9	ワークショップほのぼの屋	字大波下 202-5	40	66-7710	—	●	●	
10	デイサービス・コクア	字市場 60	10	60-2874	1～3			
11	さくらプラザ（通所リハビリテーション）	字浜 782	25	64-2566	0.5～1			
12	岸本病院（通所リハビリテーション）	字浜 1131	36	62-0118	1～3			
13	ワークショップ BONO	字浜 1546-8	20	65-3388	0.5～1			
14	デイサービスセンターハーティ	南浜町 1-3	30	65-2103	0.5～1			
15	リハプライド東舞鶴	字森 217-3	25	77-5999	—	●		
16	デイサービスさくらプラザ	倉梯中町 3-2	18	65-2111	0.5～1			
17	舞鶴市南デイサービスセンター	字行永 1090-30	35	63-0951	—			
18	舞鶴市身体障害者福祉センター	字余部下 1183-9	40	63-3008	—	●		
19	舞鶴市中デイサービスセンター	字余部下 1167	30	65-0075	—			
20	さくらんぼ園	字余部上 821	10	64-5798	—	●	●	
21	どんぐりひろば（大橋医院2階）	字余部上 186	10	77-5631	—			
22	舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	字余部下 2-9	15	64-3911	—			
23	アザレア舞鶴（通所リハビリテーション）	字和田 1055-1	50	66-6680	—		●	
24	デイサービスセンター真愛の家	字上安 1697-36	24	78-2773	—			
25	デイサービスセンター安寿	字上安 481	30	75-8982	—	●	●	
26	ウェルポート虹	字下安久 792	20	75-5511	1～3		●	
27	舞鶴赤十字病院（通所リハビリテーション）	字倉谷 427	20	75-4176	1～3			
28	小谷整形外科医院 通所リハビリテーション	字伊佐津 51-3	30	78-2286	1～3			
29	ハーモニーデイサービスセンター	字竹屋 98-1	18	78-3719	1～3			
30	デイサービス粋生倶楽部舞鶴	字寺内 88	15	60-1067	0.5～1		●	
31	すこやかか森（通所リハビリテーション）	字引土 630	35	78-3001	—	●		

NO.	名 称	所 在 地	定員等	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
32	デイサービスセンター グレイスヴィルまいづる	字布敷 52-1	30	75-7150	0.5 未満			
33	もくもくハウス	字万願寺 97 コーボ藤 I-101・102 号	10	080-2412-5547	0.5~1		●	
34	デイ・ホーム和夢	字下福井 928-3	12	78-1311	—			
35	ニチイケアセンター舞鶴 (デイサービス)	字喜多 1105-1	30	78-9206	—			
36	リハビリド西舞鶴	字京田 63	18	76-6900	0.5~1			
37	荒木クリニック 通所リハビリセンター (通所リハビリテーション)	字京田 18-1	40	77-1700	0.5~1			
38	荒木クリニック デイサービスセンターなごみ	字京田 18-1	12	77-1700	0.5~1			
39	もくもく village	字上福井 1823	20	60-2083	—	●	●	
0	みずなぎ高野学園	字野村寺 200-2	40	75-8800	1~3	●		
41	まぐらゆるり	字真倉 319-12	20	68-0600	1~3			
42	みずなぎ丸田学園	字丸田 375-1	30	82-9500	0.5~3	●		
43	舞鶴市加佐デイサービスセンター	字八田 962	20	82-1921	3~5	●		
44	みぢかなデイサービス田園	字志高 553-5	18	60-1020	5~10	●		
45	デイサービスセンターこころ	字七日市 349-1	20	77-8050	1~3			
46	デイサービス粋生倶楽部東舞鶴	森本町 24-1	19	77-8888	0.5 未満			
47	グループデイいろり	字行永 1792	12	64-4562	1~3			
48	デイサービスセンターせいほう	字引土 19-5	30	78-3255	1~3			
49	モンファミーユデイサービスセンター	字和田 1065	3	66-6723	—		●	

《福祉施設（入所施設）一覧》

(令和4年2月28日現在)

NO.	名 称	所 在 地	定員等	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	こひつじの苑舞鶴	字安岡 1076-2	80	62-6005	—	●		
2	安岡園	字安岡 1076-1	48	62-1326	—	●		
3	やすらぎ苑 (特別養護老人ホーム)	北浜町 3-10	70	64-6060	0.5~1			
4	やすらぎショート	字安岡 1076	6	64-6235	—	●	●	
5	やすらぎ苑 しょうちゃんの家	字安岡 1076	9	77-7877	—	●	●	
6	グループホームいぶき	字安岡 1-2	5	66-2015	—	●		
7	グループホーム第2いぶき	字安岡 1-2	5	66-2015	—	●		
8	あっぷるハウス	田中町 15-11	21	62-2455	1~3			
9	ケアハウス グリーンプラザ博愛	字市場 390	50	65-3702	—	●	●	
10	グリーンプラザ博愛苑 (特別養護老人ホーム)	字市場 390	50	65-3700	—	●	●	
11	グリーンプラザ博愛苑 (短期入所生活介護)	字市場 390	10	65-3700	—	●	●	
12	エスペラル東舞鶴 (介護老人保健施設・短期入所療養介護)	字大波下 765-16	150	66-6700	0.5 未満			

NO.	名 称	所 在 地	定員等	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
13	グリーンパーク愛宕 (特別養護老人ホーム・短期入所生活介護)	愛宕浜町 3-5	29	65-2350	1~3			
14	ケアハウスグリーンパーク愛宕	愛宕浜町 3-5	29	65-2351	1~3			
15	グループホーム溝尻	溝尻中町 26-4	10	62-3606	1~3			
16	オンブラージュ矢之助	矢之助町 28-7	12	77-8077	1~3			
17	グループホームゆきなが	行永東町 5-4	9	63-8040	1~3			
18	グループホームさくらプラザ	北浜町 7-2	9	64-2267	0.5~1			
19	岸本病院 (介護療養型医療施設)	字浜 1131	16	62-0118	1~3			
20	グループホームさくらプラザ倉梯	倉梯中町 3-2	9	65-2130	0.5~1			
21	やすらぎ苑 丸山の家	丸山口町 23-1	12	77-5890	0.5 未満			
22	グループホーム第3いぶき	丸山西町 1324-2	5	63-8448	—			
23	やすらぎ苑 余部の家	字余部下 921-2	15	77-5371	—			
24	きょうらく	字余部下 816	16	65-3600	—			
25	モンファミーユ舞鶴	字和田 1065	18	66-6723	—		●	
26	アザレア舞鶴 (介護老人保健施設・短期入所療養介護)	字和田 1055-1	150	66-6680	—		●	
27	真愛の家寿荘 (特別養護老人ホーム)	字上安 1697-36	110	75-1333	—			
28	真愛の家寿荘 (短期入所生活介護)	字上安 1697-36	15	78-2185	—			
29	グループホーム真愛の家 恵の里	字上安 1697-36	9	78-1221	—			
30	安寿苑 (特別養護老人ホーム)	字上安 481	50	75-8981	—	●	●	
31	安寿苑 (短期入所生活介護)	字上安 481	10	75-8981	—	●	●	
32	ケアハウスシティコーポ安寿	字上安 481	30	75-8981	—	●	●	
33	ふれあいホーム真愛	字北田辺 41-1	12	75-0115	1~3			
34	ハーモニーグループホーム	字竹屋 98-1	9	75-8821	1~3			
35	グループホームまいづる	字引土 32-2	5	63-8040	1~3			
36	すこやかか森 (介護老人保健施設)	字引土 630	100	78-3001	—	●		
37	すこやかか森 (短期入所療養介護)	字引土 630	8	78-3001	—	●		
38	ハウオリ	字下福井 1-29	10	78-3006	0.5~1			
39	グレイスヴィルまいづる (特別養護老人ホーム・短期入所生活介護)	字布敷 52-1	80	75-7121	0.5 未満			
40	あつとほむ風薫	字真倉 1006-6	10	76-1287	1~3		●	
41	みずなぎ学園 (入所)	字丸田 340	60	82-9510	0.5~3	●		
42	ライフ・ステージ舞夢 (特別養護老人ホーム)	字桑飼上 1088-1	29	83-0221	—	●		
43	ライフ・ステージ舞夢 (短期入所生活介護)	字桑飼上 1088-1	11	83-0221	—	●		
44	グループ・ホーム舞夢	字桑飼上 1088-1	18	83-0221	—	●		
45	やすらぎ苑 引土の家	字引土 182-1	12	77-5963	1~3			
46	やすらぎの郷 (特別養護老人ホーム)	字安岡 1076	29	64-6235	—	●	●	

NO.	名 称	所 在 地	定員等	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
47	グループホームマハロ 5.6	字下福井 432-29	10	78-9180	0.5~1			
48	グループホームうえやす	字上安 1921	11	63-8040	—	●		
49	グランマーレせいほう	字引土 19-5	80	78-3252	1~3			
50	ココ・ガーデン (サ付高齢者向住宅)	田中町 3-3	29	63-5600	1~3			
51	ココ・ガーデン (小規模多機能型居宅介護)	田中町 3-3	15	63-5602	1~3			

《病院等施設一覧》

(令和2年3月5日現在)

No.	名 称	所 在 地	床数	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	東舞鶴医誠会病院	字大波下765-16	255床	62-3606	0.5未満			
2	自衛隊舞鶴病院	字泉源寺1537-1	50床	62-2273	—		●	
3	市立舞鶴市民病院	字倉谷1350-11	100床	60-9020	0.5~1			
4	大西医院	字浜181	6床	62-0116	0.5~1			
5	岸本病院	字浜1131	40床	62-0118	1~3			
6	舞鶴医療センター	字行永2410	409床	62-2680	—			
7	舞鶴子ども療育センター	字行永2410-37	35床	63-4865	—			
8	渡辺医院	森町22-1	19床	62-6095	1~3			
9	舞鶴共済病院	字浜1035	300床	62-2510	0.5~1	●		
10	舞鶴赤十字病院	字倉谷427	198床	75-4175	1~3			
11	おおえ乳腺クリニック	字倉谷1904-10	6床	75-3320	1~3			
12	片山産婦人科	字倉谷400-1	17床	77-2628	1~3			
13	河崎内科	字引土295	9床	75-1084	1~3			
14	西川医院	字市場8	—	63-3222	1~3			
15	曾我内科医院	矢之助町32-18	—	62-0634	1~3			
16	奥野整形外科医院	字溝尻10	—	64-1530	1~3			
17	浮島岸本診療所	字溝尻57-3	—	63-1235	1~3			
18	澤田医院	字浜260	—	62-1399	0.5~1			
19	むちキッズクリニック	字浜451-2	—	62-0309	0.5~1			
20	黒田神経内科医院	字浜537	—	63-0137	0.5~1			
21	本河医院	字浜758	—	63-8733	0.5~1			
22	西村医院	字浜771	—	63-5456	0.5~1			
23	西村内科	字浜782	—	64-5633	0.5未満			
24	肥後内科医院	字浜813	—	62-0359	0.5~1			
25	堀澤医院	字浜1143	—	62-3590	0.5~1			
26	あらが湾岸クリニック	字浜2001-4	—	65-2014	0.5~1			
27	高田内科医院	倉梯町17-11	—	77-5522	0.5~1			
28	舞鶴市休日急病診療所	字行永2260-2	—	63-4970	—			
29	青葉診療所	行永東町26-6	—	63-7756	0.5~1			
30	指宿医院	七条中町5-1	—	62-0334	0.5~1			
31	大橋医院	字余部上186	—	62-0397	—			
32	外松医院	字余部上440-1	—	64-0936	—	●		

No.	名 称	所 在 地	床数	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
33	西村医院	字余部下830	-	62-1495	—			
34	白鳥産婦人科	字上安1700	-	76-1111	—			
35	まいづる協立診療所	字上安199-30	-	76-7883	0.5~1			
36	あいおい橋四方クリニック	字下安久978-15	-	76-3550	1~3			
37	鳥井医院	字倉谷1675	-	75-3111	1~3			
38	ながうちこころのクリニック	字倉谷1530	-	76-7760	1~3			
39	まさよクリニック	字倉谷1930-1	-	76-3387	1~3			
40	きしだ医院	字南田辺43-1	-	75-5507	1~3			
41	小谷整形外科医院	字伊佐津51-3	-	78-2070	1~3			
42	井上耳鼻いんこう科	字伊佐津319	-	76-3325	1~3			
43	いいだクリニック	字堀上185-3	-	78-5101	0.5~1		●	
44	藤井内科医院	字引土67-1	-	75-0021	1~3			
45	しかた小児科医院	字引土324	-	76-8555	1~3			
46	荒木クリニック	字京田18-1	-	77-1700	0.5~1			
47	たなか内科クリニック	竹屋8	-	78-2123	1~3			
48	隅山医院	字松陰5-4	-	75-1298	0.5~1			
49	市立舞鶴市民病院加佐診療所	字八田962	-	82-0031	3~5	●		

### 《 保育所等施設一覧 》

(令和4年3月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	定員	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	ひょうたん山共同保育園	字与保呂1292-1	28	64-7946	—		●	
2	やまもも保育園	字溝尻1106	80	62-0524	—	●	●	
3	いちご園	字浜791	30	60-1775	0.5未満			
4	市立うみべのもり保育所	字浜2022	150	62-0464	—			
5	舞鶴双葉寮	桃山町7-5	51	62-0122	—	●	●	
6	市立中保育所	字余部下1063	200	62-0292	—	●	●	
7	風の子共同保育園	南田辺6	33	76-4972	1~3			
8	八雲保育園	字丸田27-1	70	82-0278	3~5	●	●	
9	星の桜保育園	北浜町3-9	12	63-3762	—			

《幼稚園施設一覧》

(令和4年3月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	定員	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	朝来幼稚園	字吉野 499-3	130	63-3426	0.5~1			
2	志楽幼稚園	田中町 39-1	160	64-3574	—		●	
3	シオン幼稚園	字浜 40	120	62-1438	0.5~1			
4	橘幼稚園	字浜 682	300	62-5168	—	●		
5	倉梯幼稚園	七条中町 8-2	280	62-5224	1~3			
6	ひばり幼稚園	字森 1101	200	62-1157	0.5 未満	●		
7	中舞鶴幼稚園	字余部上 116-3	104	62-5166	—	●	●	
8	舞鶴聖母幼稚園	字上安久 381	315	75-1007	—	●	●	
9	三鶴幼稚園	字引土 282	120	75-1316	1~3			
10	池内幼稚園	字布敷 120-3	150	75-1930	1~3	●		

《認定こども園（幼保連携型）施設一覧》

(令和4年3月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	定員	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	平こども園	字中田440-1	85	68-0107	1~3		●	
2	さくらこども園	七条中町 8-20	110	62-6987	1~3			
3	東山こども園	字倉谷 961-1	165	76-7314	—			
4	舞鶴こども園	字円満寺 100-4	93	75-0525	1~3			
5	永福こども園	字公文名 63	135	75-4006	1~3			
6	永福こども園（城屋園舎）	字城屋 837	45	75-4005	—	●	●	
7	岡田こども園	字志高 70	60	60-2778	5~10			
8	タンポポこども園	字泉源寺 223	90	64-2762	0.5~1			
9	昭光保育園（こども園）	字浜 221	103	63-4821	1~3			
10	相愛こども園	字魚屋 234-1	120	75-1083	1~3			
11	ルンビニこども園	字寺内 90	132	76-3703	0.5~1			
12	なかすじこども園	字公文名 344	72	76-7122	1~3			
13	朝日幼稚園（こども園）	字浜 796	25	62-1874	0.5~1			
14	森の子ら幼稚園（こども園）	丸山口町 24	30	62-0740	0.5~1	●		

《小学校・中学校施設一覧》

(令和3年5月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	人数	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	志楽小学校	字小倉 60	368	62-4690	1~3			
2	朝来小学校	字朝来中 545-1	121	62-0813	—			
3	大浦小学校	字平 1583	52	68-0002	—	●		
4	若浦中学校	字大波下 18	113	64-0800	—	●	●	
5	新舞鶴小学校	字溝尻 1200-4	585	62-4643	—	●		
6	三笠小学校	桃山町 15-1	144	62-0538	—	●		
7	白糸中学校	字浜 840	435	62-3563	0.5~1			
8	与保呂小学校	字与保呂 48	126	62-0194	1~3		●	
9	青葉中学校	字行永 1810	527	62-4612	1~3			
10	倉梯小学校	字行永 291	459	62-0183	1~3			
11	倉梯第二小学校	字行永 7	248	63-5256	—			
12	中舞鶴小学校	字余部上 120	230	62-3656	—	●		
13	和田中学校	字和田 640-4	103	62-0507	—	●	●	
14	余内小学校	字倉谷 30	362	75-0379	1~3			
15	吉原小学校	字東吉原 613	33	75-0334	—	●		
16	城北中学校	字南田辺 128	442	75-0158	3~5			
17	明倫小学校	字北田辺 128-1	284	75-1225	1~3			
18	中筋小学校	字公文名 490	628	75-0372	1~3			
19	池内小学校	字布敷 120-1	43	75-1242	0.5~1	●		
20	城南中学校	字京田 30	413	75-0137	1~3			
21	福井小学校	字下福井 702-1	100	75-0539	0.5~1	●	●	
22	高野小学校	高野台 1-1	136	75-0768	—	●	●	
23	由良川小学校	字丸田 74	46	82-0013	—	●		
24	岡田小学校	字久田美 930	71	82-0024	0.5~3	●		
25	加佐中学校	字岡田由里 20	64	83-0004	3~5	●	●	

《その他学校施設一覧》

(令和4年2月25日現在)

No.	名 称	所 在 地	人数	電話番号	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域		
						急傾斜	土石流	地すべり
1	東舞鶴高等学校	字泉源寺 766	501	62-5510	1~3		●	
2	舞鶴工業高等専門学校	字白屋 234	949	62-5600	—	●	●	
3	東舞鶴高等学校浮島分校	字溝尻 150-13	49	62-0536	0.5~1	●		
4	舞鶴支援学校行永分校	字行永 2510-17	10~ 20	63-6700	—			
5	京都職業能力開発短期大学校	字上安 1922	101	75-4340	—	●	●	
6	日星高等学校	字上安久 381	525	75-0452	—	●	●	
7	聾学校・盲学校舞鶴分校	字南田辺 83	10*	75-1094	1~3			
8	西舞鶴高等学校	字引土 145	846	75-3131	1~3			
9	舞鶴支援学校	字堀 4-1	165*	78-3133	—	●	●	
10	舞鶴YMCA国際福祉専門学校	字浜 1546-3		64-3686	0.5未満			

※令和3年5月1日現在

◎ 避難所一覧（指定緊急避難場所及び指定避難所）

≪ 自主避難所 ≫

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水	土砂		
1	大浦	大浦会館	中田	150	68-2010	○	○	△	2階	○	
2	東	まなびあむ	溝尻	213	64-4060	○	○	△	2階	○	
3	中	中総合会館	余部下	1050	62-0400	○	○	○		○	
4	西	西支所	南田辺	614	75-2250	○	○	△	3階	○	
5	加佐	加佐公民館	志高	130	83-0014	○	○	△	2階	△	Y

≪ 洪水 ≫

※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所

≪ 土砂 ≫

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設。避難所となる床面への流入はなし

※ Y印の施設は、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

≪ 拠点避難所 ≫

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水	土砂		
1	大浦	大浦小学校	平	300	68-0002	○	○	○		△	本校舎:Y
2	東	朝来小学校	朝来中	300	62-0813	○	○	○		○	
3		志楽小学校	小倉	330	62-4690	○	○	△	2階	○	
4		新舞鶴小学校	溝尻	850	62-4643	○	○	○		○	
5		舞鶴東体育館	北吸	700	66-1061	○	○	○		△	Y
6		三笠小学校	桃山町	300	62-0538	○	○	○		△	本校舎:R 体育館:Y
7		倉梯小学校	行永	530	62-0183	○	○	△	2階	○	
8		倉梯第二小学校	行永	340	63-5256	○	○	○		○	
9		与保呂小学校	与保呂	230	62-0194	○	○	△	2階	○	
10		南公民館	森	230	62-0288	○	○	△	2階	○	
11		中	中舞鶴小学校	余部上	400	62-3656	○	○	○		△
12	西	余内小学校	倉谷	300	75-0379	○	○	△	2階	○	
13		文化公園体育館	上安久	2000	77-1850	○	○	○		△	Y
14		吉原小学校	東吉原	200	75-0334	○	○	○		△	体育館:R
15		明倫小学校	北田辺	500	75-1225	○	○	△	3階	○	
16		中筋小学校	公文名	300	75-0372	○	○	△	2階	○	
17		池内小学校	布敷	300	75-1242	○	○	△	2階	△	本校舎:R 体育館:Y
18		高野小学校	高野台	300	75-0768	○	○	○		△	本校舎:R 体育館:R
19		福井小学校	下福井	230	75-0539	○	○	△	2階	△	本校舎:R 体育館:Y
20	加佐	岡田小学校	久田美	230	82-0024	○	○	△	2階	△	本校舎:Y 体育館:R
21		由良川小学校	丸田	230	82-0013	○	○	○		△	本校舎:Y 体育館:Y

≪ 洪水 ≫

※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館

※ 階層表示がある施設は、本校舎の記載階以上が指定緊急避難場所

≪ 土砂 ≫

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設。避難所となる床面への流入はなし

※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設

※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館

※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

※ Y・R印の平屋建ての体育館は、指定緊急避難場所として使用不可

《準拠点避難所》

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	土砂	
1	大浦	大丹生コミュニティセンター	大丹生	270	68-1075	○	○	○	△	Y
2	東	若浦中学校	大波下	430	64-0800	○	○	○	○	
3		舞鶴工業高等専門学校	白屋	861	62-5600	○	○	○	○	
4		東舞鶴高等学校	泉源寺	800	62-5510	○	○	△	2階	△ 本校舎:Y
5		市場市民交流センター	市場	70	63-9970	○	○	○	△	Y
6		東舞鶴高等学校浮島分校	溝尻	350	62-0536	○	○	△	2階	○
7		白糸中学校	浜	450	62-3563	○	○	△	2階	○
8		北浜市民交流センター	北浜町	80	63-6141	○	×	△	2階	○
9		東コミュニティセンター	浜	500	64-0880	○	○	○	○	
10		舞鶴YMCA国際福祉専門学校	浜	500	64-3686	○	○	△	2階	○
11		青葉中学校	行永	730	62-4612	○	○	△	2階	○
12		中	長浜市民交流センター	長浜	80	64-2585	○	○	○	△
13	荒田市民交流センター		荒田	120	64-2586	○	×	○	△	Y
14	和田中学校		和田	430	62-0507	○	○	○	△	本校舎:Y 体育館:Y
15	西	福来コミュニティセンター	福来	66	76-5173	○	○	○	△	Y
16		京都職業能力開発短期大学校	上安	400	75-4340	○	○	○	△	本校舎:R
17		日星高等学校	上安久	800	75-0452	○	○	○	△	本校舎:Y 体育館:Y
18		城北中学校	南田辺	570	75-0158	○	○	△	3階	○
19		西市民プラザ	円満寺	768	77-0086	○	○	△	3階	○
20		西舞鶴高等学校	引土	600	75-3131	○	○	△	2階	○
21		西駅交流センター	伊佐津	300	78-9300	○	○	△	2階	○
22		城南中学校	京田	430	75-0137	○	○	△	2階	○
23		旧青井小学校	青井	150	75-0764	○	○	○	△	本校舎:Y 体育館:Y
24		舞鶴21ビル	喜多	138	77-2421	○	○	○	○	
25	加佐	旧岡田上小学	地頭	230	83-0019	○	○	△	2階	△ 本校舎:R 体育館:Y
26		旧岡田中小	西方寺	230	83-0006	○	○	○	△	本校舎:R 体育館:Y
27		加佐中学校	岡田由里	330	83-0004	○	○	△	2階	△ 本校舎:Y 体育館:Y
28		旧由良川中学校	中山	330	82-0133	○	○	△	2階	△ 本校舎:R 体育館:Y
29		旧神崎小学校	西神崎	230	82-5031	○	○	○	△	本校舎:Y 体育館:Y

《洪水》

- ※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館
- ※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所（各学校施設は本校舎のみ）

《土砂》

- ※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設
- ※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設
- ※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館
- ※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所
- ※ Y・R印の平屋建ての体育館は、指定緊急避難場所として使用不可

《地域避難所》

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所			
							地震	洪水	土砂	
1	大浦	田井漁村センター	田井	100	67-0704	-	○	○	△	Y
2		成生漁村センター	成生	40	67-0521	-	○	○	△	R
3		野原公民館	野原	26	67-0705	-	○	○	×	Y
4		大山公民館	大山	34	67-0361	-	×	○	×	Y
5		室牛公民館	室牛	13	68-0677	-	×	○	×	Y
6		河辺集会所	西屋	30	68-0156	-	○	○	×	Y
7		小橋公民館	小橋	33	68-0593	-	○	○	×	Y
8		三浜集会所	三浜	40	68-0849	-	×	○	×	Y
9		瀬崎集会所	瀬崎	22	68-0500	-	○	○	×	Y
10		大丹生集会所	大丹生	40	68-0267	-	○	○	×	Y
11		千歳集会所	千歳	48	68-0696	-	○	○	×	Y
12		下佐波賀集会所	佐波賀	24	68-0587	-	○	○	×	R
13		上佐波賀集会所	佐波賀	24	なし	-	○	○	×	Y
14		平集会所	平	44	68-0958	-	○	○	×	Y
15		中田公民館	中田	20	68-0290	-	○	○	×	Y
16	東	東公民館大波上集会所	大波上	37	なし	-	○	○	×	Y
17		登尾公会堂	登尾	17	なし	-	○	○	○	
18		杉山集会所	杉山	22	なし	-	○	○	○	
19		松尾集会所	松尾	16	なし	-	○	○	×	Y
20		吉坂公会堂	吉坂	33	64-5266	-	×	×	○	
21		田中東公会堂	田中町	43	66-0198	-	○	○	×	Y
22		堂奥公会堂	堂奥	26	なし	-	○	×	○	
23		多門院公民館	多門院	26	63-5825	-	○	×	×	Y
24	大宮会館	行永	83	なし	-	×	○	△	Y	
25	西	福来西・中集会所	福来	50	なし	-	○	○	○	
26		京都府水産会館	下安久	100	75-1110	-	○	△ 2階	○	
27		瑞光寺	寺内	250	75-1045	-	○	×	○	
28		朝代神社社会館	朝代	120	75-0132	-	×	○	△	Y
29		天理教山陰大教会	引土	250	75-0514	-	○	○	△	Y
30		立正佼成会	伊佐津	150	76-5111	-	×	△ 2階	○	
31		今田公民館	今田	70	75-1931	-	×	×	○	
32		布敷公民館	布敷	59	76-5101	-	×	○	○	
33		別所公民館	別所	33	なし	-	○	×	×	Y
34		上根公民館	上根	55	なし	-	○	○	○	
35		寺田集会所	寺田	24	なし	-	○	○	×	R
36		白滝公民館	白滝	26	77-0467	-	×	○	×	R
37		岸谷公民館	岸谷	45	75-1932	-	×	○	×	R
38		城屋公民館	城屋	55	なし	-	○	×	○	
39		白杉公民館	白杉	25	77-0452	-	○	○	×	Y
40		青井集会所	青井	54	76-0773	-	○	○	×	Y
41		吉田公会堂	吉田	49	なし	-	×	○	△	Y
42		大君公民館	大君	33	なし	-	×	○	×	Y

《洪水》

※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所

《土砂》

※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設

No	地区	避難所名	所在地	避難 可能 人数 (人)	電話番号	指定 避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水	土砂		
43	加佐	小原集会所	桑飼上	29	83-1132	-	○	○	×	R	
44		ケア・オフィス舞夢	桑飼上	37	83-0221	-	○	○	△	R	
45		大保生活改善センター	大保	35	83-0148	-	×	○	○		
46		小保集会所	地頭	26	83-0190	-	○	○	×	R	
47		地頭生活改善センター	地頭	32	なし	-	○	△	2階	△	Y
48		滝ヶ宇呂公民館	滝ヶ宇呂	15	83-0885 (地域住民宅)	-	×	○		×	Y
49		西方寺ふれあい会館 (西方寺公民館)	西方寺	43	83-1016	-	○	○		△	Y
50		西方寺平共同作業場	西方寺	10	なし	-	×	○		×	Y
51		岡田中基幹集落センター	河原	87	83-1091	-	○	○		×	Y
52		下見谷集会所	下見谷	34	83-0217	-	○	○		△	Y
53		下漆原公民館	下漆原	31	なし	-	○	○		×	Y
54		長谷公民館	長谷	22	82-0083	-	○	○		×	Y
55		上漆原自治会館	上漆原	32	82-0746	-	○	○		×	Y
56		上漆原公民館	上漆原	29	82-0753	-	○	○		×	Y
57		富室公民館	富室	43	83-0362	-	×	○		×	Y
58		般若寺観音堂	富室	22	83-0258	-	×	○		×	Y
59		志高公民館	志高	80	83-0416 (区長事務所)	-	○	○		×	R
60		久田美集会所	久田美	68	82-0120	-	○	○		○	
61		真壁公民館	真壁	25	82-0936	-	×	○		×	Y
62		三日市公民館	三日市	30	82-0433	-	×	○		×	Y
63		大川神社	大川	60	82-0011	-	×	○		×	Y
64	八戸地公民館	八戸地	95	82-0380	-	×	○		△	Y	
65	八田公民館	八田	75	82-0268	-	×	○		△	Y	
66	丸田西集会所	丸田	27	82-0702	-	○	○		×	Y	
67	和江集会所	和江	14	なし	-	○	○		○		
68	上東公民館	上東	19	82-0825	-	×	△	2階	△	Y	
69	下東公民館	下東	31	82-0785	-	○	×		×	Y	
70	水間公民館	水間	32	82-0293	-	○	○		×	R	
71	蒲江公民館	蒲江	12	なし	-	○	○		×	Y	

《洪水》

※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所

《土砂》

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設

※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設

※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

《福祉避難所》

No	地区	避難所名	所在地	電話番号	指定 避難所	地震	洪水		土砂	
1	東	エスペラル東舞鶴	大波下	66-6700	-	○	○		○	
2		やすらぎ苑	北浜町	64-6060	-	○	△	2階	○	
3		安岡園	安岡	62-1326	-	○	○		×	R
4		こひつじの苑舞鶴	安岡	62-6005	-	○	○		△	R
5		みずなぎ鹿原学園	鹿原	63-5030	-	○	×		×	Y
6		グリーンパーク愛宕	愛宕浜町	65-2350	-	○	△	2階	○	
7		グリーンプラザ博愛苑	市場	65-3700	-	○	○		△	Y
8	中	アザレア舞鶴	和田	66-6680	-	○	○		△	Y
9	西	真愛の家 寿荘	上安	75-1333	-	○	○		○	
10		安寿苑	上安	75-8981	-	○	○		△	R
11		すこやかか森	引土	78-3001	-	○	○		△	Y
12		グレイスヴィルまいづる	布敷	75-7121	-	○	×		○	
13		みずなぎ高野学園	野村寺	75-8800	-	○	×		×	R
14	加佐	ライフ・ステージ舞夢	桑飼上	83-0221	-	○	○		△	Y
15		みずなぎ丸田学園	丸田	82-9500	-	○	○		×	R

《洪水》

※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所

《土砂》

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設

※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設

※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

◎ 本部への報告様式

【第3編 第2章 第3節 災害情報収集伝達計画 関係資料】

年 月 日

被 害 状 況 等 報 告 書

報 告 者：(所属) (氏名) 情報入手時間： 月 日 時 分 公表の可否： <input type="checkbox"/> 公表 / <input type="checkbox"/> 非公表
通報者 氏名： 住所： TEL： - -
被害概要 ( )
被災地所在：舞鶴市
被害種別： <input type="checkbox"/> 人的 / <input type="checkbox"/> 建物 / <input type="checkbox"/> 道路 / <input type="checkbox"/> 河川 / <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他 ( )
所在 図： <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
状況写真： <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
被害状況詳細
対応状況

〔担当課： 〕 担当課コピー渡し済  
危機管理・防災課渡し済（原本）

区分	被害箇所（面積等）	被害額（千円）	備考（対応等）

◎ 京都府への速報様式

【第3編 第2章 第4節 京都府及び関係機関に対する報告、伝達計画 関係資料】

別表 I

(災害概況速報)

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

## 被害状況報告（１）

災害名：

第 報	本 部		月 日	受 信	月 日	受 信 者		
	対 策	支 部				時 現 在	時 刻	月 時
振興局名								
発生年月日市町村名								
項 目		単位	番号	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
人的被害	死 者	人	(1)					
	行方不明者	人	(2)					
	負傷者	重傷	人	(3)				
		軽傷	人	(4)				
住家被害	全 壊 (焼)	棟	(5)					
		世帯	(6)					
		人	(7)					
	半 壊 (焼)	棟	(8)					
		世帯	(9)					
		人	(10)					
	一部破損	棟	(11)					
		世帯	(12)					
		人	(13)					
	浸水	床 上	棟	(14)				
			世帯	(15)				
			人	(16)				
		床 下	棟	(17)				
			世帯	(18)				
			人	(19)				
	非住家被害	公共建物	棟	(20)				
		その他	棟	(21)				
	その他の被害	田	流失埋没	ha	(22)			
			冠水	ha	(23)			
畑		流失埋没	ha	(24)				
		冠水	ha	(25)				
文教施設		箇所	(26)					
病 院		冠水	箇所	(27)				
		冠水	箇所	(28)				
道路		崩壊	箇所	(29)				
		その他	箇所	(30)				
橋りょう		箇所	(31)					
河 川		箇所	(32)					
港 湾		箇所	(33)					
砂 防		箇所	(34)					
崖くずれ		箇所	(35)					
地すべり		箇所	(36)					
土石流		箇所	(37)					
林地崩壊		箇所	(38)					
清掃施設		箇所	(39)					
鉄道不通		箇所	(40)					
被害船舶		隻	(41)					
水 道		戸	(42)					
電 話		回線	(43)					
電 気		戸	(44)					
ガ ス		戸	(45)					
ブロック塀等		箇所	(46)					
ビニールハウス等		棟	(47)					
農 道		箇所	(48)					
農林水産業施設		箇所	(49)					
畦畔崩壊		箇所	(50)					
農作物( )		ha	(51)					
火災発生	建物	件	(52)					
	危険物	件	(53)					
	その他	件	(54)					
り災世帯数 (全・半壊+床上浸水)		世帯	(55)					
り災者数 (全・半壊+床上浸水)		人	(56)					

## 被害状況報告（2）

災害名：

市町村名									
発生年月日									
項 目	単 位	符 号							
公立文教施設	千冊	a							
農林水産業施設	千冊	b							
公共土木施設	千冊	c							
その他の公共施設	千冊	d							
小 計	千冊	e							
公共施設被害 市町村		f							
そ の 他	農産被害	千冊	g						
	林産被害	千冊	h						
	畜産被害	千冊	i						
	水産被害	千冊	j						
	商工被害	千冊	k						
	林地被害	千冊	l						
		千冊							
		千冊							
	その他	千冊	m						
	小 計	千冊	n						
被害総額	千冊	o							
災害対策本部	設置	年月日	p	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .
	解散	年月日	q	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .
災害警戒本部	設置	年月日	r	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .
	解散	年月日	s						
消防職員出動延人数	人	t							
消防団員出動延人数	人	u							
市町村職員出動延人数	人	v							
その他出動延人数	人	w							
出動延人員合計	人	x							

◎ 救急告示医療機関診療科目

更新日 平成31年2月28日

番号	名称	所在地	電話番号	開設者	管理者	診療科目	病室	開設年月日	救急告示
1	国家公務員 共済組合連合会 舞鶴共済病院	字浜 1035	62-2510	国家公務員 共済組合 連合会	布施 春樹	内科・外科・小児科・産婦人科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・眼科・放射線科・麻酔科・循環器内科・整形外科・呼吸器外科・心臓血管外科・リハビリテーション科・消化器内科・脳神経外科・歯科口腔外科・循環器小児科・血液内科・リウマチ科	一般 300 床 (H28.10.1)	明 40.04.01	有り
2	独立行政法人国 立病院機構 舞鶴医療センタ ー	字行永 2410	62-2680	独立行政法人 国立病院機構	法里 高	内科・外科・小児科・小児外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・眼科・放射線科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・精神科・整形外科・神経内科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・心臓血管外科・緩和ケア内科・緩和ケア外科	一般 289 床 精神 120 床 計 409 床 (H28.7.12 承認)	昭 20.12.01	有り
3	舞鶴赤十字病院	字倉谷 427	75-4175	日本赤十字社 京都府支部	西田 和夫	内科・消化器内科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・神経内科	一般 150 床 回復期 48 床 計 198 床	昭 28.03.09	有り

◎ 被害程度認定基準

【第3編 第2章 第3節 災害情報収集伝達計画 関係資料】

【第4編 第1章 第1節 被災者の生活再建等の支援 関係資料】

分類	用語	被害程度認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの。又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、斜傾等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のも。
	非住家被害	住家以外の建物で、全壊または半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする
その他の被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	流失・埋没冠水	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	流失・埋没冠水	田に準ずる。 田に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
橋りょう	橋りょう	道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

分類	用語	被害程度認定基準
その他の被害	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖くずれを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	地すべり	地すべりによる被害で、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	土石流	土石流による被害で、人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	林地崩壊	森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

◎ 災害救助法による救助の内容等

(令和4年3月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全流出</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																		
		全壊 全流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																		
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																		
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																				
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																				
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																							
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額 595,000円以内 2 半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内に完了																																								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失又は毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具、通学用品及びその他の学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書、教材） 1ヵ月以内 （文房具、通学用品及びその他の学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内（一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		して定める		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百十三條に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一條から第十五條までに掲げる経費と法第五條第三項に要した額及び法第十九條に要した額並びに令第八條に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

◎ 消防機械の配置状況

【第2編 第4章 第6節 消防整備計画 関係資料】

【第3編 第8章 第2節 消防活動計画 関係資料】

【令和2年1月31日 現在】

種別 所属別	消 防 車 両								その他の車両					消防無線							
	梯子付消防ポンプ自動車	水槽付ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付水槽車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ搬送車	高規格救急車	救急車	指令車	広報車 (搬送車含む)	原動機付自転車	デジタル無線			デジタル 簡易無線			
															基地局	陸上移動局	半固定移動局	受令機	車載機	携帯機	
消防本部	1	1		1	1					1		3	1	1	2	18	5		9	17	
東消防署			1		2					2		1	2	2		20	2		10	3	
西消防署			1		2		1			2		1	2	2		20	2		10	4	
小 計	1	1	2	1	5		1			5		5	5	5	2	58	9		29	24	
消 防 団	東				3													4	4	13	
	中				1	1		2										3	3	13	
	南				1			1										2	2	12	
	与保呂					1		2										2	2	9	
	祖母谷					1		3										2	2	9	
	志 楽					1		6										2	2	11	
	朝 来				1			5	1									2	2	15	
	東大浦					1		9	1									2	2	18	
	西大浦					1		10	1									2	2	18	
	西				2			1											3	3	12
	余 内				1														2	2	13
	池 内				1			4	1										2	2	12
	中 筋				1			1											2	2	12
	高 野				1			1											2	2	10
	四 所				1			3	1										2	2	11
	岡田上				1	1		3	1										3	3	13
	岡田中				1			6	1										2	2	15
	岡田下				1			3	1										2	2	15
	八 雲				1	1		1	1										3	3	16
神 崎				1			2	1										2	2	11	
小 計					18	8		63										46	46	258	
合 計	1	1	2	1	23	8	1	63	10	5	0	5	4	5	2	58	9	46	75	282	

◎ 舞鶴市公用自動車保有状況

(令和2年3月6日現在)

部 課 名	用途 車体の形状	乗用			貨物						特殊				合計	広報車	原動機付二輪	備 考
		マイクロバス	普通乗用	小型乗用	ダンプ・ボソネット (トラック)			バン・キャブ オーバ			大型	普通	小型	軽自動車				
					普通	小型	軽自動車	普通	小型	軽自動車								
市議会事務局			1													1		議長車所有
危機管理室(※)		1	2													3	2	
市長公室	秘書課		1													1		市長車所有
総務部	資産マネジメント推進課	1	3	8	5					3	7					27	10	副市長車所有
	税務課				1											1		
市民文化 環境部	生活環境課			1		1				1		1			5	1	大型特殊(最終処分場・油圧ショベル) 小型特殊(除雪機)	
	啓発推進課									3					3			
	リサイクル事務所					3				1	1		3		8	1	大型特殊(ショベルローダー) 小型特殊3(ショベルローダー2、フォークリフト1)	
	清掃事務所					1				1			1		3		小型特殊(フォークリフト)	
	西支所				1					2					3			
	加佐分室									1					1			
	中央公民館									1					1			
	図書館課									1					1			
福祉部	高齢者支援課				6					3					9			
	障害福祉・国民年金課			1											1			
	福祉援護課									1					1			
	文庫山学園									1					1			
健康・ 子ども部	幼稚園・保育所課				2										2	1		
	子ども支援課				1					1					2			
	健康づくり課									3	1				4		普通特殊(車椅子昇降機付)	
産業振興部	観光振興課											1			1		小型特殊(ビーチクリーナー)	
	産業創造・雇用促進課									1					1			
	農林課		1		1			1		2					5			
	水産課			1											1			
	引揚記念館									1					1			
建設部	土木課			2						2	9	4	75	1	93		大型特殊9(除雪ドーザー) 普通特殊3(作業車2、パトロール車) 小型特殊71(除雪機) 軽特殊(作業車)	
	建設総務課									1					1			
	都市計画課			1						1					2			
	国・府事業推進課									2					2			
教育委員会	教育総務課	2	1	1	1										5		マイクロバス2(スクールバス)	

用途 車体の形状 部 課 名	マイクロバス	乗用			貨物						特殊				合計	広報車	原動機付二輪	備 考
		普通乗用	小型乗用	軽自動車	ダンプ・ボンネット (トラック)			バン・キャブ オーバ			大型	普通	小型	軽自動車				
					普通	小型	軽自動車	普通	小型	軽自動車								
学校教育課											1					1		
消防本部（東・西・中）													55		10	65		5
小 計	4	8	15	18	5	0	1	0	4	37	11	60	81	11	255	15	6	
上下水道部(※)	上水道			1							6		1			8	7	普通特殊（作業車）
	下水道			1							2				3		1	普通特殊（作業車）
	東浄化センター								1	1			1		3			小型特殊（除雪機）
	西浄化センター										1		1		2			
土地開発公社										1					1			
市民病院・加佐診療所		1		3	2								1		7			普通特殊（救急車）
総合文化会館			1							1					2	2		
花と緑の公社			2							1			1		4			
合 計	4	9	22	21	7	1	1	0	5	52	11	64	84	11	292	30	11	

※ 令和4年2月28日時点

◎ 広報車両一覧表

所管課	車両番号	車種	備考
資産 マネジメント推進課	京都 480 に 5447	日産クリッパー	軽貨物
	京都 502 ひ 7060	トヨタアクア	普通乗用
	京都 580 む 656	三菱 ek ワゴン	軽乗用
	京都 480 な 3639	マツダスクラムワゴン	軽貨物
	京都 480 さ 6467	三菱ミニキャブバン	軽貨物
	京都 581 あ 4719	スズキアルト	軽乗用
	京都 501 り 9799	日産ウイングロード	小型乗用
	京都 301 ね 5904	日産リーフ	普通乗用
	京都 580 め 9104	スズキジムニー	軽乗用
	京都 540 ほ 8540	三菱 ek ワゴン	軽乗用
生活環境課	京都 501 も 7890	日産ウイングロード	小型乗用
リサイクルプラザ	京都 480 け 3565	三菱ミニキャブ	軽貨物
土木課	京都 800 せ 8289	マツダタイタン	特殊
上下水道部	京都 800 す 5705	トヨタサクシードワゴン	外付プレーヤーがあれば再生は可能
	京都 480 ち 714	ダイハツハイゼットバン	軽貨物
	京都 480 つ 6878	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物
上下水道部	京都 480 て 9921	ダイハツハイゼットバン	軽貨物

	京都 502 ひ 5817	日産ウイングロード	小型乗用
	京都 800 せ 8241	マツダタイタン	特殊 タンク付
	京都 480 に 4404	ダイハツハイゼットバン	軽貨物
	京都 480 ね 2846	マツダハイゼットトラック	軽貨物

※危機管理・防災課以外の車両

◎ 化学消火薬剤及び油流出処理資機材の現況

◀ 化学消火薬剤 ▶

(令和2年1月31日 現在)

区分	化学消火薬剤種別 (単位 リットル)					
	蛋白系		合成界面 活性剤	水性膜泡 消火薬剤	水溶性液体用消火薬剤 (耐アルコール用)	粉末
	3%型	6%型				
舞鶴市東消防署			620			
中出張所			80			
舞鶴市西消防署			620			
海上自衛隊舞鶴警備隊			2800			
海上自衛隊舞鶴補給所		574	(3% 4,000)			
新日本海フェリー	(1200)					
ジャパンマリンユナイテッド						
日本板硝子(株)	(1500)					
京都府漁連油槽所	800					
舞鶴発電所			(3% 12,400)			
合計	800 (2,700)	574	4,120 (16,400)			

( )内は消火設備内に保有するものを計上

◀ 油流出処理資機材 ▶

区分	乾燥砂 (t)	油中和剤 (%)	吸着マット (枚)	オイルフェンス (本)	A Cライト (kg)
舞鶴市東消防署	1		364	3	102.5
中出張所	0.5		86		31.5
舞鶴市西消防署	0.98	36	136	3	101.6
合計	2.48	36	586	6	235.6

# 罹災証明申請書

年 月 日

申請者 住所

氏名

罹災者との関係 ( )

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項	被災者区分：居住者					
	世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家（建物）の所在地	
--------------	--

上記罹災について証明願います。

## 罹災証明書

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項	被災者区分：居住者					
	世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家（建物）の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項	

※住家とは現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年      月      日

舞鶴市長

◎ 災害時応援協定締結一覧表

災害時応援協定の締結状況（舞鶴市）

（令和3年12月31日現在）

No.	協定名	協定締結先	主な締結内容	締結年月日
1	舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業務協定	舞鶴海上保安部	・船舶の消火活動の相互協力	昭和43年11月15日
2	災害時の相互応援協定に関する協定	福知山市、綾部市、宮津市、三和町、夜久野町、大江町	・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・必要な資機材、物資の提供 ・必要な職員の派遣 ・避難者、傷病者の受入れ	平成8年10月14日
3	災害時の相互応援協定	鳥取市	・必要な資機材、物資の提供 ・必要な車両の提供 ・必要な職員等の応援	平成9年10月1日
4	災害時等における医療救護活動に関する協定	社団法人 舞鶴医師会	・医療救護活動に対する協力	平成13年12月27日
5	災害時におけるLPガス供給に関する協定	社団法人 京都府エルピーガス協会舞鶴支部	・炊き出し用等LPガスの供給	平成15年3月27日
6	災害時における物資の供給応援に関する協定	舞鶴商工会議所	・物資の供給応援	平成15年3月27日
7	災害時における物資の供給応援に関する協定	株式会社エール	・物資の供給応援	平成15年3月27日
8	消防相互応援協定	若狭消防組合	・消防の相互応援	平成13年9月1日
9	京都府広域消防相互応援協定	府内全市町村、消防組合	・消防の相互応援	平成19年3月12日
10	両丹都市消防相互応援協定	福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合	・消防の相互応援	平成21年2月1日
11	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	長岡京市、京都府企業局、京都市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、精華町、木津川市、井出町、宇治田原町、宇治市、与謝野町、京丹後市、宮津市、福知山市、亀岡市、南丹市、綾部市、大山崎町、向日市、京丹波町	・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資材の供出	平成6年10月1日 (改定:平成30年9月1日)
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	みずなぎ学園、こひつじの苑、やすらぎ苑、エスペラル東舞鶴、すこやか森、グリーンパーク愛宕、真愛の家寿荘、安寿苑、グレイスヴィルまいづる、ライフステージ舞夢、アザレア舞鶴、博愛苑	・福祉避難所の設置・運営協力 (個別で協定締結)	平成24年8月20日
13	災害時における旧軍港市相互応援に関する協定	横須賀市、呉市、佐世保市	・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・必要な資機材、物資の提供 ・必要な車両等の提供 ・必要な職員の派遣 ・避難者、傷病者の受入れ ・被災者等へ発信する必要な情報のホームページへの掲載	平成24年9月28日
14	災害時・緊急時における住民避難等の協力に関する協定書	京都交通(株)舞鶴営業所、日本交通(株)、(株)コスモ観光、京都タクシー(株)、(有)慶和、岡田上・池内・岡田中各バス運行協議会、西大浦・青	・住民避難等に係る輸送業務 (個別で協定締結)	平成25年1月10日

No.	協定名	協定締結先	主な締結内容	締結年月日
		井校区・杉山-登尾・多門院各協議会		
15	災害時におけるし尿等収集運搬無償応援協定	舞鶴厚生株式会社、舞鶴保健興業有限会社、株式会社アクア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿等収集運搬</li> <li>・無償の期間 1週間程度</li> </ul>	平成25年5月17日
16	緊急事態における隊友会舞鶴支部の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会京都府隊友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の救援・捜索、避難誘導</li> <li>・避難所開設支援</li> <li>・支援物資の受取・配分等</li> <li>・防疫・保健衛生の支援</li> <li>・特殊技能による支援</li> </ul>	平成26年4月1日
17	災害発生時における応急対策活動に関する協定	京都府電気工事工業組合舞鶴支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等における電気設備の応急復旧工事</li> <li>・災害応急対策に必要な資材、機材の確保・提供</li> </ul>	平成26年9月1日
18	災害時等における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の調達業務</li> <li>・引き渡し場所までの物資の運搬</li> </ul>	平成27年2月1日
19	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	敦賀三方消防組合、若狭消防組合、綾部市、福知山市、丹波市、篠山市、三田市、三木市、神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防の相互応援</li> </ul>	平成27年2月18日
20	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な情報提供、行政機能低下の軽減をさせる取組の実施</li> </ul>	平成27年8月14日
21	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	京都府水難救済会舞鶴救難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の輸送</li> <li>・資機材の輸送</li> <li>・職員の輸送</li> </ul>	平成27年9月16日
22	災害時等における物資供給等に関する協定書	ゴダイ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の調達業務</li> <li>・引き渡し場所までの物資の運搬</li> </ul>	平成28年3月1日
23	京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC～丹波IC）及び山陰近畿自動車道（一般国道312号）消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、宮津与謝消防組合、京丹後市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防の相互応援</li> </ul>	平成28年10月30日
24	災害時における緊急情報の放送に関する協定書	一般社団法人有本積善社（FMまいづる）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等の情報についての緊急放送</li> </ul>	平成28年11月4日
25	舞鶴市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査</li> <li>・施設の点検</li> <li>・暫定的機能の維持・修繕工事</li> </ul>	平成29年10月1日
26	災害時等におけるレンタル機材提供に関する協定	株式会社アクティオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタル機材（車両、建設機材、発電機等）提供業務</li> <li>・引き渡し場所までの物資の運搬</li> </ul>	平成29年12月5日
27	加圧式給水車の共同使用に係る協定	宮津市、伊根町、与謝野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が所有する加圧式給水車の共同使用による有効活用</li> </ul>	平成30年3月26日
28	緊急時における施設利用等に関する協定	WILLER TRAINS(株) 北近畿タンゴ鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等の鉄道軌道上への立入許可</li> <li>・保有資機材の使用による支援</li> <li>・人員及び物資の輸送協力</li> </ul>	平成31年1月15日
29	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	安岡園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の設置・運営協力</li> </ul>	平成30年4月1日
30	舞鶴市の行政情報等発信に関する協定	株式会社ヒューチャリングネットワーク、株式会社ホリグチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報のポータルサイトへの掲載</li> </ul>	平成30年5月24日
31	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	有限会社清掃社、株式会社浄美社、株式会社興進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系一般廃棄物の収集運搬</li> </ul>	令和元年9月1日

No.	協 定 名	協定締結先	主な締結内容	締結年月日
		社		
32	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	有限会社幸友社	・家庭系一般廃棄物の収集運搬	令和元年9月1日
33	災害等における支援協力に関する協定	株式会社フューチャーイン	・応急給水作業 ・資器材の運搬及び搬入 ・住民からの問い合わせの受付及び説明 ・現地状況の確認及び報告 ・各種報告文書の作成 ・市の有する公用車に同乗しての随行	令和3年2月1日
34	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	公益社団法人日本上下水道コンサルタント協会 (京都府、府内22市町合同一括協定)	・下水道管路施設の点検・調査等の復旧支援業務	令和3年3月25日
35	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 (京都府、府内22市町合同一括協定)	・下水道施設の災害査定図書の作成等の災害査定支援に関する業務	令和3年3月25日
36	災害時における応急給水及び応急復旧作業等の応援に関する協定	舞鶴市管工事協同組合	・応急給水作業 ・水道施設の被害状況調査 ・応急復旧工事の協力	令和3年6月10日
37	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社	・避難所に特設公衆電話を整備 ・避難所開設時利用料免除	令和3年7月16日

合計

59 件